

資料目録

(司法試験について)

0	共通資料	1
	(1) 司法試験の仕組み	1
	(2) 新司法試験と旧司法試験制度の概要	3
	(3) 司法試験制度について	5
	(4) 平成24年司法試験問題(抜粋)(短答式・論文式)	7
	(5) 平成18年～24年(新)司法試験受験状況	13
	(6) 平成24年司法試験法科大学院等別合格者数等	19
	(7) 法科大学院別合格者数・累積者数等(平成17年度～22年度修了者)	21
1	受験回数制限	
	(1) 司法制度改革審議会意見書(抜粋)	27
	(2) 法曹の養成に関するフォーラム論点整理(取りまとめ)(抜粋)	29
	(3) 司法試験の受験資格等について	31
	(4) 司法試験の受験回数制限制度について	33
	(5) 司法試験修了年度別合格状況	35
	(6) 新司法試験合格者・旧司法試験合格者の受験期間	39
	(7) 司法試験の受験者数・合格者数等の推移	41
	(8) 資格喪失者について	43
	(9) 受験回数制限制度に係るシミュレーション	45
2	方式・内容, 合格基準・合格者決定	
	(1) 司法制度改革審議会意見書(抜粋)	47
	(2) 新司法試験実施に係る研究調査会報告書(平成15年12月)	49
	(3) 法曹の養成に関するフォーラム論点整理(取りまとめ)(抜粋)	69
	(4) 平成25年司法試験の実施日程等について	75
	(5) 試験科目の変遷	77
	(6) 法科大学院における授業科目について	79
	(7) 司法試験短答・綜合成績(既修・未修 法学部・非法学部別)	81
	(8) 司法試験に関するアンケート調査結果(法科大学院協会)(平成19年～24年)	87
	(9) 新たな法曹養成プロセスの有機的連携に関する調査(平成23年3月)(抜粋)	89
	(10) 司法試験委員会の組織について	95
	(11) 司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について(平成24年11月16日司法試験考査委員会議申合せ事項)	97
	(12) 司法試験短答・論文・綜合成績(平成18年～24年)	101
	(13) 平成24年司法試験総合点別人員調(総合評価)	103
	(14) 平成24年司法試験論文式試験問題出題趣旨(選択科目を除く。)	107
	(15) 平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見(選択科目を除く。)	121

3 予備試験

(1) 司法試験予備試験の仕組み	155
(2) 予備試験の実施方針概要	157
(3) 予備試験の実施方針について	159
(4) 司法制度改革審議会意見書（抜粋）	167
(5) 法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）（抜粋）	169
(6) 平成23年司法試験予備試験の結果	171
(7) 平成24年司法試験予備試験の結果	175
(8) 平成24年司法試験受験状況（予備試験合格者）	179
(9) 平成24年司法試験総合得点別人員数調（10点刻み）	183
(10) 規制改革推進のための3か年計画（再改定）（抜粋）	185

司法試験の仕組み

裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する試験であり、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われる。

試験は、短答式（択一式を含む。）と論文式による筆記の方法により行われる。短答式試験と論文式試験は同時期に行われ、受験者全員が両方の試験を受けることになる。

なお、口述試験は行われない。

受験資格等

【受験資格】

法科大学院課程の修了者
司法試験予備試験の合格者

【受験期間・回数制限等】

法科大学院課程の修了の日又は司法試験予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年の期間内に3回の範囲内で受験することができる。

また、司法試験を受験した者は、その受験の基礎となった受験資格に対応する受験期間内は、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

実施日程

試験日 毎年5月中旬頃の4日間で短答式試験及び論文式試験を行う。

試験地 7試験地（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）

短答式試験

裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次の3科目について行う。

公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目）

民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目）

刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）

論文式試験

論文式試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次の4科目について行う。

公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目）

民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目）

刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）

選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法〔公法系〕、国際関係法〔私法系〕から1科目選択）

新司法試験と旧司法試験制度の概要

新司法試験

旧司法試験

【受験資格】

- 予備試験（H23から実施）なし
- 本試験 法科大学院修了又は予備試験合格

- 第一次試験 なし
- 第二次試験 第一次試験合格者又は第一次試験免除者

【受験回数制限】

法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に3回まで

なし

【試験日程等】

- 第一次試験を廃止
- 短答式及び論文式試験を同時実施（5月中旬に連続する4日間程度）
（計22時間30分）
 - ・短答式試験
 - 公法系科目（憲法・行政法に関する分野の科目） 1時間30分
 - 民事系科目（民法・商法・民訴法に関する分野の科目） 2時間30分
 - 刑事系科目（刑法・刑訴法に関する分野の科目） 1時間30分
 - ・論文式試験
 - 公法系科目（短答式試験と同じ） 4時間
 - 民事系科目（短答式試験と同じ） 6時間
 - 刑事系科目（短答式試験と同じ） 4時間
 - 選択科目（8科目から一つ選択） 3時間
 - 倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）

- 第一次試験（1月上旬）
外国語科目 2時間、一般教養科目 4時間
 - 第二次試験
 - ・短答式試験（5月中旬：1日）
憲法・民法・刑法（択一式） （計3時間30分）
 - ・論文式試験（7月中旬：2日）
憲法・民法・商法・刑法・民訴法・刑訴法（論述式）
各科目2時間（計12時間）
- ※短答式試験合格者が受験

- ・口述試験（10月下旬）
憲法
民事系（民法・民訴法）
刑事系（刑法・刑訴法）
（計1時間15分程度）
- ※論文式試験合格者が受験

【合格発表】

9月中旬

11月中旬

司法試験制度について

●司法試験法（昭和24年法律第140号）・抜粋

（司法試験の目的等）

第1条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 （略）

3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

（司法試験の方法等）

第2条 司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行うものとする。

（司法試験の試験科目等）

第3条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。）

二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。）

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目

二 民事系科目

三 刑事系科目

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

（司法試験の受験資格等）

第4条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者
その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者
その合格の発表の日後の最初の四月一日から五

年を経過するまでの期間

- 2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であっても、同様とする。

（司法試験等の実施）

- 第7条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

（合格者の決定方法）

- 第8条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験考査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

（司法試験委員会の設置及び所掌事務）

- 第12条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 司法試験及び予備試験を行うこと。
 二～四 （略）
 3 （略）

（司法試験考査委員等）

- 第15条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験考査委員（以下この条及び次条において「予備試験考査委員」という。）を置く。

- 2、3 （略）

●法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（昭和14年法律第139号）・抜粋

（法曹養成の基本理念）

- 第2条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 （略）
 二 司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。
 三 （略）

平成24年司法試験短答式試験(抜粋)

[民事系科目]

[第1問] (配点: 2)

行為能力に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は, [No. 1])

- ア. 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者は、自ら補助開始の審判を請求することができない。
- イ. 成年被後見人が認知をする場合、成年被後見人の同意は不要である。
- ウ. 保佐人の同意を得なければならない行為について、被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず保佐人が同意をしないとき、被保佐人は、家庭裁判所に対し、保佐人の同意に代わる許可を請求することができる。
- エ. 被補助人について後見開始の審判をする場合、家庭裁判所は、その者に係る補助開始の審判を取り消さずに後見開始の審判をすることができる。
- オ. 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について、家庭裁判所は、同意権も代理権も付与されない補助人を選任することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

[第2問] (配点: 2)

制限行為能力者に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は, [No. 2])

- 1. 制限行為能力者のした契約について、制限行為能力者及びその法定代理人が取消権を有するときは、契約の相手方も取消権を有する。
- 2. 契約を締結した成年者がその後後見開始の審判を受けたとき、成年被後見人は、その契約の当時、既にその成年者につき後見開始の事由が存在していたことを証明して、その成年者のした契約を取り消すことができる。
- 3. 未成年者は、その契約を取り消すことができることを知って契約を締結したときでも、その契約を取り消すことができる。
- 4. 制限行為能力者が、自己を行為能力者であると信じさせるために相手方に対して詐術を用いて法律行為をした場合は、その法律行為の要素に錯誤があるときでも、錯誤による無効を主張することはできない。

[第3問] (配点: 2)

錯誤に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(解答欄は, [No. 3])

- 1. 意思表示の相手方が表意者の錯誤を認識していた場合であっても、表意者において錯誤に陥ったことについて重大な過失があったときは、表意者は、錯誤による無効を主張することができない。
- 2. 売買の目的物に隠れた瑕疵があり、この点について買主が錯誤に陥っていた場合は、錯誤の規定に優先して、瑕疵担保責任の規定が適用されることになる。
- 3. 裁判上の和解は、裁判所の関与の下にされるものであるから、これについて錯誤による無効を主張することはできない。
- 4. 表意者に対して債権を有する者は、その債権を保全する必要がある場合、表意者はその意思表示の要素に関し錯誤のあることを認めているときは、その意思表示の無効を主張し、その結果生ずる表意者の債権を代位行使することができる。
- 5. 意思表示の動機に錯誤があった場合、その意思表示の錯誤による無効を主張するためには、その動機が表示されていれば足り、その動機が法律行為の内容となっている必要はない。

平成24年司法試験論文式試験民事系科目第1問

〔民事系科目〕

〔第1問〕(配点：100〔設問1〕,〔設問2〕及び〔設問3〕の配点の割合は,3:4:3)

次の文章を読んで,後記の〔設問1〕から〔設問3〕までに答えなさい。

I

【事実】

1. Aは,店舗を建設して料亭を開業するのに適した土地を探していたところ,平成2年(1990年)8月頃,希望する条件に沿う甲土地を見つけた。
甲土地は,その当時,Bが管理していたが,登記上は,Bの祖父Cが所有権登記名義人となっている。Cは,妻に先立たれた後,昭和60年(1985年)4月に死亡した。Cには子としてD及びEがいたが,Dは,昭和63年(1988年)7月に死亡した。Dの妻は,Dより先に死亡しており,また,Bは,Dの唯一の子である。
2. Aが,平成2年(1990年)9月頃,Bに対し甲土地を購入したい旨を申し入れたところ,Bは,その1か月後,Aに対し,甲土地を売却してもよいとする意向を伝えるとともに,「甲土地は,登記上は祖父Cの名義になっているが,Cが死亡した後,その相続について話し合いをすることもなくDが管理してきた。Dが死亡してからは,自分が管理をしている。」と説明した。Aが,「Bを所有権登記名義人とする登記にすることはできないのか。」とBに尋ねたところ,Bは,「しばらく待ってほしい。」と答えた。
3. AとBは,平成2年(1990年)11月15日,甲土地を代金3600万円でBがAに売却することで合意した。そして,その日のうちに,Aは,Bに代金の全額を支払った。また,同月20日,Aは,甲土地を柵で囲み,その中央に「料亭「和南」建設予定地」という看板を立てた。
4. 平成3年(1991年)11月頃,Aは,甲土地上に飲食店舗と自宅を兼ねる乙建物を建設し,同年12月10日,Aを所有権登記名義人とする乙建物の所有権の保存の登記がされた。そして,Aは,平成4年(1992年)3月14日から,乙建物で料亭「和南」の営業を開始した。なお,料亭「和南」の経営は,Aが個人の事業者としてするものである。
5. Aは,平成15年(2003年)2月1日に死亡した。Aの妻は既に死亡しており,FがAの唯一の子であった。Fは,他の料亭で修業をしていたところ,Aが死亡したため,料亭「和南」の営業を引き継いだ。乙建物は,Fが居住するようになり,また,同年4月21日,相続を原因としてAからFへの所有権の移転の登記がされた。

〔設問1〕 【事実】1から5までを前提として,以下の(1)及び(2)に答えなさい。

- (1) Fは,Aが甲土地をBとの売買契約により取得したことに依拠して,Eに対し,甲土地の所有権が自己にあることを主張したい。この主張が認められるかどうかを検討しなさい。
- (2) Fが,Eに対し,甲土地の占有が20年間継続したことを理由に,同土地の所有権を時効により取得したと主張するとき,【事実】3の下線を付した事実は,この取得時効の要件を論ずる上で法律上の意義を有するか,また,法律上の意義を有すると考えられるときに,どのような法律上の意義を有するか,理由を付して解答しなさい。

II 【事実】1から5までに加え,以下の【事実】6から17までの経緯があった。

【事実】

6. 料亭「和南」は順調に発展し,名店として評判となった。そこで,Fは,「和南」ブランドで,瓶詰の「和風だし」及びレトルト食品の「山菜おこわ」を販売することを考えるようにな

った。

7. まず、Fは、「和風だし」を2000箱分のみ製造し、二つの地域で試験的に販売することとした。そして、料亭「和南」とその周辺でF自らが1000箱分を販売するが、別の地域における販売は、食料品販売業者のGに任せることとし、FがGに「和風だし」1000箱を販売し、Gがそれを転売することとした。
8. 「和風だし」は、一部に特殊な原材料が必要なことから、平成23年9月に製造する必要があった。しかし、試験販売の開始は、準備の都合上、平成24年3月からとされた。そこで、Fは、「和風だし」2000箱分を製造した上、販売開始時期まで、どこかに保管することを考えた。そして、甲土地のすぐ近くで、かつて質店を運営していたが、現在は廃業しているHならば、広い倉庫を所有しているだろうと考え、Hと交渉した結果、H所有の丙建物に、Fが製造した「和風だし」を出荷まで保管してもらい、これに対しFが保管料を支払うこととなった。
9. Fは、平成23年9月10日、Gとの間で、「和風だし」2000箱のうち1000箱をFがGに対し代金500万円で売却し、丙建物で同月25日にFがGに現実に引き渡す旨の契約を締結した。そして、平成23年9月25日、「和風だし」2000箱が丙建物に運び込まれ、そのうち1000箱がFからGに現実に引き渡された後直ちに、FとH、GとHは、それぞれ【別紙】の内容の寄託契約を締結した。これらの結果、丙建物では、合わせて「和風だし」2000箱が保管されることとなった。
 なお、平成23年9月25日までに実際に製造された「和風だし」は予定どおり2000箱分であり、それ以外には、「和風だし」は製造されていない。また、製造された「和風だし」2000箱分は、種類及び品質が同一であり、包装も均一であった。
10. また、Fは、平成24年1月中には、料亭「和南」で飲食した顧客のために、お土産用「山菜おこわ」の販売を始めることとし、製造する「山菜おこわ」の保管場所につきHに相談した。Hは、既に「和風だし」の寄託を受けて丙建物が有効活用されていること、さらに、丙建物にはなお保管場所に余裕があることから、Fの「山菜おこわ」を丙建物において無償で保管することをFと合意した。
11. Fは、平成24年1月に入ると、「山菜おこわ」の製造を開始し、同月10日、Hの立会いを得て、「山菜おこわ」500箱を丙建物に運び込んだ。
12. 平成24年1月12日、Fは、これまで取引のなかった大手百貨店Qの本部から、「山菜おこわ」をQ百貨店本店の地下1階食品売場で販売し、その評判が良ければ、「山菜おこわ」をQ百貨店の全店舗の食品売場で販売したいとの申出を受けた。
13. Fは、平成24年1月16日、Qとの間で、丙建物に保管されている「山菜おこわ」500箱をFがQに対し代金300万円で売却し、これを同月31日に丙建物で引き渡す旨の契約を締結した。Fは、この売買契約が成立したことから、Qが「山菜おこわ」の販売を始めるまでは、これを料亭「和南」で販売しないこととした。
14. Fは、Q百貨店で「山菜おこわ」を取り扱ってもらえることになったことを大いに喜び、平成24年1月22日、たまたまHが料亭「和南」を訪れた際、「Q百貨店本店の食品売場に「山菜おこわ」を置いてもらえることになった。その評判が良ければ、Q百貨店は、全店舗で「山菜おこわ」を取り扱うことを申し出てくれている。「和南」の味を広める大きなチャンスだから張り切っている。」とHに話した。
15. ところが、平成24年1月24日、丙建物に何者かが侵入し、丙建物内に保管されていた「和風だし」2000箱のうち1000箱及び「山菜おこわ」500箱全てが盗取された。なお、丙建物に何者かが侵入することを許したのは、その日はHが丙建物の施錠を忘れていたためである。また、Fが、同月31日までに「山菜おこわ」500箱分を新たに製造することは不可能である。

16. Qにおいて、この盗難事件を受け、Fとの取引を進めるかどうかについて社内で協議したところ、Fの商品保管態勢が十分であるとはいえないとして、その経営姿勢に疑問が呈せられた。そこで、Qは、平成24年2月1日、「山菜おこわ」500箱分の売買契約を解除すること及び「山菜おこわ」販売に関するFQ間の交渉を打ち切ることをFに通知した。
17. なお、【事実】16までに記載した以外には、丙建物に保管されている「和風だし」及び「山菜おこわ」について出し入れはなく、丙建物に侵入した者は不明であり盗品を取り戻すことは不可能である。
- また、「和風だし」及び「山菜おこわ」を丙建物で保管する行為は商行為ではなく、Hは商人でない。

【設問2】 Gは、Hに対し、丙建物に存在する「和風だし」1000箱を自己に引き渡すよう求めている。これに対して、Hは、寄託された「和風だし」はFの物と合わせて2000箱であるところ、その半分がもはや存在しないことと、残りの1000箱全てをGに引き渡せば、Fの権利を侵害することとを理由に、Gの請求に応ずることを拒んでいる。このHの主張に留意しながら、Gのする「和風だし」1000箱の引渡請求の全部又は一部が認められるか否かを検討しなさい。

【設問3】 Fは、Hに対し、「山菜おこわ」を目的とする寄託契約の債務不履行を理由として損害賠償を請求しようと考えている。この債務不履行の成否について検討した上で、Fが、【事実】16の下線を付した経過があったためQ百貨店の全店舗で「山菜おこわ」を取り扱ってもらえなくなったことについての損害の賠償を請求することができるか否かについて論じなさい。

【別紙】

寄託契約書

第1条

寄託者は、受寄者に対し、料亭「和南」製「和風だし」1000箱（以下「本寄託物」という。）を寄託し、受寄者は、これを受領した。

第2条

- 1 受寄者は、本寄託物を丙建物において保管する。
- 2 受寄者は、本寄託物を善良な管理者の注意をもって保管する。

第3条

- 1 受寄者が他の者（次項及び次条において「他の寄託者」という。）との寄託契約に基づいて本寄託物と種類及び品質が同一である物を保管する場合において、受寄者は、その物と本寄託物とを区別することなく混合して保管すること（以下「混合保管」という。）ができ、寄託者は、これをあらかじめ承諾する。
- 2 前項の場合において、受寄者は、寄託者に対し、他の寄託者においても寄託物の混合保管がされることを承諾していることを保証する。

第4条

寄託者及び受寄者は、寄託者及び他の寄託者が、混合保管をされた物について、それぞれ寄託した物の数量の割合に応じ、寄託物の共有持分権を有することを確認する。

第5条

受寄者は、本寄託物に係る保管料を別に定める方法で計算し、寄託者に請求する。

第6条

受寄者は、寄託者に対し、混合保管をされていた物の中から、寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還する。

[以下の条項は、省略。]

平成24年司法試験受験状況

		出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		合格者		
					人員	合格率 (対受験者)	人員	合格率	
								対短合	対受験者
合計		11,265人	11,100人	8,387人	5,339人	63.66%	2,102人	39.37%	25.06%
男性		8,096人	7,980人	6,021人	4,041人	67.12%	1,557人	38.53%	25.86%
女性		3,169人	3,120人	2,366人	1,298人	54.86%	545人	41.99%	23.03%
修了見込者		3,698人	3,533人	3,013人	2,020人	67.04%	1,024人	50.69%	33.99%
修了者		7,472人	7,472人	5,289人	3,235人	61.16%	1,020人	31.53%	19.29%
受験回数	1回	5,011人	4,849人	3,770人	2,208人	58.57%	1,022人	46.29%	27.11%
	2回	3,718人	3,715人	2,746人	1,817人	66.17%	651人	35.83%	23.71%
	3回	2,441人	2,441人	1,786人	1,230人	68.87%	371人	30.16%	20.77%
既修者	法学部	3,450人	3,414人	2,876人	2,278人	79.21%	1,062人	46.62%	36.93%
	非法学部	474人	469人	355人	288人	81.13%	109人	37.85%	30.70%
	全体	3,924人	3,883人	3,231人	2,566人	79.42%	1,171人	45.64%	36.24%
未修者	法学部	4,814人	4,735人	3,402人	1,768人	51.97%	623人	35.24%	18.31%
	非法学部	2,432人	2,387人	1,669人	921人	55.18%	250人	27.14%	14.98%
	全体	7,246人	7,122人	5,071人	2,689人	53.03%	873人	32.47%	17.22%
平成23年度 修了者	既修者	1,789人	1,748人	1,607人	1,256人	78.16%	695人	55.33%	43.25%
	未修者	2,064人	1,940人	1,515人	791人	52.21%	332人	41.97%	21.91%
	全体	3,853人	3,688人	3,122人	2,047人	65.57%	1,027人	50.17%	32.90%
平成22年度 修了者	既修者	1,057人	1,057人	855人	713人	83.39%	302人	42.36%	35.32%
	未修者	1,793人	1,793人	1,223人	754人	61.65%	273人	36.21%	22.32%
	全体	2,850人	2,850人	2,078人	1,467人	70.60%	575人	39.20%	27.67%
平成21年度 修了者	既修者	606人	606人	425人	359人	84.47%	136人	37.88%	32.00%
	未修者	1,514人	1,514人	958人	568人	59.29%	187人	32.92%	19.52%
	全体	2,120人	2,120人	1,383人	927人	67.03%	323人	34.84%	23.36%
平成20年度 修了者	既修者	254人	254人	164人	124人	75.61%	24人	19.35%	14.63%
	未修者	1,085人	1,085人	746人	311人	41.69%	48人	15.43%	6.43%
	全体	1,339人	1,339人	910人	435人	47.80%	72人	16.55%	7.91%
平成19年度 修了者	既修者	218人	218人	180人	114人	63.33%	14人	12.28%	7.78%
	未修者	790人	790人	629人	265人	42.13%	33人	12.45%	5.25%
	全体	1,008人	1,008人	809人	379人	46.85%	47人	12.40%	5.81%
予備試験合格者		95人	95人	85人	84人	98.82%	58人	69.05%	68.24%

平成23年新司法試験受験状況

		出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		合格者		
					人員	合格率 (対受験者)	人員	合格率	
								対短合	対受験者
合 計		11,891人	11,686人	8,765人	5,654人	64.51%	2,063人	36.49%	23.54%
男 性		8,481人	8,344人	6,333人	4,315人	68.14%	1,585人	36.73%	25.03%
女 性		3,410人	3,342人	2,432人	1,339人	55.06%	478人	35.70%	19.65%
修了見込者		4,307人	4,102人	3,423人	2,364人	69.06%	1,139人	48.18%	33.27%
修了者		7,584人	7,584人	5,342人	3,290人	61.59%	924人	28.09%	17.30%
受験回数	1 回	5,633人	5,429人	4,198人	2,551人	60.77%	1,140人	44.69%	27.16%
	2 回	3,830人	3,829人	2,853人	1,893人	66.35%	591人	31.22%	20.72%
	3 回	2,428人	2,428人	1,714人	1,210人	70.60%	332人	27.44%	19.37%
新司法試験 のみの受験 回数	1 回	5,748人	5,543人	4,296人	2,638人	61.41%	1,185人	44.92%	27.58%
	2 回	3,833人	3,833人	2,845人	1,887人	66.33%	578人	30.63%	20.32%
	3 回	2,310人	2,310人	1,624人	1,129人	69.52%	300人	26.57%	18.47%
既修者	法 学 部	3,492人	3,454人	2,914人	2,376人	81.54%	1,068人	44.95%	36.65%
	非 法 学 部	502人	498人	422人	339人	80.33%	114人	33.63%	27.01%
	全 体	3,994人	3,952人	3,336人	2,715人	81.38%	1,182人	43.54%	35.43%
未修者	法 学 部	5,161人	5,045人	3,609人	1,960人	54.31%	621人	31.68%	17.21%
	非 法 学 部	2,736人	2,689人	1,820人	979人	53.79%	260人	26.56%	14.29%
	全 体	7,897人	7,734人	5,429人	2,939人	54.14%	881人	29.98%	16.23%
平成22年度 修了者	既 修 者	1,905人	1,863人	1,718人	1,393人	81.08%	718人	51.54%	41.79%
	未 修 者	2,564人	2,401人	1,811人	1,008人	55.66%	429人	42.56%	23.69%
	全 体	4,469人	4,264人	3,529人	2,401人	68.04%	1,147人	47.77%	32.50%
平成21年度 修了者	既 修 者	1,022人	1,022人	873人	747人	85.57%	304人	40.70%	34.82%
	未 修 者	2,044人	2,044人	1,422人	878人	61.74%	261人	29.73%	18.35%
	全 体	3,066人	3,066人	2,295人	1,625人	70.81%	565人	34.77%	24.62%
平成20年度 修了者	既 修 者	558人	558人	400人	362人	90.50%	126人	34.81%	31.50%
	未 修 者	1,618人	1,618人	1,032人	574人	55.62%	139人	24.22%	13.47%
	全 体	2,176人	2,176人	1,432人	936人	65.36%	265人	28.31%	18.51%
平成19年度 修了者	既 修 者	302人	302人	181人	127人	70.17%	25人	19.69%	13.81%
	未 修 者	1,022人	1,022人	670人	295人	44.03%	40人	13.56%	5.97%
	全 体	1,324人	1,324人	851人	422人	49.59%	65人	15.40%	7.64%
平成18年度 修了者	既 修 者	207人	207人	164人	86人	52.44%	9人	10.47%	5.49%
	未 修 者	649人	649人	494人	184人	37.25%	12人	6.52%	2.43%
	全 体	856人	856人	658人	270人	41.03%	21人	7.78%	3.19%

平成22年新司法試験受験状況

		出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		合格者		
					人員	合格率 (対受験者)	人員	合格率	
								対短合	対受験者
合計		11,127人	10,908人	8,163人	5,773人	70.72%	2,074人	35.93%	25.41%
男性		7,827人	7,676人	5,819人	4,332人	74.45%	1,482人	34.21%	25.47%
女性		3,300人	3,232人	2,344人	1,441人	61.48%	592人	41.08%	25.26%
修了見込者		4,586人	4,367人	3,652人	2,707人	74.12%	1,226人	45.29%	33.57%
修了者		6,541人	6,541人	4,511人	3,066人	67.97%	848人	27.66%	18.80%
受験回数	1回	5,655人	5,438人	4,258人	2,811人	66.02%	1,183人	42.08%	27.78%
	2回	3,713人	3,711人	2,761人	1,988人	72.00%	619人	31.14%	22.42%
	3回	1,759人	1,759人	1,144人	974人	85.14%	272人	27.93%	23.78%
新司法試験 のみの受験 回数	1回	5,824人	5,605人	4,412人	2,956人	67.00%	1,261人	42.66%	28.58%
	2回	3,696人	3,696人	2,729人	1,960人	71.82%	597人	30.46%	21.88%
	3回	1,607人	1,607人	1,022人	857人	83.86%	216人	25.20%	21.14%
既修者	法学部	3,503人	3,473人	2,935人	2,556人	87.09%	1,095人	42.84%	37.31%
	非法学部	515人	510人	418人	372人	89.00%	147人	39.52%	35.17%
	全体	4,018人	3,983人	3,353人	2,928人	87.32%	1,242人	42.42%	37.04%
未修者	法学部	4,608人	4,483人	3,169人	1,869人	58.98%	584人	31.25%	18.43%
	非法学部	2,501人	2,442人	1,641人	976人	59.48%	248人	25.41%	15.11%
	全体	7,109人	6,925人	4,810人	2,845人	59.15%	832人	29.24%	17.30%
平成21年度 修了者	既修者	1,937人	1,902人	1,769人	1,565人	88.47%	820人	52.40%	46.35%
	未修者	2,776人	2,592人	1,963人	1,180人	60.11%	413人	35.00%	21.04%
	全体	4,713人	4,494人	3,732人	2,745人	73.55%	1,233人	44.92%	33.04%
平成20年度 修了者	既修者	1,015人	1,015人	868人	811人	93.43%	308人	37.98%	35.48%
	未修者	2,045人	2,045人	1,369人	881人	64.35%	249人	28.26%	18.19%
	全体	3,060人	3,060人	2,237人	1,692人	75.64%	557人	32.92%	24.90%
平成19年度 修了者	既修者	612人	612人	412人	364人	88.35%	96人	26.37%	23.30%
	未修者	1,483人	1,483人	940人	545人	57.98%	138人	25.32%	14.68%
	全体	2,095人	2,095人	1,352人	909人	67.23%	234人	25.74%	17.31%
平成18年度 修了者	既修者	252人	252人	155人	101人	65.16%	12人	11.88%	7.74%
	未修者	805人	805人	538人	239人	44.42%	32人	13.39%	5.95%
	全体	1,057人	1,057人	693人	340人	49.06%	44人	12.94%	6.35%
平成17年度 修了者	既修者	202人	202人	149人	87人	58.39%	6人	6.90%	4.03%

平成21年新司法試験受験状況

		出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		合格者		
					人員	合格率 (対受験者)	人員	合格率	
								対短合	対受験者
合計		9,734人	9,564人	7,392人	5,055人	68.38%	2,043人	40.42%	27.64%
男性		6,800人	6,688人	5,206人	3,770人	72.42%	1,503人	39.87%	28.87%
女性		2,934人	2,876人	2,186人	1,285人	58.78%	540人	42.02%	24.70%
修了見込者		4,776人	4,606人	3,949人	2,801人	70.93%	1,401人	50.02%	35.48%
修了者		4,958人	4,958人	3,443人	2,254人	65.47%	642人	28.48%	18.65%
受験回数	1回	5,518人	5,349人	4,326人	2,731人	63.13%	1,275人	46.69%	29.47%
	2回	3,117人	3,116人	2,324人	1,711人	73.62%	597人	34.89%	25.69%
	3回	1,099人	1,099人	742人	613人	82.61%	171人	27.90%	23.05%
新司法試験のみの受験回数	1回	5,789人	5,619人	4,589人	2,981人	64.96%	1,428人	47.90%	31.12%
	2回	2,990人	2,990人	2,167人	1,560人	71.99%	472人	30.26%	21.78%
	3回	955人	955人	636人	514人	80.82%	143人	27.82%	22.48%
既修者	法学部	3,285人	3,262人	2,857人	2,394人	83.79%	1,126人	47.03%	39.41%
	非法学部	496人	492人	417人	346人	82.97%	140人	40.46%	33.57%
	全体	3,781人	3,754人	3,274人	2,740人	83.69%	1,266人	46.20%	38.67%
未修者	法学部	3,713人	3,620人	2,646人	1,456人	55.03%	491人	33.72%	18.56%
	非法学部	2,240人	2,190人	1,472人	859人	58.36%	286人	33.29%	19.43%
	全体	5,953人	5,810人	4,118人	2,315人	56.22%	777人	33.56%	18.87%
平成20年度修了者	既修者	2,057人	2,030人	1,947人	1,712人	87.93%	948人	55.37%	48.69%
	未修者	2,809人	2,666人	2,065人	1,114人	53.95%	458人	41.11%	22.18%
	全体	4,866人	4,696人	4,012人	2,826人	70.44%	1,406人	49.75%	35.04%
平成19年度修了者	既修者	972人	972人	824人	681人	82.65%	232人	34.07%	28.16%
	未修者	1,956人	1,956人	1,337人	801人	59.91%	229人	28.59%	17.13%
	全体	2,928人	2,928人	2,161人	1,482人	68.58%	461人	31.11%	21.33%
平成18年度修了者	既修者	545人	545人	373人	272人	72.92%	78人	28.68%	20.91%
	未修者	1,188人	1,188人	716人	400人	55.87%	90人	22.50%	12.57%
	全体	1,733人	1,733人	1,089人	672人	61.71%	168人	25.00%	15.43%
平成17年度修了者	既修者	207人	207人	130人	75人	57.69%	8人	10.67%	6.15%

平成20年新司法試験受験状況

		出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		合格者		
					人員	合格率 (対受験者)	人員	合格率	
								対短合	対受験者
合計		7,842人	7,710人	6,261人	4,654人	74.33%	2,065人	44.37%	32.98%
男性		5,469人	5,374人	4,397人	3,410人	77.55%	1,501人	44.02%	34.14%
女性		2,373人	2,336人	1,864人	1,244人	66.74%	564人	45.34%	30.26%
修了見込者		4,712人	4,580人	3,926人	2,855人	72.72%	1,462人	51.21%	37.24%
修了者		3,130人	3,130人	2,335人	1,799人	77.04%	603人	33.52%	25.82%
受験回数	1回	5,016人	4,890人	4,013人	2,734人	68.13%	1,312人	47.99%	32.69%
	2回	2,337人	2,333人	1,887人	1,580人	83.73%	633人	40.06%	33.55%
	3回	489人	487人	361人	340人	94.18%	120人	35.29%	33.24%
新司法試験のみの受験回数	1回	5,338人	5,206人	4,317人	3,025人	70.07%	1,504人	49.72%	34.84%
	2回	2,157人	2,157人	1,684人	1,384人	82.19%	473人	34.18%	28.09%
	3回	347人	347人	260人	245人	94.23%	88人	35.92%	33.85%
既修者	法学部	3,034人	3,012人	2,655人	2,321人	87.42%	1,182人	50.93%	44.52%
	非法学部	415人	412人	347人	318人	91.64%	149人	46.86%	42.94%
	全体	3,449人	3,424人	3,002人	2,639人	87.91%	1,331人	50.44%	44.34%
未修者	法学部	2,615人	2,539人	1,969人	1,204人	61.15%	436人	36.21%	22.14%
	非法学部	1,778人	1,747人	1,290人	811人	62.87%	298人	36.74%	23.10%
	全体	4,393人	4,286人	3,259人	2,015人	61.83%	734人	36.43%	22.52%
平成19年度修了者	既修者	2,037人	2,012人	1,898人	1,685人	88.78%	974人	57.80%	51.32%
	未修者	2,744人	2,637人	2,079人	1,191人	57.29%	492人	41.31%	23.67%
	全体	4,781人	4,649人	3,977人	2,876人	72.32%	1,466人	50.97%	36.86%
平成18年度修了者	既修者	937人	937人	780人	660人	84.62%	258人	39.09%	33.08%
	未修者	1,649人	1,649人	1,180人	824人	69.83%	242人	29.37%	20.51%
	全体	2,586人	2,586人	1,960人	1,484人	75.71%	500人	33.69%	25.51%
平成17年度修了者	既修者	475人	475人	324人	294人	90.74%	99人	33.67%	30.56%

平成19年新司法試験受験状況

	出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		合格者			
				人員	合格率 (対受験者)	人員	合格率		
							対短合	対受験者	
合計	5,401人	5,280人	4,607人	3,479人	75.52%	1,851人	53.20%	40.18%	
男性	3,786人	3,699人	3,261人	2,599人	79.70%	1,334人	51.33%	40.91%	
女性	1,615人	1,581人	1,346人	880人	65.38%	517人	58.75%	38.41%	
修了見込者	4,325人	4,204人	3,650人	2,680人	73.42%	1,455人	54.29%	39.86%	
修了者	1,076人	1,076人	957人	799人	83.49%	396人	49.56%	41.38%	
受験回数	1回	4,061人	3,948人	3,388人	2,383人	70.34%	1,250人	52.45%	36.89%
	2回	1,197人	1,189人	1,096人	980人	89.42%	525人	53.57%	47.90%
	3回	143人	143人	123人	116人	94.31%	76人	65.52%	61.79%
新司法試験のみの受験回数	1回	4,415人	4,294人	3,727人	2,695人	72.31%	1,460人	54.17%	39.17%
	2回	986人	986人	880人	784人	89.09%	391人	49.87%	44.43%
既修者	法学部	2,567人	2,539人	2,363人	2,001人	84.68%	1,095人	54.72%	46.34%
	非法学部	317人	312人	278人	239人	85.97%	120人	50.21%	43.17%
	全体	2,884人	2,851人	2,641人	2,240人	84.82%	1,215人	54.24%	46.01%
未修者	法学部	1,355人	1,296人	1,072人	661人	61.66%	344人	52.04%	32.09%
	非法学部	1,162人	1,133人	894人	578人	64.65%	292人	50.52%	32.66%
	全体	2,517人	2,429人	1,966人	1,239人	63.02%	636人	51.33%	32.35%
平成18年度修了者	既修者	1,864人	1,831人	1,738人	1,441人	82.91%	819人	56.84%	47.12%
	未修者	2,517人	2,429人	1,966人	1,239人	63.02%	636人	51.33%	32.35%
	全体	4,381人	4,260人	3,704人	2,680人	72.35%	1,455人	54.29%	39.28%
平成17年度修了者	既修者	1,020人	1,020人	903人	799人	88.48%	396人	49.56%	43.85%

平成18年新司法試験受験状況

	出願者	受験予定者	受験者	短答式試験の合格に必要な成績を得た者		合格者			
				人員	合格率 (対受験者)	人員	合格率		
							対短合	対受験者	
合計	2,137人	2,125人	2,091人	1,684人	80.54%	1,009人	59.92%	48.25%	
男性	1,588人	1,581人	1,552人	1,292人	83.25%	781人	60.45%	50.32%	
女性	549人	544人	539人	392人	72.73%	228人	58.16%	42.30%	
修了見込者	2,137人	2,125人	2,091人	1,684人	80.54%	1,009人	59.92%	48.25%	
修了者									
受験回数	1回	1,712人	1,701人	1,669人	1,297人	77.71%	748人	57.67%	44.82%
	2回	405人	404人	402人	368人	91.54%	247人	67.12%	61.44%
	3回	20人	20人	20人	19人	95.00%	14人	73.68%	70.00%
新司法試験のみの受験回数	1回	2,137人	2,125人	2,091人	1,684人	80.54%	1,009人	59.92%	48.25%
既修者	法学部	1,866人	1,856人	1,831人	1,467人	80.12%	893人	60.87%	48.77%
	非法学部	271人	269人	260人	217人	83.46%	116人	53.46%	44.62%
	全体	2,137人	2,125人	2,091人	1,684人	80.54%	1,009人	59.92%	48.25%
未修者	法学部								
	非法学部								
平成17年度修了者	既修者	2,137人	2,125人	2,091人	1,684人	80.54%	1,009人	59.92%	48.25%

	受験者数	短答式試験の合格に必要な 成績を得た者数	最終合格者数	合格率
予備試験合格者	85	84	58	68.24%
一橋大法科大学院	135	114	77	57.04%
京大法科大学院	280	233	152	54.29%
慶應義塾大法科大学院	347	285	186	53.60%
東京大法科大学院	379	303	194	51.19%
神戸大法科大学院	131	105	60	45.80%
大阪大法科大学院	177	128	74	41.81%
中央大法科大学院	489	399	202	41.31%
首都大東京法科大学院	101	84	40	39.60%
愛知大法科大学院	37	33	14	37.84%
北海道大法科大学院	159	123	54	33.96%
早稲田大法科大学院	472	332	155	32.84%
名古屋大法科大学院	135	86	44	32.59%
千葉大法科大学院	66	49	21	31.82%
九州大法科大学院	202	122	53	26.24%
近畿大法科大学院	37	21	9	24.32%
東北大法科大学院	173	120	38	21.97%
広島大法科大学院	91	55	19	20.88%
上智大法科大学院	183	123	38	20.77%
明治大法科大学院	401	247	82	20.45%
中京大法科大学院	41	20	8	19.51%
西南学院大法科大学院	62	33	12	19.35%
同志社大法科大学院	229	140	44	19.21%
新潟大法科大学院	63	28	12	19.05%
学習院大法科大学院	85	60	16	18.82%
立命館大法科大学院	236	147	43	18.22%
広島修道大法科大学院	44	23	8	18.18%
大阪市立大法科大学院	102	72	18	17.65%
白鷗大法科大学院	40	24	7	17.50%
南山大法科大学院	70	39	12	17.14%
立教大法科大学院	112	65	19	16.96%
琉球大法科大学院	42	27	7	16.67%
山梨学院大法科大学院	49	28	8	16.33%
成蹊大法科大学院	99	64	16	16.16%
福岡大法科大学院	31	16	5	16.13%
岡山大法科大学院	78	46	12	15.38%
関東学院大法科大学院	39	18	6	15.38%
静岡大法科大学院	47	22	7	14.89%
金沢大法科大学院	48	29	7	14.58%
関西学院大法科大学院	186	113	27	14.52%
横浜国立大法科大学院	83	53	12	14.46%
筑波大法科大学院	63	42	9	14.29%
甲南大法科大学院	89	52	12	13.48%
創価大法科大学院	92	51	12	13.04%
熊本大法科大学院	49	27	6	12.24%
北海学園大法科大学院	33	18	4	12.12%
関西大法科大学院	184	105	22	11.96%
日本大法科大学院	185	80	22	11.89%
青山学院大法科大学院	68	39	8	11.76%
専修大法科大学院	105	60	12	11.43%
名城大法科大学院	72	43	8	11.11%
神奈川大法科大学院	63	38	7	11.11%
鹿児島大法科大学院	37	20	4	10.81%
東洋大法科大学院	65	31	7	10.77%
法政大法科大学院	162	96	17	10.49%
駒澤大法科大学院	51	29	5	9.80%
東海大法科大学院	51	19	5	9.80%
東北学院大法科大学院	43	19	4	9.30%
久留米大法科大学院	35	13	3	8.57%
大東文化大法科大学院	65	30	5	7.69%
駿河台大法科大学院	105	42	8	7.62%
信州大法科大学院	54	32	4	7.41%
桐蔭横浜大法科大学院	99	45	6	6.06%
島根大法科大学院	34	17	2	5.88%
獨協大法科大学院	89	26	5	5.62%
大阪学院大法科大学院	54	20	3	5.56%
香川大法科大学院	39	19	2	5.13%
國學院大法科大学院	59	25	3	5.08%
大宮法科大学院大学	124	47	6	4.84%
京都産業大法科大学院	63	24	3	4.76%
明治学院大法科大学院	106	51	5	4.72%
愛知学院大法科大学院	43	14	2	4.65%
龍谷大法科大学院	89	35	4	4.49%
神戸学院大法科大学院	32	16	1	3.13%
姫路獨協大法科大学院	19	1	0	0.00%
総計	8387	5339	2102	25.06%

(注) 受験者数には、途中欠席者を含む。

	受験者	合格者	合格率
予備試験合格者	85	58	68.24%
京大法科大学院	159	105	66.04%
一橋大法科大学院	85	54	63.53%
慶應義塾大法科大学院	204	121	59.31%
東大法科大学院	222	131	59.01%
愛知大法科大学院	19	10	52.63%
大阪大法科大学院	85	43	50.59%
首都大東京法科大学院	51	24	47.06%
中央大法科大学院	267	123	46.07%
神戸大法科大学院	77	33	42.86%
名古屋大法科大学院	67	28	41.79%
早稲田大法科大学院	233	95	40.77%
西南学院大法科大学院	10	4	40.00%
南山大法科大学院	25	9	36.00%
北海道大法科大学院	67	23	34.33%
九州大法科大学院	84	26	30.95%
千葉大法科大学院	28	8	28.57%
創価大法科大学院	28	7	25.00%
熊本大法科大学院	12	3	25.00%
広島修道大法科大学院	4	1	25.00%
東北大法科大学院	72	17	23.61%
上智大法科大学院	76	17	22.37%
近畿大法科大学院	9	2	22.22%
東洋大法科大学院	9	2	22.22%
同志社大法科大学院	67	14	20.90%
筑波大法科大学院	15	3	20.00%
名城大法科大学院	15	3	20.00%
東北学院大法科大学院	10	2	20.00%
成蹊大法科大学院	26	5	19.23%
明治大法科大学院	171	31	18.13%
大阪市立大法科大学院	39	7	17.95%
広島大法科大学院	31	5	16.13%
関西学院大法科大学院	58	9	15.52%
岡山大法科大学院	39	6	15.38%
立命館大法科大学院	87	13	14.94%
青山学院大法科大学院	14	2	14.29%
中京大法科大学院	15	2	13.33%
駿河台大法科大学院	16	2	12.50%
山梨学院大法科大学院	16	2	12.50%
大阪学院大法科大学院	8	1	12.50%
専修大法科大学院	35	4	11.43%
白鷗大法科大学院	9	1	11.11%
北海学園大法科大学院	9	1	11.11%
日本大法科大学院	58	6	10.34%
鹿児島大法科大学院	10	1	10.00%
静岡大法科大学院	10	1	10.00%
立教大法科大学院	42	4	9.52%
関西大法科大学院	57	5	8.77%
横浜国立大法科大学院	24	2	8.33%
駒澤大法科大学院	13	1	7.69%
学習院大法科大学院	29	2	6.90%
桐蔭横浜大法科大学院	15	1	6.67%
甲南大法科大学院	17	1	5.88%
金沢大法科大学院	18	1	5.56%
新潟大法科大学院	18	1	5.56%
法政大法科大学院	48	2	4.17%
愛知学院大法科大学院	3	0	0.00%
大宮法科大学院大学	17	0	0.00%
香川大法科大学院	8	0	0.00%
神奈川大法科大学院	8	0	0.00%
関東学院大法科大学院	6	0	0.00%
京都産業大法科大学院	5	0	0.00%
久留米大法科大学院	2	0	0.00%
神戸学院大法科大学院	10	0	0.00%
國學院大法科大学院	9	0	0.00%
島根大法科大学院	8	0	0.00%
信州大法科大学院	14	0	0.00%
大東文化大法科大学院	10	0	0.00%
東海大法科大学院	11	0	0.00%
獨協大法科大学院	18	0	0.00%
姫路獨協大法科大学院	2	0	0.00%
福岡大法科大学院	9	0	0.00%
明治学院大法科大学院	30	0	0.00%
琉球大法科大学院	9	0	0.00%
龍谷大法科大学院	11	0	0.00%
総計	3207	1085	33.83%

(注) 受験者数には、途中欠席者を含む。

法科大学院別合格者数・累積者数等（平成17年度修了者）

法科大学院名	平成17年度修了者												
	平成18年新試験		平成19年新試験		平成20年新試験		平成21年新試験		平成22年新試験		累積者数		
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者実数	合格者	合格率
横浜国立法科大学院	10	5	5	4	1	1					10	10	100.0%
金沢大法科大学院	2	1	1	1							2	2	100.0%
國學院大法科大学院	2	1	1	1							2	2	100.0%
島根大法科大学院	1	1									1	1	100.0%
一橋大法科大学院	53	44	8	7	1	1					53	52	98.1%
九州大法科大学院	13	7	6	3	3	2					13	12	92.3%
早稲田大法科大学院	19	12	7	3	2	2			1	0	19	17	89.5%
大阪市立大法科大学院	26	18	9	5	2	1	1	0	1	0	27	24	88.9%
千葉大法科大学院	27	15	12	6	3	3	1	0	1	0	27	24	88.9%
東京大法科大学院	170	120	43	25	7	5	7	2	10	0	173	152	87.9%
京都大法科大学院	129	87	36	23	8	2	3	1	2	1	130	114	87.7%
創価大法科大学院	14	8	5	4	1	0	1	0	1	0	14	12	85.7%
北海道大法科大学院	38	26	11	5	3	1			1	0	38	32	84.2%
愛知大法科大学院	18	13	4	2			1	1	1	0	19	16	84.2%
山梨学院大法科大学院	11	6	4	2	3	1	1	0			11	9	81.8%
慶應義塾大法科大学院	164	104	46	26	9	4	4	1	11	0	166	135	81.3%
大阪大法科大学院	21	10	9	5	4	2	2	0	1	0	21	17	81.0%
神戸大法科大学院	62	40	15	9	5	1	3	0	3	0	62	50	80.6%
福岡大法科大学院	5	3	1	1			1	0	1	0	5	4	80.0%
名城大法科大学院	5	2	3	2	1	0					5	4	80.0%
名古屋大法科大学院	28	17	8	6	4	0	1	0			29	23	79.3%
中央大法科大学院	239	131	90	45	35	10	10	0	16	2	240	188	78.3%
明治大法科大学院	95	43	48	23	15	6	3	0	3	0	96	72	75.0%
広島大法科大学院	12	3	9	5	3	1	1	0			12	9	75.0%
西南学院大法科大学院	4	2	2	1							4	3	75.0%
神奈川大法科大学院	13	4	8	5	2	1			1	0	14	10	71.4%
白鴎大法科大学院	6	3	3	1	3	1			1	0	7	5	71.4%
東北大法科大学院	42	20	19	5	10	4	3	0	3	0	43	29	67.4%
同志社大法科大学院	88	35	45	21	14	3	4	0	3	1	89	60	67.4%
明治学院大法科大学院	18	8	9	3	3	1	1	0	3	0	18	12	66.7%
近畿大法科大学院	6	3	2	0	2	1	1	0			6	4	66.7%
上智大法科大学院	51	17	28	11	9	3	6	2	3	0	51	33	64.7%
成蹊大法科大学院	25	11	10	5	2	0	2	0	2	0	25	16	64.0%
立教大法科大学院	18	7	10	4	3	1	2	0			19	12	63.2%
首都大東京法科大学院	39	17	15	5	7	1	2	0	3	1	39	24	61.5%
関西大法科大学院	50	18	28	11	6	2	2	0	5	0	51	31	60.8%
南山大法科大学院	10	5	3	1	2	0					10	6	60.0%
立命館大法科大学院	103	27	66	26	24	8	8	0	9	1	104	62	59.6%
学習院大法科大学院	49	15	31	14	10	0	5	0	2	0	49	29	59.2%
関西学院大法科大学院	64	28	32	8	13	3	3	0	2	0	66	39	59.1%
青山学院大法科大学院	14	5	7	1	4	2	3	0	2	0	14	8	57.1%
甲南大法科大学院	18	5	11	5	5	0	3	0			18	10	55.6%
東洋大法科大学院	24	4	13	7	3	1	8	1	6	0	24	13	54.2%
法政大法科大学院	62	23	32	8	15	4	6	0	6	0	65	35	53.8%
専修大法科大学院	51	9	38	14	17	5	3	0	3	0	52	28	53.8%
関東学院大法科大学院	15	1	9	5	7	3	2	0	4	0	17	9	52.9%
岡山大法科大学院	12	4	5	2	1	0	2	0	2	0	12	6	50.0%
新潟大法科大学院	10	5	4	0	3	0	2	0	1	0	10	5	50.0%
熊本大法科大学院	4	1	3	1	2	0					4	2	50.0%
久留米大法科大学院	4	1	2	1			1	0	1	0	4	2	50.0%
駒澤大法科大学院	18	1	13	4	4	2	4	0	5	0	18	7	38.9%
日本大法科大学院	54	7	43	8	26	7	6	0	11	0	57	22	38.6%
駿河台大法科大学院	21	2	13	4	6	2	7	0	6	0	22	8	36.4%
神戸学院大法科大学院	3	0	3	1					1	0	3	1	33.3%
大東文化大法科大学院	19	4	10	0	7	1	2	0	7	0	19	5	26.3%
姫路獨協大法科大学院	8	0	2	1	2	0			2	0	8	1	12.5%
京都産業大法科大学院	1	0	2	0	1	0	1	0			2	0	0.0%
東海大法科大学院	3	0	1	0	1	0	1	0	2	0	3	0	0.0%
總計	2091	1009	903	396	324	99	130	8	149	6	2122	1518	71.5%

法科大学院名	平成18年度修了者											累積者数		
	平成19年新試験		平成20年新試験		平成21年新試験		平成22年新試験		平成23年新試験		受験者数	合格者	合格率	
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者				
一橋法科大学院	88	54	30	15	7	3	2	1	3	0	90	73	81.1%	
神戸法科大学院	76	37	37	23	10	3	6	1	3	0	79	64	81.0%	
東京法科大学院	261	153	103	45	44	16	20	1	24	2	279	217	77.8%	
慶應義塾法科大学院	225	147	53	21	26	3	12	1	16	1	232	173	74.6%	
京都法科大学院	175	112	54	17	21	6	8	0	16	0	182	135	74.2%	
東北法科大学院	77	42	28	15	11	0	1	1	4	0	79	58	73.4%	
千葉法科大学院	50	34	17	4	6	1	4	0	4	0	55	39	70.9%	
中央法科大学院	202	108	80	31	30	4	15	0	17	0	211	143	67.8%	
名古屋法科大学院	57	35	23	3	15	3	8	0	7	0	63	41	65.1%	
首都大東京法科大学院	54	23	26	11	16	4	6	1	8	0	60	39	65.0%	
早稲田法科大学院	216	112	94	29	41	6	21	2	20	1	239	150	62.8%	
上智法科大学院	66	29	27	15	12	2	11	0	10	0	74	46	62.2%	
南山法科大学院	23	9	12	3	4	3	4	0	4	1	26	16	61.5%	
北海道法科大学院	87	43	35	8	21	2	5	1	7	1	90	55	61.1%	
大阪法科大学院	64	27	38	9	22	7	13	2	12	0	75	45	60.0%	
明治法科大学院	152	57	81	22	44	14	22	4	20	2	166	99	59.6%	
大阪市立法科大学院	63	26	31	12	10	3	9	0	5	0	69	41	59.4%	
琉球法科大学院	16	7	9	2	3	0	2	1	4	0	18	10	55.6%	
広島法科大学院	23	6	20	7	12	2	2	0	2	1	29	16	55.2%	
岡山法科大学院	18	8	9	0	10	4	2	0	2	0	22	12	54.5%	
福岡法科大学院	13	5	13	5	6	1	4	0	2	0	21	11	52.4%	
同志社法科大学院	116	36	69	22	38	7	22	2	22	0	130	67	51.5%	
成蹊法科大学院	32	11	22	9	13	1	15	1	10	0	45	22	48.9%	
専修法科大学院	38	5	27	6	15	5	9	3	7	1	41	20	48.8%	
関西学院法科大学院	98	31	59	19	26	4	19	0	12	0	111	54	48.6%	
創価法科大学院	34	16	18	2	9	1	7	0	7	0	40	19	47.5%	
愛知法科大学院	23	5	14	3	8	2	5	1	4	0	24	11	45.8%	
中京法科大学院	18	4	13	4	6	1	1	0	3	0	20	9	45.0%	
立教法科大学院	49	13	31	7	21	3	10	0	10	1	55	24	43.6%	
横浜国立法科大学院	33	9	22	7	10	1	3	0	9	0	39	17	43.6%	
九州法科大学院	68	26	25	5	28	2	16	0	11	0	77	33	42.9%	
立命館法科大学院	103	36	62	9	47	7	23	1	19	0	127	53	41.7%	
金沢法科大学院	23	7	18	2	11	2	7	1	6	0	29	12	41.4%	
香川法科大学院	9	3	8	2	9	1	7	1	6	0	18	7	38.9%	
桐蔭横浜法科大学院	35	9	26	5	17	2	14	1	7	0	45	17	37.8%	
山梨学院法科大学院	27	8	20	2	7	1	8	1	5	0	32	12	37.5%	
学習院法科大学院	36	5	30	6	13	4	5	0	3	0	41	15	36.6%	
法政法科大学院	96	16	48	10	29	7	21	1	19	2	100	36	36.0%	
広島修道法科大学院	21	6	14	3	10	0	7	1	6	0	28	10	35.7%	
名城法科大学院	17	4	11	1	7	2	6	0	7	0	20	7	35.0%	
関西大法学部	102	21	81	12	47	7	19	1	17	1	123	42	34.1%	
明治学院法科大学院	45	8	31	8	18	0	7	0	7	0	48	16	33.3%	
甲南法科大学院	33	6	21	4	10	0	9	1	5	1	37	12	32.4%	
新潟法科大学院	32	8	19	3	8	0	3	0	3	0	34	11	32.4%	
駒澤法科大学院	24	4	19	4	10	1	10	1	9	0	32	10	31.3%	
神戸学院法科大学院	8	3	5	0	4	0	6	1	4	0	13	4	30.8%	
東北学院法科大学院	32	3	20	5	8	2	13	0	6	0	33	10	30.3%	
京都産業法科大学院	34	7	27	3	17	1	14	2	10	0	43	13	30.2%	
大宮法科大学院	43	6	34	6	20	1	18	2	17	1	57	16	28.1%	
獨協法科大学院	30	6	16	3	17	1	8	0	10	0	36	10	27.8%	
島根法科大学院	18	3	15	4	6	0	9	0	8	0	26	7	26.9%	
西南学院法科大学院	26	6	23	0	18	4	13	0	17	1	41	11	26.8%	
日本法科大学院	68	6	61	10	43	3	23	1	29	4	91	24	26.4%	
青山学院法科大学院	33	6	28	4	10	1	11	0	12	0	42	11	26.2%	
國學院法科大学院	27	5	16	2	13	2	14	0	8	0	35	9	25.7%	
関東学院法科大学院	14	4	9	1	12	1	11	0	8	0	24	6	25.0%	
東海法科大学院	15	2	9	1	6	1	5	0	8	0	18	4	22.2%	
駿河台大法科大学院	33	5	30	2	13	0	20	2	15	0	48	9	18.8%	
大東文化法科大学院	26	4	11	0	9	1	9	0	10	0	28	5	17.9%	
熊本法科大学院	17	1	15	3	13	0	10	0	6	0	24	4	16.7%	
白鷗法科大学院	16	3	8	0	4	0	5	0	6	0	18	3	16.7%	
近畿法科大学院	15	2	6	0	6	0	9	1	7	0	19	3	15.8%	
神奈川法科大学院	17	3	17	1	20	0	8	1	10	0	33	5	15.2%	
東洋法科大学院	31	5	23	1	14	0	9	0	15	0	41	6	14.6%	
鹿児島法科大学院	25	2	14	0	9	1	8	0	9	0	29	3	10.3%	
久留米法科大学院	27	0	23	2	18	0	15	1	13	0	36	3	8.3%	
大阪学院法科大学院	14	2	12	0	13	0	17	0	18	0	32	2	6.3%	
姫路獨協法科大学院	17	0	10	0	8	1	8	0	8	0	22	1	4.5%	
総計	3704	1455	1960	500	1089	168	693	44	658	21	4244	2188	51.6%	

法科大学院別合格者数・累積者数等（平成19年度修了者）

	平成19年度修了者												
	平成20年新試験		平成21年新試験		平成22年新試験		平成23年新試験		平成24年司法試験		累積者数		
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者実数	合格者	合格率
一橋大法科大学院	96	62	29	10	9	3	7	0	7	1	98	76	77.55%
慶應義塾大法科大学院	230	140	70	23	30	11	11	3	14	2	234	179	76.50%
東京大法科大学院	256	150	86	39	27	9	18	3	16	3	267	204	76.40%
神戸大法科大学院	86	46	36	15	15	6	5	1	2	0	89	68	76.40%
中央大法科大学院	237	155	78	21	45	12	22	2	21	2	254	192	75.59%
愛知大法科大学院	21	13	8	1	7	4	1	0	1	0	24	18	75.00%
千葉大法科大学院	49	27	20	4	12	4	5	1	3	0	51	36	70.59%
京都大法科大学院	179	81	86	27	33	10	18	7	19	1	188	126	67.02%
名古屋大法科大学院	71	29	34	12	22	7	12	2	11	0	76	50	65.79%
広島大法科大学院	29	11	24	11	6	0	6	0	7	2	38	24	63.16%
首都大東京法科大学院	46	27	17	3	11	1	7	0	8	1	53	32	60.38%
東北大法科大学院	89	40	39	8	22	6	10	2	11	0	93	56	60.22%
大阪大法科大学院	85	38	36	11	20	4	5	1	13	1	93	55	59.14%
早稲田大法科大学院	249	99	118	30	64	15	31	2	30	1	264	147	55.68%
北海道大法科大学院	70	24	45	12	22	7	16	3	8	0	83	46	55.42%
明治大法科大学院	168	56	91	24	46	11	24	2	28	2	180	95	52.78%
横浜国立大法科大学院	42	16	25	5	13	3	8	1	8	1	50	26	52.00%
岡山大法科大学院	25	11	18	4	6	1	3	0	6	0	31	16	51.61%
九州大法科大学院	77	31	40	10	26	4	18	0	10	0	89	45	50.56%
上智大法科大学院	84	32	46	11	23	3	15	1	13	1	96	48	50.00%
福岡大法科大学院	20	5	18	4	9	4	8	0	6	1	28	14	50.00%
立命館大法科大学院	119	42	73	13	41	5	25	4	23	1	137	65	47.45%
大阪市立大法科大学院	49	20	24	3	17	3	7	0	5	0	55	26	47.27%
南山大法科大学院	35	12	19	6	10	1	6	0	4	0	41	19	46.34%
同志社大法科大学院	127	34	76	13	47	13	25	2	18	0	138	62	44.93%
関西学院大法科大学院	96	29	60	10	36	6	20	1	17	2	108	48	44.44%
創価大法科大学院	41	11	32	5	19	5	11	0	9	0	48	21	43.75%
学習院大法科大学院	47	14	25	5	20	1	7	0	9	2	52	22	42.31%
熊本大法科大学院	16	4	11	1	7	4	8	0	9	1	24	10	41.67%
山梨学院大法科大学院	17	4	11	2	11	1	2	0	8	2	22	9	40.91%
法政大法科大学院	72	18	47	7	27	8	20	2	14	0	87	35	40.23%
明治学院大法科大学院	40	7	21	6	13	3	10	0	7	0	40	16	40.00%
成蹊大法科大学院	21	8	14	2	12	1	13	0	15	2	33	13	39.39%
専修大法科大学院	44	9	24	5	16	2	15	1	14	3	51	20	39.22%
新潟大法科大学院	28	6	20	6	8	0	6	0	8	0	32	12	37.50%
近畿大法科大学院	17	3	16	2	6	2	7	1	5	1	24	9	37.50%
神戸学院大法科大学院	13	6	10	1	8	1	6	0	4	0	22	8	36.36%
立教大法科大学院	58	13	41	8	31	3	11	0	11	1	69	25	36.23%
関西大法科大学院	100	24	68	11	48	7	26	2	27	0	123	44	35.77%
名城大法科大学院	19	4	12	3	14	2	9	0	10	1	31	10	32.26%
日本大法科大学院	61	9	49	8	34	6	24	1	15	0	78	24	30.77%
獨協大法科大学院	24	5	19	2	17	1	15	3	9	0	36	11	30.56%
静岡大法科大学院	17	2	15	4	11	1	9	0	10	1	27	8	29.63%
北海学園大法科大学院	13	2	8	1	10	1	7	1	5	0	17	5	29.41%
大宮法科大学院大学	47	10	31	9	40	4	35	1	35	0	82	24	29.27%
神奈川大法科大学院	22	3	17	1	13	4	10	1	9	0	31	9	29.03%
甲南大法科大学院	45	8	25	5	19	2	8	1	11	0	58	16	27.59%
広島修道大法科大学院	21	4	16	0	17	2	5	1	9	1	29	8	27.59%
白鷗大法科大学院	10	1	7	2	3	0	4	0	4	0	11	3	27.27%
駒澤大法科大学院	24	5	17	3	17	1	14	0	9	1	37	10	27.03%
筑波大法科大学院	26	5	14	1	11	0	9	1	11	1	31	8	25.81%
金沢大法科大学院	29	2	16	4	12	1	10	2	4	0	35	9	25.71%
青山学院大法科大学院	29	9	31	3	17	0	12	0	13	0	47	12	25.53%
久留米大法科大学院	19	3	14	2	14	1	7	1	8	0	28	7	25.00%
香川大法科大学院	13	1	9	0	17	4	6	0	2	0	20	5	25.00%
東北学院大法科大学院	17	2	12	2	8	0	5	1	7	0	21	5	23.81%
中京大法科大学院	23	4	15	1	11	1	7	0	5	0	27	6	22.22%
駿河台大法科大学院	48	7	31	3	22	1	8	1	14	0	58	12	20.69%
大東文化大法科大学院	19	5	11	1	7	0	11	0	13	0	29	6	20.69%
龍谷大法科大学院	24	2	21	0	20	4	11	1	15	0	36	7	19.44%
島根大法科大学院	11	0	11	1	5	1	8	1	4	0	16	3	18.75%
東海大法科大学院	24	3	17	1	10	0	11	1	8	1	33	6	18.18%
琉球大法科大学院	15	1	15	2	8	0	7	0	10	1	22	4	18.18%
桐蔭横浜大法科大学院	37	3	23	1	21	1	17	0	17	3	46	8	17.39%
西南学院大法科大学院	23	2	22	2	9	1	9	0	6	0	29	5	17.24%
大阪学院大法科大学院	16	1	12	1	16	2	17	0	15	1	33	5	15.15%
東洋大法科大学院	29	2	23	2	16	1	16	1	17	0	41	6	14.63%
関東学院大法科大学院	26	0	24	2	18	0	9	1	9	2	35	5	14.29%
鹿児島大法科大学院	9	1	11	0	8	0	5	1	3	0	17	2	11.76%
國學院大法科大学院	24	2	10	0	13	1	12	0	13	0	32	3	9.38%
愛知学院大法科大学院	16	0	10	1	9	0	8	0	11	0	22	1	4.55%
姫路獨協大法科大学院	12	0	14	1	13	0	9	0	9	0	25	1	4.00%
信州大法科大学院	19	0	10	1	14	0	9	0	9	0	26	1	3.85%
京都産業大法科大学院	17	1	13	0	13	0	13	0	11	0	27	1	3.70%
総計	3977	1466	2161	461	1352	234	851	65	809	47	4658	2273	48.80%

法科大学院別合格者数・累積者数等（平成20年度修了者）

	平成20年度修了者										
	平成21年新試験		平成22年新試験		平成23年新試験		平成24年司法試験		累積者数		
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者実数	合格者	合格率
一橋大法科大学院	96	70	26	8	7	3	5	1	98	82	83.67%
京大法科大学院	178	111	57	25	22	9	14	3	184	148	80.43%
東大法科大学院	252	159	92	42	32	15	23	4	275	220	80.00%
慶應義塾大法科大学院	217	120	82	39	30	8	20	4	225	171	76.00%
首都大東京法科大学院	52	27	22	7	14	5	2	1	53	40	75.47%
愛知大法科大学院	24	16	9	3	1	0	3	1	27	20	74.07%
千葉大法科大学院	37	19	14	8	6	1	4	0	38	28	73.68%
北海道大法科大学院	90	49	36	13	18	6	14	4	98	72	73.47%
神戸大法科大学院	100	55	38	8	19	8	5	4	103	75	72.82%
中央大法科大学院	255	137	99	43	39	9	26	3	267	192	71.91%
学習院大法科大学院	43	12	29	7	15	7	8	1	46	27	58.70%
大阪大法科大学院	95	34	61	25	28	5	13	1	112	65	58.04%
大阪市立大法科大学院	61	18	35	11	22	7	3	0	63	36	57.14%
明治大法科大学院	172	58	96	31	59	14	27	3	187	106	56.68%
名古屋大法科大学院	70	25	38	13	21	5	11	1	78	44	56.41%
早稲田大法科大学院	221	88	122	35	69	15	37	1	247	139	56.28%
立命館大法科大学院	115	40	64	19	36	9	14	1	127	69	54.33%
東北大法科大学院	101	22	64	22	36	12	15	1	106	57	53.77%
九州大法科大学院	106	34	56	14	40	9	23	4	114	61	53.51%
横浜国立大法科大学院	44	14	25	8	9	2	5	0	46	24	52.17%
金沢大法科大学院	22	5	11	5	8	1	5	1	24	12	50.00%
北海学園大法科大学院	16	6	7	0	10	3	4	0	19	9	47.37%
福岡大法科大学院	13	2	13	3	10	3	2	0	17	8	47.06%
山梨学院大法科大学院	27	9	12	3	10	2	5	0	30	14	46.67%
関西学院大法科大学院	102	23	62	19	33	6	19	2	114	50	43.86%
同志社大法科大学院	117	25	82	14	38	15	21	3	132	57	43.18%
立教大法科大学院	48	14	28	6	23	4	8	1	58	25	43.10%
中京大法科大学院	17	4	13	1	8	2	2	1	19	8	42.11%
成蹊大法科大学院	39	11	24	4	18	5	13	1	51	21	41.18%
法政大法科大学院	56	11	41	6	25	8	16	2	67	27	40.30%
久留米大法科大学院	17	3	13	4	13	3	7	0	25	10	40.00%
上智大法科大学院	80	25	44	7	27	3	13	0	89	35	39.33%
関西大法科大学院	90	17	63	15	41	9	17	0	105	41	39.05%
熊本大法科大学院	8	4	10	2	12	1	5	1	21	8	38.10%
広島修道大法科大学院	21	6	17	1	14	3	10	1	30	11	36.67%
琉球大法科大学院	22	2	15	2	10	4	10	1	25	9	36.00%
近畿大法科大学院	27	7	13	1	9	1	8	2	31	11	35.48%
南山大法科大学院	36	9	25	5	11	1	7	0	44	15	34.09%
広島大法科大学院	47	8	37	7	14	1	8	1	51	17	33.33%
専修大法科大学院	41	7	30	3	24	6	8	0	50	16	32.00%
甲南大法科大学院	55	12	35	3	22	3	20	1	65	19	29.23%
岡山大法科大学院	22	5	13	1	9	0	9	2	28	8	28.57%
西南学院大法科大学院	27	4	18	3	12	1	14	2	36	10	27.78%
駒澤大法科大学院	17	1	17	4	12	1	3	0	22	6	27.27%
日本大法科大学院	55	9	42	7	32	2	24	2	77	20	25.97%
龍谷大法科大学院	27	5	23	3	17	2	16	0	42	10	23.81%
神戸学院大法科大学院	14	2	9	1	6	1	6	0	17	4	23.53%
新潟大法科大学院	51	8	33	4	21	1	11	0	56	13	23.21%
信州大法科大学院	16	3	12	2	9	1	10	0	26	6	23.08%
白鷗大法科大学院	13	2	7	1	2	0	1	0	14	3	21.43%
東洋大法科大学院	25	2	22	3	19	3	17	0	38	8	21.05%
関東学院大法科大学院	18	4	11	0	6	1	9	0	24	5	20.83%
東海大法科大学院	26	1	15	2	20	3	12	1	34	7	20.59%
名城大法科大学院	18	2	10	2	18	2	16	0	31	6	19.35%
創価大法科大学院	34	6	30	3	18	0	24	0	47	9	19.15%
桐蔭横浜大法科大学院	22	5	25	3	20	1	25	0	48	9	18.75%
神奈川大法科大学院	23	3	10	1	12	0	12	1	27	5	18.52%
愛知学院大法科大学院	16	3	16	1	11	1	10	0	28	5	17.86%
國學院大法科大学院	32	4	14	1	22	1	12	1	41	7	17.07%
大宮法科大学院大学	30	2	28	4	34	3	30	1	62	10	16.13%
筑波大法科大学院	20	2	14	3	13	0	14	0	31	5	16.13%
東北学院大法科大学院	13	0	9	2	11	0	9	1	19	3	15.79%
鹿児島大法科大学院	15	1	9	0	12	1	6	1	20	3	15.00%
香川大法科大学院	24	2	12	2	6	0	7	0	27	4	14.81%
青山学院大法科大学院	45	4	30	1	25	2	16	1	55	8	14.55%
明治学院大法科大学院	37	3	27	2	27	1	15	1	51	7	13.73%
獨協大法科大学院	30	2	32	2	29	2	15	0	47	6	12.77%
静岡大法科大学院	21	0	15	2	13	1	11	0	27	3	11.11%
京都産業大法科大学院	20	0	23	2	22	1	20	1	43	4	9.30%
駿河台大法科大学院	29	1	17	2	20	0	16	0	41	3	7.32%
島根大法科大学院	6	0	9	1	8	0	7	0	14	1	7.14%
大東文化大法科大学院	21	1	9	0	19	0	16	1	32	2	6.25%
大阪学院大法科大学院	11	1	10	0	17	0	13	0	28	1	3.57%
姫路獨協大法科大学院	4	0	6	0	7	0	4	0	12	0	0.00%
総計	4012	1406	2237	557	1432	265	910	72	4706	2300	48.87%

法科大学院別合格者数・累積者数等（平成21年度修了者）

	平成21年度修了者								
	平成22年新試験		平成23年新試験		平成24年司法試験		累積者数		
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者実数	合格者	合格率
一橋大法科大学院	101	57	38	22	11	6	103	85	82.52%
慶應義塾大法科大学院	220	128	78	36	34	18	234	182	77.78%
京都大法科大学院	177	99	77	37	26	11	191	147	76.96%
東京大法科大学院	262	149	103	45	40	17	280	211	75.36%
千葉大法科大学院	38	18	17	9	10	2	40	29	72.50%
中央大法科大学院	264	132	120	45	50	19	272	196	72.06%
北海道大法科大学院	80	41	42	15	21	9	91	65	71.43%
東北大法科大学院	69	29	41	20	20	5	82	54	65.85%
金沢大法科大学院	24	10	14	4	8	3	26	17	65.38%
大阪大法科大学院	85	39	47	15	17	8	96	62	64.58%
神戸大法科大学院	82	34	43	13	18	9	88	56	63.64%
名古屋大法科大学院	71	29	33	14	16	3	77	46	59.74%
早稲田大法科大学院	189	78	101	30	67	16	217	124	57.14%
立教大法科大学院	47	15	29	8	16	5	51	28	54.90%
首都大東京法科大学院	59	20	38	10	13	3	63	33	52.38%
同志社大法科大学院	108	25	75	29	37	7	118	61	51.69%
学習院大法科大学院	38	11	25	5	16	4	42	20	47.62%
中京大法科大学院	17	4	13	4	10	2	21	10	47.62%
上智大法科大学院	87	23	52	16	23	6	95	45	47.37%
広島大法科大学院	32	9	25	5	20	6	43	20	46.51%
山梨学院大法科大学院	20	9	12	1	7	1	24	11	45.83%
九州大法科大学院	77	28	54	11	32	7	101	46	45.54%
明治大法科大学院	168	39	116	28	78	17	190	84	44.21%
大阪市立大法科大学院	57	17	33	8	20	5	68	30	44.12%
岡山大法科大学院	30	6	23	6	11	3	35	15	42.86%
創価大法科大学院	35	10	20	3	14	3	38	16	42.11%
島根大法科大学院	6	1	11	3	4	1	13	5	38.46%
愛知大法科大学院	22	6	13	1	6	2	24	9	37.50%
法政大法科大学院	70	9	52	13	35	6	75	28	37.33%
福岡大法科大学院	9	1	8	0	4	3	11	4	36.36%
広島修道大法科大学院	19	3	9	2	6	2	20	7	35.00%
立命館大法科大学院	112	21	77	10	53	13	130	44	33.85%
関西大法科大学院	85	9	70	14	41	12	104	35	33.65%
関西学院大法科大学院	63	12	47	8	37	8	84	28	33.33%
専修大法科大学院	39	11	35	5	23	3	57	19	33.33%
筑波大法科大学院	18	8	11	0	7	1	27	9	33.33%
静岡大法科大学院	11	3	11	3	6	0	19	6	31.58%
新潟大法科大学院	37	5	21	3	14	5	43	13	30.23%
香川大法科大学院	16	3	8	2	7	1	20	6	30.00%
横浜国立大法科大学院	48	6	30	4	20	5	51	15	29.41%
甲南大法科大学院	47	5	42	7	22	5	59	17	28.81%
南山大法科大学院	34	4	26	6	15	2	43	12	27.91%
東洋大法科大学院	24	3	18	4	10	2	33	9	27.27%
北海学園大法科大学院	14	2	14	3	6	1	22	6	27.27%
神奈川大法科大学院	21	2	17	2	17	4	30	8	26.67%
関東学院大法科大学院	11	3	7	0	7	1	15	4	26.67%
琉球大法科大学院	13	2	8	0	6	2	15	4	26.67%
白鷗大法科大学院	19	1	10	1	13	4	23	6	26.09%
信州大法科大学院	15	3	11	1	6	1	20	5	25.00%
名城大法科大学院	20	6	21	0	17	2	33	8	24.24%
青山学院大法科大学院	23	2	20	3	13	2	31	7	22.58%
近畿大法科大学院	29	4	15	2	7	1	32	7	21.88%
熊本大法科大学院	7	1	6	1	10	1	14	3	21.43%
駒澤大法科大学院	19	3	20	1	9	1	26	5	19.23%
日本大法科大学院	53	7	42	2	47	7	86	16	18.60%
成蹊大法科大学院	40	5	28	2	23	3	54	10	18.52%
國學院大法科大学院	27	3	11	1	12	2	34	6	17.65%
大宮法科大学院大学	32	2	25	3	21	3	48	8	16.67%
明治学院大法科大学院	37	4	35	3	30	3	61	10	16.39%
駿河台大法科大学院	27	2	24	2	28	4	49	8	16.33%
西南学院大法科大学院	32	4	24	2	17	1	43	7	16.28%
鹿児島大法科大学院	6	0	9	0	6	2	13	2	15.38%
獨協大法科大学院	24	0	25	3	24	3	40	6	15.00%
愛知学院大法科大学院	9	2	13	0	6	1	20	3	15.00%
東北学院大法科大学院	9	0	9	1	7	1	15	2	13.33%
大阪学院大法科大学院	12	1	14	2	12	0	23	3	13.04%
大東文化大法科大学院	15	2	11	0	12	1	24	3	12.50%
龍谷大法科大学院	27	1	29	1	23	3	48	5	10.42%
久留米大法科大学院	8	0	11	0	11	2	21	2	9.52%
東海大法科大学院	23	0	21	2	9	1	37	3	8.11%
神戸学院大法科大学院	15	1	10	0	3	0	18	1	5.56%
京都産業大法科大学院	24	0	28	2	13	0	37	2	5.41%
桐蔭横浜大法科大学院	23	1	19	1	20	0	39	2	5.13%
姫路獨協大法科大学院	1	0	0	0	3	0	4	0	0.00%
総計	3732	1233	2295	565	1383	323	4474	2121	47.41%

法科大学院別合格者数・累積者数等（平成22年度修了者）

	平成22年度修了者						
	平成23年新試験		平成24年司法試験		累積者数		
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者実数	合格者	合格率
一橋大法科大学院	87	57	27	15	90	72	80.00%
京都大法科大学院	182	119	62	32	192	151	78.65%
神戸大法科大学院	78	47	29	14	80	61	76.25%
東京大法科大学院	239	145	78	39	247	184	74.49%
慶應義塾大法科大学院	207	116	75	41	212	157	74.06%
千葉大法科大学院	42	18	21	11	43	29	67.44%
中央大法科大学院	263	120	125	55	271	175	64.58%
首都大東京法科大学院	53	23	27	11	56	34	60.71%
早稲田大法科大学院	211	90	105	42	224	132	58.93%
大阪大法科大学院	79	28	49	21	86	49	56.98%
名古屋大法科大学院	63	22	30	12	66	34	51.52%
静岡大法科大学院	14	3	10	5	16	8	50.00%
北海道大法科大学院	77	23	49	18	83	41	49.40%
岡山大法科大学院	36	17	13	1	37	18	48.65%
九州大法科大学院	77	22	53	16	85	38	44.71%
愛知大法科大学院	17	7	8	1	18	8	44.44%
明治大法科大学院	156	44	97	29	170	73	42.94%
中京大法科大学院	8	2	9	3	12	5	41.67%
北海学園大法科大学院	6	3	9	2	12	5	41.67%
琉球大法科大学院	13	3	7	3	15	6	40.00%
東北大法科大学院	79	20	55	15	90	35	38.89%
学習院大法科大学院	30	6	23	7	34	13	38.24%
関東学院大法科大学院	16	3	8	3	16	6	37.50%
新潟大法科大学院	26	4	12	6	27	10	37.04%
大阪市立大法科大学院	53	15	35	6	57	21	36.84%
南山大法科大学院	33	13	19	1	39	14	35.90%
金沢大法科大学院	26	8	13	2	28	10	35.71%
山梨学院大法科大学院	16	4	13	3	20	7	35.00%
上智大法科大学院	89	19	58	14	95	33	34.74%
近畿大法科大学院	20	4	8	3	21	7	33.33%
名城大法科大学院	17	5	14	2	21	7	33.33%
青山学院大法科大学院	16	3	12	3	19	6	31.58%
同志社大法科大学院	117	19	86	20	126	39	30.95%
成蹊大法科大学院	22	4	22	5	30	9	30.00%
創価大法科大学院	30	9	17	2	37	11	29.73%
立命館大法科大学院	105	17	59	15	113	32	28.32%
西南学院大法科大学院	16	2	15	5	25	7	28.00%
甲南大法科大学院	35	6	19	5	40	11	27.50%
筑波大法科大学院	22	3	16	4	26	7	26.92%
東洋大法科大学院	20	3	12	3	25	6	24.00%
大東文化大法科大学院	18	2	14	3	21	5	23.81%
立教大法科大学院	50	4	35	8	53	12	22.64%
横浜国立大法科大学院	40	6	26	4	45	10	22.22%
関西学院大法科大学院	66	11	55	6	82	17	20.73%
広島大法科大学院	33	3	25	5	39	8	20.51%
関西大法科大学院	56	9	42	5	69	14	20.29%
東海大法科大学院	11	1	11	2	15	3	20.00%
信州大法科大学院	23	2	15	3	26	5	19.23%
広島修道大法科大学院	15	1	15	3	21	4	19.05%
桐蔭横浜大法科大学院	24	4	22	2	35	6	17.14%
法政大法科大学院	67	6	49	7	80	13	16.25%
獨協大法科大学院	17	3	23	2	32	5	15.63%
専修大法科大学院	37	4	25	2	42	6	14.29%
神奈川大法科大学院	12	1	17	2	21	3	14.29%
日本大法科大学院	57	3	41	7	71	10	14.08%
國學院大法科大学院	19	3	13	0	24	3	12.50%
熊本大法科大学院	7	2	13	0	16	2	12.50%
白鷗大法科大学院	18	0	13	2	19	2	10.53%
久留米大法科大学院	8	0	7	1	10	1	10.00%
福岡大法科大学院	9	0	10	1	11	1	9.09%
京都産業大法科大学院	20	0	14	2	23	2	8.70%
駿河台大法科大学院	41	2	31	2	52	4	7.69%
大宮法科大学院	30	1	21	2	39	3	7.69%
大阪学院大法科大学院	10	0	6	1	13	1	7.69%
島根大法科大学院	11	0	11	1	13	1	7.69%
駒澤大法科大学院	24	0	17	2	28	2	7.14%
愛知学院大法科大学院	9	0	13	1	15	1	6.67%
鹿児島大法科大学院	13	1	12	0	15	1	6.67%
神戸学院大法科大学院	12	0	9	1	15	1	6.67%
龍谷大法科大学院	20	1	24	1	34	2	5.88%
明治学院大法科大学院	33	1	24	1	40	2	5.00%
香川大法科大学院	18	0	15	1	21	1	4.76%
東北学院大法科大学院	5	0	10	0	11	0	0.00%
姫路獨協大法科大学院	0	0	1	0	1	0	0.00%
総計	3529	1147	2078	575	3956	1722	43.53%

司法制度改革審議会意見書（抜粋）（平成13年6月12日）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

3. 司法試験

- 適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験受験については3回程度受験回数制限を課すべきである。

(3) 受験資格

第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験の受験については、上記のような法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨から、3回程度の受験回数制限を課すべきである。なお、予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることとした場合の受験回数については、別途検討が必要である。

第3 法曹養成制度の在り方
 3 司法試験について
 (1) 受験回数制限

【本論点の説明】

司法試験の受験回数制限について、撤廃又は緩和すべきであるとの意見があることから、検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 1 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 受験回数制限制度は、旧司法試験の下での過度の受験競争状態の解消を図るとともに、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものであり、合理的な制度である。
 - 現行の受験回数、期間の妥当性はともかく、20歳から30歳代は、人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転進を促す一つの機会とする意味で、一定の制限には十分に合理性がある。
 - 現在の司法試験合格率が低迷する状況や司法試験を受け控える受験生がいる現状を勘案すると、5年間に5回まで受験できるように緩和すべきである。もっとも、受験回数制限制度を撤廃することは、旧制度下における受験競争を招くことになりかねず、法科大学院を中核とする法曹養成の理念を損なうこととなる。
 - 受験期間を制限することは必要であると思われるが、受験生ないし一般人からすると、受験回数を3回に制限する根拠が納得できないのではないかとと思われる。
 - 受験回数制限を緩和すると、一見、受験者の合格する確率が上がるように見えるかもしれないが、全体の司法試験合格率は確実に低下し、5回受けても各受験者が合格する確率が上がるわけではないから、受験者のためになるものではなく、司法試験合格率の向上を図るための制度改善を図ることとの整合もつかないと考えられる。むしろ、司法試験合格率について、修了1年

目が最も高く、年数を経るにつれて低下していき、特に4年目以降は著しく低いことからすれば、5年間に5回受験できるようにするのではなく、受験期間を3年間に短縮し、その間に3回受験できるようにすることも選択肢としてあり得る。

- 法曹を目指して司法試験を受験するかどうかは、本人が決めるべきことであるし、受験者が3回よりも多く受験することを認めることにより、どのような不都合が生じるのかが不明である。
- 2 なお、法科大学院修了者からは、受験によるストレスの負担の限界や、将来の転進を図りやすくする観点から、現行の制度に反対ではない、受験期間を設ける必要はある一方、回数制限を設けることは過度のプレッシャーにつながるものである、これらは個人的な意見であり、別の意見を持つ法科大学院修了者もいるとの意見を聴取した。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新司法試験には法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に3回という受験回数制限が設けられているが、現状の合格率を考えると、この制限を撤廃又は緩和(5年間に5回程度)すべきとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験の受験回数制限を撤廃すると、不合格者が滞留して合格率が大幅に下がり、司法制度改革以前の過度の受験競争の再現につながり、「プロセス」としての法曹養成制度の趣旨を踏まえて受験回数制限を課すべきとした改革の意義を無に帰しかねず、適切でないとの意見があった。

司法試験の受験資格等について

1 受験資格

- ① 法科大学院課程の修了者
- ② 司法試験予備試験の合格者

(注) 司法試験予備試験は、法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかを判定

2 受験回数制限

- (1) 法科大学院の修了後又は司法試験予備試験の合格後、5年の期間内に3回の範囲内で受験可能。
- (2) 一度受験資格を喪失しても、予備試験に合格して、法科大学院修了者と同様の学識等を有すると認められることなどにより、他の受験資格で司法試験の受験を続けることは可能。

(注) ○ 司法試験を受けた者は、5年の受験期間には他の受験資格に基づく司法試験の受験不可。

○ 5年の受験期間が経過した後であっても、最後に司法試験を受けてから2年を経過していない場合には、他の受験資格に基づく司法試験の受験不可。

(参考) 司法試験法(昭和24年5月31日法律第140号)(抜粋)

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。)の課程(次項において「法科大学院課程」という。)を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

- 2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。)においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であっても、同様とする。

司法試験の受験回数制限制度について

1 制度の必要性について

- 旧司法試験については、受験競争の激化、合格率の低下により、
 - ① 受験生の受験技術優先の傾向が顕著となり、法曹の質を確保する上で重大な問題が生じている。
 - ② 長期間受験しても結局合格できない多数の「司法試験浪人」による社会的損失が看過し難い。
 といった弊害が指摘されていた。
- そこで、これらの弊害を防止するため、合理的な範囲内で受験回数の制限を設ける必要があると考えられた。

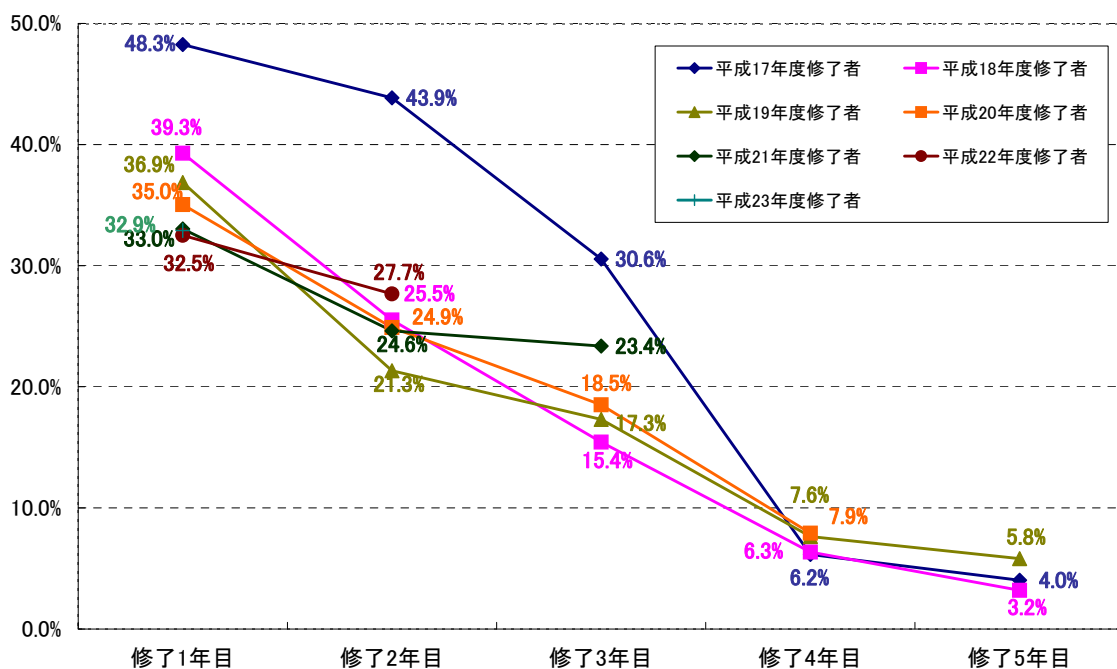
すなわち、①の点に対しては、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとして、合理的な範囲内で受験回数の制限を設ける必要があるとされた。

また、②の点に対しては、受験生が滞留することにより新たな受験競争が始まることを回避し、本人に早期に転進を促して、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業で活用するよう、合理的な範囲内で受験回数の制限を設ける必要があるとされた。

2 制度の許容性について

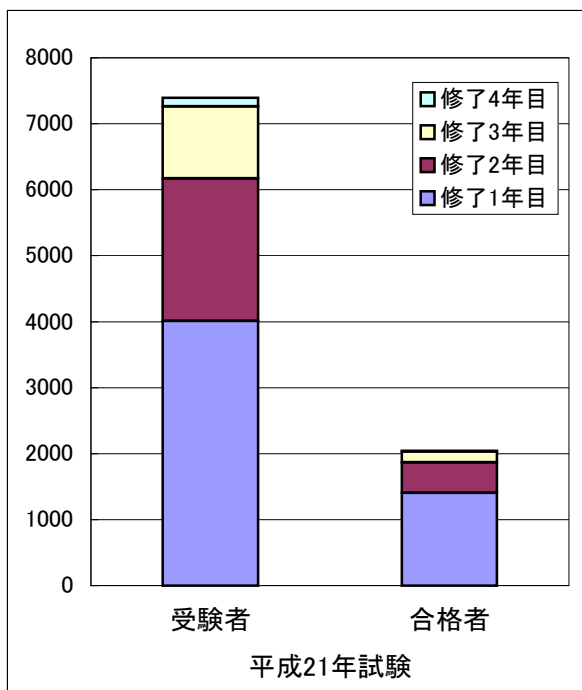
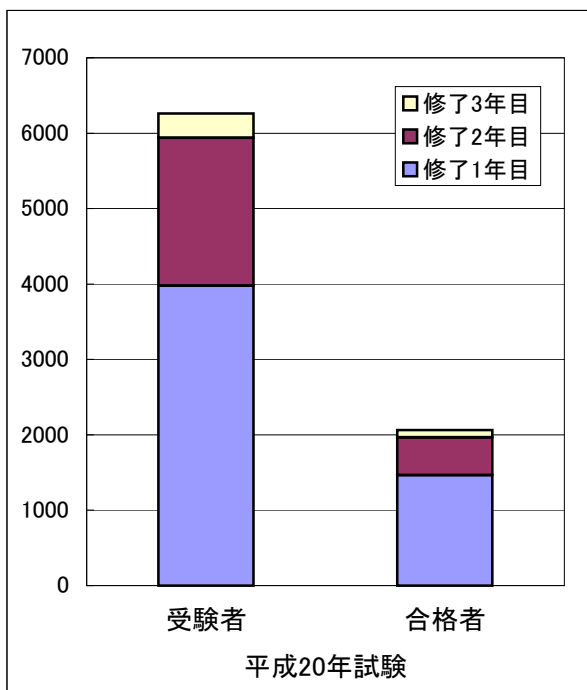
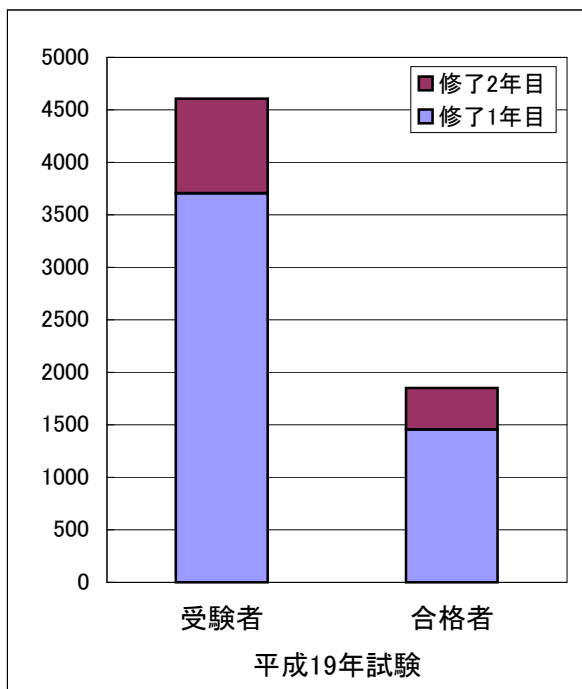
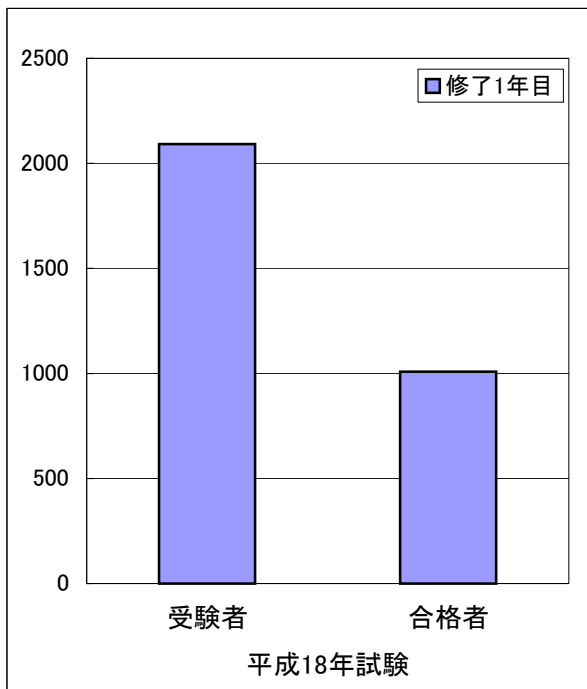
- 受験回数制限を設ける許容性については、法科大学院修了者の相当程度が司法試験に合格すれば、回数制限が不当に法曹資格取得への途を狭めることにはならないと考えられた。
- 予備試験による再チャレンジ可能。

司法試験修了年度別合格状況

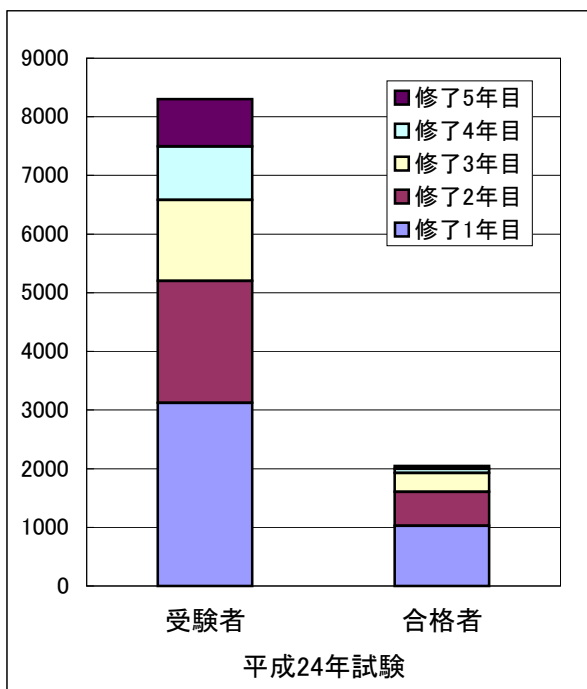
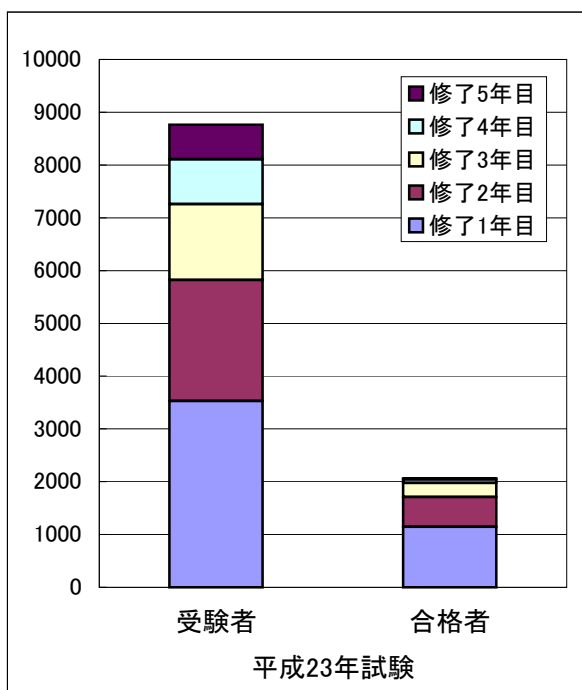
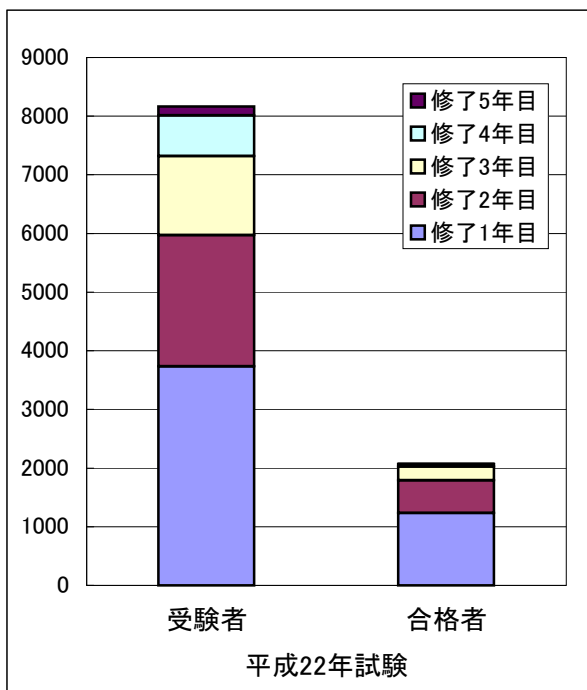


		修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目	修了5年目
平成17年度修了者 (H18～H22試験の受験)	受験者	平成18年試験 2091	平成19年試験 903	平成20年試験 324	平成21年試験 130	平成22年試験 149
	合格者	1009	396	99	8	6
	合格率	48.3%	43.9%	30.6%	6.2%	4.0%
平成18年度修了者 (H19～H23試験の受験)	受験者	平成19年試験 3704	平成20年試験 1960	平成21年試験 1089	平成22年試験 693	平成23年試験 658
	合格者	1455	500	168	44	21
	合格率	39.3%	25.5%	15.4%	6.3%	3.2%
平成19年度修了者 (H20～H24試験の受験)	受験者	平成20年試験 3977	平成21年試験 2161	平成22年試験 1352	平成23年試験 851	平成24年試験 809
	合格者	1466	461	234	65	47
	合格率	36.9%	21.3%	17.3%	7.6%	5.8%
平成20年度修了者 (H21～H25試験の受験)	受験者	平成21年試験 4012	平成22年試験 2237	平成23年試験 1432	平成24年試験 910	平成25年試験
	合格者	1406	557	265	72	
	合格率	35.0%	24.9%	18.5%	7.9%	
平成21年度修了者 (H22～H26試験の受験)	受験者	平成22年試験 3732	平成23年試験 2295	平成24年試験 1383	平成25年試験	平成26年試験
	合格者	1233	565	323		
	合格率	33.0%	24.6%	23.4%		
平成22年度修了者 (H23～H27試験の受験)	受験者	平成23年試験 3529	平成24年試験 2078	平成25年試験	平成26年試験	平成27年試験
	合格者	1147	575			
	合格率	32.5%	27.7%			
平成23年度修了者 (H24～H28試験の受験)	受験者	平成24年試験 3122	平成25年試験	平成26年試験	平成27年試験	平成28年試験
	合格者	1027				
	合格率	32.9%				

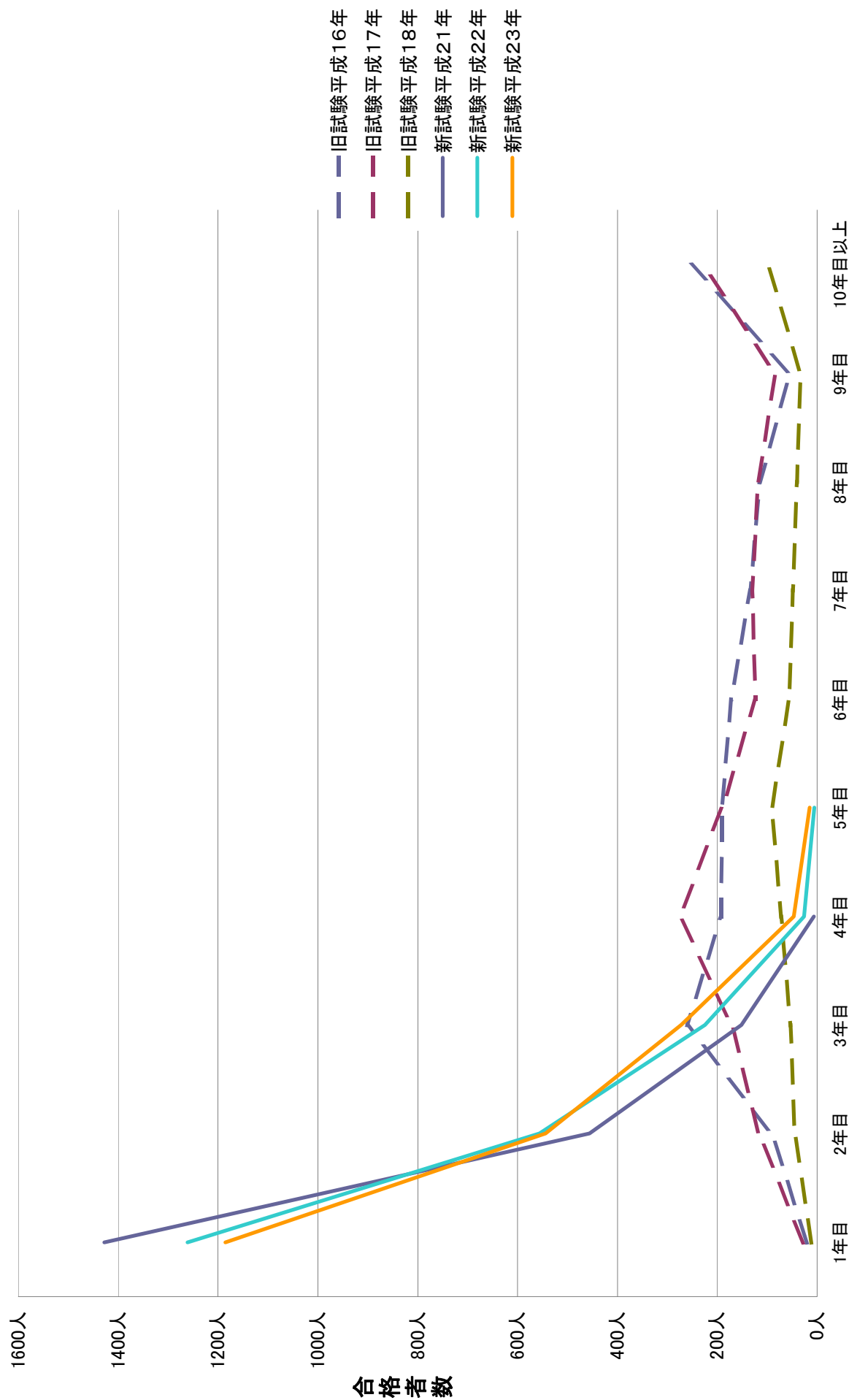
平成18年～24年(新)司法試験受験状況



平成18年～24年(新)司法試験受験状況

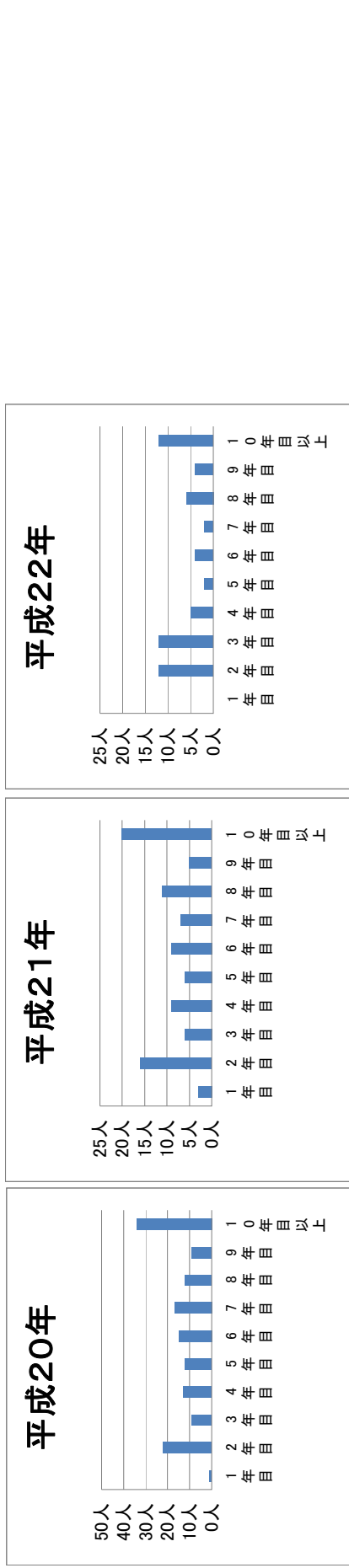
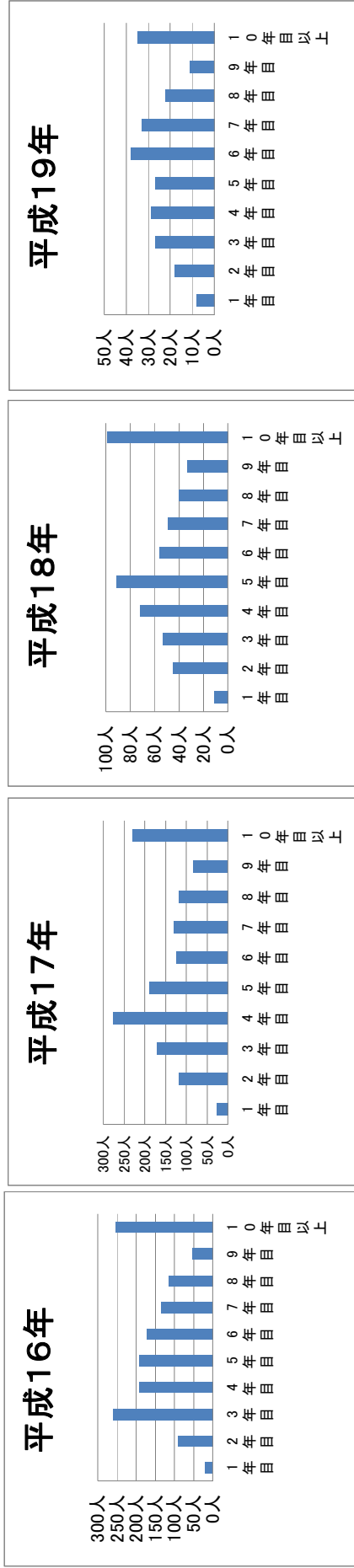


新司法試験合格者の新司法試験受験期間・旧司法試験合格者の旧司法試験受験期間(1)

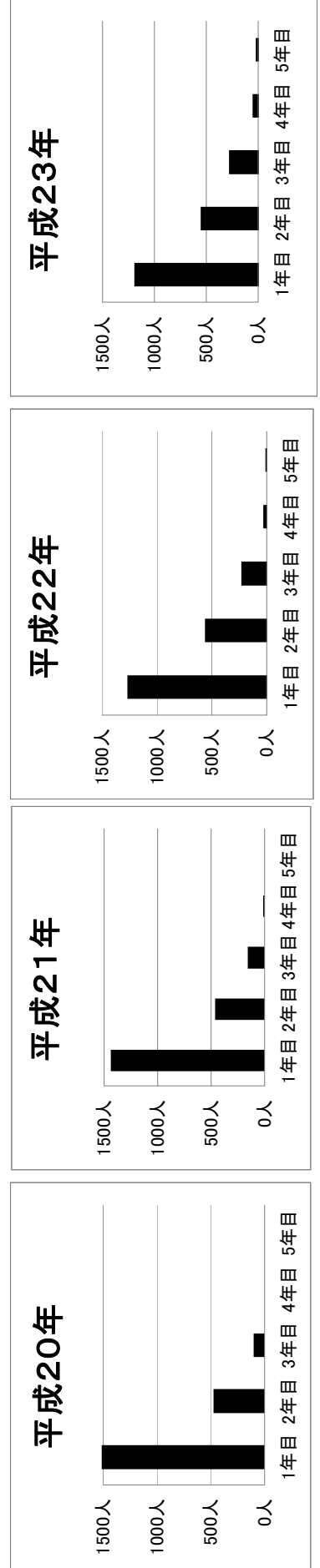


新司法試験合格者の新司法試験受験期間・旧司法試験合格者の旧司法試験受験期間(2)

〈旧司法試験〉



〈新司法試験〉



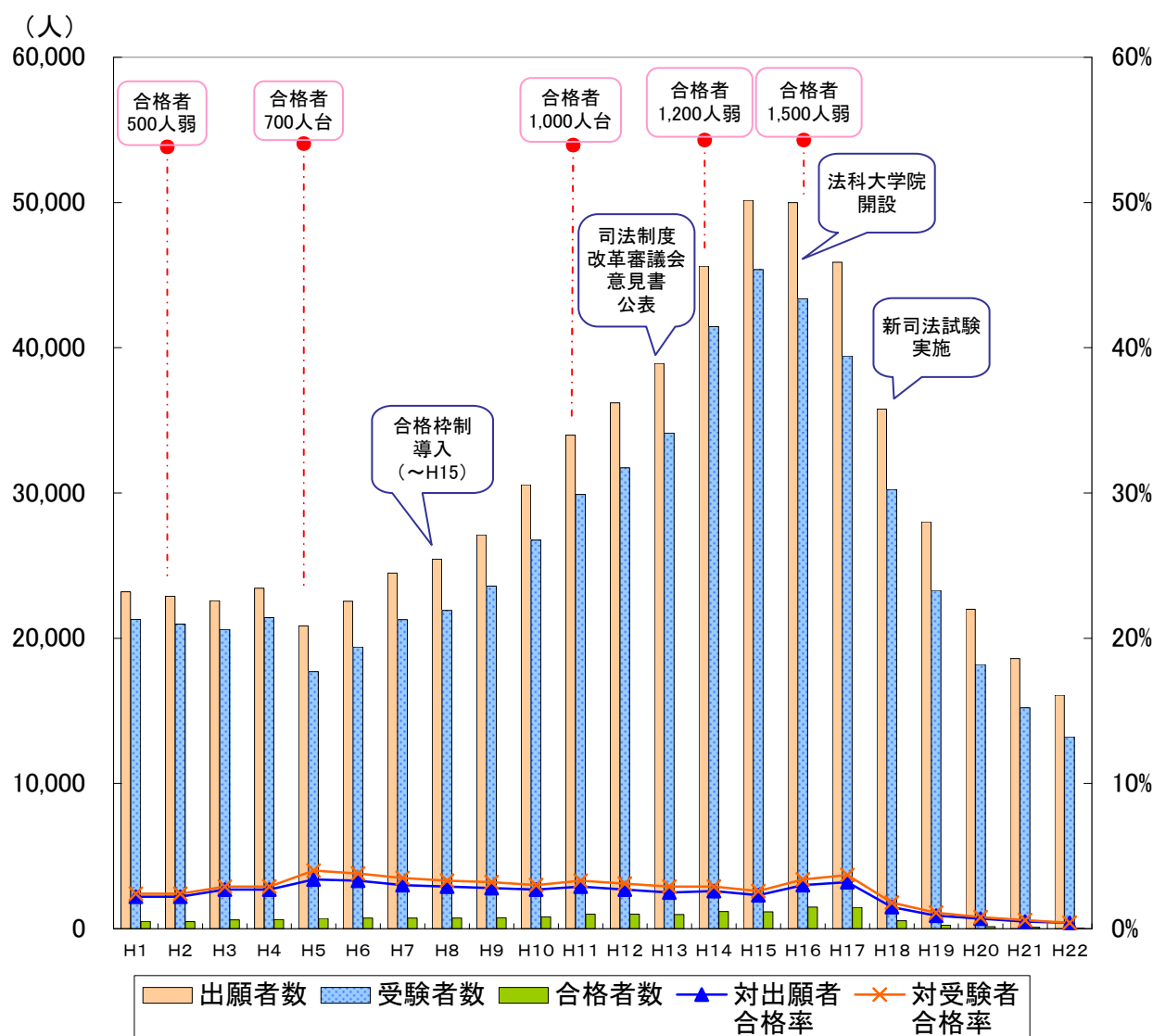
※旧司法試験については、把握できた受験期間を前提としています。

旧司法試験の受験者数・合格者数等の推移

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
出願者数	23,202	22,900	22,596	23,435	20,848	22,554	24,488	25,454	27,112	30,568	33,983	36,203
受験者数	21,308	20,975	20,609	21,431	17,714	19,408	21,272	21,921	23,592	26,759	29,890	31,729
合格者数	506	499	605	630	712	740	738	734	746	812	1,000	994
対出願者 合格率	2.2%	2.2%	2.7%	2.7%	3.4%	3.3%	3.0%	2.9%	2.8%	2.7%	2.9%	2.7%
対受験者 合格率	2.4%	2.4%	2.9%	2.9%	4.0%	3.8%	3.5%	3.3%	3.2%	3.0%	3.3%	3.1%

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
出願者数	38,930	45,622	50,166	49,991	45,885	35,782	28,016	21,994	18,611	16,088	6
受験者数	34,117	41,459	45,372	43,367	39,428	30,248	23,306	18,203	15,221	13,223	6
合格者数	990	1,183	1,170	1,483	1,464	549	248	144	92	59	6
対出願者 合格率	2.5%	2.6%	2.3%	3.0%	3.2%	1.5%	0.9%	0.7%	0.5%	0.4%	100.0%
対受験者 合格率	2.9%	2.9%	2.6%	3.4%	3.7%	1.8%	1.1%	0.8%	0.6%	0.4%	100.0%

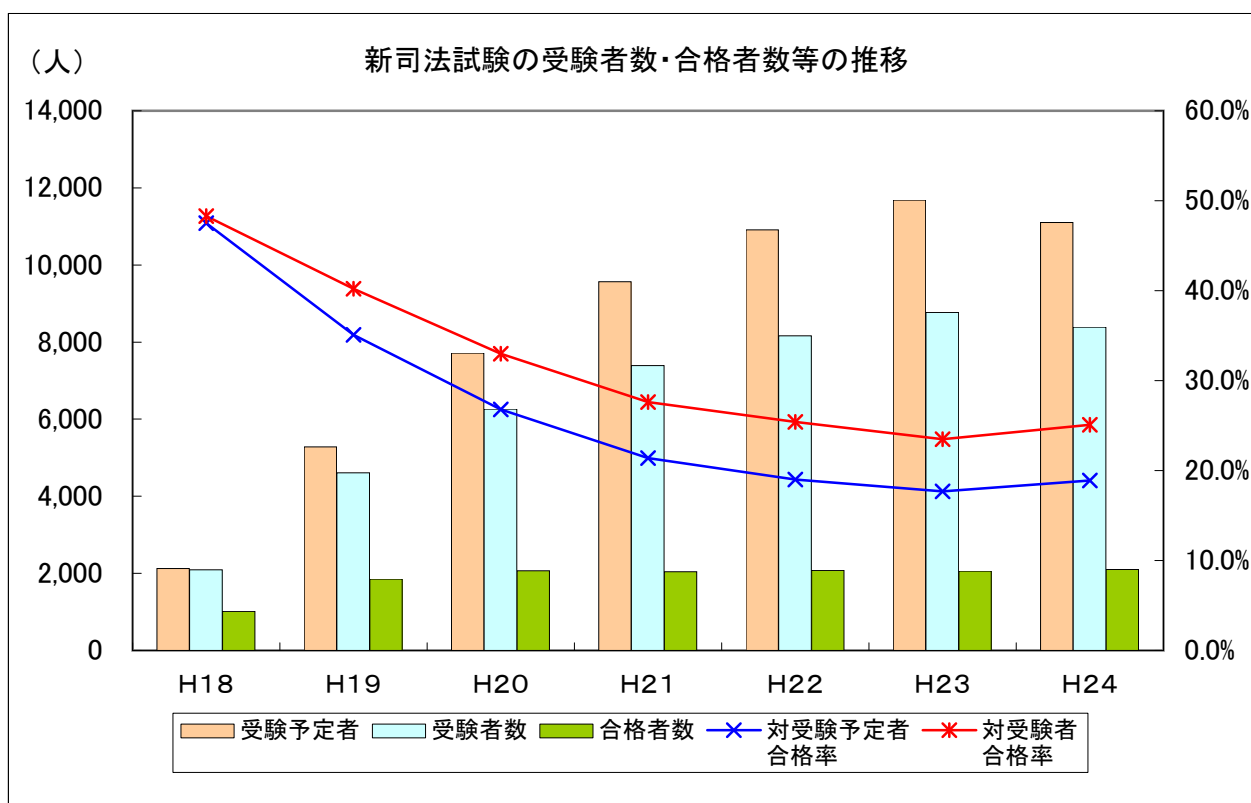
(注) H23の旧司法試験受験者は、口述試験の受験者である。



【参考】平成7年頃の新規受験者は、毎年約4,000人程度であった。(平成7年11月13日法曹養成制度改革協議会意見書)

新司法試験の受験者数・合格者数等の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
受験予定者	2,125	5,280	7,710	9,564	10,908	11,686	11,100
受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,387
合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,102
対受験予定者 合格率	47.5%	35.1%	26.8%	21.4%	19.0%	17.7%	18.9%
対受験者 合格率	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	25.4%	23.5%	25.1%



資格喪失者について

修了年度		受験者 実数	累積 合格者	累積 合格率	全資格 喪失者	三回受験 資格喪失 者	(参考)	
							法科大学院 修了者	うち 未受験者
平成17年度	計	2,122	1,518	71.54%	604	429	2,176	54
平成18年度	既修	1,824	1,176	64.47%	648	462	1,854	30
	未修	2,420	1,012	41.82%	1,408	863	2,564	144
	計	4,244	2,188	51.56%	2,056	1,325	4,418	174
平成19年度	既修	2,017	1,341	66.48%	676	491	2,049	32
	未修	2,641	932	35.29%	1,709	1,019	2,861	220
	計	4,658	2,273	48.80%	2,385	1,510	4,910	252
平成20年度	既修	2,025	1,406	69.43%		288	2,067	42
	未修	2,681	894	33.35%		519	2,927	246
	計	4,706	2,300	48.87%		807	4,994	288
平成21年度	既修	1,892	1,260	66.60%		198	1,946	54
	未修	2,582	861	33.35%		245	2,846	264
	計	4,474	2,121	47.41%		443	4,792	318
平成22年度	既修	1,811	1,020	56.32%		15	1,890	79
	未修	2,145	702	32.73%		4	2,645	500
	計	3,956	1,722	43.53%		19	4,535	579
平成23年度	既修	1,607	695	43.25%		0	1,772	165
	未修	1,515	332	21.91%		0	2,165	650
	計	3,122	1,027	32.90%		0	3,937	815

(注)

・平成17年度修了者は、既修者のみ。

・「全資格喪失者」とは、「受験者実数」から「累積合格者」を引いた数字(受験期間中に合格しなかった者の総数)

・「三回受験資格喪失者」とは、受験回数の算入対象となる司法試験を3回受験し、合格しなかった者をいう(平成17年度から19年度までは「全資格喪失者」の内数)。

受験回数制限に係るシミュレーション
(5年間に3回受験できる現行制度)

	修了年度	修了者数	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	司法試験 受験者数	H17	2,176	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H18		4,418	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H19		4,910	809	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H20		4,994	910	824	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H21		4,792	1,383	872	791	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H22		4,535	2,078	1,311	825	748	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H23		3,937	3,122	1,803	1,138	717	650	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H24		3,500		2,776	1,603	1,012	637	578	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H25		3,000			2,379	1,374	867	546	495	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H26		3,000				2,379	1,374	867	546	495	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H27		3,000					2,379	1,374	867	546	495	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H28		3,000						2,379	1,374	867	546	495	(5年経過)	(5年経過)
H29		3,000							2,379	1,374	867	546	495	(5年経過)
H30		3,000								2,379	1,374	867	546	495
H31		3,000									2,379	1,374	867	546
H32		3,000										2,379	1,374	867
H33	3,000											2,379	1,374	
H34	3,000												2,379	
合計			8,302	7,586	6,736	6,230	5,907	5,744	5,661	5,661	5,661	5,661	5,661	5,661
司法試験 合格者数	修了年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	H17													
	H18													
	H19		47											
	H20		72	53										
	H21		323	77	59									
	H22		575	342	83	59								
	H23		1,027	556	339	78	53							
	H24			1,016	566	323	70	48						
	H25				998	519	285	61	41					
	H26					1,066	535	287	61	41				
	H27						1,100	539	288	61	41			
	H28							1,108	541	288	61	41		
	H29								1,112	541	288	61	41	
	H30									1,112	541	288	61	41
	H31										1,112	541	288	61
H32											1,112	541	288	
H33												1,112	541	
H34													1,112	
合計			2,044	2,044	2,045	2,045	2,043	2,043	2,043	2,043	2,043	2,043	2,043	2,043
合格率			24.6%	26.9%	30.4%	32.8%	34.6%	35.6%	36.1%	36.1%	36.1%	36.1%	36.1%	36.1%

(参考) 修了者数に対する累積合格者の割合(累積合格率)は、平成30年度修了者については、約68%となり、以後の修了者についても同様である。

【※計算上の想定】

- 各年度の修了者数
平成23年度までは実績値。平成24年度は3,500人、平成25年度以降は3,000人と想定。
- 司法試験受験者数
平成24年試験は実績値。平成25年試験以降は、各年度ごとの修了者数に修了経過年数ごとの受験率(平成24年試験実績(注))を乗じた想定受験者数の総和により算出。
(注) 平成24年試験受験率
修了1年目79.3%、同2年目45.8%、同3年目28.9%、同4年目18.2%、同5年目16.5%
- 司法試験合格者数
平成24年試験は実績値。平成25年以降は平成24年試験の実績値である2,044人で固定する(ただし、計算の都合上、数字が若干増減している年もある。)
※ 具体的な計算方法
○ 各年度修了者ごとの合格者数について、各年度ごとの受験者数に修了経過年数ごとの合格率(平成24年試験実績(注))を乗じた想定合格者数を算出した上で、その合計が2,044人になるよう比例計算をする。
(注) 平成24年試験合格率
修了1年目32.9%、同2年目27.7%、同3年目23.4%、同4年目7.9%、同5年目5.8%
○ 例えば、平成25年の各年度ごとの合格者数は、次のとおり算出した。
・ 想定合格者数 合計1,836(次の各年度ごとの合計)
修了1年目913(2,776×32.9%)、同2年目499(1,803×27.7%)、同3年目307(1,311×23.4%)
同4年目69(872×7.9%)、同5年目48(824×5.8%)
・ 合格者数が2,044になるよう、上記の各数字に2,044/1,836を乗じることにより比例計算をする。
- 予備試験合格者の取扱い
予備試験合格を受験資格とする者については、考慮しないこととする。

受験回数制限に係るシミュレーション
(5年間に5回受験できるよう緩和した場合)

	修了年度	修了者数	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	司法試験受験者数	H17	2,176	(5年経過)	658	634	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H18		4,418	(5年経過)	2,230	2,150	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H19		4,910	809	2,637	2,542	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H20		4,994	910	2,694	2,597	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H21		4,792	1,383	2,671	2,540	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H22		4,535	2,078	2,813	2,406	2,282	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H23		3,937	3,122	2,910	2,411	2,042	1,909	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H24		3,500		3,500	2,787	2,281	1,838	1,707	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H25		3,000			3,000	2,353	1,813	1,431	1,324	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H26		3,000				3,000	2,182	1,638	1,277	1,179	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H27		3,000					3,000	2,112	1,560	1,205	1,111	(5年経過)	(5年経過)	(5年経過)
H28		3,000						3,000	2,069	1,512	1,162	1,070	(5年経過)	(5年経過)
H29		3,000							3,000	2,041	1,483	1,137	1,047	(5年経過)
H30		3,000								3,000	2,025	1,466	1,122	1,033
H31		3,000									3,000	2,016	1,457	1,114
H32	3,000										3,000	2,011	1,452	
H33	3,000											3,000	2,009	
H34	3,000												3,000	
合計			8,302	20,113	21,067	11,958	10,742	9,888	9,230	8,937	8,781	8,689	8,637	8,608
司法試験合格者数	H17			24	24									
	H18			80	82									
	H19		47	95	96									
	H20		72	97	99									
	H21		323	131	96									
	H22		575	407	124	109								
	H23		1,027	499	369	133	100							
	H24			713	506	443	131	93						
	H25				647	540	382	107	75					
	H26					818	544	361	98	67				
	H27						888	552	355	94	64			
	H28							931	557	350	92	62		
	H29								959	558	346	90	61	
	H30									975	559	344	89	60
	H31										984	559	343	89
H32											989	559	342	
H33												991	560	
H34													993	
合計			2,044	2,046	2,043	2,043	2,045	2,044	2,044	2,044	2,045	2,044	2,043	2,044
合格率			24.6%	10.2%	9.7%	17.1%	19.0%	20.7%	22.1%	22.9%	23.3%	23.5%	23.7%	23.7%

(参考) 修了者数に対する累積合格者の割合(累積合格率)は、平成30年度修了者については、約68%となり、以後の修了者についても同様である。

【※計算上の想定】

- 各年度の修了者数
平成23年度までは実績値。平成24年度は3,500人、平成25年度以降は3,000人と想定。
- 司法試験受験者数
平成24年試験は実績値。平成25年試験以降は、全受験資格者数(修了後5年以内の全修了者数から累積合格者数を控除した数)
- 制度導入時期・経過措置
5年間に5回受験できるようにする制度は、平成25年から導入し、平成24年試験までの受験資格喪失者は、平成25年及び平成26年に限り、最大2回受験できることとする。
- 司法試験合格者数
平成24年試験は実績値。平成25年以降は平成24年試験の実績値である2,044人で固定する(ただし、計算の都合上、数字が若干増減している年もある。)
※ 具体的な計算方法
○ 各年度修了者ごとの合格者数について、各年度ごとの受験者数に修了経過年数ごとの合格率(平成24年試験実績(注))を乗じた想定合格者数を算出した上で、その合計が2,044人になるよう比例計算をする。なお、平成25年及び平成26年の修了6年目以上の者の合格率は、修了5年目の合格率と同じものとする。
(注) 平成24年受験合格率
修了1年目32.9%、同2年目27.7%、同3年目23.4%、同4年目7.9%、同5年目5.8%
○ 例えば、平成25年の各年度ごとの合格者数は、次のとおり算出した。
・ 想定合格者数 合計3,303(次の各年度ごとの合計)
修了1年目1,152(3,500×32.9%)、同2年目806(2,910×27.7%)、同3年目658(2,813×23.4%)
同4年目211(2,671×7.9%)、同5年目156(2,694×5.8%)、同6年目153(2,637×5.8%)
同7年目129(2,230×5.8%)、同8年目38(658×5.8%)
・ 合格者数が2,044になるよう、上記の各数字に2,044/1,836を乗じることにより比例計算をする。
- 予備試験合格者の取扱い
予備試験合格を受験資格とする者については、考慮しないこととする。

司法制度改革審議会意見書（抜粋）（平成13年6月12日）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

3. 司法試験

- 司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。
- 新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するための具体的な仕組みを設けるべきである。

(2) 試験の方式及び内容

法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提として、新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする。

新司法試験は、例えば、長時間をかけて、これまでの科目割りに必ずしもとらわれずに、多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに、問題解決・紛争予防の在り方、企画立案の在り方等を論述させることなどにより、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見る試験を中心とすることが考えられる。

新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、例えば、司法試験管理委員会に法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させるなど適切な仕組みを設けるべきである。

新司法試験実施に係る研究調査会報告書

平成15年12月11日

新司法試験実施に係る研究調査会

《 目 次 》

はじめに	1
第1 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像	3
第2 試験実施の在り方	4
第3 試験実施の枠組み	5
1 実施日程	5
2 試験日程	5
3 試験科目の範囲	5
第4 短答式試験の在り方	7
1 出題の在り方	7
2 配点，試験時間，問題数等	7
第5 論文式試験の在り方	9
1 出題の在り方	9
2 問題数，配点，試験時間等	10
3 論文式試験の成績評価の在り方	11
(1) 採点指針	11
(2) 採点の公平性・調整の問題	11
第6 短答式試験と論文式試験の総合評価の在り方	13
1 短答式試験による一次評価の在り方	13
2 総合評価の在り方	13
3 その他	14
第7 その他新司法試験の在り方に関連する事項	15

新司法試験実施日程（イメージ）

新司法試験実施に係る研究調査会名簿

はじめに

平成13年6月12日、司法制度改革審議会は、その意見書において、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹の養成について、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である」とし、その中核を成すものとして、「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院」を設け、司法試験を、「法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである」と提言した。これを受けて、平成14年秋の第155回国会において、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）並びに学校教育法の一部を改正する法律が成立し、法科大学院制度が導入されるとともに、改正後の司法試験法（平成17年12月1日施行、以下「改正司法試験法」という。）に基づく司法試験（以下「新司法試験」という。）が、平成18年から実施されることとなった。

ところで、改正司法試験法では、新司法試験の大枠について規定しているものの、試験の具体的実施内容に関する事項のうち大部分は、平成16年1月に設置される司法試験委員会の検討に委ねられている。一方、同年4月には、新たな法曹養成制度の中核となる法科大学院が開校されることから、法科大学院入学を目指す人々に対して、できるだけ早期に新司法試験の具体的な実施内容に関する情報を提供し、新制度への不安を取り除くことが重要であるとの観点から、司法試験管理委員会は、本年2月、新司法試験実施に係る研究調査会（以下「当研究調査会」という。）を設置した。

当研究調査会は、本年2月の設置後直ちに研究調査を開始し、7月28日には、中間報告を取りまとめて司法試験管理委員会に提出した。それを受けて、司法試験管理委員会は、同日、中間報告を公表し、広く国民各層に対して、これに対する意見を募集した。その結果、中間報告に対しておおむね好意的、肯定的な評価が示されるとともに、法科大学院関係者を始めとする関係各層から多数の貴重な意見が寄せられた。

当研究調査会は、これらの意見を踏まえ、更に検討を重ねた結果、司法試験管理委員会から課せられた課題について一とおりの結論を得るに至ったことから、司法試験管理委員会に提出すべく、これまでの議論の成果を本報告書に取りまとめたものである。

当研究調査会における検討に当たっては、できるだけ早期に新司法試験の具体的実施内容に関する情報を提供するという当研究調査会が設置された趣旨にかんがみ、現時点で可能な限り、新司法試験の具体的な内容を明らかにするよう努めた。また、改正司法試験法第1条第3項が、新司法試験を「法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。」として、「プロセス」としての法曹養成

制度の一環として位置付けていることを常に念頭に置きつつ検討を行ってきた。我々は、本報告書において、新司法試験について、連携法及び改正司法試験法において求められている在るべき姿に基づいて、相当程度の具体的な内容を明らかにすることができたのではないかと考えている。

今後、新たに設置される司法試験委員会の下において、新司法試験の実施内容が策定されていくこととなるが、本報告書がその際の検討に資するものとなることを期待するとともに、新たな法曹養成制度にふさわしい新司法試験の姿が早期に確定され、明らかにされることを願うものである。

第1 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像

これからの法曹には、「豊かな人間性や感受性，幅広い教養と専門的知識，柔軟な思考力，説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて，社会や人間関係に対する洞察力，人権感覚，先端的法分野や外国法の知見，国際的視野と語学力」などの資質が求められるが，これらの資質は，「プロセス」としての新たな法曹養成制度全体を通して涵養されるべきものである。

新司法試験は，法科大学院の教育を踏まえたものとし，司法修習を経れば，法曹としての活動を始めることができる程度の能力を備えているかどうかを判定するものとする。

新司法試験の実施に当たっては，法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携に配慮する必要がある。

- ・ 司法制度改革審議会意見書において，21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として，「豊かな人間性や感受性，幅広い教養と専門的知識，柔軟な思考力，説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて，社会や人間関係に対する洞察力，人権感覚，先端的法分野や外国法の知見，国際的視野と語学力等」が挙げられており（同意見書56頁），基本的には，「新司法試験を通じて選抜すべき法曹像」もこれと重なる。
- ・ 法曹に必要とされるこれらの資質は，「プロセス」としての新たな法曹養成制度全体を通して涵養されるべきものであり，改正司法試験法に定められた試験科目と試験方法では，それらの資質すべてを判定し得るものではないことにも留意すべきである。
- ・ 新司法試験は，法科大学院の教育を踏まえ，これからの法曹に必要とされる資質を念頭に置いて，司法修習を経れば，法曹としての活動を始めることができる程度の知識，思考力，分析力，表現力等を備えているかどうかを判定する試験として，実施すべきである。
- ・ 改正司法試験法第1条第3項及び連携法第2条の趣旨にかんがみ，新司法試験の実施に当たっては，法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携に配慮する必要がある。

第2 試験実施の在り方

試験の実施上共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、試験科目ごとに、ある程度自由に工夫することとする。

- ・ 現行司法試験においては、全試験科目について、出題形式や各問題に対する配点などがほぼ同一とされているが、出題形式が限られたり、科目の特性に応じた工夫の余地がないなどの点も認められるので、新司法試験においては、試験を実施する上で共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、試験科目ごとに、出題方針や配点等について、ある程度自由に工夫することとする。

第3 試験実施の枠組み

1 実施日程

短答式試験及び論文式試験は、同時期に実施するものとし、毎年5月中旬ころまでに実施する。

合格発表は、毎年9月初めころまでに行う。また、合格発表以前に、短答式試験の合格に必要な成績を公表することなどについて検討すべきである。

- ・ 短答式試験及び論文式試験は同時期に実施するものとする。また、法科大学院修了者に対し、できるだけ早期に進路選択、就業の機会を与える必要から、試験日についても、法科大学院の修了日以後、できるだけ早期に設定することとし、毎年5月中旬ころまでに実施する。
- ・ 合格者が年内に司法修習を開始することを可能とするため、合格発表は毎年9月初めころまでに実施することとし、将来的には、更なる早期化が可能かどうか検討すべきである。また、受験者ができるだけ早い段階で進路選択を行えるようにするため、合格発表以前に、短答式試験の合格に必要な成績を公表することなどについて検討すべきである。

2 試験日程

短答式試験及び論文式試験の日程は、連続する4日間程度とする。

短答式試験については、3科目を一括して実施する現行の方法ではなく、各科目につき各別実施する。

- ・ 短答式試験及び論文式試験の日程は、各科目の試験時間、受験者の便宜等を考慮し、連続する4日間程度とする。
- ・ 短答式試験については、科目ごとに試験時間を設定するのが相当であることなどから、3科目を一括して実施する現行の方法ではなく、各科目につき各別実施する。
試験日程のイメージは別添のとおり。

3 試験科目の範囲

公法系科目、民事系科目及び刑事系科目については、法務省令をもって試験範囲を示すことはしない。ただし、明確に試験範囲から除かれる部分がある場合に

は、法務省令において明示する。

選択科目の試験範囲については、別途検討すべきである。

公法系科目、民事系科目及び刑事系科目において、選択科目とされた法分野と領域が重なる部分がある場合も、その部分からの出題を避けることとはせず、出題範囲は、改正司法試験法に定められた各科目の分野からの出題として適当であるかどうかという観点から判断する。

- ・ 試験科目について、改正司法試験法に「法に関する分野」とあるのは、出題の範囲が法と称する法典に限定されない趣旨である。
- ・ なお、公法系科目の一分野である「行政法」については、特定の法典を単位とするものではないが、かつて、司法試験の法律選択科目であったときにもその範囲は定められていなかった。新司法試験においても、その出題分野については、具体的な問題作成作業の過程において、法科大学院教育の在り方を踏まえつつ検討が行われ、さらに、試験が実施されていく中で、おのずと一定のイメージが確立していくものと考えられる。
- ・ 明確に試験範囲から除かれる部分がある場合には、例えば、現行司法試験において、司法試験管理委員会規則によって、商法の「保険、海商」の部分を除くことが定められているように、法務省令において定めることとする。
- ・ 選択科目の試験範囲については、選択科目の選定を待って、法科大学院におけるカリキュラム編成や教育内容等を踏まえ、別途検討すべきである。なお、選択科目とそれ以外の科目との間で、それぞれの法分野の領域が重なり合うことがあり得るが、そのような場合においてもそれぞれの領域に境界を設けて試験範囲を狭めることなどはせず、出題に当たっては、例えば「公法系科目」として改正司法試験法に定められた科目の分野からの出題として適当であるかといった観点から判断する。

第4 短答式試験の在り方

1 出題の在り方

短答式試験においては、幅広い分野から基本的な問題を多数出題することにより、専門的な法律知識及び法的な推論の能力を試すものとする。

短答式試験については、出題の形式を多様化し、配点についても、科目の特性に応じて工夫を施すこととする。

- ・ 基本的知識が体系的に理解されているかを客観的に判定するために、幅広い分野から基本的な問題を多数出題するものとし、過度に複雑な出題形式とならないように留意する。
- ・ 出題形式については、より柔軟な出題を可能とするため、現行短答式試験のように5肢択一方式のみによらず、多様化を図り、配点についても、問題の出題形式等に対応する形で各問に差を設けるなど、科目の特性に応じて工夫を施すこととする。

2 配点，試験時間，問題数等

短答式試験の配点は、例えば、公法系科目及び刑事系科目については100点満点、民事系科目については150点満点とするなど、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目間の比率を2：3：2とする。

短答式試験の試験時間については、3科目合計で5～7時間の範囲内において、公法系科目及び刑事系科目については1時間30分程度、民事系科目については2時間30分程度を目安とする。

短答式試験の問題数は、出題形式や各問への配点の多様化を前提として、公法系科目及び刑事系科目については40～60問程度、民事系科目については60～80問程度を目安とする。

短答式試験の解答方式については、マークシートによる解答が可能なものとする。

- ・ 配点の科目間における配分は、現行司法試験における科目間バランス、新司法試験における各科目を構成する法律分野の数や法科大学院における教育内容等を考慮して、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目間の比率を2：3：2とする。
- ・ 短答式試験は各科目を各別実施することとしているところ、試験時間については、3科目合計で5～7時間の範囲内において、配点の比率等を踏まえ、公法系科目及び刑事系科目については1時間30分程度、民事系科目については2時間30

分程度を目安とする。

- ・ 短答式試験の問題数については、出題形式や各問への配点の多様化を前提として、幅広い分野から基本的な問題を多数出題するという短答式試験の出題方針に照らせば、公法系科目及び刑事系科目については40～60問程度、民事系科目については60～80問程度の問題を出題することを目安とする。
- ・ 合格発表までの期間をできる限り短縮するとともに、司法試験考査委員(以下「考査委員」という。)に論文式試験の採点に必要な採点期間を確保するため、短答式試験の解答方式については、マークシートによる解答が可能なものとする。

第5 論文式試験の在り方

1 出題の在り方

公法系科目，民事系科目及び刑事系科目の出題に当たっては，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし，理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。その方法としては，比較的長文の具体的な事例を出題し，現在の司法試験より長い時間をかけて，法的な分析，構成及び論述の能力を試すことを中心とする。

同一科目内で複数の法分野にまたがる問題については，必ず出題するとはしないものの，それぞれの科目の特性に応じて，適切な問題を考案するよう努めるものとする。

選択科目については，公平性の観点から，各科目の出題範囲の在り方を検討するとともに，出題方針等について何らかの共通する基準を設定することが必要であり，選択科目の選定結果や法科大学院における教育内容を踏まえて検討すべきである。

- ・ 論文式試験においては，「裁判官，検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析，構成及び論述の能力を有するかどうか」の判定を目的とし，「知識を有するかどうかの判定に偏することなく，法律に関する理論的かつ実践的な理解力，思考力，判断力等の判定に意を用いなければならない。」（改正司法試験法第3条第2項，第4項）とされていることに照らし，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし，理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるべきである。
- ・ 公法系科目，民事系科目及び刑事系科目においては，多種多様で複合的な事実関係に基づく，比較的長文の事例を出題し，十分な時間をかけて，法的に意味のある事柄を取り出させ，その事実関係にふさわしい解決策等を示させたりすることなどにより，法的な分析，構成及び論述を行わせることを中心とする。
- ・ 同一科目内の複数の法分野にまたがる問題については，上記のような論文式試験の出題に適した出題形式の一つであると考えられるが，出題に適した範囲が限られることなどから，必ず出題するとはしないものの，それぞれの科目の特性に応じて，適切な問題を考案するよう努めるものとする。
- ・ 選択科目については，選択する科目により著しい不公平が生ずることがないように，各科目についての出題範囲の在り方を検討するとともに，どの科目を選択した者でも公平に評価されることを担保する必要があることにかんがみ，その出題方針等について，何らかの共通する基準を設定することが必要であり，選択科目の選定結果

や法科大学院における教育内容を踏まえて検討すべきである。

2 問題数，配点，試験時間等

論文式試験の問題数は，各科目2問とする。

論文式試験の配点は，例えば，公法系科目及び刑事系科目については，各問100点配点の計200点満点，民事系科目については，200点配点の問1問と100点配点の問1問の計300点満点，選択科目については，各問50点配点の計100点満点とするなど，公法系科目，民事系科目，刑事系科目及び選択科目間の比率を2：3：2：1程度とする。

論文式試験の試験時間は，公法系科目及び刑事系科目については4時間程度，民事系科目については5～6時間程度，選択科目については3時間程度とする。

論文式試験の答案用紙は，出題内容を踏まえて十分な量を配布した上，その範囲内で解答を求めるものとする。

- ・ 公法系科目においては，うち1問は，主として憲法分野のテーマから出題し，可能であれば，関連する行政法分野の論点についても問うものとし，他の1問は，主として行政法分野のテーマから出題し，可能であれば，関連する憲法分野の論点についても問うものとする。
- ・ 民事系科目においては，例えば，うち1問は，実体法・手続法問又は民法・商法問にまたがる問題とし，他の1問は，実体法又は手続法の問題とする。2つの法律分野にまたがる大きな問題については，配点比率を他の問題の2倍とする。
- ・ 刑事系科目においては，うち1問は，主として刑法に関する分野のテーマから出題し，他の1問は，主として刑事訴訟法に関する分野のテーマから出題する。
- ・ 選択科目の問題数については，各科目の試験範囲がある程度幅広いものとなることが見込まれるとともに，出題分野について著しい偏りを生じないように配慮する必要があることなどから，他の科目と同様2問とする。
- ・ 配点の科目間における配分は，現行司法試験における科目間バランス，新司法試験における各科目を構成する法律分野の数や開設準備中の法科大学院の教育内容等を考慮して，例えば，各科目の配点を，公法系科目200点（100点×2問），民事系科目300点（200点×1問，100点×1問），刑事系科目200点（100点×2問），選択科目100点（50点×2問）とし，公法系科目，民事系科目，刑事系科目及び選択科目間の比率を2：3：2：1程度とする。
- ・ 十分に問題を解析し，問題点を抽出した上で，それらについて自らの考えを組み立て，論理的かつ説得的に表現させることを可能とするために，答案作成に必要と

される時間に加え，事例・法令の分析及び答案構成のための時間を十分に確保するのが適当である。それらを考慮して，公法系科目及び刑事系科目の試験時間は4時間程度，民事系科目の試験時間は，配点の比率（公法系科目及び刑事系科目の1.5倍）を踏まえ5～6時間程度とする。また，選択科目については，具体的な事例問題の出題なども考慮し3時間程度とする。

- 論文式試験については，おのずと現行司法試験より解答の分量が増すことが想定されるが，一方では，的確な問題点の抽出とそれに対する論旨が明確で無駄のない解答の作成も期待されることから，答案用紙については，出題内容を踏まえて十分な量を配布した上，配布された答案用紙の範囲内で解答を求めるものとする。

3 論文式試験の成績評価の在り方

(1) 採点指針

論文式試験の採点に当たっては，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ，全体的な論理的構成力，文章表現力等を総合的に評価し，理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。

- 形式的に多くの論点に触れているか否かではなく，出題に含まれる問題点を的確に抽出，分析し，抽出された問題点について法の解釈・適用を論理的かつ適切に行っているかどうかを判定する。その際，全体的な論理的構成力，文章表現力等を総合的に評価し，今後の法曹に対する社会のニーズに対応するために必要な，理論的かつ実践的な理解力，思考力，判断力等の判定に意を用いる。

(2) 採点の公平性・調整の問題

考査委員間で採点結果に著しい差異が生じないように，答案の評価についての考え方を統一する方策を検討するとともに，考査委員間における採点格差を偏差値等により調整するものとする。

1通の答案を複数の考査委員が採点する方式によるものとする。

選択科目間における難易度格差を調整する方策を講ずるものとする。

- 受験者数が多数に上り，同じ問題に対する答案についても，1人の考査委員が全受験生の答案を採点することが困難であって，複数の考査委員が分担して採点する必要があることにかんがみ，次のような方策を講ずるものとする。

考査委員間で採点結果に著しい差異が生じないように，採点評価基準を設けた

り，採点方針会議を開くなど，考査委員間で答案の評価についての考え方を統一する。

考査委員間における採点格差を偏差値等により調整する。

- ・ 客観性，公平性等の確保の観点から，1通の答案について複数の考査委員で採点して慎重な審査を期す必要がある。この複数の委員については，例えば研究者及び実務家を各1名含むものとするなどにより，複合的な視点を確保すべきである。
- ・ 複数の選択科目間においては，出題方針等の共通基準を定めたとしても，ある程度難易度の差が生ずることは避けがたいことから，客観的かつ公平な評価を確保する観点から，難易度格差を調整する方策を講ずるものとする。

第6 短答式試験と論文式試験の総合評価の在り方

1 短答式試験による一次評価の在り方

「短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者」の判定は、各科目ごとの得点がいずれも最低ライン（これに達していない者については、その一事をもって不合格とする点をいう。以下同じ。）に達している者につき、全科目合計の得点により行うものとする。

- ・ 改正司法試験法第2条第2項に定める「短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者」の判定は、法曹となろうとする者に必要な最低限度の知識等を有しているかを的確に判定するため、科目ごとの得点がいずれも最低ラインに達している者につき、全科目合計の得点により行うものとする。
- ・ 最低ラインの設定方法及び水準については、法科大学院における教育内容や各科目における具体的な出題内容などを踏まえて検討すべきである。

2 総合評価の在り方

総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算して評価するものとし、その際の配点については、短答式試験と論文式試験の比重を1：4程度とする。

総合評価の判定に当たっては、上記に加え、論文式試験科目ごとに最低ラインを設定する。

- ・ 総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算して評価するものとするが、その際の配点については、新たな法曹養成の理念を踏まえて論文式試験の比重を短答式試験よりも大きいものとし、短答式試験と論文式試験の比重を1：4程度とする。
- ・ 各科目ごとに、法曹となろうとする者に必要な最低限度の能力等を有しているかを的確に判定するため、論文式試験について、科目ごとに最低ラインを設定し、これに達しているかも判定するものとする。

なお、最低ラインの設定方法及び水準は、法科大学院における教育内容や各科目における具体的な出題内容などを踏まえて検討すべきである。

3 その他

論文式試験については，考査委員を十分に確保するなど，適正な答案審査態勢となるよう配慮する。

- ・ 論文式試験については，その出題内容の高度化による評価の複雑・困難化等を考慮し，考査委員一人当たりの答案審査通数が，適正かつ公平な答案審査の実現を図る観点から妥当なものとなるよう，必要とされる考査委員の確保や採点期間の設定などに配慮する必要がある。

第7 その他新司法試験の在り方に関連する事項

視覚障害者，上肢に障害を持つ者等，試験実施に当たり特別な措置が必要な受験者に対し，適正な措置がとられるよう配慮すべきである。

- ・ ノーマライゼーション（障害のある人も，一般社会で等しく普通に生活できるようにすること）実現の観点から，現行司法試験においては，障害者の申請に基づき，障害の程度，態様に応じて，試験時間の延長，別室での受験等の特別措置を認めているが，新司法試験においても，これにふさわしい適正な特別措置がとられるよう配慮すべきである。

新司法試験実施日程（イメージ）

1 日目	2 日目	3 日目	4 日目
<p data-bbox="309 591 533 927">短答式 民事系</p> <p data-bbox="309 1093 533 1294">短答式 公法系</p> <p data-bbox="309 1393 533 1594">短答式 刑事系</p>	<p data-bbox="564 591 788 994">論文式 選 択</p> <p data-bbox="564 1160 788 1688">論文式 公法系</p>	<p data-bbox="823 1016 1046 1688">論文式 民事系</p>	<p data-bbox="1078 1016 1302 1554">論文式 刑事系</p>

新司法試験実施に係る研究調査会名簿

区 分		氏 名	所 属	
在り方検討グループ		磯 村 保	神戸大学大学院教授	
		小 津 博 司	法務省大臣官房付	
		柏 木 昇	中央大学教授	
		釜 田 泰 介	同志社大学教授	
		鈴 木 健 太	司法研修所教官	
		中 川 英 彦	住商リース株式会社非常勤顧問 京都大学大学院教授	
		宮 川 光 治	弁護士	
科目別ワーキンググループ	公法系	憲	市 川 正 人	立命館大学教授
			團 藤 丈 士	法務省民事局商事課長
			戸 松 秀 典	学習院大学教授
		法	富 田 秀 実	弁護士
			長谷部 恭 男	東京大学大学院教授
			波 床 昌 則	司法研修所教官
			石 川 敏 行	中央大学教授
		行政法	小早川 光 郎	東京大学大学院教授
			小 林 宏 司	最高裁判所事務総局行政局参事官
			佐 藤 順 哉	弁護士
			中 川 丈 久	神戸大学大学院教授
			畠 山 稔	法務省大臣官房行政訟務課長
			水 野 武 夫	弁護士
			民事系	民 法
	中 川 徹 也	弁護士		
	新 美 育 文	明治大学教授		
	堀 嗣 亜 貴	法務省民事局民事第一課長		
	本 間 通 義	弁護士		
	松 岡 久 和	京都大学大学院教授		
	商 法	相 澤 哲		法務省民事局参事官
		上 村 達 男		早稲田大学教授
		菊 池 洋 一		東京地方裁判所判事
		柴 田 和 史		法政大学教授
		関 俊 彦		東北大学大学院教授
		増 田 亨		弁護士
	民事訴訟法	上 野 泰 男		早稲田大学教授
		江 口 とし子		司法研修所教官
		大 橋 正 春		弁護士
		小野瀬 厚		法務省民事局参事官
		高 橋 宏 志		東京大学大学院教授
		徳 田 和 幸		京都大学大学院教授
	刑事系	刑 法	井 田 良	慶應義塾大学教授
			稲 葉 一 生	司法研修所教官
			笠 井 治	弁護士
			佐 伯 仁 志	東京大学大学院教授
			佐久間 修	大阪大学大学院教授
大 善 文 男			司法研修所教官	
刑事訴訟法		寺 島 秀 昭	弁護士	
		江 藤 洋 一	弁護士	
		酒 卷 匡	上智大学教授	
		椎 橋 隆 幸	中央大学教授	
		長 沼 範 良	成蹊大学教授	
		山 下 隆 志	司法研修所教官	
山 根 祥 利	弁護士			
吉 村 典 晃	法務省大臣官房司法法制部参事官			

- (注) 1 委員名の表記は、各グループ内で五十音順
2 は座長を示し、 は各法律単位グループ等の主査を示す。
3 平成15年10月7日現在

第3 法曹養成制度の在り方
 3 司法試験について
 (2) 方式・内容

【本論点の説明】

司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方、旧司法試験に比して科目数が増えていること等から受験者の負担が重いため、試験の方式及び内容について、科目数や出題範囲等を限定し、負担を軽減すべき等の意見もあり、これらの点について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法試験の実施に当たっては、中立性・公正性を確保する観点から、司法試験委員会の下で、必要な学識経験を有する司法試験考査委員が専門的知見に基づいて出題内容を決定し、合格者判定も行っている。そのような仕組みの下で、そもそも、本フォーラムで出題内容の難易度や合格者判定それ自体の当否を議論することは難しい。もっとも、新たな法曹養成制度の下での司法試験合格者に求められる専門的な学識・能力の内容や程度について、司法試験考査委員の間での共通の認識を形成することは重要であり、これに資するための議論をすることは有益である。
 - 現行の仕組みを前提にすると、本フォーラムの場で司法試験の内容について踏み込んで議論することが難しいことは確かであるが、現在の司法試験の在り方が法科大学院教育との連携という観点から見て本当に適合的なものかどうかなど、確認を要する点があり、現状を所与のものとして合格者の数や質を議論することには疑問がある。
 - 新司法試験の合格者の属性を見ると法学既修者が多く、試験にも有利とのデータと言えられるため、司法試験の科目や出題範囲について、法学未修者に不利にならないよう、法学未修者に配慮した検討が必要である。
 - 法学未修者対策として、単に司法試験の科目や出題範囲を軽減しても、法学未修者だけでなく、法学既修者の負担も軽減されることになるため、そう

単純な問題ではない。

- 司法試験については、短答式試験・論文式試験のいずれについても、法科大学院で学んだことを適切に評価できるような試験として実施される必要がある。論文式試験については、限られた時間で論点を要領よくまとめることが必須であるというメッセージを発しているとすれば改善の必要がある。短答式試験についても、知識偏重の傾向になっているとすれば改善の必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっており、概ね理念に沿ったものであると評価されているとの意見がある一方で、次のような問題点があるとの意見等があった。

- 新司法試験は、旧司法試験に比して科目数が増えており、試験時間も長時間であること等から、受験者にとって負担が重い、短答式試験については、解答時間に比して問題数が多すぎることや、過度に細かな知識を問う内容となっており、特に法学未修者にとって不利であるとの意見があった。また、法学既修者と法学未修者との合格率の差、特に短答式試験の合格率の差が拡大していることが問題であるとの指摘がある。

これらの立場からは、改善策として、短答式試験の問題数を削減し、さらには対象とする科目数又は出題範囲を限定すべきではないかとの意見や、論文式試験については、法科大学院における3年間の学修の到達点を試験するにふさわしいものとするため、その出題内容や一定の試験時間内に求める解答内容などについて見直すべきであるとの意見があった。

これらの意見に対しては、新司法試験で問われているのは法曹となろうとする者に必要な基本的な知識・能力であり、法科大学院課程を通じてこれを確実に修得することが求められているとの指摘がある。また、最終合格に必要な論文式試験の平均点が年々下がっており、平成21年について見ると、短答式試験の合格に必要な成績は満点の6割程度で、直近修了者のうち法学既修者の短答式試験合格率が9割弱(87.9%)に及んでいることからすれば、受験者にとって過度な負担とは言い難いとの意見があった。さらに、新司法試験の問題を現状以上に易化させるのは不相当であり、法科大学院に対する教育的メッセージとしての効果を考えると、新司法試験の問題は、あるべき法科大学院教育を踏まえたものとするべきであるとの意見があった。加えて、法学既修者と法学未修者との差については、法律に関する試験である以上、法科大学院課程を通じて十分な知識・能力を涵養できない者が法学未修者の中により多くいることはやむを得ないと考えられるし、同じ法学既修者あるいは法学未修者の中でも、法学部出身・非法学部出身による違いがあり、あるいは、法科大学院によるばらつきが大きく、単純に法学既修者・法学未修者と区別することは適当ではないとの意見があった。

なお、法曹となろうとする者に必要な基本的知識・能力とは何かという点について、関係者間で共通の理解を得た上で、新司法試験の内容等について議論すべきとの意見があった。

- 新司法試験の内容は、法廷実務家のみでない多様な法律家を養成するという理念に沿っていないのではないかとの指摘がある。この立場からは、新司法試験の問題に訴訟以外の手段による課題解決のケースも加えるべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識・能力の有無を判定することを目的とする資格試験であり、資格試験としての性質上、その合格者は、多様な活動に従事するにせよ、その資格に基づいて活動するに足る知識・能力を最低限備えている必要があるという意見や、訴訟にかかわる具体的事例が出題の題材となっていたとしても、新司法試験で問われているのは法曹となろうとする者に必要な基本的な理解・能力であり、多様な分野で活動する場合であっても、共通して身に付けておくべき内容であるとの意見があった。さらに、企業法務などの専門的な業務に従事するとしても、持続的・発展的にその業務を行っていくためには、個別の専門的な分野の特殊な知識よりも、憲法、民事法（民法・商法・民事訴訟法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）といった基本法を確実に修得していることが必要であるとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
 3 司法試験について
 (3) 合格基準・合格者決定

【本論点の説明】

司法試験の合格基準・合格者決定について、合否判定の在り方について見直す必要があるのではないか等の意見がある一方、何が適正な合格水準かについて様々な見解があって合否判定の在り方などで求める工夫もそれらのいずれの見解に立つかによって異なり得るとの意見があるとともに、合格基準に関する情報を公表すべきではないかとの意見がある一方、司法試験に求められる判定の在り方からしてそもそも一義的に合格基準を示すことが可能なのか、また、情報の充実化は図られているとの意見もあり、これらの点について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法試験の実施に当たっては、中立性・公正性を確保する観点から、司法試験委員会の下で、必要な学識経験を有する司法試験考査委員が専門的知見に基づいて出題内容を決定し、合格者判定も行っている。そのような仕組みの下で、そもそも、本フォーラムで出題内容の難易度や合格者判定それ自体の当否を議論することは難しい。もっとも、新たな法曹養成制度の下での司法試験合格者に求められる専門的な学識・能力の内容や程度について、司法試験考査委員の間での共通の認識を形成することは重要であり、これに資するための議論をすることは有益である。
 - 司法試験の合格基準・合格者決定については、その性質上、外部の一般的な意見にさらすことにはなじまない。むしろ、受験生が迷い道に入ることがないように、司法試験において、その問題が何を問い、どのような内容・水準の答案を求めているのかについて、情報発信をしっかりとしていくことが、教育的効果の観点からも重要である。
 - 現行の仕組みを前提にすると、本フォーラムの場で司法試験の内容や合格者判定の在り方について踏み込んで議論することには限界があるものの、合格者決定の在り方（合否ラインの設定の仕方等）が果たして合理的なものか

など、確認・検証を要する点があり、現状を所与のものとして合格者の数や質を議論することには疑問がある。

- 司法試験の合格者判定において、従前の合格者と同じような程度、質を求めているようにも思われるが、従前と同じような程度、質についての考え方で合格者を判定することが新しい制度に向いているのかどうかには疑問があるため、司法制度改革の目的について共有した上で、新しい法曹養成制度の下における合格者判定の在り方の大きな方向性について、可能な範囲で情報の提供を求めつつ、議論する必要がある。
- 司法試験の合格者判定において、法曹としての資質を適切に判断する必要があることは従前と変わらないのではないかという観点からも、新しい法曹養成制度の下における合格者判定の在り方の大きな方向性について、可能な範囲で情報の提供を求めつつ、議論する必要がある。
- 司法試験考査委員については、法曹としての資質を適切に判断することができる人が就く必要があるが、法科大学院における教育の趣旨や内容について十分な理解をもって合否の判定に当たることができる人を選任するような観点も重要であると考えられる。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

○ 適正さ

現在の合否判定は、受験者の専門的学識・能力の評価を実質的に反映した合理性のあるものになっているか疑問とする余地があり、合格者数が低迷しているのは合格レベルに達しない受験者が多かったからだとして直ちに断定することはできず、合否判定の在り方についても見直す必要があるのではないかと、法曹になるために最低限必要な能力は何かという観点から合格水準について検討すべきではないかと、新たな法曹養成制度の下で司法試験合格者に求められる専門的学識・能力の内容や程度について、考査委員の間に共通の認識がないのではないかと、新司法試験の考査委員には、法科大学院での教育やその趣旨についての理解が十分でないまま、旧来の司法試験と同様の意識や感覚で合否の決定に当たっている者も少なくないのではないかと疑われるとの意見があり、また、この立場から、考査委員の選任や考査委員会議の在り方等について工夫してはどうか（例えば、考査委員代表者を中心にする少人数の作業班により答案の質的レベル評価を反映する合格ラインの決定を行う等）との意見があった。

他方で、新司法試験の合格者である司法修習生の中にも、基本法の基礎的な知識・理解が不十分な者がいるとの指摘がされていることなどから、新司法試験の合否判定が慎重かつ厳格になされることが求められるとの指摘がある。もっとも、これに対しては、それはむしろ筆

記試験による選別の限界を意味し、司法修習の過程を通じた更なる選別の必要を示すものであり、そのような指摘は当たらないとの意見もあった。

さらに、何が適正な合格水準かについては様々な意見があり、現在の合格水準の適正さについても、高すぎる、低すぎる、あるいは適正であるとの様々な見解があり、合否判定の在り方などの手続面で求める工夫もそれらのいずれの見解に立つかによって異なり得るとの意見があった。

○ 明確性・透明性

新司法試験の合格基準や合格者数の決定プロセスが不明確であり、受験者や法科大学院への情報提供が不十分ではないか、情報が明らかになっていないため、その適正さについて検証することができない、との意見があり、この立場から、合格基準に関する情報を公表すべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験に求められる判定の在り方からして、そもそも一義的に合格基準を示すことが可能なのかという意見があった。また、従来から、試験問題、短答式試験の正答、論文式試験の出題の趣旨、考査委員による採点実感等に関する意見、考査委員のヒアリング結果が公表されている上、受験者本人に成績通知がなされており、旧司法試験に比べて情報の充実化が図られているところ、これらは教育・学習への重要な示唆となるとの指摘がある。

平成25年司法試験の実施日程等について

(平成24年8月10日司法試験委員会決定)

平成25年司法試験の実施日程等については、次のとおりとする。

1 試験期日

平成25年5月15日(水)、16日(木)、18日(土)、19日(日)

2 試験日程

試験科目及び試験時間は、次表のとおりとする。

5月15日(水)	論文式試験	選択科目(3時間) 公法系科目第1問(2時間) 公法系科目第2問(2時間)
5月16日(木)		民事系科目第1問(2時間) 民事系科目第2問(2時間) 民事系科目第3問(2時間)
5月18日(土)		刑事系科目第1問(2時間) 刑事系科目第2問(2時間)
5月19日(日)	短答式試験	民事系科目(2時間30分) 公法系科目(1時間30分) 刑事系科目(1時間30分)

3 試験地

試験地は、次のとおりとする。

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市

試験科目の変遷

種 別	期 間	筆 記 試 験					口 述 試 験		
		短 答 式 科 目	科 目 数	論 文 式			科 目 数	科 目	科 目 数
				必 須 科 目	必 須 選 択 科 目	選 択 科 目			
旧 司 法 試 験	昭24～ 28			<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>刑法</u> <u>民訴</u> ・ <u>刑訴</u>	<u>商法</u> ・ <u>行政法</u> のうち1科目	<u>商法</u> ・ <u>行政法</u> ・ <u>破産法</u> ・ <u>労働法</u> ・ <u>国私</u> ・ <u>刑政</u> のうち1科目	7	<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>刑法</u> ・ <u>民訴</u> ・ <u>刑訴</u>	5
	昭29～ 35	昭31以降短答併 用論文式科目に 同じ		<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>商法</u> <u>刑法</u> ・ <u>民訴</u> ・ <u>刑訴</u>		<u>行政法</u> ・ <u>破産法</u> ・ <u>労働法</u> ・ <u>国私</u> ・ <u>刑政</u> のうち1科目	7	<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>刑法</u> ・ <u>民訴</u> ・ <u>刑訴</u> ・ <u>商法</u>	6
	昭36～ 平3	<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>刑法</u>	3	<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>商法</u> <u>刑法</u>	<u>民訴</u> ・ <u>刑訴</u> の うち1科目	<u>民訴</u> ・ <u>刑訴</u> ・ <u>行政法</u> ・ <u>破産法</u> ・ <u>労働法</u> ・ <u>国公</u> ・ <u>国私</u> ・ <u>刑政</u> のうち1科目 <u>政治学</u> ・ <u>経済原論</u> ・ <u>財政学</u> ・ <u>会计学</u> ・ <u>心理学</u> ・ <u>経政</u> ・ <u>社政</u> のうち1科目 (合計2科目選択)	7	論文式により 受験した科目	7
	平4～ 11	<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>刑法</u>	3	<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>商法</u> <u>刑法</u>	<u>民訴</u> ・ <u>刑訴</u> の うち1科目	<u>民訴</u> ・ <u>刑訴</u> ・ <u>行政法</u> ・ <u>破産法</u> ・ <u>労働法</u> ・ <u>国公</u> ・ <u>国私</u> ・ <u>刑政</u> のうち1科目	6	論文式により 受験した科目	6
	平12～ 23	<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>刑法</u>	3	<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>商法</u> <u>刑法</u> ・ <u>民訴</u> ・ <u>刑訴</u>			6	<u>憲法</u> ・ <u>民法</u> ・ <u>刑法</u> ・ <u>民訴</u> ・ <u>刑訴</u>	5
(新) 司 法 試 験	平18～	公法系科目 (<u>憲法</u> ・ <u>行政法</u>) 民事系科目(<u>民法</u> ・ <u>商法</u> ・ <u>民訴</u>) 刑事系科目 (<u>刑法</u> ・ <u>刑訴</u>)	7	公法系科目 (<u>憲法</u> ・ <u>行政法</u>) 民事系科目 (<u>民法</u> ・ <u>商法</u> ・ <u>民訴</u>) 刑事系科目 (<u>刑法</u> ・ <u>刑訴</u>)		<u>倒産法</u> ・ <u>租税法</u> ・ <u>経済法</u> ・ <u>知的財産法</u> ・ <u>労働法</u> ・ <u>環境法</u> ・ <u>国際関係法</u> (公法系) ・ <u>国際関係法</u> (私法系)の うち1科目	8		

備 考

- 科目名略称

民訴……民事訴訟法	国私……国際私法	経政……経済政策
刑訴……刑事訴訟法	社政……社会政策	国公……国際公法
刑政……刑事政策		
- 昭和36年から試験科目の範囲を定めることができるようになった。
- 論文式試験の試験科目のうち、憲法、行政法、民法、商法、民訴、刑法、刑訴にはアンダーライン。

法科大学院における授業科目について

文部科学省告示に規定		法科大学院の設置基準等に関する 中教審答申等		A大学 の場合	B大学 の場合	C大学 の場合
科目群	個別の科目	具体的な内容				
法律基本 科目群	憲法、行政法、民法、 商法、民事訴訟法、刑 法、刑事訴訟法に関す る分野の科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公法系 (憲法, 行政法などの分野に関する科目) ・ 民事系 (民法, 商法, 民事訴訟法などの分野に 関する科目) ・ 刑事系 (刑法, 刑事訴訟法などの分野に関する 科目) 		58 単位 〓	68 単位 〓	60 単位 〓
法律実務 基礎 科目群	法曹としての技能及び 責任その他の法律実 務に関する基礎的な分 野の科目	(法曹としての責任感、倫理観の涵養) <ul style="list-style-type: none"> ・ 法曹倫理 (法曹としての専門的技能の教育) ・ 法情報調査、法文書作成、要件事実と事実認定 の基礎、ローヤリング、模擬裁判、クリニック、エク スターンシップ 		14 単位 〓	13 単位 〓	10 単位 〓
基礎法学 ・ 隣接 科目群	基礎法学に関する分野 又は法学と関連を有す る分野の科目	(基礎法学科目) <ul style="list-style-type: none"> ・ 法哲学、法史学、法社会学、比較法、外国法等 (隣接科目) ・ 公共政策、法と経済等 		4 単位 〓	4 単位 〓	6 単位 〓
展開・先 端 科目群	先端的な法領域に関す る科目その他の実定法 に関する多様な分野の 科目であって、法律基 本科目以外のもの	(展開科目) <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働法、経済法、税法、倒産処理法、国際私法 等 (先端科目) ・ 知的財産法、国際取引法、環境法等 			12 単位 〓	18 単位 〓
標準修了要件単位数 93単位				修了要件単位 100単位	修了要件単位 101単位	修了要件単位 96単位

法科大学院修了者司法試験短答・総合成績(既修・未修 法学部・非法学部別)

平成18年

	全体	既修者	
		非法学部	法学部
受験者	2091人	260人	1831人
短答合格者	1684人	217人	1467人
(対受験者 短答合格率)	(80.5%)	(83.5%)	(80.1%)
最終合格者	1009人	116人	893人
(対受験者 最終合格率)	(48.3%)	(44.6%)	(48.8%)
(対短答合格者 最終合格率)	(59.9%)	(53.5%)	(60.9%)

平成19年

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	4607人	278人	2363人	2641人	894人	1072人	1966人
短答合格者	3479人	239人	2001人	2240人	578人	661人	1239人
(対受験者 短答合格率)	(75.5%)	(86.0%)	(84.7%)	(84.8%)	(64.7%)	(61.7%)	(63.0%)
最終合格者	1851人	120人	1095人	1215人	292人	344人	636人
(対受験者 最終合格率)	(40.2%)	(43.2%)	(46.3%)	(46.0%)	(32.7%)	(32.1%)	(32.3%)
(対短答合格者 最終合格率)	(53.2%)	(50.2%)	(54.7%)	(54.2%)	(50.5%)	(52.0%)	(51.3%)

平成20年

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	6261人	347人	2655人	3002人	1290人	1969人	3259人
短答合格者	4654人	318人	2321人	2639人	811人	1204人	2015人
(対受験者 短答合格率)	(74.3%)	(91.6%)	(87.4%)	(87.9%)	(62.9%)	(61.1%)	(61.8%)
最終合格者	2065人	149人	1182人	1331人	298人	436人	734人
(対受験者 最終合格率)	(33.0%)	(42.9%)	(44.5%)	(44.3%)	(23.1%)	(22.1%)	(22.5%)
(対短答合格者 最終合格率)	(44.4%)	(46.9%)	(50.9%)	(50.4%)	(36.7%)	(36.2%)	(36.4%)

平成21年

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	7392人	417人	2857人	3274人	1472人	2646人	4118人
短答合格者	5055人	346人	2394人	2740人	859人	1456人	2315人
(対受験者 短答合格率)	(68.4%)	(83.0%)	(83.8%)	(83.7%)	(58.4%)	(55.0%)	(56.2%)
最終合格者	2043人	140人	1126人	1266人	286人	491人	777人
(対受験者 最終合格率)	(27.6%)	(33.6%)	(39.4%)	(38.7%)	(19.4%)	(18.6%)	(18.9%)
(対短答合格者 最終合格率)	(40.4%)	(40.5%)	(47.0%)	(46.2%)	(33.3%)	(33.7%)	(33.6%)

平成22年

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	8163人	418人	2935人	3353人	1641人	3169人	4810人
短答合格者	5773人	372人	2556人	2928人	976人	1869人	2845人
(対受験者 短答合格率)	(70.7%)	(89.0%)	(87.1%)	(87.3%)	(59.5%)	(59.0%)	(59.1%)
最終合格者	2074人	147人	1095人	1242人	248人	584人	832人
(対受験者 最終合格率)	(25.4%)	(35.2%)	(37.3%)	(37.0%)	(15.1%)	(18.4%)	(17.3%)
(対短答合格者 最終合格率)	(35.9%)	(39.5%)	(42.8%)	(42.4%)	(25.4%)	(31.2%)	(29.2%)

法科大学院修了者司法試験短答・総合成績(既修・未修 法学部・非法学部別)

平成23年

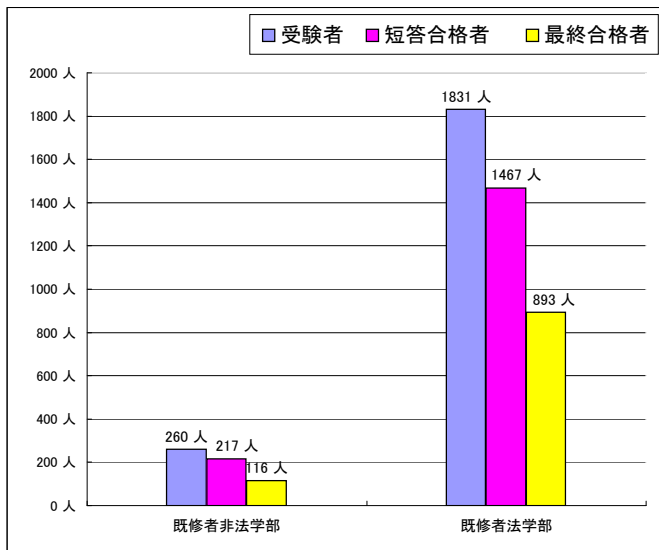
	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	8765人	422人	2914人	3336人	1820人	3609人	5429人
短答合格者	5654人	339人	2376人	2715人	979人	1960人	2939人
(対受験者 短答合格率)	(64.5%)	(80.3%)	(81.5%)	(81.4%)	(53.8%)	(54.3%)	(54.1%)
最終合格者	2063人	114人	1068人	1182人	260人	621人	881人
(対受験者 最終合格率)	(23.5%)	(27.0%)	(36.7%)	(35.4%)	(14.3%)	(17.2%)	(16.2%)
(対短答合格者 最終合格率)	(36.5%)	(33.6%)	(44.9%)	(43.5%)	(26.6%)	(31.7%)	(30.0%)

平成24年

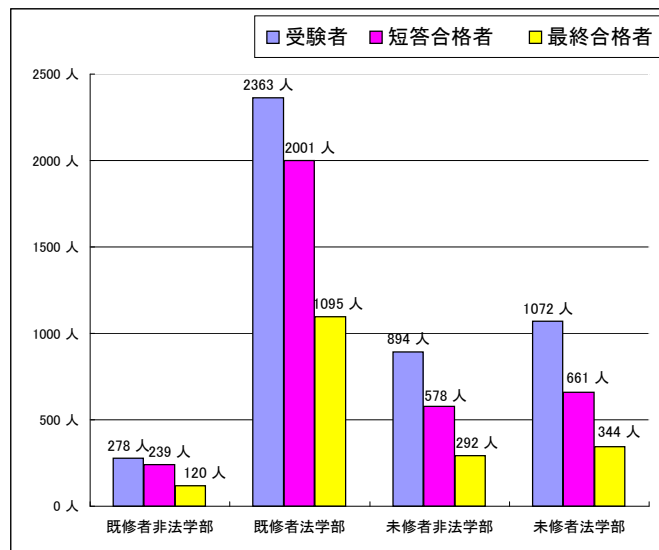
	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	8302人	355人	2876人	3231人	1669人	3402人	5071人
短答合格者	5255人	288人	2278人	2566人	921人	1768人	2689人
(対受験者 短答合格率)	(63.3%)	(81.1%)	(79.2%)	(79.4%)	(55.2%)	(52.0%)	(53.0%)
最終合格者	2044人	109人	1062人	1171人	250人	623人	873人
(対受験者 最終合格率)	(24.6%)	(30.7%)	(36.9%)	(36.2%)	(15.0%)	(18.3%)	(17.2%)
(対短答合格者 最終合格率)	(38.9%)	(37.8%)	(46.6%)	(45.6%)	(27.1%)	(35.2%)	(32.5%)

既修・未修別 法学部・非法学部合格状況

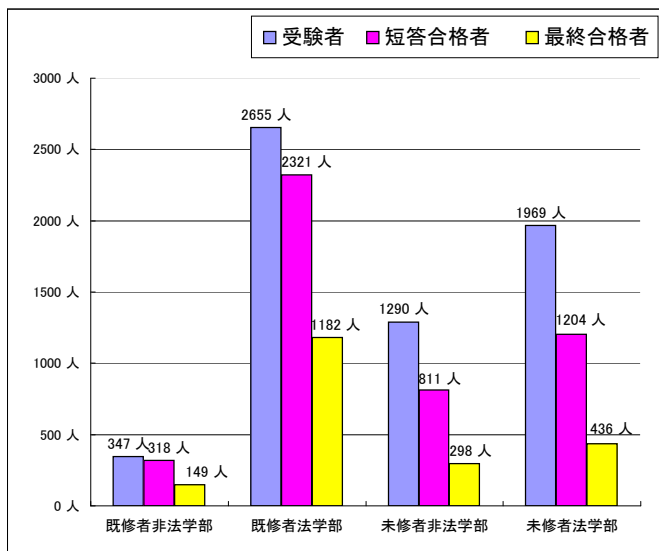
平成18年



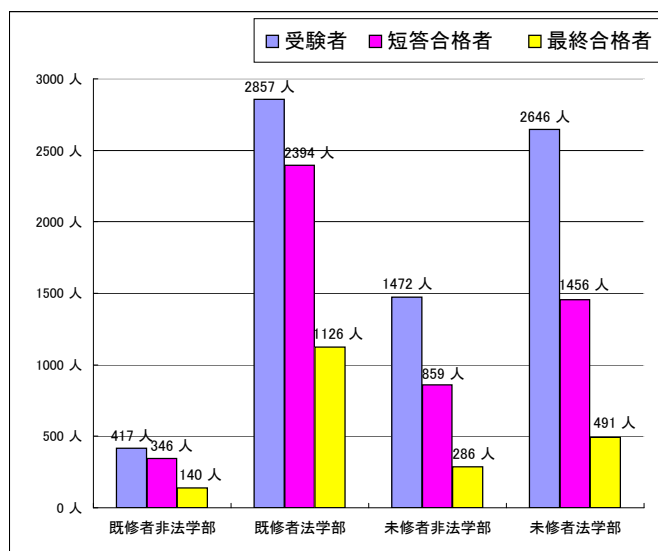
平成19年



平成20年

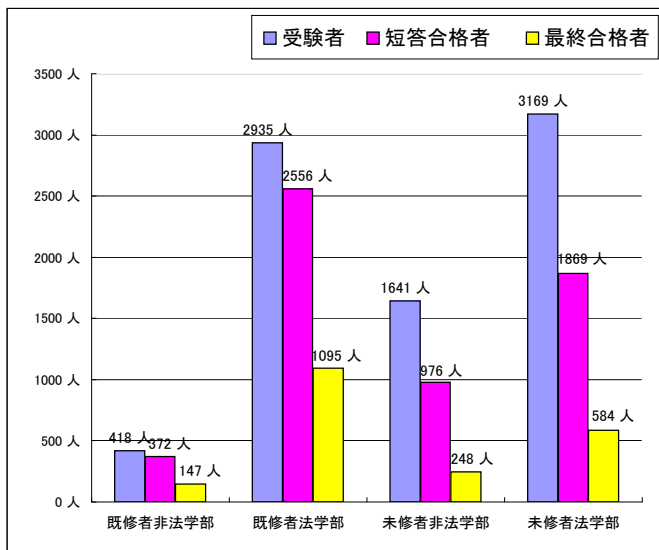


平成21年

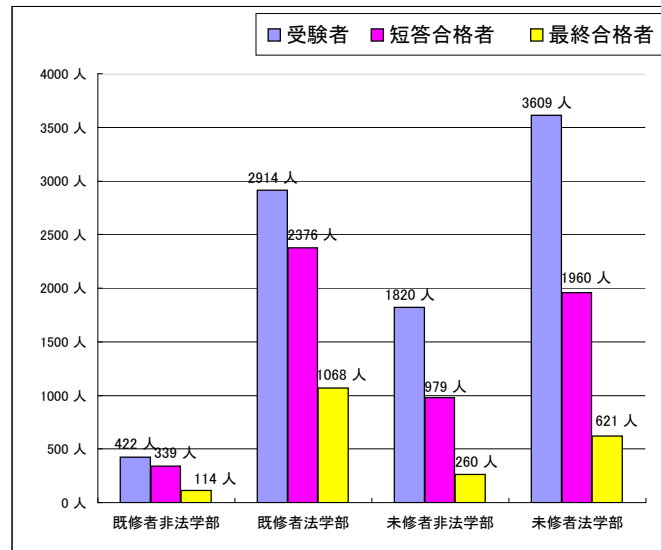


既修・未修別 法学部・非法学部合格状況

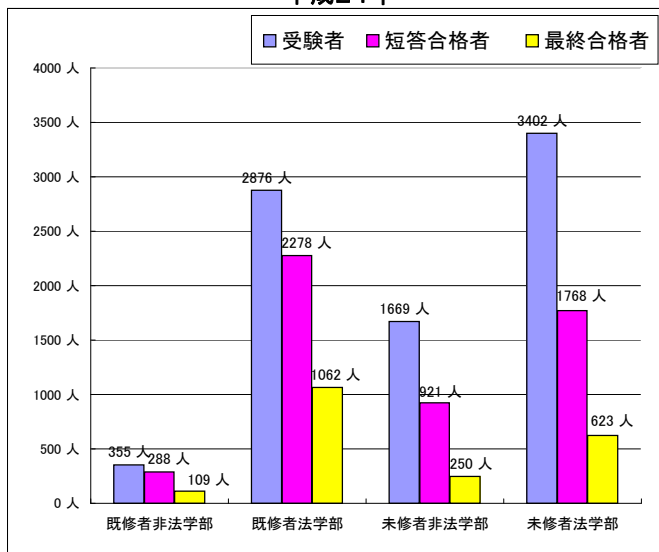
平成22年



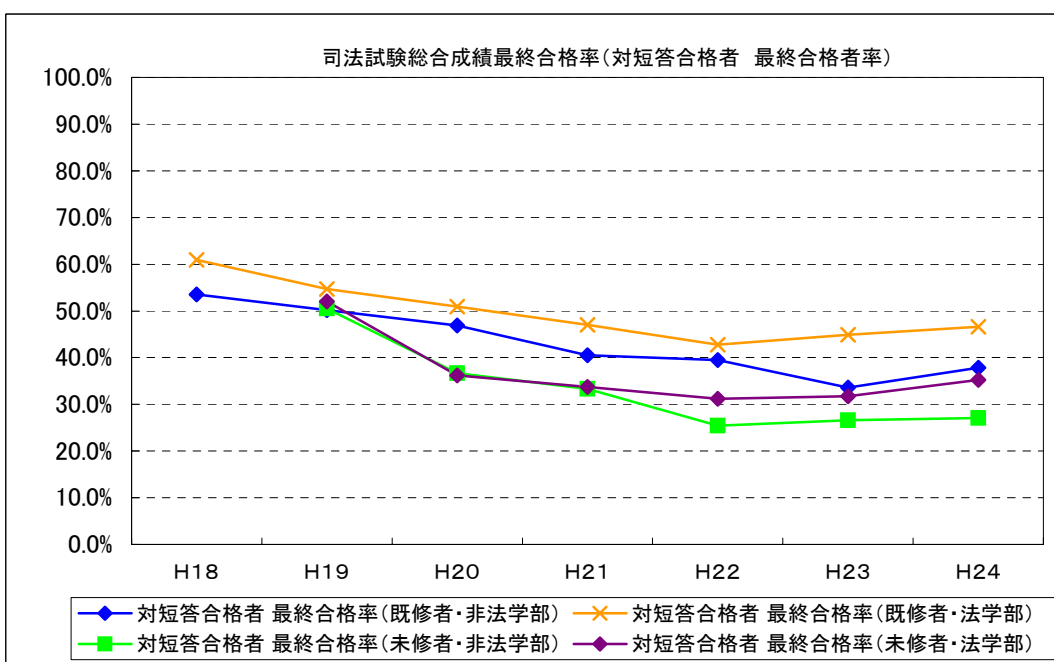
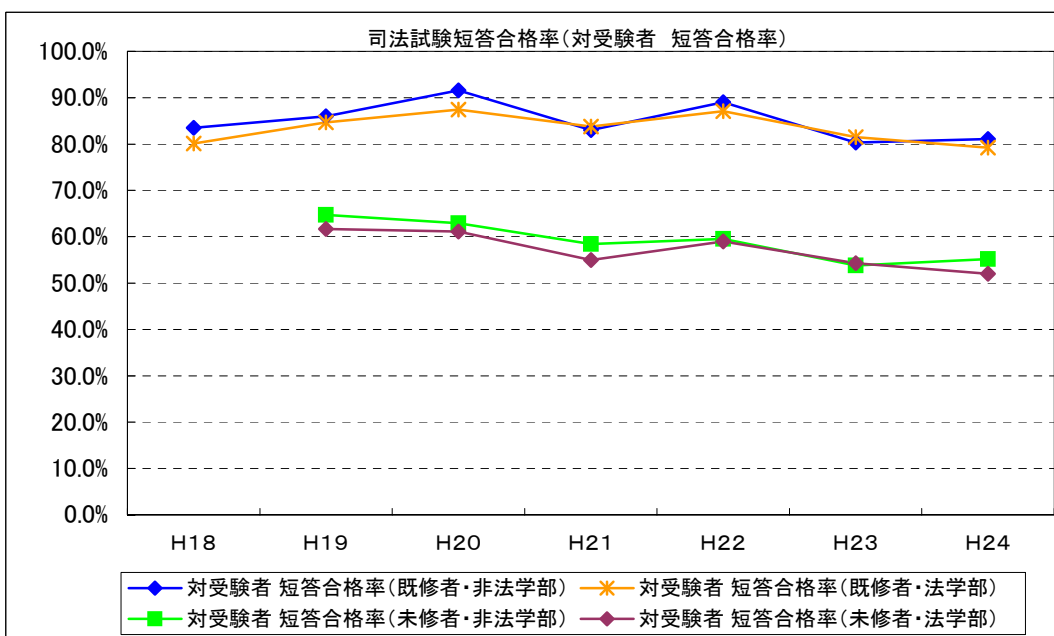
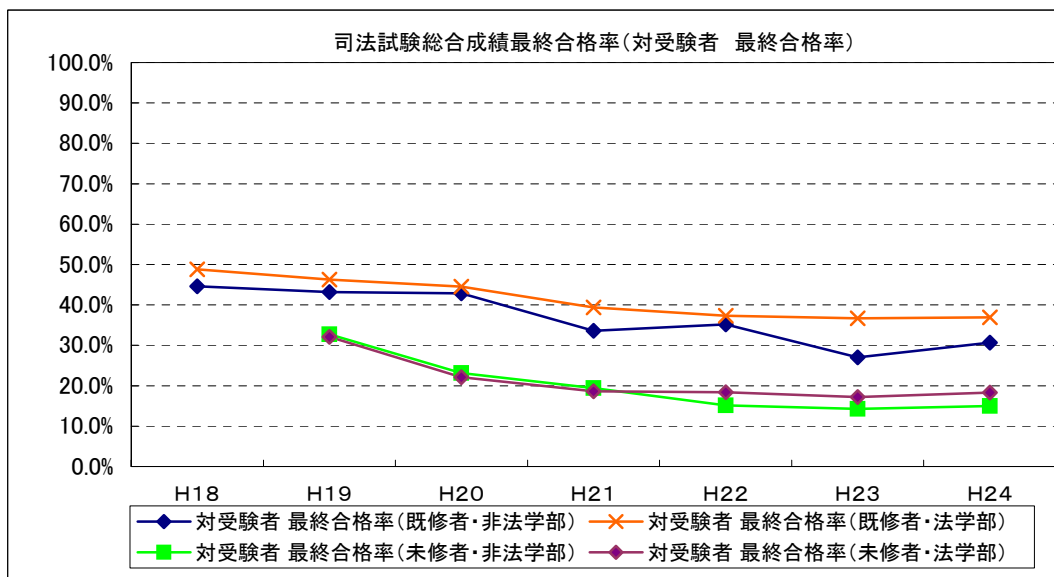
平成23年



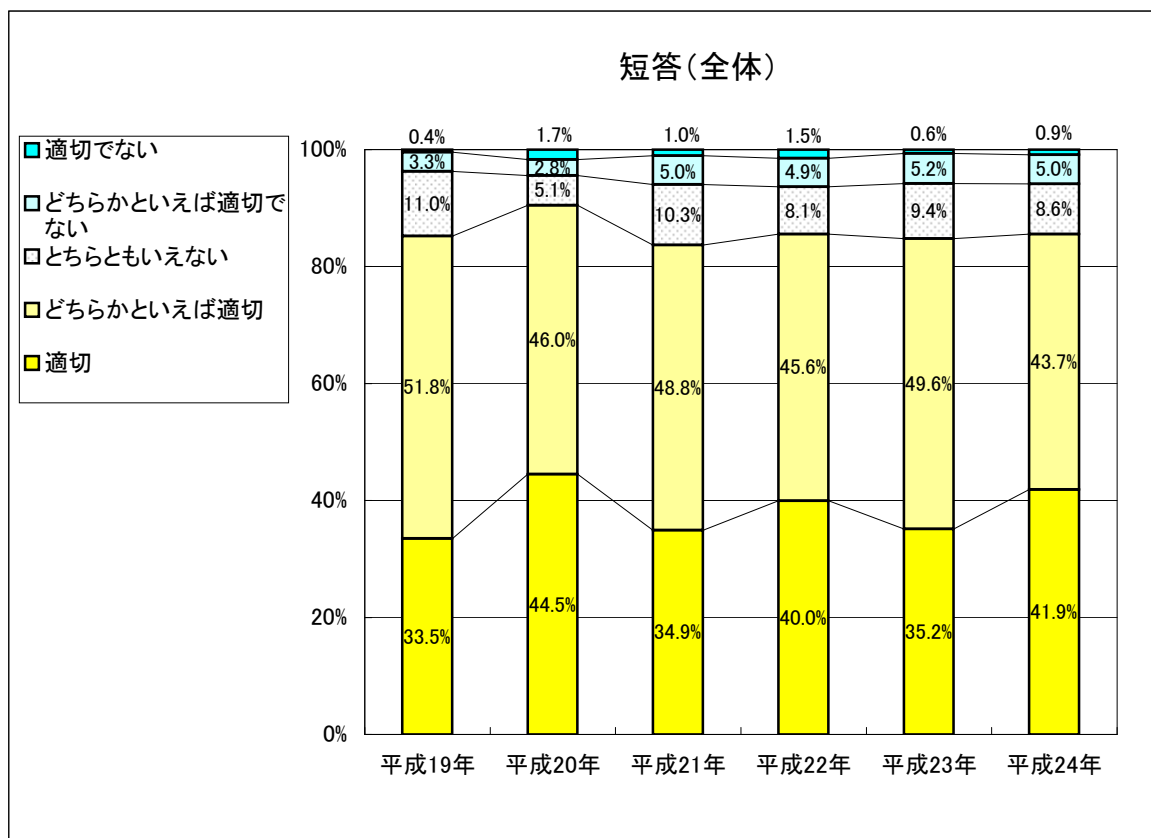
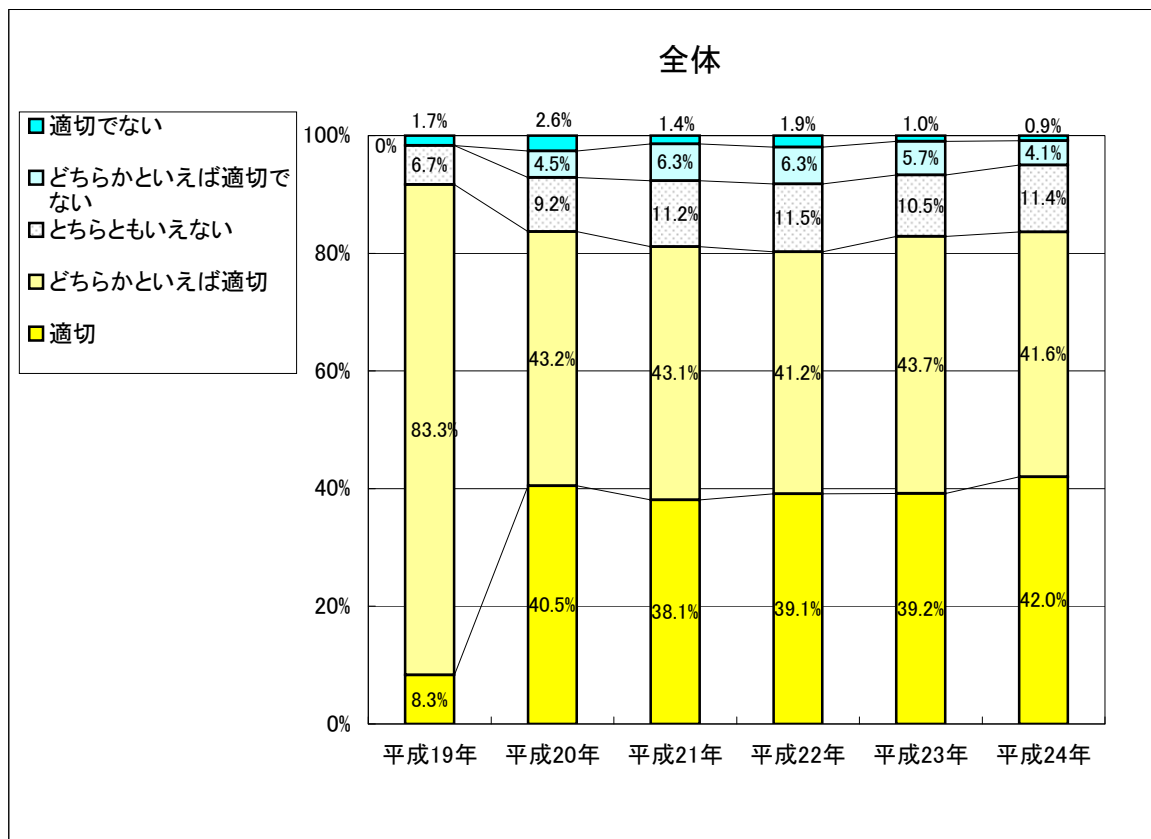
平成24年



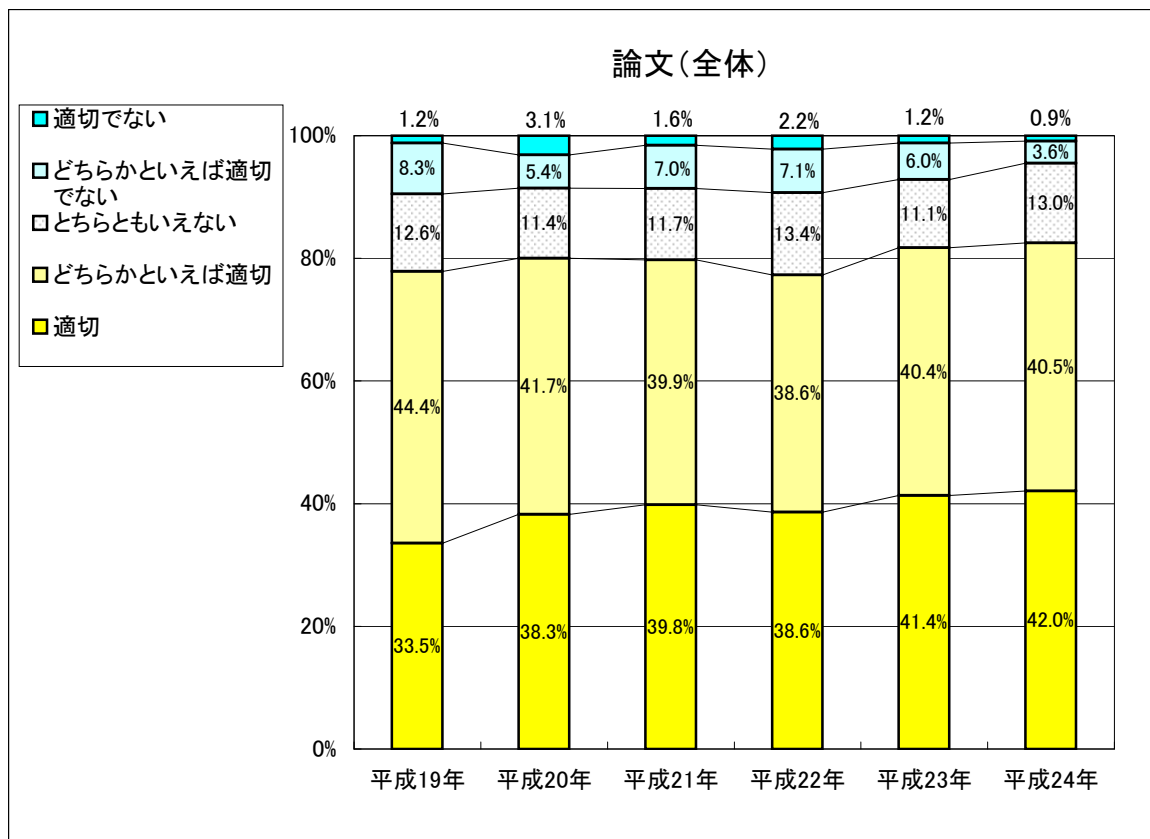
司法試験短答・綜合成績(既修・未修 法学部・非法学部別)



司法試験に関するアンケート調査結果(法科大学院協会)
(平成19年～24年)



司法試験に関するアンケート調査結果(法科大学院協会)
(平成19年～24年)



新たな法曹養成プロセスの有機的
連携に関する調査（2010年度）

報 告 書

平成 23 年 3 月

法科大学院協会

早稲田大学法務教育研究センター

2 法科大学院修了者の法科大学院の成績と新司法試験の結果

法科大学院教育と新司法試験とを有機的に連携させた新しい法曹養成制度のもとでは、法科大学院において、「厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、……その課程を修了した者のうち相当程度……の者が……新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行う」（司法制度改革審議会意見書）ことがその理念とされていた。法科大学院教育と新司法試験との有機的連携にとって、両者の間の内容的な関連性の確保が重要であることは勿論であるが、課題はそれに尽きるものではない。そこにはさらに、法科大学院の修了水準と新司法試験の合格水準との関係等、より多様な内容が含まれるであろう。そこで、法曹養成プロセスの現状をより全体的に捉える手がかりとして、法科大学院修了者全体（新司法試験未受験者を含む）について、法科大学院の成績と新司法試験の受験有無及び合否結果（受験有無と合否結果とをあわせて、以下、単に「結果」ということがある）との関係についても、統計資料を作成した。

（1）法科大学院の成績と新司法試験の結果とのクロス集計

法科大学院の総合成績（全授業科目、必修法律基本科目〔1年次〕、同〔2年次以降〕、必修法律実務基礎科目の4項目）について、成績を「60点以上70点未満」、「70点以上75点未満」、「75点以上80点未満」、「80点以上」の4段階にカテゴリ化し、これと新司法試験の結果（「未受験」、「1次評価不合格」、「1次評価合格・総合評価不合格」、「総合評価合格」の4カテゴリ）とのクロス集計を行った。

【表2-9-1】～【表2-9-4】は、そのクロス集計表であり、【図2-19】は、それを帯グラフで表したものである。

【表2-9】及び【図2-19】によれば、新司法試験の未受験者について、①その割合は、法科大学院の成績カテゴリの段階が下位のグループにおいて大きく、上位のグループになるほど小さいこと、②その割合は、法科大学院の成績カテゴリの段階が同じであれば、既修者よりも未修者において格段に大きいことがわかる。同様のことは、新司法試験の未受験者と1次評価不合格者とを合わせたカテゴリについてもあてはまる。

総合評価合格者については、その割合は、③法科大学院の成績カテゴリの段階が上位のグループになるほど大きく、④法科大学院の成績カテゴリの段階が同じであれば、未修者よりも既修者において格段に大きいことがわかる。

数値で見ると、法科大学院の全授業科目の成績について、新司法試験の未受験者と1次評価不合格者とを合わせた者の割合は、未修者の「60点以上70点未満」の層では約90%に及び（既修者では60%強）、「70点以上75点未満」の層でも約75%（既修者では40%弱）に及ぶ。逆に、総合評価合格は、既修者の「80点以上」の層では66%（未修者では40%弱）に達している。

【表2-9-1】法科大学院の成績(全授業科目)と新司法試験の結果

			新司法試験結果				合計	
			未受験	受験				
				不合格	短答合格	総合合格		
全授業科目	全体	60-70	度数 %	128 46.4%	106 38.4%	39 14.1%	3 1.1%	276 100.0%
		70-75	度数 %	437 34.0%	385 29.9%	378 29.4%	87 6.8%	1287 100.0%
		75-80	度数 %	351 18.7%	350 18.7%	684 36.5%	491 26.2%	1876 100.0%
		80-	度数 %	88 7.3%	91 7.6%	379 31.5%	644 53.6%	1202 100.0%
		合計	度数 %	1004 21.6%	932 20.1%	1480 31.9%	1225 26.4%	4641 100.0%
		既修	60-70	度数 %	18 34.0%	15 28.3%	18 34.0%	2 3.8%
	70-75	度数 %	72 18.2%	85 21.5%	180 45.6%	58 14.7%	395 100.0%	
	75-80	度数 %	63 7.6%	83 10.0%	349 42.1%	333 40.2%	828 100.0%	
	80-	度数 %	22 3.5%	9 1.4%	185 29.1%	419 66.0%	635 100.0%	
	合計	度数 %	175 9.2%	192 10.0%	732 38.3%	812 42.5%	1911 100.0%	
	未修	60-70	度数 %	110 49.3%	91 40.8%	21 9.4%	1 0.4%	223 100.0%
	70-75	度数 %	365 40.9%	300 33.6%	198 22.2%	29 3.3%	892 100.0%	
	75-80	度数 %	288 27.5%	267 25.5%	335 32.0%	158 15.1%	1048 100.0%	
	80-	度数 %	66 11.6%	82 14.5%	194 34.2%	225 39.7%	567 100.0%	
	合計	度数 %	829 30.4%	740 27.1%	748 27.4%	413 15.1%	2730 100.0%	

* 以下の図表中においては、新司法試験の結果に関するカテゴリについて、下の表のような略称表記を用いることがある。

司法試験の結果のカテゴリ	略称
1次評価不合格	不合格
1次評価合格・総合評価不合格	短答合格
総合評価合格	総合合格

【表2-9-2】法科大学院の成績(必修法律基本科目〔1年次〕)と新司法試験の結果

				新司法試験結果				合計
				未受験	受験			
					不合格	短答合格	総合合格	
総合法基1年	未修	60-70	度数 %	209 47.0%	176 39.6%	59 13.3%	1 0.2%	445 100.0%
		70-75	度数 %	297 38.1%	261 33.5%	180 23.1%	41 5.3%	779 100.0%
		75-80	度数 %	237 26.7%	222 25.0%	284 32.0%	144 16.2%	887 100.0%
		80-	度数 %	86 13.9%	81 13.1%	225 36.3%	227 36.7%	619 100.0%
		合計	度数 %	829 30.4%	740 27.1%	748 27.4%	413 15.1%	2730 100.0%

【表2-9-3】法科大学院の成績(必修法律基本科目〔2年次以降〕)と新司法試験の結果

				新司法試験結果				合計	
				未受験	受験				
					不合格	短答合格	総合合格		
総合法基2年	全体	60-70	度数 %	297 47.4%	212 33.9%	106 16.9%	11 1.8%	626 100.0%	
		70-75	度数 %	393 27.4%	426 29.7%	479 33.4%	138 9.6%	1436 100.0%	
		75-80	度数 %	244 15.2%	248 15.4%	601 37.3%	517 32.1%	1610 100.0%	
		80-	度数 %	70 7.2%	46 4.7%	294 30.3%	559 57.7%	969 100.0%	
		合計	度数 %	1004 21.6%	932 20.1%	1480 31.9%	1225 26.4%	4641 100.0%	
		既修	60-70	度数 %	33 29.5%	36 32.1%	37 33.0%	6 5.4%	112 100.0%
			70-75	度数 %	71 14.6%	95 19.5%	230 47.2%	91 18.7%	487 100.0%
			75-80	度数 %	56 7.1%	58 7.3%	327 41.3%	351 44.3%	792 100.0%
			80-	度数 %	15 2.9%	3 0.6%	138 26.5%	364 70.0%	520 100.0%
			合計	度数 %	175 9.2%	192 10.0%	732 38.3%	812 42.5%	1911 100.0%
	未修	60-70	度数 %	264 51.4%	176 34.2%	69 13.4%	5 1.0%	514 100.0%	
		70-75	度数 %	322 33.9%	331 34.9%	249 26.2%	47 5.0%	949 100.0%	
		75-80	度数 %	188 23.0%	190 23.2%	274 33.5%	166 20.3%	818 100.0%	
		80-	度数 %	55 12.2%	43 9.6%	156 34.7%	195 43.4%	449 100.0%	
		合計	度数 %	829 30.4%	740 27.1%	748 27.4%	413 15.1%	2730 100.0%	

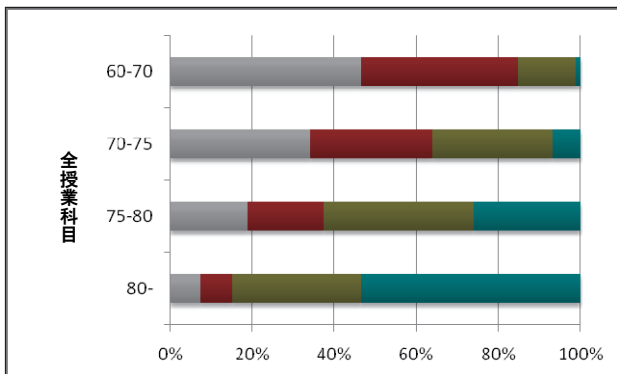
【表 2-9-4】 法科大学院の成績(必修実務基礎科目)と新司法試験の結果

				新司法試験結果				合計
				未受験	受験			
					不合格	短答合格	総合合格	
総合実務	全体	60-70	度数	239	199	156	32	626
			%	38.2%	31.8%	24.9%	5.1%	100.0%
		70-75	度数	302	279	380	150	1111
			%	27.2%	25.1%	34.2%	13.5%	100.0%
		75-80	度数	327	312	562	404	1605
			%	20.4%	19.4%	35.0%	25.2%	100.0%
	80-	度数	136	142	382	639	1299	
		%	10.5%	10.9%	29.4%	49.2%	100.0%	
	合計	度数	1004	932	1480	1225	4641	
	%	21.6%	20.1%	31.9%	26.4%	100.0%		
	既修	60-70	度数	35	37	80	19	171
			%	20.5%	21.6%	46.8%	11.1%	100.0%
		70-75	度数	59	79	193	94	425
			%	13.9%	18.6%	45.4%	22.1%	100.0%
		75-80	度数	58	63	284	271	676
			%	8.6%	9.3%	42.0%	40.1%	100.0%
	80-	度数	23	13	175	428	639	
		%	3.6%	2.0%	27.4%	67.0%	100.0%	
合計	度数	175	192	732	812	1911		
%	9.2%	10.0%	38.3%	42.5%	100.0%			
未修	60-70	度数	204	162	76	13	455	
		%	44.8%	35.6%	16.7%	2.9%	100.0%	
	70-75	度数	243	200	187	56	686	
		%	35.4%	29.2%	27.3%	8.2%	100.0%	
	75-80	度数	269	249	278	133	929	
		%	29.0%	26.8%	29.9%	14.3%	100.0%	
80-	度数	113	129	207	211	660		
	%	17.1%	19.5%	31.4%	32.0%	100.0%		
合計	度数	829	740	748	413	2730		
%	30.4%	27.1%	27.4%	15.1%	100.0%			

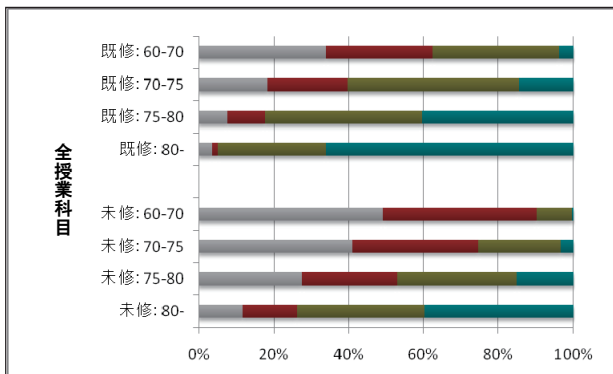
【図 2-19】法科大学院の成績と新司法試験の結果

① 全授業科目

A 全体

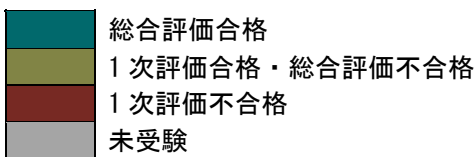
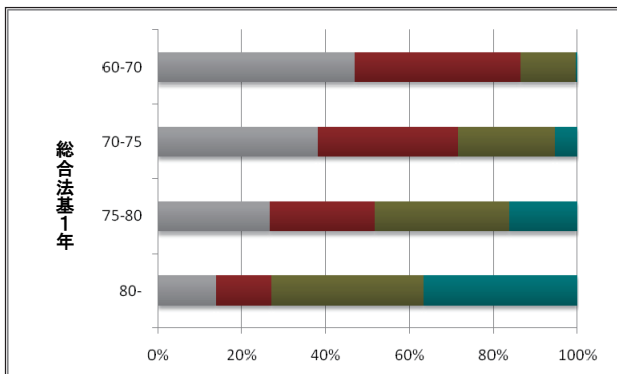


B 既修・未修別



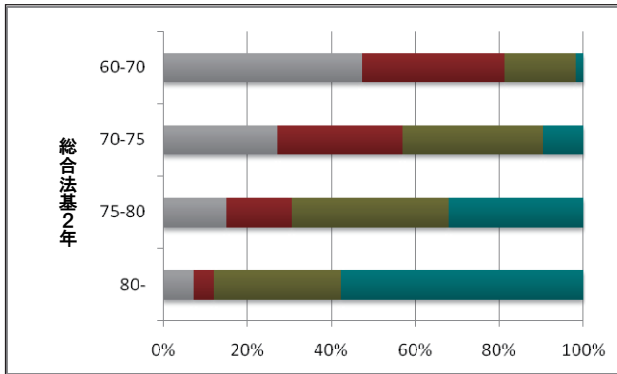
② 総合必修法律基本科目(1年次)

A 全体(未修者のみ)

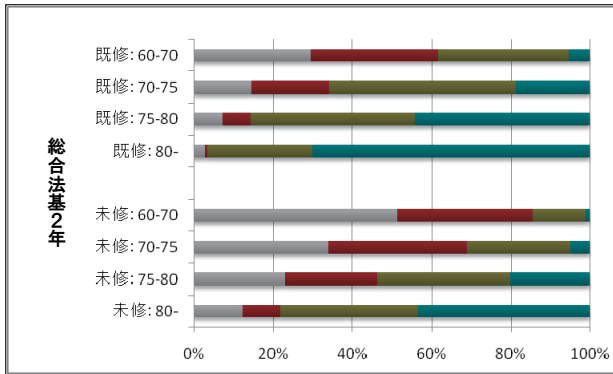


③ 総合必修法律基本科目(2年次以降)

A 全体

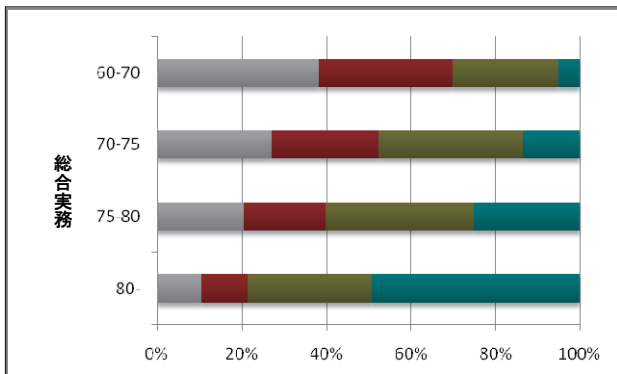


B 既修・未修別

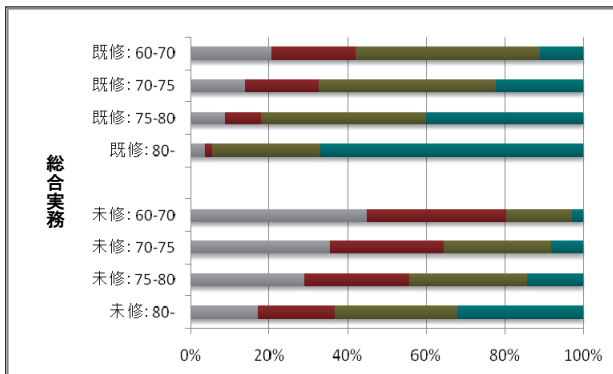


④ 総合必修実務基礎科目

A 全体



B 既修・未修別



司法試験委員会の組織について

●司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第148号）による改正（平成16年1月1日施行）前の司法試験法第13条

（委員）

第13条 司法試験管理委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、法務事務次官及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の一人は、法務大臣が弁護士のうちから日本弁護士連合会の推薦に基き任命する。

3、4 （略）

↓

●改正後の現行司法試験法第13条

（委員）

第13条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者の中から、法務大臣が任命する。

3～5 （略）

●現在の司法試験委員会委員7名の構成について

裁判官1名，検察官1名，弁護士1名

法科大学院教員2名（うち1名は司法試験委員会委員長），その他の学識経験者2名

（参考1）司法試験委員会の設置及び所掌事務等（司法試験法第12条）

（司法試験委員会の設置及び所掌事務）

第12条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 司法試験及び予備試験を行うこと。
- 二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。
- 三 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。
- 四 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）

（参考2）委員会に置かれる司法試験考査委員

・司法試験法第15条

（司法試験考査委員等）

第15条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験考査委員（以下この条及び次条において「予備試験考査委員」という。）を置く。

2、3 （略）

・平成24年司法試験考査委員（平成24年9月11日現在）

平成24年司法試験考査委員は、233名。そのうち、法科大学院等教員（注）は111名，その他実務家は122名。

（注）法科大学院教員である実務家を含む。

司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について

平成24年11月16日司法試験考査委員会議申合せ事項

司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準については、以下のとおりとする。

第1 短答式試験による一次評価

1 短答式試験の合格に必要な成績を得た者の判定方法

短答式試験の各科目の合計点をもって同試験の合格に必要な成績を得た者の判定を行う。

ただし、短答式試験において最低ラインに達していない科目が1科目でもある者については、それだけで不合格とする。

2 短答式試験における最低ライン

最低ラインは、各科目における満点の40%点とする。

第2 論文式試験の採点

1 採点方針

(1) 白紙答案は零点とする。

(2) 各答案の採点は、各問の配点に応じ、次の方針により行う。

選択科目において傾斜配点をするとき、これに準ずる。

ア 優秀と認められる答案については、その内容に応じ、下表の優秀欄の範囲。

ただし、抜群に優れた答案については、下表の優秀欄()の点数以上。

イ 良好な水準に達していると認められる答案については、その内容に応じ、下表の良好欄の範囲。

ウ 良好とまでは認められないものの、一応の水準に達していると認められる答案については、その内容に応じ、下表の一応の水準欄の範囲。

エ 上記以外の答案については、その内容に応じ、下表の不良欄の範囲。

ただし、特に不良であると認められる答案については、下表の不良欄[]の点数以下。

配点	優 秀	良 好	一応の水準	不 良
100点	100点から 75点 (95点)	74点から 58点	57点から 42点	41点から 0点 [5点]
50点	50点から 38点 (48点)	37点から 29点	28点から 21点	20点から 0点 [3点]

- (3) 採点に当たってのおおまかな分布の目安を、各問の配点に応じ次のとおりとする。
ただし、これは一応の目安であって、採点を拘束するものではない。
選択科目において傾斜配点をするときは、これに準ずる。

割合 配点	5%程度	25%程度	40%程度	30%程度
	100点	100点から 75点	74点から 58点	57点から 42点
50点	50点から 38点	37点から 29点	28点から 21点	20点から 0点

- (4) 採点に当たっては、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ、全体的な論理的構成力、文書表現力等を総合的に評価し、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるものとする。

2 採点格差の調整方法

論文式試験においては、

- ① 受験者数が多数に上るため、同じ問題に対する答案についても、一人の考査委員が全受験者の答案を採点することは困難であって、複数の考査委員が分担していること
 - ② 各問題ごとに難易度等が異なるため、平均点や採点のばらつきの程度が異なることから、採点格差（考査委員・問題によって、採点結果が全体的に高めになったか低めになったかの差、あるいは、評価の幅が広がったか狭くなったかの差）が発生し得るので、以下の方法により採点格差の調整を行うものとする。
- (1) 論文式試験の採点格差調整は、各考査委員が採点した全答案ごとに標準偏差を算出して行う。
 - (2) 各個人の点数（素点）について、当該受験者の採点を行った考査委員の平均点から

どの程度離れた位置にあるかを示す数値（偏差値）を算出して、これを当該個人の得点とする。

(3) 以下の算式により計算する。

例：A委員が採点した甲受験者の答案の採点調整の仕方

$$\text{算式} = \frac{(\text{A委員が採点した甲の得点(素点)} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})}{\text{A委員が採点した答案全体の標準偏差}} \times \text{配点率} + \text{全科目の平均点}$$

(※3) (※4)
A委員が採点した答案全体の標準偏差 (※1)

※1 A委員が採点した答案全体の標準偏差

$$\text{算式} = \sqrt{\frac{(\text{個人の得点} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})^2 \text{の総和}}{\text{A委員が採点した受験者数} - 1}}$$

(※2)

※2 A委員は、受験者の一部の採点を行っているため統計学上の処理として、採点した受験者数から、1を減じて標準偏差を算出する。

※3 配点率
配点に応じた一定の掛け率

※4 全科目の平均点
全科目の平均点は、配点に応じて按分した全科目の平均点とする。

3 論文式試験の得点

- (1) 1科目の得点は、その科目内における各問の得点の合計点とする。
- (2) 各問の得点は、各問において複数の考査委員により採点された得点の平均点とする。
なお、ここでいう複数の考査委員により採点された得点とは、考査委員により採点された素点を上記「2 採点格差の調整方法」により調整を行った後の得点をいう。

第3 短答式試験と論文式試験の総合評価

1 総合評価の方法

- (1) 総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算した総合点をもって行う。
ただし、論文式試験において最低ラインに達していない科目が1科目でもある者については、それだけで不合格とする。
- (2) 合算の際の配点については、短答式試験と論文式試験の比重を1：8とし、総合点は以下の算式により計算する。

$$\text{算式} = \left(\text{短答式試験の得点} \times \frac{1}{2} \right) + \left(\text{論文式試験の得点} \times \frac{1400}{800} \right)$$

2 論文式試験における最低ライン

最低ラインは、各科目の満点の25%点とする。

なお、最低ラインに達しているかの判定は、各問ごとに審査委員が採点した素点により次の算式で求めた1科目の点数により行う。

公法系科目、刑事系科目及び選択科目

算式＝(問1を採点した審査委員の素点の平均点)＋(問2を採点した審査委員の素点の平均点)

民事系科目

算式＝(問1を採点した審査委員の素点の平均点)＋(問2を採点した審査委員の素点の平均点)
 ＋(問3を採点した審査委員の素点の平均点)

科 目	満点	25%点
民事系科目	300点	75点
公法系科目 刑事系科目	200点	50点
選 択 科 目	100点	25点

司法試験短答・論文・総合成績(平成18年～24年)

	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年
受験者	8387人	8765人	8163人	7392人	6261人	4607人	2091人
短答合格者	5339人	5654人	5773人	5055人	4654人	3479人	1684人
(対受験者 短答合格率)	(63.66%)	(64.51%)	(70.72%)	(68.38%)	(74.33%)	(75.52%)	(80.54%)
最終合格者	2102人	2063人	2074人	2043人	2065人	1851人	1009人
(対短答合格者 最終合格率)	(39.37%)	(36.49%)	(35.93%)	(40.42%)	(44.37%)	(53.20%)	(59.92%)
(対受験者 最終合格率)	(25.06%)	(23.54%)	(25.41%)	(27.64%)	(32.98%)	(40.18%)	(48.25%)

短答合格点	215点 (350点満点)	210点 (350点満点)	215点 (350点満点)	215点 (350点満点)	230点 (350点満点)	210点 (350点満点)	210点 (350点満点)
得点率	61.43%	60.00%	61.43%	61.43%	65.71%	60.00%	60.00%
短答平均点(全体)	224.5点	219.2点	230.8点	228.1点	250.7点	231.7点	232.9点
最終合格点(総合評価)	780点 (1575点満点)	765点 (1575点満点)	775点 (1575点満点)	785点 (1575点満点)	940点 (1750点満点)	925点 (1750点満点)	915点 (1750点満点)
得点率	49.52%	48.57%	49.21%	49.84%	53.71%	52.86%	52.29%
総合得点平均点(総合評価対象者)	761.08点	738.91点	744.00点	767.04点	930.64点	941.69点	951.46点
論文平均点(全体)	353.12点 (800点満点)	344.69点 (800点満点)	346.10点 (800点満点)	361.85点 (800点満点)	372.18点 (800点満点)	393.91点 (800点満点)	404.06点 (800点満点)
得点率	44.14%	43.09%	43.26%	45.23%	46.52%	49.24%	50.51%

※点数については、中欠者を除く。

(注) 1 総合評価における短答式試験の成績と論文式試験の成績の比率につき、平成20年新司法試験まで、1対4とされていたところ、平成21年新司法試験から、1対8に変更されている。

2 旧司法試験第二次試験短答式試験については、例えば、平成21年度においては、各問1点で60点満点、48点以上(得点率80.00%)が合格、平成22年度においては、各問1点で60点満点、47点以上(得点率78.33%)が合格とされた。

(参考) 1 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行う。

2 各科目の配点は、次のとおり。

(1) 短答式試験

公法系科目100点、民事系科目150点、刑事系科目100点

(2) 論文式試験

公法系科目200点、民事系科目300点、刑事系科目200点、選択科目100点

平成24年司法試験総合点別人員調（総合評価）

総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
1201	1	1	0.02	1130		2	0.04	1059	2	36	0.74
1200		1	0.02	1129		2	0.04	1058	1	37	0.76
1199		1	0.02	1128		2	0.04	1057	1	38	0.78
1198		1	0.02	1127		2	0.04	1056		38	0.78
1197		1	0.02	1126		2	0.04	1055	1	39	0.80
1196		1	0.02	1125		2	0.04	1054		39	0.80
1195		1	0.02	1124		2	0.04	1053	2	41	0.84
1194		1	0.02	1123	1	3	0.06	1052	1	42	0.86
1193		1	0.02	1122		3	0.06	1051	1	43	0.88
1192		1	0.02	1121		3	0.06	1050		43	0.88
1191		1	0.02	1120		3	0.06	1049	2	45	0.92
1190		1	0.02	1119		3	0.06	1048		45	0.92
1189		1	0.02	1118	1	4	0.08	1047	1	46	0.94
1188		1	0.02	1117	1	5	0.10	1046		46	0.94
1187		1	0.02	1116		5	0.10	1045		46	0.94
1186		1	0.02	1115		5	0.10	1044	1	47	0.96
1185		1	0.02	1114		5	0.10	1043		47	0.96
1184		1	0.02	1113	1	6	0.12	1042		47	0.96
1183		1	0.02	1112	1	7	0.14	1041	2	49	1.00
1182		1	0.02	1111		7	0.14	1040	1	50	1.02
1181		1	0.02	1110	1	8	0.16	1039		50	1.02
1180		1	0.02	1109		8	0.16	1038	2	52	1.06
1179		1	0.02	1108		8	0.16	1037		52	1.06
1178		1	0.02	1107		8	0.16	1036		52	1.06
1177		1	0.02	1106		8	0.16	1035	1	53	1.09
1176		1	0.02	1105	2	10	0.20	1034		53	1.09
1175		1	0.02	1104		10	0.20	1033	2	55	1.13
1174		1	0.02	1103	1	11	0.23	1032		55	1.13
1173		1	0.02	1102		11	0.23	1031	1	56	1.15
1172		1	0.02	1101		11	0.23	1030	1	57	1.17
1171		1	0.02	1100		11	0.23	1029	2	59	1.21
1170		1	0.02	1099		11	0.23	1028	1	60	1.23
1169		1	0.02	1098	1	12	0.25	1027	4	64	1.31
1168		1	0.02	1097		12	0.25	1026	3	67	1.37
1167		1	0.02	1096		12	0.25	1025	2	69	1.41
1166		1	0.02	1095	1	13	0.27	1024		69	1.41
1165		1	0.02	1094		13	0.27	1023	1	70	1.43
1164		1	0.02	1093		13	0.27	1022	2	72	1.47
1163		1	0.02	1092	1	14	0.29	1021		72	1.47
1162	1	2	0.04	1091		14	0.29	1020	3	75	1.54
1161		2	0.04	1090		14	0.29	1019		75	1.54
1160		2	0.04	1089	1	15	0.31	1018	3	78	1.60
1159		2	0.04	1088	1	16	0.33	1017	3	81	1.66
1158		2	0.04	1087		16	0.33	1016	1	82	1.68
1157		2	0.04	1086		16	0.33	1015		82	1.68
1156		2	0.04	1085	1	17	0.35	1014		82	1.68
1155		2	0.04	1084		17	0.35	1013	2	84	1.72
1154		2	0.04	1083		17	0.35	1012	2	86	1.76
1153		2	0.04	1082		17	0.35	1011	2	88	1.80
1152		2	0.04	1081	1	18	0.37	1010	3	91	1.86
1151		2	0.04	1080	2	20	0.41	1009	1	92	1.88
1150		2	0.04	1079		20	0.41	1008	2	94	1.93
1149		2	0.04	1078	1	21	0.43	1007		94	1.93
1148		2	0.04	1077		21	0.43	1006	2	96	1.97
1147		2	0.04	1076	1	22	0.45	1005	2	98	2.01
1146		2	0.04	1075	1	23	0.47	1004	6	104	2.13
1145		2	0.04	1074		23	0.47	1003	4	108	2.21
1144		2	0.04	1073		23	0.47	1002	1	109	2.23
1143		2	0.04	1072		23	0.47	1001	1	110	2.25
1142		2	0.04	1071	1	24	0.49	1000	4	114	2.33
1141		2	0.04	1070		24	0.49	999	1	115	2.36
1140		2	0.04	1069	1	25	0.51	998	3	118	2.42
1139		2	0.04	1068		25	0.51	997	1	119	2.44
1138		2	0.04	1067	1	26	0.53	996	2	121	2.48
1137		2	0.04	1066		26	0.53	995	1	122	2.50
1136		2	0.04	1065	1	27	0.55	994		122	2.50
1135		2	0.04	1064	1	28	0.57	993	3	125	2.56
1134		2	0.04	1063	3	31	0.63	992	1	126	2.58
1133		2	0.04	1062	1	32	0.66	991	3	129	2.64
1132		2	0.04	1061	2	34	0.70	990		129	2.64
1131		2	0.04	1060		34	0.70	989	3	132	2.70

(注) 1 累計割合(%)は、総合評価対象者4,883人に対する人員累計(人)の割合である。
2 最低ライン未満の者を除く。

総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
988	2	134	2.74	917	9	435	8.91	846	12	1088	22.28
987	4	138	2.83	916	9	444	9.09	845	18	1106	22.65
986	1	139	2.85	915	8	452	9.26	844	16	1122	22.98
985	2	141	2.89	914	7	459	9.40	843	16	1138	23.31
984	2	143	2.93	913	6	465	9.52	842	11	1149	23.53
983	4	147	3.01	912	5	470	9.63	841	15	1164	23.84
982		147	3.01	911	5	475	9.73	840	10	1174	24.04
981	2	149	3.05	910	4	479	9.81	839	13	1187	24.31
980	1	150	3.07	909	3	482	9.87	838	11	1198	24.53
979	4	154	3.15	908	11	493	10.10	837	9	1207	24.72
978	2	156	3.19	907	10	503	10.30	836	13	1220	24.98
977	4	160	3.28	906	6	509	10.42	835	7	1227	25.13
976	3	163	3.34	905	12	521	10.67	834	16	1243	25.46
975	3	166	3.40	904	5	526	10.77	833	12	1255	25.70
974	1	167	3.42	903	7	533	10.92	832	17	1272	26.05
973	5	172	3.52	902	10	543	11.12	831	15	1287	26.36
972	7	179	3.67	901	8	551	11.28	830	17	1304	26.70
971	3	182	3.73	900	6	557	11.41	829	16	1320	27.03
970	2	184	3.77	899	6	563	11.53	828	19	1339	27.42
969	2	186	3.81	898	6	569	11.65	827	12	1351	27.67
968	5	191	3.91	897	6	575	11.78	826	14	1365	27.95
967	3	194	3.97	896	11	586	12.00	825	14	1379	28.24
966	2	196	4.01	895	14	600	12.29	824	10	1389	28.45
965	4	200	4.10	894	9	609	12.47	823	11	1400	28.67
964	2	202	4.14	893	12	621	12.72	822	14	1414	28.96
963	4	206	4.22	892	7	628	12.86	821	19	1433	29.35
962	6	212	4.34	891	6	634	12.98	820	14	1447	29.63
961	4	216	4.42	890	8	642	13.15	819	18	1465	30.00
960	3	219	4.48	889	4	646	13.23	818	19	1484	30.39
959	5	224	4.59	888	11	657	13.45	817	14	1498	30.68
958	2	226	4.63	887	7	664	13.60	816	21	1519	31.11
957	3	229	4.69	886	13	677	13.86	815	17	1536	31.46
956	4	233	4.77	885	9	686	14.05	814	18	1554	31.82
955	4	237	4.85	884	12	698	14.29	813	10	1564	32.03
954	4	241	4.94	883	9	707	14.48	812	18	1582	32.40
953	3	244	5.00	882	9	716	14.66	811	16	1598	32.73
952	3	247	5.06	881	5	721	14.77	810	26	1624	33.26
951	5	252	5.16	880	10	731	14.97	809	22	1646	33.71
950	5	257	5.26	879	14	745	15.26	808	6	1652	33.83
949	4	261	5.35	878	10	755	15.46	807	17	1669	34.18
948	3	264	5.41	877	9	764	15.65	806	18	1687	34.55
947	5	269	5.51	876	7	771	15.79	805	20	1707	34.96
946	8	277	5.67	875	15	786	16.10	804	16	1723	35.29
945	7	284	5.82	874	10	796	16.30	803	25	1748	35.80
944	2	286	5.86	873	8	804	16.47	802	19	1767	36.19
943	5	291	5.96	872	10	814	16.67	801	18	1785	36.56
942	5	296	6.06	871	8	822	16.83	800	18	1803	36.92
941	4	300	6.14	870	8	830	17.00	799	8	1811	37.09
940	3	303	6.21	869	9	839	17.18	798	18	1829	37.46
939	5	308	6.31	868	15	854	17.49	797	18	1847	37.83
938		308	6.31	867	12	866	17.73	796	14	1861	38.11
937	3	311	6.37	866	9	875	17.92	795	16	1877	38.44
936	3	314	6.43	865	13	888	18.19	794	16	1893	38.77
935	3	317	6.49	864	5	893	18.29	793	16	1909	39.09
934	5	322	6.59	863	13	906	18.55	792	18	1927	39.46
933	4	326	6.68	862	9	915	18.74	791	15	1942	39.77
932	6	332	6.80	861	14	929	19.03	790	10	1952	39.98
931	7	339	6.94	860	8	937	19.19	789	15	1967	40.28
930	10	349	7.15	859	11	948	19.41	788	15	1982	40.59
929	4	353	7.23	858	16	964	19.74	787	13	1995	40.86
928	5	358	7.33	857	6	970	19.86	786	15	2010	41.16
927	5	363	7.43	856	6	976	19.99	785	13	2023	41.43
926	10	373	7.64	855	13	989	20.25	784	24	2047	41.92
925	8	381	7.80	854	7	996	20.40	783	16	2063	42.25
924	6	387	7.93	853	10	1006	20.60	782	12	2075	42.49
923	4	391	8.01	852	15	1021	20.91	781	14	2089	42.78
922	5	396	8.11	851	14	1035	21.20	780	13	2102	43.05
921	6	402	8.23	850	4	1039	21.28	779	13	2115	43.31
920	7	409	8.38	849	14	1053	21.56	778	22	2137	43.76
919	6	415	8.50	848	12	1065	21.81	777	16	2153	44.09
918	11	426	8.72	847	11	1076	22.04	776	19	2172	44.48

最終合格点(総合評価):780点

総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
775	14	2186	44.77	704	14	3315	67.89	633	8	4237	86.77
774	14	2200	45.05	703	16	3331	68.22	632	10	4247	86.98
773	21	2221	45.48	702	17	3348	68.56	631	9	4256	87.16
772	16	2237	45.81	701	14	3362	68.85	630	7	4263	87.30
771	17	2254	46.16	700	20	3382	69.26	629	9	4272	87.49
770	22	2276	46.61	699	16	3398	69.59	628	6	4278	87.61
769	18	2294	46.98	698	11	3409	69.81	627	8	4286	87.77
768	20	2314	47.39	697	14	3423	70.10	626	5	4291	87.88
767	16	2330	47.72	696	15	3438	70.41	625	8	4299	88.04
766	15	2345	48.02	695	10	3448	70.61	624	11	4310	88.27
765	18	2363	48.39	694	21	3469	71.04	623	6	4316	88.39
764	18	2381	48.76	693	11	3480	71.27	622	4	4320	88.47
763	10	2391	48.97	692	18	3498	71.64	621	9	4329	88.65
762	15	2406	49.27	691	23	3521	72.11	620	8	4337	88.82
761	18	2424	49.64	690	10	3531	72.31	619	5	4342	88.92
760	19	2443	50.03	689	25	3556	72.82	618	9	4351	89.11
759	16	2459	50.36	688	15	3571	73.13	617	6	4357	89.23
758	17	2476	50.71	687	23	3594	73.60	616	8	4365	89.39
757	19	2495	51.10	686	14	3608	73.89	615	5	4370	89.49
756	14	2509	51.38	685	23	3631	74.36	614	9	4379	89.68
755	12	2521	51.63	684	9	3640	74.54	613	12	4391	89.92
754	13	2534	51.89	683	17	3657	74.89	612	9	4400	90.11
753	18	2552	52.26	682	14	3671	75.18	611	7	4407	90.25
752	13	2565	52.53	681	12	3683	75.42	610	9	4416	90.44
751	12	2577	52.77	680	10	3693	75.63	609	8	4424	90.60
750	10	2587	52.98	679	13	3706	75.90	608	9	4433	90.78
749	14	2601	53.27	678	11	3717	76.12	607	7	4440	90.93
748	17	2618	53.61	677	16	3733	76.45	606	5	4445	91.03
747	18	2636	53.98	676	22	3755	76.90	605	7	4452	91.17
746	19	2655	54.37	675	15	3770	77.21	604	5	4457	91.28
745	14	2669	54.66	674	9	3779	77.39	603	6	4463	91.40
744	16	2685	54.99	673	12	3791	77.64	602	11	4474	91.62
743	12	2697	55.23	672	10	3801	77.84	601	7	4481	91.77
742	13	2710	55.50	671	16	3817	78.17	600	4	4485	91.85
741	24	2734	55.99	670	14	3831	78.46	599	8	4493	92.01
740	31	2765	56.63	669	15	3846	78.76	598	5	4498	92.12
739	12	2777	56.87	668	11	3857	78.99	597	2	4500	92.16
738	13	2790	57.14	667	7	3864	79.13	596	7	4507	92.30
737	18	2808	57.51	666	11	3875	79.36	595	6	4513	92.42
736	10	2818	57.71	665	12	3887	79.60	594	7	4520	92.57
735	14	2832	58.00	664	5	3892	79.71	593	9	4529	92.75
734	14	2846	58.28	663	12	3904	79.95	592	3	4532	92.81
733	15	2861	58.59	662	13	3917	80.22	591	6	4538	92.93
732	13	2874	58.86	661	12	3929	80.46	590	8	4546	93.10
731	19	2893	59.25	660	15	3944	80.77	589	4	4550	93.18
730	18	2911	59.61	659	19	3963	81.16	588	9	4559	93.36
729	18	2929	59.98	658	11	3974	81.38	587	10	4569	93.57
728	14	2943	60.27	657	10	3984	81.59	586	5	4574	93.67
727	12	2955	60.52	656	8	3992	81.75	585	7	4581	93.82
726	16	2971	60.84	655	8	4000	81.92	584	5	4586	93.92
725	19	2990	61.23	654	13	4013	82.18	583	2	4588	93.96
724	15	3005	61.54	653	15	4028	82.49	582	6	4594	94.08
723	16	3021	61.87	652	16	4044	82.82	581	1	4595	94.10
722	25	3046	62.38	651	12	4056	83.06	580	9	4604	94.29
721	15	3061	62.69	650	8	4064	83.23	579	8	4612	94.45
720	20	3081	63.10	649	7	4071	83.37	578	7	4619	94.59
719	22	3103	63.55	648	10	4081	83.58	577	4	4623	94.68
718	9	3112	63.73	647	13	4094	83.84	576	3	4626	94.74
717	17	3129	64.08	646	14	4108	84.13	575	7	4633	94.88
716	17	3146	64.43	645	13	4121	84.39	574	6	4639	95.00
715	11	3157	64.65	644	2	4123	84.44	573	4	4643	95.08
714	11	3168	64.88	643	15	4138	84.74	572	5	4648	95.19
713	21	3189	65.31	642	11	4149	84.97	571	7	4655	95.33
712	27	3216	65.86	641	9	4158	85.15	570	6	4661	95.45
711	6	3222	65.98	640	10	4168	85.36	569	4	4665	95.54
710	13	3235	66.25	639	18	4186	85.73	568	4	4669	95.62
709	11	3246	66.48	638	7	4193	85.87	567	4	4673	95.70
708	10	3256	66.68	637	7	4200	86.01	566	4	4677	95.78
707	16	3272	67.01	636	8	4208	86.18	565	5	4682	95.88
706	14	3286	67.29	635	8	4216	86.34	564	7	4689	96.03
705	15	3301	67.60	634	13	4229	86.61	563	5	4694	96.13

総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
562	3	4697	96.19	491		4868	99.69
561	6	4703	96.31	490		4868	99.69
560	3	4706	96.38	489		4868	99.69
559	5	4711	96.48	488		4868	99.69
558	2	4713	96.52	487	1	4869	99.71
557	2	4715	96.56	486		4869	99.71
556	5	4720	96.66	485		4869	99.71
555	3	4723	96.72	484		4869	99.71
554	3	4726	96.78	483		4869	99.71
553	1	4727	96.81	482		4869	99.71
552	2	4729	96.85	481		4869	99.71
551	5	4734	96.95	480		4869	99.71
550	4	4738	97.03	479	3	4872	99.77
549	4	4742	97.11	478		4872	99.77
548	3	4745	97.17	477		4872	99.77
547	10	4755	97.38	476		4872	99.77
546	5	4760	97.48	475		4872	99.77
545	2	4762	97.52	474	1	4873	99.80
544	5	4767	97.62	473		4873	99.80
543	6	4773	97.75	472		4873	99.80
542	6	4779	97.87	471		4873	99.80
541	1	4780	97.89	470		4873	99.80
540	2	4782	97.93	469		4873	99.80
539	4	4786	98.01	468		4873	99.80
538	4	4790	98.10	467	1	4874	99.82
537	2	4792	98.14	466		4874	99.82
536	4	4796	98.22	465		4874	99.82
535	1	4797	98.24	464		4874	99.82
534	2	4799	98.28	463	1	4875	99.84
533	5	4804	98.38	462		4875	99.84
532	3	4807	98.44	461		4875	99.84
531	4	4811	98.53	460		4875	99.84
530	3	4814	98.59	459	1	4876	99.86
529	5	4819	98.69	458		4876	99.86
528	3	4822	98.75	457		4876	99.86
527	4	4826	98.83	456		4876	99.86
526	1	4827	98.85	455	1	4877	99.88
525	1	4828	98.87	454	3	4880	99.94
524		4828	98.87	453		4880	99.94
523	1	4829	98.89	452		4880	99.94
522	2	4831	98.94	451		4880	99.94
521	1	4832	98.96	450		4880	99.94
520	1	4833	98.98	449		4880	99.94
519		4833	98.98	448	1	4881	99.96
518	1	4834	99.00	447	1	4882	99.98
517	6	4840	99.12	446		4882	99.98
516	1	4841	99.14	445		4882	99.98
515		4841	99.14	444		4882	99.98
514	1	4842	99.16	443		4882	99.98
513	2	4844	99.20	442		4882	99.98
512	2	4846	99.24	441		4882	99.98
511	3	4849	99.30	440		4882	99.98
510		4849	99.30	439		4882	99.98
509		4849	99.30	438		4882	99.98
508	1	4850	99.32	437		4882	99.98
507	3	4853	99.39	436		4882	99.98
506	3	4856	99.45	435		4882	99.98
505		4856	99.45	434		4882	99.98
504		4856	99.45	433		4882	99.98
503	2	4858	99.49	432		4882	99.98
502	1	4859	99.51	431		4882	99.98
501	1	4860	99.53	430	1	4883	100.00
500		4860	99.53				
499		4860	99.53				
498	1	4861	99.55				
497	4	4865	99.63				
496	1	4866	99.65				
495	1	4867	99.67				
494	1	4868	99.69				
493		4868	99.69				
492		4868	99.69				

平成24年司法試験論文式試験問題出題趣旨

【公法系科目】

〔第1問〕

本問を解くに当たって、何が憲法上の問題であるかについては比較的容易に発見できたのではないかと思われる。政教分離原則に関する法科大学院での憲法の授業では、関連判決を正確に理解し、かつ、関連判決の判断枠組みの問題点、事実評価の問題点をも適切に検討し学習することが求められている。本問は、このような学習の中で養成されていることが期待される「考える力」を見ようとする問題である。

まず、設問1では、本問における公金支出が憲法に違反するのではないかと考えるB村の住民から相談を受け、弁護士としてどのような訴訟を提起するかが問われている。ここでは、「(なお、当該訴訟を提起するために法律上求められている手続は尽くした上でのこととする。)」という設問の記載に留意しつつ、この種の訴訟で通常採られている訴訟形式で、かつ最も事案に適したものを指摘することが求められている。なお、ここでは、法律実務家を目指す者のための試験として、訴訟形式の根拠となる条文を号まで特定して記載することが求められる。

訴訟形式に加えて、設問1では、訴訟代理人として行う憲法上の主張が問われている。ここでは、憲法上の主張を問題文に記載された事実関係を踏まえ丁寧に論じることが求められている。そして、設問2では、かかる原告代理人の憲法上の主張に関する「あなた自身」の見解を、被告側の反論を想定しつつ、設問1におけるのと同様に問題文の事実関係を踏まえ丁寧に論じることが求められる。なお、原告の主張、被告の反論とも、およそあり得ないような極端な見解を述べ、「あなた自身の見解」では中間の立場を採るといった、技巧に走る答案は求められていない。

本問では、特に、憲法第89条前段の「宗教上の組織若しくは団体」への公金支出の禁止が問題となる。問題文では、C宗及びA寺が宗教法人法上の宗教法人であるか否かについて、あえて記述していない。この点については、「宗教上の組織若しくは団体」の定義を述べつつ、遺族会はこれに該当しないとした箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟判決（最判平成5年2月16日民集47巻3号1687頁）や、氏子集団がこれに該当するとした空知太神社訴訟判決（最判平成22年1月20日民集64巻1号128頁）を参考にしながら検討すると、C宗及びA寺が「宗教上の組織若しくは団体」に該当することが肯定されることになる。

憲法第89条前段の問題であるとする、「宗教上の組織若しくは団体」への公金支出は、憲法第20条第1項後段の特権付与の禁止に抵触することにもなり得る。愛媛玉串料訴訟判決（最判平成9年4月2日民集51巻4号1673頁）は、「宗教上の組織若しくは団体」への玉串料の奉納を憲法第20条第3項の「宗教的活動」の禁止の問題を中心として判断した。神社の例大祭等での玉串料の奉納ではなく、火災で延焼した神社再建への公金支出の問題である本問の場合には、B村の「宗教的活動」と捉えるのか、それともB村によるA寺への「特権付与」の問題と捉えるのか、検討することが求められる。

そして、憲法第89条前段の下で、公金支出の禁止は絶対的禁止なのか、それともその禁止は相対化されるのかが、問題となる。ここでは、憲法第20条第3項における「宗教的活動」の禁止の相対化論とも関係して、どのような判断枠組みを構築するのが問われる。その際、宗教と関わり合いを持つ国家行為の目的が宗教的意義を有するか否か、その効果が宗教を援助、助長等するか否かを諸般の事情を総合考慮して判断し、国家と宗教との関わり合いが相当限度を超えているとして、問題となった公金支出を合憲とした津地鎮祭訴訟判決（最判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁）、問題となった公金支出を違憲とした愛媛玉串料訴訟判決、そして総合考慮によって私有地の無償貸与を違憲とした空知太神社訴訟判決等、判例動向

を踏まえつつ、原告の主張、被告の反論、そして「あなた自身の見解」における判断枠組みを構築し、一定の筋の通った理由を付して結論を導き出すことが求められている。

A寺への公金支出を正当化するに当たって、B村村長はA寺を「公共的な存在」と位置付けている。しかし、墓地、埋葬等に関する法律上はA寺のDに対する埋葬拒否が「正当の理由」に該当するとしても、B村の村民の誰でもがA寺の墓地に埋葬することを認められるわけではないということから、A寺を「公共的な存在」と位置付けることの妥当性が問題となる。そのような墓地を含めた土地整備費用の助成の合憲性を検討することが求められる。本堂は、A寺が宗教的行為を行う場であるが、他方で一般住民のための場としても利用されている。住職の住居である庫裏は、住居という点にのみ重点を置けば、他の村民の住居と同じ性格のものとして位置付けられ得る。他方で、A寺を管掌する僧侶である住職が住むことに重点を置けば、庫裏は単なる住居とはいえ、「宗教上の組織若しくは団体」のための住居として位置付けられ得る。このような複合的な性格を分析しつつ、それぞれへの公金支出の合憲性を個別的・具体的に検討することが求められている。

〔第2問〕

本問は、都市計画施設として道路を定める都市計画の事業が40年以上施行されていない区域内に土地を所有し建築制限を受けているPが、土地上の建物を建て替えることが必要になったために、都市計画を定めているQ県に対し、都市計画の適法性を争い、又は建築制限に対する補償を請求する事案における法的問題について論じさせるものである。問題文と資料から基本的な事実関係を把握し、都市計画法及び同法施行規則の趣旨を読み解いた上で、都市計画に関する行政訴訟の訴訟要件、本案における違法事由、及び損失補償の要件を論じる力を試すものである。

設問1は、Q県が都市計画を変更せずに存続させていること（以下、単に「計画の存続」という。）の適法性を争うために、Pがどのような行政訴訟を提起できるかを考える前提として、都市計画決定の処分性を検討させる問題である。全体としては、【資料1】に示された土地区画整理事業の事業計画の決定に処分性を認める大法廷判決の論旨をよく理解した上で、都市計画決定の処分性を判断するためのポイントを押さえること、及び、処分性の判断に関わる都市計画決定の法的効果を、後続する都市計画事業認可の法的効果と関係付け、また比較しながら的確に把握することが求められる。

個別に言えば、都市計画決定が権利制限を受ける土地を具体的に特定すること、都市計画決定が土地収用法上の事業認定に代わる都市計画事業認可の前提となること、及び、都市計画が決定されるとその実現に支障が生じないように建築が制限されることを、都市計画法令の諸規定から読み取らなければならない。その際、都市計画決定と都市計画事業認可の関係図書等や法的効果等を比較することを通じて、都市計画決定においては、収用による権利侵害の切迫性が土地区画整理事業の事業計画の決定に伴う換地の切迫性よりは低いことも、併せて考慮することが求められる。大法廷判決が、建築制限について、それ自体として処分性の根拠になるか否かを明言していない点にも、注意を要する。そして以上の考察を踏まえて、権利救済の実効性を図るために都市計画決定に処分性を認める必要性について、都市計画事業認可取消訴訟、建築確認申請に対する拒否処分取消訴訟及び都市計画に関する当事者訴訟など他の行政訴訟の可能性及び実効性を考慮して、判断することが求められる。

設問2は、計画の存続の適法性について、適法とする立場及び違法とする立場の双方から総合的に検討させる問題である。行政法の基本的な考え方、都市計画法の規定、及び本件の具体的な事情を、説得的に結び付けて法律論を展開することがポイントになる。なお、計画の存続を違法とする立場による場合に、Q県が都市計画を変更しなくても、都市計画決定及びそれに基づく建築制限が当然に失効していると解釈されるか否かにまで論及することは、求めていな

い。

計画の存続を適法とする立場からは、行政裁量の存在が重要であるから、都市計画変更決定に関する行政裁量の存否及び幅を、都市計画法の文言、都市計画の性質、及び裁量に関する判例を考慮して、判断することが求められる。そして、Q県がR市の旧市街地の活性化という政策目的を考慮することの適法性を論じることになる。これに対し計画の存続を違法とする立場からは、行政裁量が認められるとしても、裁量権行使の前提となる事実の調査及び認定に過誤があれば、裁量権の行使が違法となり得ること、特に都市計画法は、定期の基礎調査及びそれに基づく計画の変更を定めており、前提事実の再検討による計画の見直しを重視していることを、論じなければならない。そして、Q県による将来交通需要推計が旧市街地の現況及び一般的な人口動向等から乖離している点、その背後に旧市街地の事業者の利益の不当な重視が疑われる点を、指摘することになる。

さらに論じるべき点として、道路密度については、都市計画変更決定に係る裁量基準として採用できるとしても、地域の実態及び個別事情を考慮せずに機械的に基準として適用することが正当かを、検討しなければならない。都市計画の実現までに要する期間については、一般に社会的及び財政的制約から長期に及ぶことに着目した上で、本件に関し、本件計画道路の整備状況やQ県の財政状況の推移等に鑑みて、なお計画の存続が正当化できるかという問題を、論じることが求められる。そして以上の考察を通じて、計画の存続の適法性に関する受験者の見解を説得的に示さなければならない。

設問3は、計画の存続を適法と仮定して、建築制限を受けるPに対する損失補償の要否を検討させる問題である。損失補償の根拠として、憲法第29条第3項の直接適用が可能なことを指摘した上で、補償の要否を判断するための考慮要素として、財産権侵害の重大性、公用制限としての性格、土地利用の現況の固定に当たるか否か等を挙げることを求められる。そして、本件における建築制限の内容及び期間等の事情から、補償の要否を判断しなければならない。

本件の損失補償に関しては、都市計画事業として土地が収用される際には、被収用地が建築制限を受けていないとすれば有するであろうと認められる価格で補償するものとされるため、仮に収用前の時点で補償を認める場合、収用時の補償との関係をどう考えるか、という問題がある。しかし、この点を詳細に論じることが試験時間内では困難なため、設問3は損失補償の基本的な根拠及び要件を問う形式にして、配点を下げることとした。

なお、受験者が出題の趣旨を理解して実力を発揮できるように、本年も各設問の配点割合を明示することとした。

【民事系科目】

【第1問】

本問は、料亭を営むための店舗を建設する適地を探していたAが、Bから甲土地を買い受けた後、その料亭の経営を継いだAの子であるFが、その製造した食品の一部を有償で、また他の一部は無償で寄託したが、それらの一部が盗難に遭ったという事例に関して、民法上の問題についての基礎的な理解とともに、その応用を問う問題である。具体的な事実を踏まえ、実体的な法律関係を理解して論述する能力、当事者間に成立した契約の内容を理解して妥当と認められる法律的帰結を導く能力及び具体的な事実を法的な観点から分析して評価する能力などを試すものである。

まず、設問1は、Fが甲土地の所有権を売買契約により取得した場合と、20年の取得時効により取得した場合について、Fの主張が依拠する民法の実体法規範とそれを支える実体法の考え方を正しく理解していること、そして、この理解を各小問で問われている内容に即して規範適用の要件、要件事実及び効果へと結び付けることができているかどうかを問うものである。言い換えれば、設問1では、要件事実とその主張立証責任について平板に述べただけでは足り

ず、要件事実理解の前提となる民法の実体法理論について丁寧な分析と検討をし、これを踏まえて要件・効果面へと展開することが求められる。したがって、設問1は、要件事実の理解のみを問うものではなく、実体法の理解を前提とする要件事実の理解を試すものである。

小問(1)において、Fの主張は、①Bが甲土地の所有者であったことを前提として、②A・B間の売買契約により、甲土地の所有権がBからAへと移転したこと、そして、③Aの取得した所有権が、A死亡による単独相続により、Aの相続人であるFに移転したことを基礎としたものである。本問事案で、Bの売却した甲土地は、Bが単独相続したDの相続したCの所有であったところ、Cの死亡により、甲土地につき、DとEによる共同相続が開始し、それぞれの法定相続分での遺産共有状態が生じている(民法第898条)。この遺産共有状態を解消し、甲土地をDの単独所有とするためには、このことを内容とする遺産分割がされなければならない(民法第906条以下)。ところが、DとEは、Cの遺産につき分割の協議をしておらず、遺産分割がされていない。そのため、Dは、甲土地につき、自己の法定相続分による持分権を有しているにすぎない。なお、このことは、Eについても、同様である。

そこで、Dを単独相続したBは、甲土地につき、Dの相続分に対応する持分権しか取得せず、Bから甲土地を売買により取得したAも、Dの相続分に対応する持分権しか取得しない。なお、そもそもA・B間での甲土地の売買契約の下で、Aは、Dの甲土地持分権すら取得しないとの考え方もあり得る。したがって、いずれにしても、Fの主張は、失当である。なお、小問(1)は、民法第94条第2項の類推適用についての検討を求める問いではない。

小問(2)は、民法第162条第1項の定める20年の取得時効を前提として、「AとBは、平成2年(1990年)11月15日、甲土地を代金3600万円でBがAに売却することで合意した」との事実が持つ法律上の意義を問うものである。ここでも、前述したように、民法の規範とそれを支える法理としての実体法理論についての分析及び検討をすることが求められ、これを基礎として上記事実の持つ意味についての解答が求められる。具体的には、①Aが甲土地をBとの売買契約により取得したことは、民法第162条第1項の「他人の物」の要件をめぐり、自己の物についても時効取得が可能であることに関して問題となること、②甲土地をAがBとの売買契約により取得したことは、所有の意思の要件、つまり自主占有の要件においても問題となること、③後者にあつては、甲土地をAが売買契約により取得したことは、Aの占有が所有の意思のある占有であることを基礎付ける事実(自主占有権原)となること、④所有の意思についての主張立証責任は民法第186条第1項によりEの側にあること、したがって、小問(2)に掲げられた事実は、Eが主張立証責任を負う所有の意思に関する事実(他主占有権原又は他主占有事情)につき、当該事実の存在を否認する事実として位置付けられることを理解することができるかどうかを問うものである。

なお、①については、法文で「他人の物」となっている以上、Aが売買によってBの有していた甲土地持分権を取得したという構成を採用する場合には、①の点に関する民法法理をその理由とともに示すことは必須である。なお、A・B間での甲土地売買契約により「甲土地の所有権」をAが取得することが意図されているものの、「甲土地の持分権」をAが取得することは意図されていないと考えることも可能である。このように考える場合において、Aは、甲土地について何らの物権的権利も取得しない。その結果として、甲土地は、民法第162条第1項にいう「他人の物」に当たることとなる。

設問2は、契約書を正しく読み取った上で、契約条項をそのままの形で適用するのでは解決が困難である問題について、契約解釈などを通じて、十分な理由付けと論理一貫性の下に、適切な解決を導くことのできる能力を問うものである。

まず、添付の寄託契約書の第4条と第6条が、寄託されている物の数量が寄託された数量に不足する場合には、そのままの形では適用することができない可能性があることが指摘されるべきである。そして、その上で、補充的契約解釈などを行うことによって、妥当な内容の債権

的な返還請求権を導き出し、又は契約では規律されていない場面であることを前提に物権的な返還請求権を考えることになる。

前者の債権的な返還請求権によるときは、なぜそのような契約解釈が可能であるかを丁寧に論じる必要がある。このときは、契約書の各条項の文言のほか、当該契約が全体としてどのような目的と理念を有するものであるかを考察するべきである。後者の物権的な返還請求権によるときは、寄託物の共有状態を正しく把握し、共有持分権者の権利はいかなるものであるかを丁寧に論じる必要がある。また、契約解釈は共有状態の理解によって影響を受け、他方、共有状態の理解も寄託契約によって定まるといったように、両請求権が相互に影響を及ぼすことも踏まえることも必要である。

そして、共有者の一方に引き渡されることは、他の共有者の権利を害しないかという問題を発見し、そのことにつき、一定の解決を示すことも必要である。

設問3は、無償の寄託契約において、受寄者に債務不履行があったために受寄物が盗難に遭い、その結果、寄託者が第三者との間における将来の取引に向けた交渉を打ち切られたという事例について、債務不履行に基づく損害賠償の要件を明確にし、【事実】に照らして要件との関係で検討すべき視点を提示した上で、受寄者が寄託者に対し損害賠償を請求することができるか否かの検討を求めるものである。

まず、FH間において、「山菜おこわ」を保管する旨の合意に基づき、丙建物に「山菜おこわ」500ケースが運び込まれることにより寄託契約が成立したこと（民法第657条）、Hは、無償受寄者として「自己の財産に対するのと同じの注意をもって、寄託物を保管する義務」（民法第659条）を負うこと、Hは、丙建物の施錠を忘れるという注意義務違反を犯した結果、丙建物に何者かの侵入を許したことを指摘した上で、Hには寄託契約上の保管義務違反という債務不履行（民法第415条）が認められることを明らかにする必要がある。なお、Hの注意義務の基準を検討するに際し、同じ丙建物内での「和風だし」の有償寄託契約が先行していることに着目し、Hは、「山菜おこわ」の寄託契約においても「善良な管理者の注意」義務（民法第400条）を負うと分析することも考えられる。

次に、Fが「Q百貨店の全店舗で『山菜おこわ』を取り扱ってもらえなくなったことについての損害賠償」を請求することができるかを検討するに当たっては、一方において損害賠償の要件を念頭に置き、他方において【事実】から読み取ることのできる法律上意味のある事情を汲みながら、考察のための視点を提示することが求められる。その際は、Fには賠償されるべき損害が発生しているといえるか、Hの債務不履行とFが被った損害との間に因果関係があるといえるか、Fの損害は民法第416条第2項に定める特別損害として賠償の範囲に含まれるかなどの着眼点のうち、一つ又は複数のものが提示され得るが、いずれのアプローチを採用する場合であっても、問題の所在を適切に指摘し、【事実】との関連を意識しつつ考察の視点として取り上げることの意義を明らかにすることが肝要である。

その上で、提示された視点に【事実】を当てはめて、「損害の賠償を請求することができるか」という問いに答える形で結論を示す必要がある。【事実】の中には、とりわけ6, 11, 12, 14, 16が結論を導くために重要な法律上の意味を持ち、解答者が着眼すべき諸事情が含まれている。解答に当たっては、これら諸事情の一部のみに焦点を当てたり、判例法理を形式的に当てはめたりするのではなく、【事実】に現れた諸事情に広く目を配り、慎重な考察を経た上で結論を示すことが求められている。

〔第2問〕

本問は、22年総会における取締役4名（B、C、D及びP）の選任の当否（設問1）、本件貸付けに関する株主A及び監査役Fによる事前（設問2(1)）及び事後（同(2)）の対応並びに23年総会決議に関するA及びFによる決議取消しの訴えの当否（設問3）について、問

うものである。設問2は、会社法の基本的な理解及び事例を踏まえた分析力と論述力を問うものである。他方、設問1及び設問3の主な出題意図は、何が問題となるかを見抜き、これに論理的に対応する能力を問うことにある。また、全体として、会社法の条文を的確に理解し、これを摘示することも求められている。

設問1では、22年総会における取締役4名（B、C、D及びP）の選任の当否が問われている。同総会では、㊶A、B、C及びDの4名を候補者とする取締役選任議案が会社提案として提出され、㊵甲社の定款には、取締役の員数は6名以内と定められている（任期の満了しない取締役Hがいるため、同総会において選任可能な定款上の取締役の員数は5名以内となる。）一方で、結果的にはB、C、D、P、Q及びRの6名の取締役候補者について会社法第341条の選任のための決議要件が満たされていることから、このような場合に、①取締役として何名が選任され得るか（㊶4名か、㊵5名か、あるいは㊷決議の瑕疵を生じさせるにとどまり6名全員かなど）や、②選任され得る取締役の数を超えて同条の決議要件を満たす候補者がいる場合の決定方法（採決順か得票順かなど）が問題となることを指摘し、自らの考え方を述べた上、当てはめをすることが求められる。どのような結論を採るにせよ、その結論が同条を含む会社法の規定から当然に導かれるものではないことに留意しつつ、他の考え方も意識しながら説得的に自らの考え方を論ずることが期待される。

次に、設問2の本件貸付けに関する株主A及び監査役Fの対応については、事前の対応（小問(1)）としての差止請求と、事後の対応（小問(2)）としての損害賠償請求について、それぞれ論述することが求められる。小問(1)の差止請求については、会社法第360条第1項及び第3項と同法第385条第1項を摘示しつつ、その要件（特に「法令に違反する行為」という要件）を検討し、問題文にある事実を抽出した丁寧な当てはめをすることが求められる。実務的な観点からは、仮処分（同法第385条第2項参照）にも言及することが望ましい。小問(2)の損害賠償請求については、本件貸付けが利益相反取引（同法第365条第1項、第356条第1項第2号）に該当することを指摘しつつ、H、D及びPにつき、それぞれ同法第423条第3項各号により任務懈怠が推定されることを踏まえ（Pについては、更に同法第428条第1項参照）、当てはめをすることが求められる。その上で、株主Aによる責任追及としては甲社に対する提訴請求及び株主代表訴訟（同法第847条）について、監査役Fによる責任追及としてはその提訴権限（同法第386条第1項）について、それぞれ条文を摘示しつつ論述することが求められる。なお、小問(1)及び(2)に共通して、監査役Fの権限を論ずるに際しては、甲社の監査役会において、Eが「本件貸付けについては問題視しないことを監査役会の方針とする」旨を提案し、Gがこれに賛成していることから、監査役の独任性との関係（同法第390条第2項ただし書）について触れることが求められ、また、監査役の調査権限（同法第381条第2項）についても触れることが望ましい。

最後に、設問3の23年総会決議についての決議取消しの訴えの当否については、まず、否決を宣言された議案①については、同議案に係る「否決の決議」がそもそも決議取消しの訴えの対象となるか否かが問題となることを指摘し、これを検討することが求められる。どのような結論を採るにせよ、決議取消しの訴えの制度趣旨に立ち返った上で、その対世効や、決議が取り消された場合には株主は3年経過前でも議案の再提出が可能となること（同法第304条）等を勘案しながら、自らの考え方を述べることを期待される。次に、可決を宣言された議案②（上記の検討において、議案①が決議取消しの訴えの対象となるとの結論を採った場合には、議案①も同様である。）については、Fの主張に関しては、決議取消しにより監査役としての権利義務を有することとなる者（同法第346条第1項）にも明文で原告適格が認められていること（同法第831条第1項後段）を踏まえつつ、監査役の選任に関する意見陳述の機会（同法第345条第4項、第1項）が奪われていることを、Aの主張に関しては、このようなFに関する手続上の瑕疵をAが主張することができるか否かを、それぞ

れ条文を摘示しつつ論ずることが求められる。また、設問1において採った結論によっては、23年総会の招集に係る取締役会決議の瑕疵の存否や、22年総会において取締役に選任されたとも考えられるQやRが監査役に選任されることの適否について論ずることも期待される。

〔第3問〕

本問は、原告Xが被告Bに対し連帯保証債務の履行を求める訴えを提起したが、Bの陳述から、その保証契約の締結の際、代理人としてCが関与していた可能性があることが明らかになったため、XがXC間での保証契約の締結という第2の請求原因を追加することを検討しているという事案を基に、書証による証明（設問1・小問（1））、当事者からの主張の要否（同・小問（2））、訴訟告知の効力（設問2）及び同時審判申出共同訴訟の機能（設問3）について論じることを求めている。

〔設問1〕の小問（1）は、連帯保証債務の履行を求める訴えである訴訟1において、原告Xが当初の請求原因②の事実（XB間における連帯保証契約の締結）を立証する場合と第2の請求原因③の事実（BのCに対する代理権授与）を立証する場合のそれぞれについて、書証である本件連帯保証契約書、特に同契約書中にBの印章による印影が顕出されていることが持つ意味を説明することを求める問題である。説明をする際には、問題文にあるとおり、弁護士Lと司法修習生Pの会話を踏まえることが求められており、具体的には、本件連帯保証契約書の連帯保証人欄の作成者とされるのが誰であるのかと関連付けつつ、処分証書や二段の推定の意義及び訴訟上の機能を明確にして論じることが期待されている。

本件連帯保証契約書が持つ意味を簡潔に述べるとすれば、『本件連帯保証契約書は、当初の請求原因②の事実（XB間における連帯保証契約の締結）の存在を直接証明するための証拠となるが、第2の請求原因③の事実（BのCに対する代理権授与）を直接的に証明する証拠となることはない。』ということである。

『XB間における連帯保証契約の締結』という要証事実を立証する場合には、本件連帯保証契約書の連帯保証人欄には連帯保証をする旨のBの意思が表現されていることになるから、その成立の真正が認められれば、直ちに『XB間における連帯保証契約の締結』の事実が証明されることになる。文書の成立の真正を認定する際には、いわゆる二段の推定が働く。以上のことを、二段の推定の意味内容も含めて丁寧に説明していけば、処分証書や二段の推定の意義や訴訟上の機能を正確に理解し表現するという課題に応えたことになり、また、二段の推定の意味内容を説明すれば、その中でBを作成者と見る趣旨との関連がおのずから明確にされることになる。

これに対し、『BのCに対する代理権授与』という要証事実を立証する場合には、問題文にあるとおり、本件連帯保証契約書の連帯保証人欄の作成者をCと見る前提に立つ以上、そこにBのCに対する代理権授与の意思が表現されていることはなく、本件連帯保証契約書が『BのCに対する代理権授与』の事実を直接的に証明する証拠となることもない。

本件連帯保証契約書ではなく、そこにBの印章による印影が顕出されていることをもって、『BのCに対する代理権授与』という要証事実との関係で間接証拠となることを論じることは考えられるが、その場合には、それがどのような意味で間接証拠になり得るのか、すなわち、どのような過程をたどって要証事実を推認させるのかを、丁寧に説明する必要がある。例えば、一般に印章の管理は厳格に行われ、それにもかかわらず本件連帯保証契約書の連帯保証人欄にBの印章による印影が顕出されていることからすれば、Bは、本件連帯保証契約書の連帯保証人欄の作成に先立って、自分の印章をCに交付しており、その際、Cに対し本件連帯保証契約の締結についての代理権も授与していたことが推認され得るといった説明である。

〔設問1〕の小問(2)は、司法修習生Pの見解を批判的に検討することを求める問題である。この見解は、最判昭和33年7月8日民集12巻11号1740頁〔百選第4版・47〕の説示する内容に沿うものであるが、裁判所は当事者の主張しない事実を裁判の資料としてはならないという弁論主義の命題との関係で検討すべき点がある。上記命題が主要事実について働くものであることや、代理権の発生原因事実等は主要事実であることを確認しつつ、論じることが期待されている。

〔設問2〕は、訴訟1において表見代理が成立することを理由としてXのBに対する請求を認容する判決が言い渡され、同判決が確定したことを受けて、BがCに対し提起した不法行為に基づき損害賠償を求める訴え(訴訟2)において、原告Bが、請求原因として主張した、①Cの頭名及び法律行為、②Cの無権代理の各事実をCが否認することの可否を検討することを求める問題である。

問題文からも明らかなように、訴訟1においてBがした訴訟告知に基づく判決の効力を受けることを回避するための理論構成を、まずは被告Cの立場から検討することが求められており、具体的には、訴訟告知に基づく判決効によってCが①②の事実を争えなくなるという帰結に至る可能性を示した上で、被告告知者であるCが受けることとなる効力の性質、効力を制限するための論拠と本件事案への当てはめといったことを明確に論じることが期待されている。

訴訟告知を、専ら告知者の利益保護のための制度であり、第三者に判決効を及ぼすための手段であると見る考え方もあるものの、このような考え方に対しては異論が強く、本間においても、被告告知者Cに対する効力が全く制限されないという結論を採りつつ説得力のある論述をすることは容易でない(以上につき、仙台高判昭和55年1月28日高裁民集33巻1号1頁〔百選第2版・111〕、最判平成14年1月22日集民205号93頁〔百選第4版・105〕参照)。

なお、被告告知者Cに参加的効力が及ぶか否かを検討する際に、Cに補助参加の利益があったといえるか否かという観点から論じることが可能ではあるが、一般に補助参加の利益が広く解されていることからすると、Cにとって望ましい結論を得るのは難しく、本間においてそのような観点から論じることの実益は乏しいと思われる。

被告告知者が受けることとなる参加的効力を制限する論拠としては、大きくとらえれば、被告告知者と告知者との利害対立の可能性に着目することと、参加的効力の及ぶ客観的範囲に着目することの二つが考えられる。

前者の観点からは、参加的効力の趣旨は、補助参加人と被参加人との間で被参加人敗訴の責任の分担を図ることにある以上、被告告知者が参加的効力を受ける場合とは、被告告知者が告知者と協同して相手方に対し攻撃防禦を尽くすことにつき利害の一致があり、そうすることを期待できる立場にあるときに限られる、そして、BC間にそのような利害の一致はない(BからCに対する代理権授与は、Bにとっては不利であるが、Cにとっては有利である)ことからすれば、①②の事実ともにCには参加的効力が及ばない、と論じることが考えられる。

また、後者の観点からは、次のように論じることができる。すなわち、参加的効力が及ぶ客観的範囲は、判決の主文に包含された訴訟物たる権利関係の存否についての判断のほか、その前提として判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断などにも及ぶが、判決理由中の判断については、いわゆる傍論が拘束力を持つ理由は乏しく、判決主文中の判断を導き出すために必要かつ十分なものに限られる。これを本件について見ると、訴訟1においては、B敗訴の判決で表見代理の成立が認定されているものの、そのためにCの無権代理の判断が必要であるわけではない。このような論拠からは、参加的効力の客観的範囲に含まれるのは①の事実(Cの頭名及び法律行為)だけであり、②の事実(Cの

無権代理)はこれに含まれないことになる。

〔設問3〕は、同時審判の申出がある共同訴訟において、上訴があった場合の審判の統一がどのように、また、どの程度まで図られるかを検討することを求める問題である。検討をする際には、問題文において与えられた事案において、①Cのみが控訴し、Xは控訴しなかった場合と、②C及びXが控訴した場合とを比較し、控訴審における審判の範囲を明確にしつつ、「両負け防止」の趣旨が実現される仕組みやその程度を論じることが求められている。

同時審判申出共同訴訟は、民法第117条の無権代理人の責任と本人の責任のように実体法上併存し得ない請求について、実体法上あり得ないはずの両負けを避けるために設けられたものであり、弁論及び裁判の分離が禁止され(民事訴訟法第41条第1項)、同一手続で審理及び判決がされることによって事実上裁判の統一が図られることが期待できる。もっとも、同時審判共同訴訟の性質はあくまでも通常共同訴訟であり、共同訴訟人独立の原則が妥当する(同法第39条)ことから、共同被告の一方の上訴又は一方に対する上訴の提起があっても、その余の部分は確定してしまい、移審もしないと解されている。

このように、上訴のあった当事者間の請求についてしか確定遮断と移審の効果が生じず、上訴審の審判対象となるのもその範囲のみである(敗訴当事者が上訴しなかった請求については附帯上訴の余地もない)ことから、移審する部分と移審しない部分とで審判の統一が図られない可能性があり、①Cのみが控訴した場合には、控訴審での両負けがあり得る。これに対し、②双方が控訴した場合には、弁論及び裁判の併合が要求され(同法第41条第3項)、第一審段階と同様に事実上裁判の統一が図られることが期待できる。

【刑事系科目】

〔第1問〕

本問は、A合同会社(以下「A社」という。)所有の土地(以下「本件土地」という。)に対するA社代表社員甲によるA社に無断での抵当権設定行為並びに甲及び甲の知人乙による本件土地のA社に無断での売却行為という具体的事例について、甲乙それぞれの罪責を問うことにより、刑事実体法及びその解釈論の知識と理解、具体的な事案を分析してそれに法規範を適用する能力及び論理的な思考力・論述力を試すものである。すなわち、本問の事案は、①甲が、自己のDに対する債務を担保するため、本件土地に、A社定款で必要とされている社員総会の承認決議を経ないまま、被担保債権をDの甲に対する債権とする抵当権を設定し、抵当権設定登記を行った(以下「抵当権設定行為」という。)、②甲が、抵当権設定行為を行うため、A社社員総会が開催された事実はなく、抵当権設定行為に対する社員総会の承認決議が存在しないにもかかわらず、A社社員総会において、抵当権設定行為に対する承認決議が行われた旨記載された社員総会議事録と題する文書を作成し、Dに交付した(以下「社員総会議事録作成行為等」という。)、③甲が、乙の勧めに応じて、売却代金を自己の用途に費消する目的で、本件土地をEに売却した(以下「売却行為」という。)というものである。各行為に対する甲及び乙の罪責を論じる際には、事実関係を的確に分析した上で、構成要件該当性、共同正犯の成否等の事実認定上及び法解釈上の問題を検討し、事案に当てはめて妥当な結論を導くことが求められる。

(1) 抵当権設定行為についての甲の罪責

本問において、甲は、「A社の委託に基づき業務上本件土地を占有する者」であると同時に「A社の委託に基づきA社の財産上の事務を処理する者」に該当することになる。したがって、抵当権設定行為についての甲の罪責を検討する際には、まず、業務上横領罪を検討すべきか背任罪を検討すべきかが問題となる。

この点について、横領罪の保護法益を「物(個別財産)の所有権及び委託信任関係」、背

任罪の保護法益を「全体財産及び委託信任関係」と捉え、両罪の保護法益に重なり合いを認め、法益侵害が一つであることから、両罪の関係は法条競合であり、重い横領罪が成立すると考える見解からは、まず業務上横領罪の成否を検討することになる。他の見解に立つ場合であっても、簡潔に自己の見解を定立した上で、その見解と論理的に矛盾しない説得力のある論述を展開する必要がある。

本問において、抵当権設定行為について業務上横領罪の成否を検討する場合、業務上横領罪における客観的構成要件要素の意義をそれぞれ正確に理解した上で、問題文中に現れている各種事情を的確に当てはめていく必要がある。本問で特に問題となるのは、抵当権設定行為が横領行為に該当するか否かについてであろう。この点について、判例は、一貫して横領罪の成立を認めている。なお、業務上横領罪の成否を検討した場合には、同罪の既遂時期についても言及すべきである。

本問において、抵当権設定行為について背任罪の成否を検討する場合も業務上横領罪の成否を検討する場合と同様、客観的構成要件要素をそれぞれ正確に理解した上で、問題文中に現れている事情を的確に当てはめていく必要がある。

(2) 社員総会議事録作成行為等についての甲の罪責

社員総会議事録作成行為等については、私文書偽造、同行使罪の成否を検討すべきである。

本問において、私文書偽造、同行使罪の成否を検討する場合も、客観的構成要件要素の意義をそれぞれ正確に理解した上で、問題文中に現れている各種事情を的確に当てはめていくことが必要となるが、本問で特に問題となるのは、偽造に当たるか否かという点である。偽造の定義を前提に、社員総会議事録と題する文書の作成名義人及び作成者について論述していく必要がある。この点について、判例として、最決昭和45年9月4日刑集24巻10号1319頁が参考となる。この判例の考え方に従えば、本問における作成名義人は社員総会ということになる。また、最決平成15年10月6日刑集57巻9号987頁の考え方に従って、本問における作成名義人を社員総会議事録作成権限が付与された甲と考えることも可能であろう。なお、本問においては、有印私文書偽造、同行使罪が成立するのか、無印私文書偽造、同行使罪が成立するのかについても言及すべきである。

(3) 売却行為についての甲の罪責

売却行為については、A社に対する関係で成立する犯罪と、Dに対する関係で成立する犯罪とを区別して検討する必要がある（なお、後述するように、売却行為については、乙との共同正犯の成否が問題となる。）。

A社に対する関係で成立する犯罪を検討する際には、抵当権設定行為と同様、業務上横領罪を検討すべきか背任罪を検討すべきかが問題となるが、抵当権設定行為について成立する犯罪を検討する際に定立した規範と矛盾なく論述を展開する必要がある。抵当権設定行為について業務上横領罪の成立を認めた場合、売却行為についても業務上横領罪の成否を検討することになる。この場合、問題となるのは、横領物に対する横領が認められるか否かである。この点については、最判平成15年4月23日刑集57巻4号467頁が参考になる。この判例は、横領物の横領は不可罰的事後行為であるとしてきた従来の判例を変更し、横領物の横領を認めたものと理解できる。他方、抵当権設定行為について背任罪の成立を認めた場合、売却行為について、背任罪が成立するのか業務上横領罪が成立するのかは、抵当権設定行為について背任罪の成立を認めた理由によって異なることとなるので、論理矛盾のない論述を展開することが求められる。

Dに対する関係で成立する犯罪としては、背任罪を検討すべきである。この場合も、背任罪の客観的構成要件要素をそれぞれ正確に理解した上で、問題文中に現れている事情を的確に当てはめていく必要がある。本問で特に問題となるのは、甲が他人のために事務を

処理する者に当たるか否かである。この点について、最判昭和31年12月7日刑集10巻12号1592頁及び最決平成15年3月18日刑集57巻3号356頁が参考となる。

(4) 甲に成立する犯罪の罪数処理

甲に成立する複数の犯罪について、的確な罪数処理を行うことが求められる。特に、甲について、2個の業務上横領罪の成立を認めた場合の罪数処理については、上記平成15年4月23日最判がこの点に関する判断を示していないことから、同一主体による同一客体、同一保護法益に対する侵害行為の罪数処理をどのように行うかについて、説得力のある論述を行うことが求められる。

(5) 売却行為についての乙の罪責

売却行為については、甲のみではなく、乙が関与していることから、乙に売却行為について甲に成立する犯罪の共同正犯が成立するか、あるいは教唆犯、幫助犯が成立するにとどまるのか検討する必要がある。乙は、実行行為自体を行っていないため、いわゆる共謀共同正犯の成否が問題となるが、検討を行う際には、問題文中に現れている具体的な事実を丁寧に拾い上げて、共謀の成否（特に犯罪を行う意思の相互認識、相互利用補充意思）及び乙の正犯性を論じる必要がある。すなわち、共謀の成否に関して言えば、①乙は、甲がA社に無断で本件土地に抵当権を設定してDから1億円を借りているという事実を認識した上で、甲に本件土地の売却を勧め、甲もこれを了承していること、②乙は、甲の売却行為を利用して仲介手数料という利益を得ることを、甲は、乙の売買仲介行為を利用して売却利益を得ることを、それぞれ企図していることなどの事実が共謀の成否の判断にどのような影響を及ぼすかを論じる必要があるし、正犯性に関して言えば、①乙は仲介手数料という利益を得ることを企図して売却行為に関わっていること、②乙は現実に売却行為により1300万円の利益を得ていること、③乙は売却行為の仲介という重要な行為を行っていること、④甲の犯意は乙が誘発したものであることなどの事実が正犯性の判断にどのような影響を及ぼすかを論じる必要がある。さらに業務上横領罪及び背任罪はいずれも身分犯であることから、身分犯に非身分者が加功した場合の処理を的確に行う必要がある。この点に関しては、各種見解があり、判例としては、最判昭和32年11月19日刑集11巻12号3073頁が参考となるが、いずれの見解に立ったとしても、自己の見解を簡潔に述べた上で、自己の見解と矛盾しない結論を導く必要がある。なお、乙に成立する複数の犯罪についても、的確な罪数処理を行うことが求められる。

本問で論述が求められる問題点は、いずれも刑法解釈上の基本的な問題点であり、これらの問題点についての基本的な判例・学説の知識を前提に、具体的な事案の中から必要な事実を認定し、結論の妥当性も勘案しつつ、法規範の当てはめを行うことが求められる。常日頃から、基本的な判例・学説の学習等を積み重ねることはもちろんであるが、特に判例を学習する際には、単に結論のみを暗記するような学習ではなく、判例の事案の内容や結論に至る理論構成などを意識し、結論を導くために必要な事実を認定し、その事実^{かん}に理論を当てはめる能力を涵養することが望まれる。

〔第2問〕

本問は、覚せい剤取締法違反事件を素材とした捜査・公判に関する具体的事例を示して、そこに生起する刑事手続上の問題点、その解決に必要な法解釈、法を適用するに当たって重要な具体的事実の分析、評価及び具体的帰結に至る思考過程を論述させることにより、刑事訴訟法に関する学識、適用能力及び論理的思考力を試すものである。

設問1は、司法警察員がT株式会社事務所を捜索すべき場所とする捜索差押許可状に基づき、捜索実行中に同事務所社長室に届いた従業員乙宛ての宅配便荷物を開封したこと（捜査①）及びその荷物の中から覚せい剤を発見し、乙を現行犯逮捕した後に同事務所更衣室に設置された

乙の使用するロッカー内を捜索したこと（捜査②）に関し、その適法性を論じさせることにより、刑事訴訟法第218条第1項の定める捜索差押許可状に基づく捜索及び同法第220条第1項第2号の定める逮捕に伴う捜索についての正確な理解と具体的事実への適用能力を試すものである。

同法第218条第1項は、司法警察職員は裁判官の発する令状により捜索することができるとしているが、令状には、被疑者の氏名、罪名、差し押さえるべき物、捜索すべき場所、有効期間等が記載されているのであり、捜査機関は、裁判官がその捜索差押許可状によって明示・許可した範囲内でのみ捜索できる。本事例において、H地方裁判所裁判官は、特定の有効期間を付して捜索すべき場所を「H県I市J町O丁目△番地T株式会社」、差し押さえるべき物を「本件に関連する覚せい剤、電子秤、ビニール袋、はさみ、注射器、手帳、メモ、ノート、携帯電話」とする捜索差押許可状を発付したのであるから、捜査機関に対し、特定の有効期間内において、被疑事実（平成23年10月2日の甲による覚せい剤の営利目的所持）に関連する覚せい剤、メモ、ノート等の差押えをするために、T株式会社の管理する同社事務所を捜索することを許可したのであり、捜査機関は、その許可された範囲内でのみ捜索を行うことができる。

このような令状による捜索の仕組みを踏まえた上で、捜査①の事例への適用に当たっては、捜索場所に捜索実行中に届いた荷物であることと有効期間内における捜索が許可されたこととの関係、乙宛ての荷物であることとT株式会社の管理する場所内の捜索が許可されたこととの関係、平成23年10月5日に捜索場所に新たに持ち込まれた乙宛ての物であることと被疑事実（同月2日の甲による覚せい剤の営利目的所持）に関連する覚せい剤等の捜索が許可されたこととの関係に分けて論ずることが必要であり、いずれの検討においても、事例中に現れた具体的事実を的確に抽出、分析しながら評価、検討すべきである。個々の適法又は違法の結論はともかく、具体的事実を事例中からただ書き写して羅列すればよいというものではなく、それぞれの事実が持つ法的な意味を的確に分析して論じなければならない。

例えば、有効期間との関係においては、捜索すべき場所に存在する物は、通常その場所の管理権に属することから、裁判官は、捜索すべき場所に存在する物（かばん、アタッシュケース等移動させることが可能な物を含む。）についても捜索すべき場所と一体のものとして併せて捜索する正当な理由を判断していること、捜索差押許可状の有効期間内であれば司法警察員Kは、いつでも適法に捜索差押えを行うことができ、たとえ令状発付後捜索開始前に持ち込まれた物であってもその捜索差押えは適法であること、捜索開始（令状呈示）の前後で適法違法が分かるとすると、司法警察員Kが乙宛ての荷物が届けられた後に捜索を開始すれば適法に差し押さえることができるのにたまたま捜索開始が早かったために違法になること等を考慮し、裁判官がどの時点における捜索する正当な理由を審査しているのか、各自の見解を説得的に論ずる必要がある。なお、この点に関しては、最高裁判例（最決平成19年2月8日刑集61巻1号1頁）が存在するから、同判例の内容を踏まえた上で各自の見解を展開することが望ましい。

また、T株式会社の管理権との関係においては、被疑事実は代表者甲に対するものであること、荷物の宛名は乙であるが、送付先はT株式会社であること、同社は人材派遣業を営んでおり、裁判官にとっても同社事務所に従業員がいると当然予想されたところ、現に令状発付前から同社事務所で従業員が働いていることが判明していたこと、乙は同社の従業員であること、甲の携帯電話に残されたメール内容等によれば、甲と乙は共同して覚せい剤を密売しており、丙から甲が乙宛ての荷物の中身を分けるように指示されていて甲が乙宛ての荷物の管理・支配を委ねられているとうかがえること等を検討し、乙宛ての荷物にT株式会社の管理権が及んでいるかどうか論ずる必要がある。

さらに、被疑事実と関連する覚せい剤が存在する蓋然性との関係においては、被疑事実の中

に営利目的が含まれていること、甲が同社事務所社長室で覚せい剤取締法違反の検挙歴ある者に覚せい剤を売ろうとし、同社事務所へ同検挙歴のある者数名が出入りして被疑事実についても常習的犯行の一環であると推測されること、前記メール内容等から甲、乙が覚せい剤を共同して密売していることがうかがえ、被疑事実についても乙が共犯者である可能性があること、このメール内容等と符合するように指定された日時場所に甲宛てと乙宛ての2つの荷物が同時に届き、それぞれの伝票の筆跡が酷似し、記載された内容物はいずれも書籍であるだけでなく、同一の差出人名でその所在地の地番が実在せず電話番号も未使用であること、荷物が届いた際の甲、乙の会話内容が不審であり、司法警察員Kから荷物の開披を求められても乙は拒絶したこと等を検討し、被疑事実と関連する覚せい剤が存在する蓋然性があるかどうか論ずる必要がある。

捜査②のうち捜索差押許可状に基づく捜索も同様に、乙使用のロッカーであることとT株式会社の管理権との関係、乙使用のロッカーであることと被疑事実と関連する乙の携帯電話や手帳等が存在する蓋然性との関係に分けて論ずることが必要である。そして、T株式会社の管理権との関係では、前記のとおり、通常、裁判官は捜索すべき場所に存在する備品等の物や会社事務所に従業員がいることを含めて当該場所を捜索する正当な理由を判断していること、乙は同社の従業員であること、乙がロッカーの鍵を所持し捜索時に施錠していたとはいえ、同ロッカーは同社が管理しており同事務所社長室にマスターキーがあったこと等を検討し、同ロッカー内にT株式会社の管理権が及んでいるかどうか、同社から貸与された乙による事実上のロッカーの使用がT株式会社の管理権とは別に独立して保護に値するものかどうか論ずる必要があるし、被疑事実と関連する乙の携帯電話や手帳等が存在する蓋然性との関係では、捜査①で述べた事情に加え、現に乙宛ての荷物の中から覚せい剤が発見されたこと、司法警察員Kの質問に対して甲が「隣の更衣室のロッカーにでも入っているんじゃないの。」と答えたこと、司法警察員Kから同ロッカーの中を見せるように求められても乙は拒絶したこと等を検討し、被疑事実と関連する乙の携帯電話と手帳等が存在する蓋然性があるかどうか論ずる必要がある。

捜査②のうち現行犯逮捕に伴う捜索については、なぜ「逮捕する場合において」令状なくして捜索を行うことができるのかという制度の趣旨に立ち返り、「逮捕の現場で」の解釈を明確にした上で、各自の見解とは異なる立場を意識して事例中に現れた具体的事実を的確に抽出、分析しながら論ずるべきである。例えば、更衣室は同じT株式会社事務所にあるだけでなく、社長室の隣室であること、同じ同社の管理権が及んでいること、逮捕された被疑者は乙であり、ロッカーも乙以外の他人が使用するものではなかったこと等を検討し、逮捕の現場といえるかどうか論ずる必要がある。また、現行犯逮捕の被疑事実との関連性についても触れるべきであろう。

設問2は、裁判所が甲と丙の共謀を認める方が甲にとって犯情が軽くなると考え、証拠上、共謀の存否はいずれとも確定できないのに、格別の手続的な手当てを講じないまま判決で公訴事実に記載されていない丙との共謀を認定したことに関し、そのような判決の内容及びそれに至る手続の適法性を論じさせることにより、有罪判決における犯罪の証明、「疑わしきは被告人の利益に」の原則（利益原則）の意義及び訴因変更の要否についての正確な理解と具体的事実への適用能力を試すものである。

裁判所が、証拠上、共謀の存否がいずれとも確定できないのに、被告人にとって共謀の存在が情状の上で有利であることを理由に共謀を認定できるかについては、共謀を認定すべきであるとする考え方（本事例の裁判所の立場）、「単独又は共謀の上」と択一的に認定すべきであるとする考え方及び訴因どおり単独犯を認定すべきであるとする考え方の3つの考え方があり得るところであり、まずは、本事例において判決でどのような事実を認定すべきなのか、この問題に関する各自の基本的な立場を刑事訴訟法の解釈として論ずる必要がある。その上で、いずれの立場に立つにせよ、共同正犯と単独犯とはいかなる関係に立つのか、判決において証拠に

よって証明されてもいない共謀の事実を存在するものとして認定してよいのか、有罪判決における「犯罪の証明」とは何をいうのか、「疑わしきは被告人の利益に」の原則は、本来存否に合理的な疑いが残る場合に事実が存在すると認定できないことを意味するものではないのか、共謀の存在は必ずしも被告人に有利になることばかりとは限らないのであり事案ごとの犯情の軽重により共謀の事実があつたりなかつたりしてよいのか、共謀を認定しない限り丙の存在を甲に有利な情状として考慮することは許されないのか等の理論的に想定し得る諸点について、各自の見解とは異なる立場を意識して自説を説得的に展開し、事例中の判決の内容が適法か否か論ずる必要がある。

また、訴因変更の要否については、かつて、いわゆる具体的防御説と抽象的防御説を中心に多様な考え方があつたところ、近時、審判対象を画定するのに必要な事項が変動する場合には、被告人の防御にとって不利益か否かにかかわらず、訴因変更が必要である、審判対象を画定するために必要な事項でなくとも、被告人の防御にとって重要な事項につき検察官が訴因に明示した場合に、裁判所がそれと実質的に異なる認定をするには原則として訴因変更を要するが、被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、被告人に不意打ちを与えるものではないと認められ、かつ、判決で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとって不利益であるとはいえない場合には、訴因変更をせずに訴因と異なる認定をしてよいとする最高裁判例（最決平成13年4月11日刑集55巻3号127頁）が現れるに至っているのであるから、同判例の内容を踏まえた上で説得的に各自の基本的な立場を明らかにし、訴因変更の要否の一般的な基準を定立する必要がある。

そして、本事例の具体的状況下における当てはめを行うことになるが、本事例が、同判例の事案と様々な点で異なるものであることは明らかであるから、本事例における具体的事実の分析、評価に関しては特に留意を要する。本事例においては、共同正犯と単独犯については構成要件が同一なのか異なるのかということ、処罰する際に適用すべき法条として刑法第60条が新たに加わること、検察官の主張する訴因には一切共謀に関する記載がないこと、裁判所が認定した事実は弁護人が第1回公判期日の罪状認否で主張した事実と同一であること等を検討し、訴因変更を要するか否か論ずる必要がある。なお、論述に当たり共謀の存否は訴因の本質的要素ではなく罪となるべき事実には属しないとの結論を採る場合には、共謀の事実の存否については罪となるべき事実には属し厳格な証明を要するとした最高裁判例（最判昭和33年5月28日刑集12巻8号1718頁）が存在するから、同判例の内容を意識して論述することが望ましい。

平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見（公法系科目第1問）

1 全体的印象

- ・ 途中答案が少なかったのは、喜ばしいことである。しかし、他方で、経年的に見ると、今年度の答案は、解答として論述する分量が少なかったように思われる。公法系科目第2問と試験時間が分けられ、解答の時間配分に失敗することはないにもかかわらず、予測外であった。
- ・ 内容的には、判例の言及、引用がなされない（少なくともそれを想起したり、念頭に置いたりしていない）答案が多いことに驚かされる。答案構成の段階では、重要なし基本判例を想起しても、それを上手に持ち込み、論述ないし主張することができないとしたら、判例を学んでいる意味・意義が失われてしまう。
- ・ まず何よりも、答案作成は、問題文をよく読むことから始まる。問題文を素直に読まない答案、問題文にあるヒントに気付かない答案、問題と関係のないことを長々と論じる答案が多い。
- ・ 答案構成としては、「自由ないし権利は憲法上保障されている、しかしそれも絶対無制限のものではなく、公共の福祉による制限がある、そこで問題はその制約の違憲審査基準だ。」式のステレオタイプのものが、依然として目に付く。このような観念的でパターン化した答案は、考えることを放棄しているに等しく、「有害」である。
- ・ 憲法を、具体的な事例の中でどのように適用するか（活用するか）という観点からの答案が少なく、一般的、抽象的な憲法の知識を書き表しただけの（地に足が着いておらず、何が問題であるかを見抜けていない）答案が多かった。
- ・ 今年の問題は、日頃から日常生活を取り巻く法的问题に関心を持って自分でいろいろと考えをめぐらせていれば、特に難しい問題ではなかったはずだが、答案を見ていると、受験者は紙の上の勉強に偏しているのではないかという印象を持つ。
- ・ 「原告側の主張」と「被告側の反論」において極論を論じ、「あなた自身の見解」で真ん中を論じるという「パターン」に当てはめた答案構成によるものが多かった。そのため、論述の大部分が、後に否定されることを前提とした、言わば「ためにする議論」の記載となっていた。このような答案は、全く求められていない。
- ・ 問題文の中に、考慮すべき事情があれこれと挙げられているのに、それらを十分に考慮しない答案がかなり見られた。基本的な知識と応用力を身に付けていれば、一通りのことを書くのは比較的容易だと思われるのに、法曹になるにふさわしい水準に達していない答案が多々見られたのが残念であった。
- ・ 表現の自由が出てこない、代わりに職業の自由を延々と書く、また、表現の自由が出てきても、極めて紋切型の答案に終始する、プライバシーについても紋切型で、設問の状況をよく考えずに、決まり文句を繰り返すという有様で、なかなか問題の核心に迫らないものが多かった。
- ・ 問題となる権利について十分な検討がなく、観念的・パターンの論述に終始しているため、違憲性判断の論述の説得力も弱く、論証が不十分になっているとの印象を受けた。受験者には、問題文を読み込み、想像力を働かせて、少し条件を変えてみた場合はどうかなど思考上の工夫をしながら、事案の特殊性をつかみ、何を重点に論じるかを考えてもらいたいと感じた。

- 原告側の主張，被告側の反論，あなた自身の見解がかみ合っていない答案，現実離れした答案が多いと感じた。問題点を的確に把握し，それを主張・反論，検討という訴訟的な形式で整理する実力が求められるので簡単ではないが，議論がかみ合っているかどうか，例えば，主張に対して反論が有効か，自身の見解がその対立点を押さえた論述になっているかなどは，答案構成の時点できちんと意識的に検討してほしいと感じた。
- 数は極めて限られるが，ハイレベルの答案も一定数あった。しかし，法律に携わる者なら，一度は関心を持ったことがあるはずの，インターネット上の表現等をめぐる問題であったにもかかわらず，極めて残念な答案が多かった。なぜ法科大学院修了者の答案が基本的欠陥を多く抱えるものであるのか，その原因を究明する必要があると思われる。その一つとして，そもそも，問題点に即応した法律の小論文を書くことの訓練が不足しているのではないであろうか。法科大学院としても，ドグマから脱却し，法律実務家として必須である「ペーパーを書くこと」にも力を注ぐ必要があるように思われる。

2 訴訟形式

- 訴訟形式の問いに全く答えていない答案が，いまだにある。問われている訴訟形式を書いていない答案の作成者は，法律実務家となる資質において極めて問題があることを自覚し，勉強し直す必要がある。
- 仮に訴訟類型を判断できないとすれば，必要な基本的知識が明らかに不足しているし，うっかり問題文を見落とし，あるいは答案に書き漏らしたのだとすれば，法曹として最低限必要な注意力を欠くものである。

3 憲法上の権利の制約

- 例年指摘しているように，原告側の訴訟代理人は，重要な憲法判例を知っており，主要な学説も知っているのと措定している。したがって，何でも主張すればよいのではない。そのような主張は，「有害」でしかない。
- 論述の出発点として問題とすべき権利自由について，表現の自由か営業の自由かという観点で十分な問題意識を持って検討した答案が少なかったのは意外であり残念。特にインターネット上で地図とリンクさせる形で画像を提供することの意味を十分に掘り下げて展開している答案が非常に少なかった。
- X社の主張で「表現の自由」を記載せず，「営業の自由」あるいは「ユーザーの知る権利」のみを記載する答案が，相当数あった。原告にとってどちらを主張するのが望ましいかを検討する観点が欠けているように思われる。原告の主張としてわざわざ「弱い権利」を選択するセンスの悪さは，結局のところ訴訟の当事者意識が欠けていることに結び付くように思われる。
- 制約される人権として営業の自由を立てながら，法令違憲の理由として，「届出がいけない」，あるいは「営業中止がいけない」などと，もっともらしい言葉を並べながら述べている答案が多く見られた。営業届や営業停止処分などは，数多くの業法に当然のように規定されており，日常もよくニュースなどで見聞きする事柄である。常識に照らし合わせて自らの理論・主張を省みるという勉強態度も，実務家を目指す者の試験である以上，必要と思われる。

- ・ 国家賠償請求との関係で営業の自由侵害の主張はあり得るが、その点で適切な論述をした答案は皆無であった。
 - ・ 法人の人権享有主体性について長々と論じる答案が、少なからずあった。
 - ・ 表現の自由に言及しているものについても、ユーザーの「知る権利」を中心に論じたり、Z画像機能の提供が、X社の「自己実現の価値に資する」とか、「民主政治の過程に資する」などと論じたりするものが数多く見られた。
 - ・ 「検閲」を論じているものもあった。このことは、学説と判例における検閲概念を十分に理解していないことをうかがわせる。
 - ・ 「表現の自由は、精神的自由なので裁判所の審査になじむ」という記述が多く見られた。しかし、この議論は、「精神的自由以外の人権制約は裁判所の司法審査になじまない」という命題を認めない限り成り立たないおかしい議論である。司法権の限界についての無理解からきていると思われる。
 - ・ 表現の自由を述べているのに、違憲審査基準の展開に終始し、問題文のヒントに気付かず、実質的な、本件での表現の自由とプライバシーの権利の相克を書かない薄い答案も目立った。この手の答案は結局「実質的な関連性」などという抽象的なテクニカルタームを示して中身の無い結論で終わっている。その原因は、権利をカテゴライズすると自動的に基準とか優劣が決まると思い込んでいることにあるように思われる。本件における表現の自由と本件におけるプライバシーの権利の調整という、事案に即した検討を行って、事案を解決するという意識が足りない。
 - ・ 設問の事案に即して、情報提供の自由とプライバシーの権利との調整について、インターネットの特性を配慮しながら綿密に論じる答案も、数は少なかったがかった。
 - ・ インターネットによる地図検索システムの提供という権利について、表現の対象が個人情報も多く含まれる地図に関する情報・事実であること、伝達手段がインターネットであることなど、その権利の性質を、典型的な表現の自由と対比させつつ、いかに具体的に論理的な考察や検討を展開するかによって、答案の迫力に明らかな差が出てきていた。報道の自由と比較しつつ、情報・事実の伝達という点で共通する一方、それぞれの目的や自己統治の価値との関連性の程度等に差異があることに触れているものや、インターネットにおいては送り手と受け手の立場に互換性があること、インターネット特有の利便性があること、それゆえに容易に二次的利用等による弊害が拡大するおそれがあること等を丁寧に論じているものは、平素から正しい方向性をもって学習が進められ、出題の意図を正確に理解しているものと感じられた。
- 4 想定される被告側の反論
- ・ 被告側の反論が全く論じられていない答案もあった。問題文をきちんと読んでいないことがうかがえる。
 - ・ 被告側の反論を書く際に、「検察官」と書いた答案も散見された。そもそも、行政事件で被告と検察官とを取り違えること自体、知識面でも求められる最低限の水準に達していないと言うほかない。
 - ・ 「被告側の反論」の想定を求めると、判で押したように、独立の項目として「反論」を羅列する傾向が見られる。むしろ「あなた自身の見解」の中で、自らの議論

を展開するに当たって、当然予想される被告側からの反論を想定してほしいのにもかかわらず、ばらばらな書き方をするために、かえって論理的な記述ができなくなっている（あるいは、非常に論旨が分かりづらくなっている）という傾向が顕著になっている。

5 法令違憲と処分（適用）違憲

- ・ 法令違憲と処分違憲の書き分けは一般的になってきたが、正確に内容を理解した上できちんと書き分けている答案は余り多くなかった。
- ・ 法令違憲を論ずるに際して、立法事実を照らして法令の規定がどうか、ということではなく、Xの個別事情をもって論ずる答案が目についた。これは、法令違憲と処分違憲とを混同しているものと考えられるが、両者を論じる際の考慮事由の差違をきちんと押さえる必要がある。
- ・ 処分違憲の審査で、法律適用の合法性、妥当性のみを論じる答案が今年も多かった。憲法との関係を論じないと、合憲性審査を行ったことにならない。本問では、「生活ぶりがうかがえるような画像」の公表を禁じることの合憲性をきちんと論じる必要がある。例えば、中止命令まで行うことは過剰な規制であるという主張も、これだけでは処分審査を行ったことにはならない。

6 明確性の原則

- ・ 法文の「明確性」を観念的・一般的に論じる答案が、かなり見受けられた。本件の法律の規定は、個人情報保護法や個人情報保護条例に一般に見られる規定である。常識に照らし合わせて自らの理論・主張を省みるという勉強態度も、実務家を目指す者の試験である以上、必要と思われる。
- ・ 「明確性の基準」について指摘するものの、第31条の問題としてのみ取り上げ、「表現の自由」そのものにおいて論じない答案が多かった。基本的な理解が至らないためか、そうでなければ、通り一遍（型どおり）の知識の詰め込みと吐き出しになっているのか、法科大学院での授業内容を自省せざるを得なかった。

7 事案の内容に即した個別的・具体的検討の必要性（パターンの当てはめの有害性）

- ・ 最初から終わりまで違憲審査基準を中心に書きまくるという傾向はますます強まっているように感じられる。最初にこの状況で適用されるべき違憲審査基準は何かを問い、この場合は厳格な（あるいは緩やかな）基準でいく、と判断すると、後は「当てはめ」と称して、ほとんど機械的に結論を導く答案が非常に目につく。
- ・ 原告の主張を展開すべき場面で、違憲審査基準に言及する答案が多数あった。違憲審査基準の実際の機能を理解していないことがうかがえるとともに、事案を自分なりに分析して当該事案に即した解答をしようとするよりも、問題となる人権の確定、それによる違憲審査基準の設定、事案への当てはめ、という事前に用意したステレオタイプの思考に、事案の方を当てはめて結論を出してしまうという解答姿勢を感じた。そのようなタイプの答案は、本件事例の具体的事情を考慮することなく、抽象的・一般的なレベルでのみ思考して結論を出しており、具体的事件を当該事件の具体的事情に応じて解決するという法律実務家としての能力の基礎的な部分に問題を感じざるを得ない。

- ・ 観念的・抽象的・パターンの「当てはめ」という解答姿勢を取る受験者の心理は、一種守りの姿勢で、受験生心理としては分からなくはないものの、「事例に迫る」意気込みを感じないものであって、司法試験で事例を基に憲法問題を問うという出題の根本理念を失わせるものであり、極めて不適切であり、「有害」である。
- ・ 求められているのは、「事案の内容に即した個別的・具体的検討」である。あしき答案の象徴となってしまっている「当てはめ」という言葉を使うこと自体をやめて、平素から、事案の特性に配慮して権利自由の制約の程度や根拠を綿密に検討することを心掛けてほしい。

8 合憲性の検討

- ・ 原告、被告の主張を戦わせるのに、表現の自由とプライバシーとの実体的な関係について論じないで、審査密度の濃淡だけで優劣を論じているものがあつた。違憲審査基準論を振り回すだけの形式論では説得力が生まれにくいことに気付くべきである。
- ・ 目的手段審査にとらわれず、両者の人権価値が本問においてどのように衝突しているのかを具体的に分析し、解決を見いだそうとする優れた答案も少なからずあつた。しかし、他方で、具体的な分析ができているにもかかわらず、結論に近づいたところで、急に審査基準のパターンを持ち出したために争点から遊離して説得力を失う答案も見受けられた。
- ・ 立法目的の正当性を肯定するのに「やむにやまれぬ政府利益」や「必要不可欠な公益」を挙げているものがあつたが、本件における対立利益は個人のプライバシーであつて「政府利益」や「公益」ではない。そのほかにも立法事実の分析が安易で、立法目的の設定に恣意的なものが目立った。
- ・ システムの提供により個人情報に公にされ、プライバシーや肖像権の侵害の問題が生じることから、表現の自由との間で、憲法上の権利衝突の調整について検討すべき必要があることは容易に気付くことができたと思われるが、参考資料に掲げた仮想の法律が見慣れないものだったためか、抽象的な法律の文言等の問題にとらわれて、論点を見極めた十分な検討ができていないものが相当数あつた。
- ・ プライバシー侵害についても、決まり文句のように、プライバシー権は一度侵害されたら回復不能であるから保護の必要性が強いなどと記載し、本問では一度侵害された後の中止が問題となっていることとの整合性を顧みていないかのような答案も多かつた。
- ・ 「人の顔や表札など特定個人を識別することのできる情報」についてはマスクングする一方、「家の中の様子など生活ぶりがうかがえるような画像」については、法で具体的に明記されていないとして修正しなかつたという問題文中の記述から、後者の画像に焦点を当てて、個人権利利益侵害情報としてこれが保護の対象に含まれるかどうかの検討を求めていることは理解できよう。その際、法律上の規定の文言のみならず、当該画像が公道で撮影されたもので、カメラの高さ制限は守られていることなどに留意しつつ、生活ぶりがうかがえる画像としてどのようなものが映し出されるのかを具体的に想定した上で、特定個人の識別はされないとしても少なくともどの家に居住している人の情報であるかが明らかな状況下で、この画像が公になることにより、具体的にどのような権利利益に影響が及び、どのような被害が

生じる危険性があるのかななどを、インターネットの特性をも踏まえながら丁寧に論じることが求められる。

9 答案の書き方に関する一般的な注意

- ・ 常に多くの文字数分も行頭を空けていて（さらには行末も空けている答案もある。）、1行全てを使っていない答案が、多く見受けられた。答案は、レジュメでもレポートでもない。法科大学院の授業で、判決原文を読んでいるはずである。それと同様に、答案も、1行の行頭から行末まできちんと書く。行頭を空けるのは改行した場合だけであり、その場合でも空けるのは1文字分だけである。
- ・ 採点者は一生懸命読み取るように努力をしているが、悪筆や癖字、さらには、字が細かったり薄かったりして、非常に読みにくい答案が少なくない。もちろん、達筆でなければならない、ということではない。しかし、平素から、答案は読まれるために書くものという意識を持って、書く練習をしてほしい。

平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見（公法系科目第2問）

1 出題の趣旨

別途公表している「出題の趣旨」を、参照いただきたい。

2 採点方針

採点に当たり重視していることは、①事案を正確に把握し、問いに対して的確に答え、解釈論のみならず立法論についても基礎的な知識を活かして相応の言及をすることのできる応用能力を有しているか、②法的な論述に慣れ、分かりやすく、かつ、受験者の思考の跡を採点者が追うことができるような文章を書いているか、という点である。決して知識の量に重点を置くものではない。

3 答案に求められる水準

(1) 設問1

最高裁による原告適格の一般的な判断基準を引用し、法律がある利益を専ら一般の公益として保護しているのか、個々人の個別的利益としても保護しているのかという点が問題になりやすいことを、一般論として記述しているだけの答案については、一応の水準の答案と判定した。この問題に焦点を当てて本件のX1・X2の利益ないし不利益を具体的に分析し、原告適格を論じることができているかどうかで、優秀度ないしは良好度の高さを判定した。

また、行政事件訴訟法第9条第2項に言及し、関係する省令と通達の定めを、専ら同項にいう法律の「関係法令」に当たるか否かという観点から検討し、平板に羅列するだけの答案については、一応の水準の答案と判定した。行政事件訴訟法第9条第2項の規定に従って原告適格を検討する判断枠組みを正確に理解し、処分要件を定める法律と省令の規定との関係、処分要件を定める省令の規定と申請書類を定める省令の規定との関係、処分要件を定める省令の規定とその解釈を示す通達との関係、さらに、法律と地元同意を定める通達との関係を、それぞれ正確に分析して原告適格論と結び付けて論じているかどうかで、優秀度ないしは良好度の高さを判定した。検討に当たっては、まず、「処分の根拠となる法令の規定」として、モーターボート競争法第5条及びその委任を受けた同法施行規則第12条、第11条の規定を確認し、次に、「当該法令の趣旨及び目的」として同法第1条等からうかがわれる同法の趣旨・目的を検討し、さらに、同法と目的を共通にする関連法令が存在するならば、その趣旨・目的を参酌することが不可欠である。

(2) 設問2(1)

取消措置（処分）の差止め訴訟を正確に挙げていれば一応の水準の答案、もう一つ検討に値する訴訟を挙げていれば良好な答案、差止め訴訟の適法性及び実効性を、他の訴訟と比較する形で論理的・説得的に論じていれば、優秀な答案とした。

(3) 設問2(2)

本件許可に関して法律が行政庁のどのような判断について裁量を認めている可能性があるかを、法律の文言及び趣旨・目的を正確に把握した上で検討できているかどうか、地元同意を求める行政手法の意義と問題点を論じているかどうか、そして、本件許可の取消しの適法性を論じる際に、考慮すべき要素・事情を的確に挙げてい

るかどうかに着目して、優秀度ないしは良好度の高さを判定した。

加えて、「法律は許可をしない行政裁量を認めている」、「通達は直接には外部に対し拘束力をもたない」、「行政指導には限界がある」といった諸命題を、どの程度まで適切に関係付けて論じることができているかに着目して、優秀度ないしは良好度の高さを判定した。法律とそれを適用するための通達との関係を明確にさせないまま、「(法律は不許可処分を行う行政裁量を認めているが、)通達には外部に対する拘束力がないので、行政庁が通達に従うように求めるには行政指導しかできないところ、行政指導に従わない者に対し不許可処分ないし許可取消処分を行うことは違法である。」と帰結するにとどまる答えは、一応の水準の答案と判定した。

(4) 設問3

条例の実効性を確保するための具体的な手段を提案できていること、住民、利害関係者、専門家等の参加する協議会、審議会等の利害調整手続を構想できていること、法律と条例の抵触可能性を指摘できていることについて、全て論じてあれば優秀な答案と判定し、一部欠けている答案は良好なものとして評価した。

4 採点実感

以下は、考査委員から寄せられた主要な意見をまとめたものである。

(1) 全体的印象

- ・ 字の上手・下手は関係ないが、読みやすさは大切であり、書きなぐった感じの乱雑な(特に乱雑かつ小さい文字を多用している)答案は、読解に非常に難渋した。採点者が判読困難な答案を作成することのないよう、受験者には改善を求めたい。
- ・ 問題文、資料、設問を正確に読んでいない答案、何を聞かれているのか理解していないまま解答をしている答案が見られた。
- ・ 全体として、問題に素直に取り組んで自分の考えを論理的に述べるものが極めて少なく、問題に関係のありそうな事項の記述をランダムに並べるようなものが目立った。
- ・ 特定の設問に力を入れすぎて、時間不足になったと思われる答案や、各設問の分量バランスが悪い答案が見受けられた。設問1、同2(1)はよく書けているが、設問2(2)、同3の順に記述の分量及び質が落ちていく傾向が見られた。
- ・ 多角的に検討を要する論点が多かったため、高得点を得るためには、理解力や、論理的に論述を展開する能力がかなり求められていたように感じられた。
- ・ 論旨が一貫しない答案が少なくない。例えば、原告適格の箇所では全く又はほとんど説明なしに通達が「関係法令」に当たるとしながら、職権取消しの箇所では通達の内部規範性ばかりを強調する答案などである。
- ・ 受験者の得点が高得点から低い点数まで広く分布するなど、行政法に関する受験者の実力を測ることができた問題であったと考える。
- ・ 今回の問題は、資料1(会議録)にも明示して指摘されているモーターボート競争法第5条の規定による許可の特殊性(「刑法第187条の富くじに当たるものの発売等を適法にする法制度である点が、通常の事業の許認可とは違う」)の理解の深さが、採点結果に如実に反映されるどころとなった。

(2) 設問1

- ・ 原告適格の定式まではよく覚えているものの、それに基づく具体的な判断の手法を理解していないと思われ、各法令や通達等の位置付けを説明せず、ただ羅列して強引に結論に至っている答案も多かった。
 - ・ モーターボート競走法の規定の趣旨、目的にもほとんど言及せず、いきなり通達が「関係法令」に含まれるとした上、問題文の具体的な事情（本件施設の規模、開場日数、時間帯、距離など）については一切言及しないまま、簡単に原告適格の有無を判断するなど、法的思考能力に疑問を感じさせる答案もあった。
 - ・ 用語に関する基本的な誤解が目立つ。例えば、①行政処分の根拠法令に属する省令の規定をも、行政事件訴訟法第9条第2項にいう「関係法令」の一つに挙げる答案、②法科大学院が、「文教施設」ないしは学校教育法第1条にいう「大学」に属しないと述べる答案などである。
 - ・ 多くの答案が一定のレベルまでは論じられるような問題で高得点を得るためには、更に深い理解が必要となる。例えば、X1とX2について、それぞれの保護の対象となり得る利益について正確に書けている答案は思いの外少なく、特に、X1については、学生の学習する権利のみを論じているものなども見られた。
 - ・ 法令（すなわちモーターボート競走法及び同法施行規則）と通達の違いを考慮せずに、通達について当然に規則と同様に関係法令に該当するとして論じる答案が目立った。
 - ・ 通達が法や規則の合理的な解釈を前提として発出されているものである限り、根拠法令の解釈の参考となることは当然であるにもかかわらず、「法令」ではないから一切考慮しないとする答案が比較的多く見られた。
 - ・ モーターボート競争法が一定の範囲で処分の相手方以外の者の原告適格を肯定する趣旨であると解する答案の中には、距離に言及する同法施行規則第11条第2項の規定から直ちに結論を導くものが見られた。
 - ・ 原告適格と本案の関係が整理できていない答案が目立った。
- (3) 設問2(1)
- ・ 訴訟要件を満たすかという観点からの検討が見当たらない答案、「比較検討」がなされていない答案が見られた。
 - ・ 確認訴訟については、意味を見だし難い確認訴訟の答案が散見された。
 - ・ 訴えの候補例を二つ挙げての比較を求められた場合において、一つは合理的な例でも、もう一方に解答者自身も直ちに消極評価するような例を持ち出して、当然に前者を良しとするのは、一般的に言って適切ではない。
 - ・ 「取消措置を受けるおそれを除去する」というAの目的を実現するに適した訴訟として、いきなり国家賠償訴訟を挙げる答案などが見受けられたのは意外であった。
 - ・ 「取消措置を受けるおそれを除去するには、」という問題文であるにもかかわらず、「取消措置の取消訴訟」を挙げていた例も見られた。また、「仮の救済は、考慮しなくてよい。」と問題文に付記したにもかかわらず、仮の差止めができるかどうか等を選択の根拠に挙げている例もあった。
- (4) 設問2(2)
- ・ 問題文及び会議録等を分析して、質問のポイントを押さえて素直に答えていく姿勢であれば、自ずから比較的高得点が得られるものであるが、知識の量はうか

がわれるのに、会議録等を十分に考慮せずに自分の書きたいことを書いているため、相対的に低い得点にとどまっている答案が少なくなかった。

- ・ 自治会の同意について申請時の許可要件とすることができるかという観点からの検討自体が全くなされていない答案が予想以上に多かった。また、自治会の同意を考慮するのは他事考慮だから違法と安易に結論付ける答案が多く、自治会の同意を求める手法の意義と問題点について実質的に検討された答案は少なかった。
- ・ 国土交通大臣がAに対し執り得る措置の範囲ないし限界を検討することが求められているにもかかわらず、取消措置が他事考慮だから違法とするだけで、国土交通大臣がいかなる措置を執り得るのかについて検討されていない答案が見られた。
- ・ 省令の基準以外の理由で許可を拒否することができるかという問題と、職権取消の可否、行政指導の限界という三つの問題の相互関係が的確に整理できているかどうかで大きく差がついた印象がある。
- ・ 許可不許可の裁量を認める根拠がどこにあるのか、その限界についてどう考えるのかといった点について、「丁寧」に論述することが求められているのに、裁量の有無などにも触れないで答えを導こうとする答案もあった。
- ・ 周辺自治会等の同意を求める行政手法について検討した答案は少数であり、これに言及する答案においても当該手法の問題点にまで触れたものは少数であった。
- ・ 申請に係る許可を拒否する処分が行政手続法上の「不利益処分」に当たるとの前提に立つ答案が見られた（同法第2条第4号口参照）。
- ・ 少数ながら、感心させられるほど優秀な答案もあった。

(5) 設問3

- ・ 時間切れとなっている答案を除き、実効性確保、利害調整ともに豊かな着想から設問に食らいついた答案が相当数あり、好印象だった。
- ・ 比較的多くの受験者が、条例に盛り込むべき事項を複数挙げており、その内容もおおむね正解に近いものであって、全体的な印象は悪くなかったが、法的な問題点に関しては、憲法第94条の条文すら挙げていないものも散見され、問題の所在を正確に理解しているか疑わしい答案も少なくなかった。
- ・ 立法論的な理解が要求されるものであり、解答に戸惑った者も少なくなかったのではないかと思われる。解答に当たって、具体的な規定について思い描けたかどうかで差の付いたものとなったようである。
- ・ 自主条例(独自条例)と委任条例との相違を十分に理解できていない答案が目についた。現実の条例に余り接したことがないのではないかという印象を受けた。
- ・ 「事業者に対して実効性を持ち」、「住民及び事業者の利害を適切に調整できるようにするため」の「①②の規定以外」の規定を聞かれているにもかかわらず、問題の趣旨を理解せず、①②をなぞった規定を書いたり、求められている要請との関係に触れることなく、他に定め得る規定(外観や高さの制限、地域指定等)を挙げたりしていた答案が散見された。

5 今後の法科大学院教育に求めるもの

行政実体法について自分で論理を組み立てる能力、及びその前提となる行政法総論に関する正確な理解を、身に付けられるような教育が法科大学院に求められる。

平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見（民事系科目第1問）

1 出題の趣旨等

出題の趣旨及び狙いは、既に公表した出題の趣旨（「平成23年新司法試験論文式試験問題出題趣旨【民事系科目】〔第1問〕」）のとおりである。

2 採点方針

採点に当たっては、従来と同様、受験者の能力を多面的に測ることを目指した。第1に、民法上の基本的な問題についての理解が確実に行われているかどうかを確かめることとした。第2に、単に知識を確認するだけでなく、掘り下げた考察をしてそれを明確に表現する能力、論理的に一貫した考察を行う能力、及び、具体的事実を注意深く分析した上で法的観点から評価する能力を確かめることとした。第3に、基本的な問題の背後にあるより高度な問題に気が付いて、それに取り組む答案があれば、そのことを積極的に評価することとした。これらを実現するために、1つの設問に複数の採点項目を設け、採点項目ごとに適切な考察が行われているかどうか、その考察がどの程度適切なものかに応じて点数を与えることとした。

さらに、複数の論点について表面的に言及する答案よりも、一つの論点について考察の重要箇所において周到確実な答案や創意工夫に富む答案が、法的思考能力の優れていることを示していると考えられることがある。そのため、採点項目ごとの評価に加えて、答案を全体として評価し、論述の緻密さ周到さの程度や構成の明快さの程度に応じて点数を与えることとした。これらにより、ある設問について考察力や法的思考力の高さが示されている答案には、別の設問について必要なものの一部の検討がなく、そのことにより知識や理解の不足を露呈していたとしても、高い評価を与えることができるようにした。また反対に、論理的に矛盾する構成をするなど積極的なミスが著しい答案については、低く評価することとした。なお、全体として適切な得点分布が実現することを心掛けた。

3 採点実感

採点実感として、新司法試験審査委員会議申合せ事項にいう「優秀」、「良好」、「一応の水準」及び「不良」の4つの区分に照らすと、例えばどのような答案がそれぞれの区分に該当するかについて、設問ごとに示すと以下のとおりとなる。

ただし、これらは各区分に該当する答案の例であって、これらのほかに各区分に該当する答案はあり、それらは多様である。なお、以下で用いる「適切に答える」、「適切な解答」、「適切に検討する」及び「適切な検討」については、既に公表した出題の趣旨（上記「1 出題の趣旨等」参照）を参照されたい。

(1) 設問1について

採点実感からは、次のようになる。

優秀に該当する答案の例は、小問（1）と小問（2）について、いずれも適切に答えているものである。良好に該当する答案の例は、小問（1）について適切に答えるものの、小問（2）についてAがした敷金返還請求権の放棄が敷金返還債務の免除であると捉え、それが債権者Cの債権を害するものであるとしながら、民法第424条が定める詐害行為取消しの他の要件について検討を行っていないものであ

る。一応の水準に該当する答案の例は、小問（１）について適切に答えるものの、小問（２）について適切な解答がないものである。不良に該当する答案の例は、小問（１）の一部（例えば、Ｂの受益及びＣの損失）について適切に答えるものの、その他（例えば、Ｂの受益とＣの損失との間の因果関係及びＢの受益が法律上の原因を欠くこと）については適切な解答がなく、また、小問（２）について適切な解答がないものである。

小問ごとについての成績は、小問（１）については、良好から一応の水準の程度の答案が多くあったのに対して、小問（２）については、不良の答案が多くあった。なお、小問（２）については、【事実】の中の「Ａ及びＦは、Ｆに対する敷金返還請求権をＡが放棄することを相互に確認した」ことに着目するものの、詐害行為取消しには一切触れず、したがって、それに関係付けることをせずに、単に敷金返還請求権は放棄されているため債権者代位（民法第４２３条）により行使することはできないと解答する答案があり、また、設問の中において、「Ｃは、不当利得返還請求以外の方法によって、Ｆから、・・・回収することを考えた」と説明され、不当利得返還請求については解答する必要がないことが指示されているにもかかわらず、不当利得返還請求について解答する答案があり、これらはいずれも低い評価とせざるを得なかった。

(2) 設問２について

採点実感からは、次のようになる。

優秀に該当する答案の例は、将来債権売買契約の売主は買主に対してどのような義務を負うかについて適切に答えるとともに、債務不履行を理由とした解除の根拠となる法律の規定を指摘し、その規定が定める要件の充足について適切に検討した上で、解除の可否について結論を述べるものである。良好に該当する答案の例は、将来債権売買契約の売主は買主に対してどのような義務を負うかについて適切に答えるものの、債務不履行を理由とした解除の根拠となる規定（例えば、民法第５４３条）が定める要件のうち一部（例えば、履行の全部又は一部の不能）について検討をするが、その他の要件（例えば、債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき）についての検討を欠くものである。一応の水準に該当する答案の例は、将来債権売買契約の売主は買主に対してどのような義務を負うかについて適切に答えるものの、債務不履行を理由とした解除の根拠となる規定を指摘せず、したがって、解除をすることができる要件の充足についての検討を欠くものである。不良に該当する答案の例は、将来債権売買契約の売主は買主に対してどのような義務を負うかについて適切な解答がなく、債務不履行を理由とした解除の根拠となる規定を指摘せず、したがって、解除をすることができる要件の充足についての検討を欠くものである。

設問２については、良好、一応の水準及び不良の答案がそれぞれ一定程度あった。なお、一部の答案には、将来債権売買契約の売主は買主に対してどのような義務を負うかについての検討と、債務不履行を理由とした解除の根拠となる規定が定める要件の充足についての検討とが一貫しないものがあり、一貫したものと比較して低い評価を与えた。

(3) 設問３について

採点実感からは、次のようになる。

優秀に該当する答案の例は、小問（１）と小問（２）について、いずれも適切に答えているものである。良好に該当する答案の例は、小問（１）について、Hが損害賠償を請求する相手方として、間接占有者であり所有者であるF及びエレベーター設備の更新工事をした請負人であるDを取り上げて適切な検討を行うが、直接占有者であるAを取り上げず、小問（２）について、適切な解答をするものである。一応の水準に該当する答案の例は、小問（１）について、Hが損害賠償を請求する相手方として、エレベーター設備の更新工事をした請負人であるDを取り上げて適切な検討を行うが、直接占有者であるA及び間接占有者であり所有者であるFを取り上げず、小問（２）について、適切な解答をするものである。不良に該当する答案の例は、小問（１）について適切な検討をしないが、小問（２）については適切に解答するものである。

小問ごとについての成績は、小問（１）については、良好、一応の水準及び不良の答案がそれぞれ一定程度あったのに対して、小問（２）については、良好から一応の水準の程度の答案が多くあった。なお、一部の答案には、民法第717条が定める土地の工作物に関する占有者の責任と所有者の責任の関係を明らかにした上で、直接占有者であるAについての検討と、間接占有者であり所有者であるFについての検討を適切に関係付けて行うものがあった。そうでない答案と比較して高い評価を与えた。

4 採点をした後の考査委員の感想

本年の民法の考査委員は、採点をした後、次のような感想を抱いた。

まず、基本的な知識についての正確な理解に基づけば、高い評価を得る答案は可能であり、低い評価しか得られない答案には、知識不足がうかがわれた。問われている問題を解くために適切な法律構成を探し出すことができない答案は、知識不足が原因だろうと思われる。

また、法律の規定に沿って要件を明らかにし、問題文の【事実】の中から要件に当てはまる具体的事実を拾い上げることができると高い評価が得られ、これに対して、要件について論述するものの、それに具体的事実を関係付けることをしない答案に対する評価は、低くならざるを得なかった。また、具体的な事実が要件を充足するかどうかの論述があるものの、丁寧さに欠ける答案は、低い評価となり、反対に、この点を丁寧にかつ的確に論ずるものには、高い評価が与えられた。問われている問題を解くために適切な法律構成を把握しながら、要件について、又は、具体的な事実が要件を充足するかどうかについて、必要な論述をしていないものは、低い評価となった。これらからは、法律の規定に則し、【事実】に基づき、要件に充足するかどうかを検討し判断するという基本的な作業を習得できているかどうか、又どの程度習得できているかによって評価が分かれることになったと考えられる。

さらに、【事実】を正確に読み、〔設問〕で何が問われているかを正確に理解している答案には高い評価が得られ、そうではない答案は低い評価となることも全体的な傾向として指摘することができる。

本年の民事系科目〔第1問〕のように、複数の設問によって構成されていて、各設問の配点の割合が示されている場合（本年は、〔設問1〕から〔設問3〕までの配点の割合は、4：3：3であった。）、受験者は、各設問に対応する解答の分量を考える

とき、この配点の割合を参考にすると良い。

平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見（民事系科目第2問）

1 出題の趣旨

既に公表されている「平成23年新司法試験論文式試験問題出題趣旨」（以下「出題趣旨」という。）に、特に補足すべき点はない。

2 採点方針及び採点実感

民事系科目第2問は、商法からの出題である。これは、事実関係及び資料（株主総会参考書類と貸借対照表）を読んで、分析し、会社法上の論点を的確に抽出して論理的な整合性を意識しながら各設問に答えるという、基本的な知識と、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力を試すものである。

全体としては、論述が十分しきれていない答案が多く見られた。

設問①前段（本件自己株式取得の効力）については、本件自己株式取得には、出題趣旨のとおり、㉞売主追加請求の通知（会社法第160条第2項）を怠ったこと、㉟特定の株主（同条第4項）であるBが議決権を行使したこと、という二つの手続的瑕疵、㉡財源規制（同法第461条第1項第3号）に違反すること、という併せて三つの瑕疵がある。まず、㉞の瑕疵があることについては、多くの答案が触れており、また、「市場価格のある株式の取得の特則」（同法第161条）の適用がないことや「相続人等からの取得の特則」の適用がないこと（同法第162条第1号）を適切に指摘する答案も相当程度あった。もっとも、㉞の瑕疵は、自己の株式の取得に関する手続違反であって株主総会の決議の瑕疵ではないにもかかわらず、株主総会の招集手続の法令違反であり株主総会決議取消事由にとどまるとする答案が多く見られた。㉟の特定株主による議決権行使の瑕疵は、同法第160条第4項本文違反の問題であるところ、これを指摘する答案も多数あった一方、これを知らず、特別利害関係人の議決権行使による決議取消しの問題（同法第831条第1項第3号）として論じた答案も少なからず見られた。㉟の瑕疵については、株主総会の決議方法の法令違反（同項第1号）と見る見解と自己の株式の取得に関する手続違反の一つと見る見解とがあり得るが、採点では、どちらの見解を採っても、その理由等が適切に述べられていれば、同等に評価した（なお、前者の見解を採った答案の中には、問題文が株主総会の決議取消しの訴えを出訴期間内に提起したかどうかについては触れていないのに、決議取消しの訴えを出訴期間内に提起していないという前提を設定し、これを理由として決議取消しの訴えの問題を十分論じないものが見られた。）。㉡の財源規制違反の瑕疵については、全く検討していない答案が多く、これに触れている答案でも、分配可能額を誤っている答案や適用される条項を正しく理解していない答案（同法第461条第1項第3号ではなく、同項第2号を根拠とするもの、同号には該当しないので財源規制違反とならないとするもの等）がかなり見られた。㉡の瑕疵と本件自己株式取得の効力との関係については、無効説と有効説とがあるが、採点では、どちらの見解を採っても、その理由等が適切に述べられていれば、同等に評価した。さらに、㉞、㉟、㉡のそれぞれの瑕疵と本件自己株式取得の効力について検討した結果、その結論が有効と無効とに分かれることがあり得るが、全体として本件自己株式取得の効力をどのように考えるかにつき論理的整合性を意識しながら記述した答案には、高い評価を与えた。これに対し、㉡の瑕疵について有効説を採った上で、これに加えて㉞又は㉟の瑕

疵があったとしても本件自己株式取得は有効であると特に理由を述べないで誤った解答をした答案が若干見られた。

設問①後段（本件自己株式取得に関する甲社とBとの間の法律関係）については、上記㊦の瑕疵と本件自己株式取得の効力との関係について無効説・有効説いずれを採る場合であっても、Bは甲社に対して受け取った25億円を支払う義務を負うが（会社法第462条第1項）、この点を理解していない答案が多く見られた。また、この支払義務を負うべき金額を誤っており、又は具体的に示していない答案がかなり見られた。また、本件自己株式取得の効力が無効であるとした場合に、Bの株式の帰する（Bは依然として当該株式に係る株主であるか等）、甲社とBとの間の不当利得関係、両者が請求権を有するとした場合の同時履行関係等について、論理的整合性をもって論じた答案は、多くは見られなかった。中には、甲社は取得した自己株式をその後処分したから、本件自己株式取得に瑕疵があったとしても本件自己株式取得は有効となるとだけ（それ以上の理由を述べないで）記述した答案も見られた。さらに、本件自己株式取得の効力が無効であるとする答案においては、無効を主張することができるのは甲社だけであるか、甲社はBが善意又は善意・無重過失であった場合であっても無効を主張することができるか等、これまで裁判例や学説で議論されてきた点に触れることが求められる（記載箇所としては、設問①前段の解答として触れることでもよい。）が、これに触れていない答案が多かった。

設問②の本件自己株式処分の効力については、まず、本事例は、いわゆる有利発行（有利処分）に当たることを前提に、資料①の株主総会参考書類の第2号議案に関する記載において、会社法第199条第3項に基づく説明義務は尽くされていることが示唆されており、株主総会における第2号議案の審議に際して説明義務（同法第314条）の違反があったかどうかを主として論じられるべき事例であるところ、これを適切に論ずる答案もあったが、同法第199条第3項に基づく説明義務と株主から説明を求められた場合に取締役等が負う一般的な説明義務（同法第314条）との区別を理解しない答案や、前者の違反があったと解答し後者に全く触れない答案も相当見られた。次に、第2号議案の採決に際して乙社が議決権を行使したことが同法第831条第1項第3号の株主総会決議取消事由に該当するかどうかについては、多くの答案が触れていたものの、中には、特に理由を論ずることをしないまま、著しく不当な決議がされたとの結論だけを述べる答案も見られた。これらの瑕疵が肯定される場合に、それらが自己株式処分無効の訴え（同法第828条第1項第3号）の無効原因となるかどうかについて論述することが求められるが、そもそも、自己株式の処分の無効は自己株式処分無効の訴えによってしか主張することができない（同項柱書）ということに触れていない答案がかなり見られた。また、説明義務違反や特別利害関係人による議決権行使が株主総会決議取消事由となることと自己株式処分無効の訴えとの関係を論じた答案は少なかった。さらに、株主総会の特別決議を欠く新株の有利発行は有効であると判示した著名な最高裁昭和46年7月16日第二小法廷判決（判例時報641号97頁）の考え方との関係について論じた答案は更に少なかった。他方で、設問①前段との関連で本件自己株式処分の対象となった自己株式がそもそも有効に取得されたものではないという問題点との関係を論理的に記述した答案は高く評価したが、そのような答案も、ごく僅かであるが、見られた。

設問③（本件自己株式取得及び本件自己株式処分に関するCの甲社に対する会社法

上の責任)については、まず、上述したように、そもそも本件自己株式取得が財源規制違反であったことを見落とした答案が多く、会社法第462条(第1項柱書又は第1項第2号)の責任をきちんと論じた答案は多くはなかった。また、同法第465条第1項第3号の欠損填補責任についても、これを論じた答案は少なく、これに触れた答案であっても、責任を負うべき金額まで正確に示した答案は更に少なかった。もっとも、これらの責任に触れた答案では、おおむね、Cが「その職務を行うについて注意を怠らなかった」(同法第462条第2項、第465条第1項ただし書)との要件を満たした場合には責任を負わないことに言及できていた。次に、同法第423条の任務懈怠責任の検討に当たっては、設問①②における論述との整合性を意識しながら、任務懈怠の内容の分析と、損害額及び因果関係について論理的な記述をすることが求められ、このような記述をした答案には高い評価を与えたが、そのような答案はそれほど多くなかった。他方、本件自己株式取得及び本件自己株式処分には上述したような種々の法令違反があったにもかかわらず、法令違反の点を度外視して、高く取得して安く処分したことに伴う差損を捉えて、そこに経営判断の原則を当てはめる答案が散見された。

以上のような採点実感に照らすと、「優秀」、「良好」、「一応の水準」、「不良」の四つの水準の答案は、次のようなものと考えられる。第一に、「優秀」な答案は、上記の採点のポイントとして挙げた論点の主要なものをほぼ論ずることができていて(各設問につき主要な論点の一、二が欠けている程度は、差し支えない)、各問題につき相当な理由をもって自らの考えを述べ、その考えに基づき論理的に整合性を持った法的議論を展開することのできている答案である。「良好」な答案は、主要な論点で論じられていないものが若干あるが、取り上げた論点についてはそれなりの論理的に整合性を持った法的議論がされている答案である。「一応の水準」の答案は、最低限押さえるべき論点、例えば、設問①であれば、本件自己株式取得に関する瑕疵と本件自己株式取得の効力、設問②であれば、本件自己株式処分に関する瑕疵と本件自己株式処分の効力が、少なくとも実質的に論じられていて、議論の筋がある程度通っている答案である。「不良」な答案は、そのような最低限押さえるべき論点も押さえられていない答案や、議論の筋の通っていない答案である。

3 法科大学院教育に求められるもの

自己の株式の取得に関する会社法の規律(財源規制及び欠損填補責任を含む。)や自己株式の処分に関する会社法の規律(無効の訴えの制度を含む。)は、会社法の基本的な規律であると考えられるが、これらについての理解に不十分な面が見られる。また、貸借対照表を見て分配可能額を算出するという基本的な点や、取締役の会社に対する責任を含めて、事例における事実関係を読んでそれに即して論ずるという基本的な点に不十分な面が見られる。そして、基本的な判例を踏まえて、それに基づいて論理的な思考をし、また、その考え方を応用する能力にも不十分な点が見られる。会社法の基本的な知識に加えて、事例解析能力と論理的思考力を涵養する教育が求められる。

平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見（民事系科目第3問）

1 出題の趣旨，狙い等

「出題の趣旨」に詳細に記載したとおりである。

2 採点方針

民事訴訟法については，従来と同様，①民事訴訟法の基本的な原理・原則や概念を正しく理解するとともに，基礎的な知識を習得しているか，②それらを前提として，問題文をよく読み，設問で問われていることが何かを的確に把握した上で，それに正面から答えているか，③抽象論に終始せずに，事例に即して具体的に，かつ掘り下げた考察をしているか，といった点を重視して採点をしている。ただし，③については誤解している受験者が相当程度いると思われる節があった。この点については後記3の(1)や(3)を参照されたい。

②と関連するが，問われていることに正面から答えていなければ，たとえ設問に関連する論点を縷々記載していても，点数は付与していない。自分の知っている論点があるまま問われているものと思い込み，題意から離れてその論点について長々と記述する答案や，結論に関係しないにもかかわらず自分の知っている諸論点を広く浅く書き連ねる答案に対しては，問われていることに何ら答えていないと評価するなど，厳しい姿勢で採点に臨んでいる。

問われていることに正面から答えるためには，論点ごとにあらかじめ丸暗記した画一的な表現（予備校の模範解答の類）をそのまま答案用紙に書き出すのではなく，設問の検討の結果をきちんと順序立てて自分の言葉で表現する姿勢が極めて大切である。採点に当たっては，そのような意識を持っているかどうかにも留意している。

3 採点実感等

(1) 設問1について

事実の自白の撤回については，典型的な論点ということもあって，一通りの知識はあることがうかがわれた。しかし，全体的に典型的な論点に関する型通りの叙述にとどまっている答案が大半であり，「良好」や「優秀」に該当する答案は少なかった。

例えば，事実の自白の撤回制限効の根拠については，禁反言に言及するだけの答案が多く，中には「禁反言と自己責任である」とするなど，抽象的な用語のみから説明する紋切り型の答案も相当数あり，事実の自白の裁判所に対する効力から丁寧に論じている答案は少なかった。訴訟行為の撤回が原則として自由であることからすれば，禁反言だけから事実の自白の撤回制限効を根拠付けることは難しいと思われるが，そもそも，訴訟行為の撤回が原則として自由であることを理解していないのではないと思われる答案も少なくなかった。

権利自白の撤回については，事実と権利との違い（自白の対象が事実ではなく権利であること）を踏まえつつ，権利自白の裁判所に対する効力の有無から説き起こすことを期待していた。しかし，「所有権は日常的な法概念であるから，所有権の自白は事実の自白と同様に考えてよい」などとするにとどまり，深みのない答案がほとんどであった。権利の存否の判断は裁判所の専権であるとしつつ，このように

論ずる答案も多かったが、権利の存否の判断が裁判所の専権なのであれば、所有権も権利である以上、たとえそれが日常的な法概念であっても、その存否の判断は裁判所の専権と考えなければ論理一貫しないが、この矛盾を論じている答案はほとんどなかった。証明の対象は事実であるにもかかわらず、所有権の証明とか所有権についての証明責任といった不適切な表現をしている答案も散見された。

問題文で「理論的基礎付けは難しい。」という結論になってもやむを得ませんが「・」として権利自白の撤回が制限されることを理論的に基礎付けることが難しいことは示唆されているのであるから、簡単に結論が出るような問題でないことは容易に分かるはずである。それにもかかわらずそのような悩みが全く感じられない答案が大多数であったことは、誠に残念である。

また、これらの点をほとんど論じずに、事実の自白の撤回の要件論に飛び付き、本問の事例への当てはめを長々と（第1回口頭弁論期日において被告側が本人訴訟であったことなどを取り上げて）論じている答案も多かった。これは、従来の採点実感等において受験者の事例分析能力や事例に即して考える能力に疑問が呈されてきたことから、本問においても事実の自白の撤回の要件論を本問の事例に当てはめることが求められていると考えた結果ではないかとも思われる。しかし、問題文をよく読めば、「事実の自白の撤回制限効の根拠にまで遡った検討が必要」になることが示唆されているのであるから、本問で中心的に問われていることが事例への当てはめでないことは分かるはずである。このような答案は、問われていることに正面から答えていないことになるから、高い評価は与えられない。権利自白の撤回も制限されるとの立場を説得的に論じた上で、更に、権利自白の撤回も事実の自白の撤回と同様の要件で認めてよいかどうか、仮に同様の要件で認めてよとして権利自白の撤回の場合には「反真実」の要件をどのように捉えることになるかなどを掘り下げて考察する答案に対しては、極めて高い評価を与える予定でいたが、そのような答案はほとんどなかった。

このほか、本問は、被告側の陳述について権利自白が成立していることを前提に、その撤回の可否を問うものであるが、これを事実の自白であるとして取り扱い、そもそも権利自白について全く論じていない答案も散見された。

他方で、権利自白のうち所有権の自白の特殊性にまで言及している答案には、以上の諸点についても題意に沿って丁寧に論じているものが比較的多く、それらは高評価を受けている。中でも、単に「所有権の立証の困難性に照らして」とか「所有権の来歴を立証することは困難であるから」といった抽象的な表現をするのではなく、何がどのように困難であるかを自分の言葉で丁寧に説明している答案は、少数ではあったが、総じて他の部分もよく書けていた。これは、答案の作成に当たり、抽象的な用語のみに頼らずに、その用語の意味内容を自分の言葉で噛み砕いて丁寧に表現する姿勢が身に付いているからではないかと思われる。

なお、本問は、権利自白の撤回は許されないという方向での検討を「ギリギリのところまで」求めるものであるが、この要請に答えている答案は少数であり、むしろ、多くは裁判官のような第三者的立場から論ずるにとどまっていた。

(2) 設問2について

権利主張参加については全体的に出来が悪かったが、共同訴訟参加については出来不出来が分かれた。

「一応の水準」に達するためには、最低限、債権者代位訴訟が法定訴訟担当の問題であることを意識しつつ、独立当事者参加のうちの権利主張参加と共同訴訟参加のそれぞれについて正しく説明することが求められる。しかし、前者につき、詐害防止参加を論ずる必要がないことは問題文で明示されているにもかかわらず詐害防止参加を検討している答案、権利主張参加と詐害防止参加との区別が分かっていないのではないと思われる答案、後者につき、共同訴訟参加ではなく共同訴訟の要件（民事訴訟法第38条）を論じている答案など、「一応の水準」に達していないものも散見された。

「良好」又は「優秀」と評価されるためには、単に該当条文の表現を引用するだけでなく、その解釈を展開することが必須であるが、権利主張参加と共同訴訟参加のどちらについても、該当条文の要件を答案に引き写すだけで、その解釈を展開するに至っていないものが少なくなかった。例えば、前者につき、民事訴訟法第47条第1項の「訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する」を引用するだけで、請求が法律上非両立であることを説明することができていない答案、後者につき、同法第52条第1項の「訴訟の目的が当事者の一方及び第三者について合一にのみ確定すべき場合」を引用するだけで、類似必要的共同訴訟が成立するかどうかの問題であることが分かっていない答案などが、その典型である。

権利主張参加については、「出題の趣旨」で詳論したとおり、原告適格の両立・非両立の考察を求めるのが題意であるが、これを論じている「優秀」な答案は非常に少なかった。圧倒的多数は、債権者代位訴訟の訴訟物が何かを論じ、訴訟物が同一であるから権利主張参加の要件を満たしている（あるいは満たしていない）と結論付けるにとどまっていたが、債権者代位訴訟の訴訟物を問う問題ではないから、これでは題意に答えたことにならない。昭和48年の最高裁判決の事案は、金銭債権についての債権者代位訴訟に債務者が権利主張参加をすることの可否が争点となったものであるが、この判決の結論を暗記しているだけでは不十分であったということができよう。

共同訴訟参加については、債権者代位訴訟の判決の既判力が被担当者に及ぶことは理解しているものの、被担当者において既判力の矛盾が生じてもやむを得ないとして、それ以上の検討をしないまま共同訴訟参加を否定する「一応の水準」止まりの答案があった一方で、被担当者に既判力が及ぶことから被担当者を経由して他の原告適格者にも既判力が反射的に及ぶとの立場、被担当者において既判力の矛盾が生ずることを回避する必要があるとの立場などから共同訴訟参加の可否をきちんと論じている「良好」や「優秀」に該当する答案もあった。

また、権利主張参加と共同訴訟参加のそれぞれを別個に検討した結果、どちらも認められないとして、それ以上の検討をしないで終わっている答案も多かった。補助参加の問題であるとして補助参加の要件に言及している答案も散見された。しかし、問題文に「補助参加ではなく当事者として参加することを検討しなければならないと考えた」とあるのであるから、そのような結論、すなわち、債権者の一人がいったん債権者代位訴訟を提起してしまうと、他の債権者には当事者として関与する手段がない（せいぜい補助参加し得るとどまる）と考えることの妥当性を検討しなければ、題意に十分に答えたことにはならないことに気付いてほしかった。

なお、本問のような問題では、権利主張参加や共同訴訟参加について、記憶して

いる限りの要件を全て取り上げて検討しているような答案が散見される。例えば、「他人間に訴訟が係属していることが要件であるが、本問の事例ではこの要件を満たしている。」などとするものである。しかし、この要件を満たしているからこそ独立当事者参加や共同訴訟参加の可否を問うていることは問題文から明らかであるから、このような記載は無用である。書けば書いただけよく勉強していると評価されると誤解しているのかもしれないが、むしろ、このような記載をするとセンスを疑われる（論ずべきポイントが何かを把握していないと受け取られる）ことになりかねない。

(3) 設問3について

固有必要的共同訴訟かどうかが問題となることについては、多くの答案が気付いていた。「一応の水準」に達するためには、それに加えて、判例がどのような見解に立っているか、判例によれば本訴請求の認諾と中間確認請求の放棄のそれぞれについてどのように考えることになるかを正しく説明することが求められる。

しかし、問題文に「判例がある場合にはそれを踏まえる必要があります」と明示されているにもかかわらず判例に全く言及していないもの、共有の場合には原告側か被告側かを問わずに固有必要的共同訴訟になるとするなど、判例の理解が十分でないもの、本訴請求と中間確認請求は別個の請求であるからそれぞれについて検討しなければならないのに、その一方にしか答えていないもの、あるいはどちらについて答えているのか明確でないものなどが少なくなかった。

「良好」や「優秀」の評価を受けるためには、更に、判例「に無批判に従うことはせずに」それを踏まえて自分の考えを論ずる必要があるが、単に判例の結論を示すだけで、その矛盾や不都合の有無に全く言及していない答案も少なくなかった。

他方で、判例に従うと本訴請求と中間確認請求とで実体法上は矛盾した結果が生ずることを的確に指摘することができている答案も相当数あった。

そこから進んで、その矛盾を放置してよいかどうか、放置してよいとするとそれはなぜなのか、放置すべきでないとするどどのように考えるべきかを、どの程度説得的に論じているかで実力差がはっきりと出た。中間確認請求（所有権確認）が本訴請求（建物収去土地明渡請求）の先決的法律関係であること、新たに訴えを提起する場面ではなく係属中の訴訟において相続による当事者の承継があった場面であることなどに着目しつつ、説得力のある議論を展開している「優秀」な答案があった一方で、結論をどちらかに合わせているにすぎないと思われる考察不足の答案もあった。

後者に分類される答案を採点して特に気になったことは、理論的に詰めて考えることをせずに、事案における具体的妥当性のみを目を奪われ、「LはKと同居しているが、Mは遠く離れた地方に居住している」、「MはKやLとほとんど没交渉となっている」といった本問の事例の個別的な事情（一般化することができない事情）を持ち出して、そこから安易に結論を導いている答案が少なくなかったことである。問題文に「本件での結果の妥当性などを考えて」とあること、また、従来の採点実感等において受験者の事例分析能力や事例に即して考える能力に疑問が呈されてきたことが影響しているようにも思われるが、結論の具体的妥当性を追求するということは、妥当な結論を導くための理論構成を考えるということであって、個別的な事情から裸の利益衡量をして妥当と思われる結論を導くということではない。

なお、本問でも、必要的共同訴訟と通常共同訴訟との区別の基準について、抽象的な用語（例えば、「実体法上の管理処分権を基礎に訴訟法的な観点（手続保障の要請）も考慮すべき」など）のみから説明する紋切り型の答案が散見された。

(4) 全体を通じて

法律実務家を目指す者の答案として不適切なものがある。繰り返しをいとわずに不適切な答案の例を挙げると、次のとおりである。

- ・ 論ずべき点が問題文で丁寧に示唆されている（設問1の「事実の自白の撤回制限効の根拠にまで遡った検討が必要」、設問3の「判例がある場合にはそれを踏まえる必要があります」など）にもかかわらず、これに注意を払わないもの。
- ・ 問われていることに正面から答えずに、結論に関係しない一般論を長々と論ずるもの、何か書けば点数をもらえると誤解していると思われるもの。
- ・ 論理を積み上げて丁寧に説明しようとしなくて、抽象的な用語（禁反言、相手方の信頼保護など）のみから説明したり、直ちに結論を導いたりするもの。
- ・ 当該事案における結論の妥当性のみを追求し、論理的な一貫性を欠いていたり、理論的な検討が不十分であったりするもの。

4 法科大学院教育に求めるもの

採点実感に照らすと、基礎的な知識を習得すること、すなわち基本的な概念を正確に、かつその趣旨から理解することの重要性を、繰り返し強調する必要があると思われる。司法試験では受験者が初めて考えるような問題も出題されるが、そこで求められる能力は基礎的な知識とそれを使いこなして考える能力であり、もとより法科大学院において特殊な論点や事例にまで手を広げて学習することを期待するものではないからである。事例の分析能力や事例に即して考える能力を涵養することももちろん重要であるが、これらの能力は基礎的な知識と能力の上に初めて成り立つものである。土台をおろそかにしたまま複雑な事例を分析させることは、今年の場合にも見られたように、論理的に突き詰めて考えることをしないで結論の妥当性のみを安易に追求する姿勢を助長するおそれがある。

5 その他

試験の答案は、人に読んでもらうためのものである。読み手に読んでもらえなければ何を書いても意味がない、という当たり前のことを改めて強調しておきたい。毎年のように内容以前の問題として指摘していることであるが、極端に小さな字や薄い字、書き殴った字の答案が相変わらず少なくない。もとより字の巧拙を問うものではないが、読み手の立場に立って読みやすい答案を作成することは、受験者として最低限の務めである。読み手に理解されなければ何を書いても評価されないことを肝に銘ずべきである。

平成22年の「採点実感等に関する意見」で注意を喚起した結果、一般に使われていない「蓋し」や「思うに」を使用する答案が減少したことは評価したい。しかし、「この点、」という言葉で「この」が何を指すのか不明確なまま接続詞のように多用する答案など、不適切な表現を使用する答案はなお多く見られるので、引き続き改善を求めたい。

問題文を無意味に引き写している答案も少なくないが、これは、時間と答案用紙の無駄遣いである。

なお、採点実感からすると、合格者の答案であっても「一応の水準」にとどまるものが多いのではないかと考えられる。当然のことであるが、合格したからといってよくできたと早合点することなく、学習を継続する必要がある。

平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見（刑事系科目第1問）

1 出題の趣旨の補足

既に公表した出題の趣旨のとおりである。

なお、以下の記述において、便宜上、出題の趣旨と同様に、本問の事案を三つの場面に分けて論ずる。すなわち、①甲と乙が路上で双方の肩が接触したことからけんかとなり、乙の仲間の丙も加わり、三者によって暴行が応酬された（以下「第1場面」という。）、②その後、乙は、走って逃げ出した甲を追い掛け、ナイフで甲の前腕部を切り付けた（以下「第2場面」という。）、③さらに、乙は、甲が車（以下「甲車」という。）を運転して逃げようとしたのを走って追い掛け、甲車運転席外側にしがみ付くなどしながら、運転席窓ガラスの開いていた部分からナイフを突き出すなどして甲を攻撃する氣勢を示したところ、甲は、車を加速し、蛇行させて乙を振り落とし、その頭部を路上に強打させて頭蓋骨骨折等の重傷を負わせた（以下「第3場面」という。）という三つの場面である。

2 採点の基本方針等

本問は、上記事案における甲乙丙それぞれの罪責を問うものであるところ、おおむね、以下のような基本方針に基づいて採点に当たった。

本問では、刑事実体法に関する基本的知識と理解に基づき、刻々と状況が変化していく複雑な事実関係を法的に分析した上、事案の解決に必要な範囲で法解釈論を展開し、事実を具体的に摘示しつつ法規範への当てはめを行い、妥当な結論を導くことが求められる。

3名の刑事責任を分析するに当たっては、刑法総論の理論体系に従い、まず構成要件該当性、次に違法性（違法性阻却事由の有無）という順序で検討し、問題となる構成要件要素や正当防衛等の成立要件を一つ一つ吟味すべきである。ただし、事実認定上又は法解釈上の重要な論点は手厚く論ずる一方で、必ずしも重要でない箇所では簡潔に論述するなど、いわゆる「メリハリ」を付ける工夫も必要となろう。

事実認定上の主な論点として、甲が乙を車から振り落とした行為の擬律判断と、乙丙間の甲に対する傷害の現場共謀の成否という問題が挙げられる。前者については、殺人未遂罪の成否を検討すべきであるが、行為の客観面として殺人の実行行為性の有無を明らかにするとともに、行為の主観面である殺意の有無について論ずる必要がある。その際、甲車の走行態様等の諸々の具体的事実を抽出した上、それらの事実が実行行為性や殺意の認定にどのような意味を有するかを明らかにすべきである。後者については、乙丙による事前の謀議などは認められないことから、黙示の（現場）共謀の有無を認定しなければならないところ、乙丙が甲とのけんかに加わった経緯、丙が乙に助けを求め、それに応じて乙が甲に反撃したことなどの事情を丁寧に検討することが求められる。

法解釈上の論点として、正当防衛に関しては、侵害の急迫性、防衛の意思、防衛行為の相当性という各要件が充足されているかを検討することに加え、自招侵害の問題についても論ずるべきである。そのためには、正当防衛に関する近時の重要な最高裁判例及びそれをめぐる議論の状況等についての正確な理解が前提となる。ただし、ここでも、事案を離れた抽象的な解釈論ばかりを論ずるのではなく、どのような事実が

当該要件の充足の判断においてどういう意味を持つのか（具体例を挙げれば、乙がナイフを甲の運転する車内に落としたことは「急迫性」判断ではどう評価され、同じ事実が「相当性」判断ではいかなる意味を持つのか）についても明らかにすることが肝要である。なお、車に乗り込もうとした甲をナイフで切り付けたという乙の行為について、丙が共犯として責任を負うかという論点については、正当防衛行為の共謀や共謀の射程範囲など、正当防衛論や共犯論の高度な論点を含んではいるが、正当防衛及び共謀に関する基本的な知識と理解を基に自らの頭で考えれば、一定の結論にたどり着くことができると思われ、実際、相当数の答案が一定の水準の論述をすることができていた。

3 採点実感等

各考査委員から寄せられた意見や感想をまとめると、以下のとおりである。

(1) 全体について

多くの答案は、甲乙丙のそれぞれに、殺人未遂や傷害等の罪の構成要件該当性を検討した上、正当防衛の成否を論じており、本問の大きな枠組みは理解していることがうかがわれた。

ただし、記述の濃淡の付け方が必ずしも適当でない答案も見受けられ、刑事責任が實際上問題とならないようなささいな点を取り上げて延々と論述するものも少なからずあった。

(2) 甲の罪責について

問題のあった答案としては、以下のようなものがあった。

ア 甲が、車を加速、蛇行させて、しがみ付いていた乙を車から振り落とすという生命に対する危険性の高い行為に及び、乙に脳挫傷等の大怪我を負わせ、意識不明の状態に陥らせるという重大な結果を生じさせたにもかかわらず、甲について傷害罪の成否だけを論じ、殺人未遂罪の成否を一切論じていない答案が予想以上に多かった。このような答案については、事案を分析する能力の欠如をうかがわせることから、低い評価をせざるを得なかった。

イ 甲の上記振り落とし行為について、危険運転致傷罪あるいは自動車運転過失致傷罪の成立を認めている答案

ウ 甲の上記振り落とし行為について、何罪について検討するか明らかにしないまま、故意の有無を論ずる答案

エ 正当防衛について、どの行為を対象として検討するのかを特定しないまま、論述する答案

オ 甲の上記振り落とし行為について正当防衛の成立要件である侵害の急迫性の有無を検討するに当たり、乙がナイフを取り落としたことで、その後も乙が攻撃の氣勢を示し続けているにもかかわらず、直ちに急迫性が失われたとする答案

カ 甲の上記振り落とし行為について正当防衛の成否を論ずるに当たり、その前段階で、甲が乙に激しい暴行を加えて重い傷害を負わせたという事実を十分に考慮しなかったためか、自招侵害について全く検討していない答案が数多く見られた。

キ 甲が乙を振り落とした後、乙を救助することもなく車で走り去ったことについて、保護責任者遺棄致傷罪の成否を問題とし、その成立を認めている答案

ク 第1場面から第3場面に至る甲の行為が全体として1個と評価されるか否かに

について、それを論ずる実益も明らかにしないまま、検討している答案
 ケ なお、一部の答案は、乙が甲車から振り落とされた結果、一命は取り留めたものの意識を回復しない状態となったことを捉えて、「脳死は人の死か」という論点についても論じていた。問題文中に乙が脳死状態に陥った旨の記述はなく、出題の趣旨として、そこまでの論述を求めるものではなかった。

他方で、優秀な答案として、甲の上記振り落とし行為について、防衛行為の相当性を検討するに当たり、乙は既にナイフを車内に落としていることを踏まえ、甲としては、振り落とし以外にどのような手段を採り得たのか具体的に検討しているものも一部には見られた。

(3) 乙の罪責について

同様に、問題のあった答案を列挙すると、以下のとおりである。

ア 第1場面における乙丙の甲に対する暴行ないし傷害の（現場）共謀の成否について、全く論じていない答案

なお、乙の罪責に関する論述では、上記共謀の論点について一切触れていないのに、丙の罪責に関する論述において、乙による甲へのナイフ切り付け行為（第2場面）について丙が共犯の責任を負うかという観点から、突如として、第1場面における乙丙間の共謀の成否について論ずる答案もあった。

イ 乙丙間の共謀の成立を認めつつ、同時傷害の特例に関する刑法第207条を適用する答案

ウ 第1場面において、乙が、丙を助けるとともに、甲への仕返しをするつもりで、甲への暴行を開始していることについて、攻撃の意思があっても正当防衛における防衛の意思が肯定されるのかについて全く検討していない答案

エ 第1場面における乙の暴行について正当防衛が成立するとしつつ、第2場面で乙がナイフで甲の前腕部を切り付けた行為について、第1場面における防衛行為と一体と評価することができるか（過剰防衛が成立しないか）という点について検討していない答案

(4) 丙の罪責について

ここでも、第1場面において、丙が甲の胸付近を強く押した行為に正当防衛が成立するか否かについて、冗長に論ずる答案などが見られた。前述したように、全体の答案構成を見据えて、適切に濃淡を付けた答案作成を心掛けるべきであろう。

また、法律用語の使い方の問題として、丙が最終的に不可罰であることについて、「無罪」と表現する答案が少なからず見受けられた。「無罪」は公訴提起された事件について判決で言い渡されるものであり（刑事訴訟法第336条）、刑事訴訟法の正確な理解が求められる。

(5) その他

少数ではあるが、字が乱雑なために判読するのが著しく困難な答案があった。時間の余裕がないことは理解できるものの、採点者に読まれることを念頭に、なるべく読みやすい字で丁寧に答案を書くことが望まれる。

(6) 答案の水準

以上の採点実感を前提に、「優秀」「良好」「一定の水準」「不良」という四つの答案の水準を示すと、以下のとおりである。

「優秀」と認められる答案とは、本問の事案を的確に分析した上で主要論点につ

いて検討を加え、甲乙丙の刑事責任について妥当な結論を導くとともに、そこに至る理由付けについても十分に論じているようなものである。特に、事実認定又は法規範への当てはめにおいて、必要な事実を抽出するだけでなく、それぞれの事実が持つ意味も明らかにしつつ論じている答案は高い評価を受けた。

「良好」な水準に達している答案とは、事案の全体像をおおむね的確に分析し、甲乙丙の刑事責任について妥当な結論を導くことができているものの、一部の主要論点についての論述を欠くもの、主要な論点の検討において、関連する事実の抽出はできていても、その意味付けが不十分であるなどの点が認められたものである。

「一応の水準」に達している答案とは、複数の論点についての論述を欠くなどの問題はあつものの、刑法の基本的な事柄については一応の理解を示しているような答案である。

「不良」と認められる答案とは、事案の分析がほとんどできていないもの、事案の解決に関係のない法解釈論を延々と展開しているもの、論点には気付いているものの、結論が著しく妥当でないものなどである。

4 今後の法科大学院教育に求めるもの

刑法においては、総論の理論体系を十分に理解した上で、体系上の位置付けを意識しつつ、各論等に関する知識を修得することが肝要である。答案においても、論じようとする問題の体系上の位置付けを明らかにしつつ、検討の順序にも十分に配慮しながら、論理的に論述することが求められる。

また、問題文に含まれる法解釈上及び事実認定上の論点を抽出するには、事案を的確に分析することが前提となる。そのためには、判例の結論だけを暗記するのではなく、その事案を丹念に読み込むなどして、事案を分析する能力を付けることが不可欠である。また、繰り返し指摘してきたとおり、具体的な事実を抽出し、その意味を理解するためにも、具体的な事例の検討が必要と思われる。

このような観点から、法科大学院教育においては、判例の学修等を通して、学生に生きた刑法の知識・理解を修得させるとともに、それを的確に論述する能力を涵養するよう一層努めていただきたい。

平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見（刑事系科目第2問）

1 採点方針等

本年の問題も、昨年までの試験と同様、比較的長文の事実関係を記載した事例を設定し、そこに生起している刑事訴訟法上の問題点につき、問題解決に必要な法解釈をした上で、法解釈・適用に不可欠な具体的事実を抽出・分析し、これに法解釈により導かれた準則を適用し、一定の結論を筋道立てて説得的に論述することを求めており、法律実務家になるための学識・法解釈適用能力・論理的思考力・論述能力等を試すものである。

具体的な出題の趣旨は、公表されているとおりである。設問1では、殺人、死体遺棄事件を素材として、同事件（本件）では逮捕ができるだけの証拠がなかった甲及び乙につき、別の犯罪事実（別件）で逮捕、勾留したことや、その後、両名を殺人、死体遺棄事件で逮捕、勾留したことについてその適法性を問うことで、いわゆる別件逮捕・勾留についての考え方を示した上、事例への法適用部分では事実が持つ意味を的確に位置付けて逮捕、勾留の要件に当てはめて論じることを求めている。設問2では、差し押さえたパソコン及び携帯電話に残っていたメールを添付した捜査報告書について、その要証事実との関係での証拠能力を問い、本件捜査報告書が伝聞証拠に該当するか否か、該当する場合には適用可能性のある伝聞例外規定に係る要件等の法解釈とその要件への当てはめについて論じることを求めている。いずれの設問についても、正確な法的知識を当然の前提としながら、法解釈論や要件を抽象的に論じるだけでなく、事例中に現れた具体的事実関係を前提に、法的に意味のある事実の的確な把握と要件への当てはめを行うことが要請されており、採点に当たっては、このような出題の趣旨に沿った論述が的確になされているかに留意した。設問1は、逮捕・勾留という捜査に関する基本的知識及びいわゆる別件逮捕・勾留という典型的な問題点を問うもので、設問2も、証拠法の基本的知識であり、しかも、ここ数年連続して出題されている伝聞法則を問うもので、いずれも法科大学院で刑事訴訟法に関する科目を真面目に学習した者であれば、何を論じなければならぬかは明白な事例である。

2 採点実感

各考査委員からの意見を踏まえた感想を述べる。

設問1については、いわゆる別件逮捕・勾留という捜査手法の適法性について、各自の基本的な立場を刑事訴訟法の解釈としての的確に論じた上で、各逮捕及びこれらに引き続く身体拘束の適法性について、個々の事例中に現れた具体的事実を的確に抽出、分析しながら論じられた答案が見受けられ、また設問2については、本件での具体的事実関係を前提に、捜査報告書や添付資料の内容ごとに個々の要証事実を的確に捉え、伝聞法則の正確な理解を踏まえた的確な論述ができている答案が見受けられたが、いずれも少数にとどまり、相当数は、不正確な抽象的法解釈を断片的に記述しているかのような答案や、問題文からの具体的事実の抽出、当てはめが不十分な答案にとどまっており、関係条文からの解釈論を論述・展開することなく、問題文中の事実をただ書き写しているかのような解答もあり、法律試験答案の体をなしていないものも見受けられた。

設問1では、逮捕及びこれに引き続く身体拘束の適法性について問われているので

あるから、まずは刑事訴訟法の定める逮捕及び勾留の各要件（刑事訴訟法第199条、第212条、第207条第1項により準用される第60条等）について、事例に含まれている具体的事実を抽出・分析して、各要件へ当てはめを行う必要がある。問題文に、各要件の検討に必要な具体的事実関係が与えられているにもかかわらず、これらについて全く触れないまま、別件逮捕・勾留に関する抽象論を記述するだけで終わっているような答案が相当数見受けられた。

また、設問2では、まず、捜査報告書全体について、捜査機関による検証に準じたものとして、刑事訴訟法第321条第3項により証拠能力が付与されることを前提にしなければならないところ、これについて全く論ずることのない答案が相当数見受けられたほか、司法警察員により作成された捜査報告書の証拠能力が問われているにもかかわらず、メールを印刷したものであるから、知覚、記憶、表現の過程に誤りが入り込む余地はなく、非伝聞証拠であるなどと断じた無理解を露呈する答案さえも見受けられた。次に、資料1添付のBからA女宛でのメール全体については、内容の真实性を要証事実とする伝聞証拠に該当し、その証拠能力について、刑事訴訟法第321条第1項第3号の各要件に照らして検討する必要があるところ、この点については、おおむね多くの答案において適切な論述がなされていたが、同メールはBの供述書であるのに、その指摘を欠き、あるいはこれを供述録取書として論ずる答案が相当数見受けられた。さらに、同メール中の甲及び乙の発言部分に関しては、「死体遺棄に関する犯罪事実の存在」を要証事実とする部分と、「殺人に関する犯罪事実の存在」を要証事実とする部分とに分けられ、前者については発言内容それ自体の伝聞該当性の問題が生じ得るものであったにもかかわらず、この点に気付いている答案は極めてわずかしかなかった。一方、比較的多くの答案が、甲及び乙の発言部分について、いわゆる再伝聞が問題になり得ることについては論じていたものの、甲及び乙の各々について、自己を被告人とする関係では刑事訴訟法第322条第1項の適用が、共犯者を被告人とする関係では同法第321条第1項第3号の適用が問題となることについてまで論じられていた答案は少数で、また、中には、再伝聞である甲や乙の発言について、それ自体についてそもそも甲や乙自身の署名や押印など想定できないにもかかわらず、同人らの署名又は押印がないことを理由に証拠能力を否定するなど、基本的理解の欠如が著しい答案も散見された。

一方、資料2の捜査報告書添付の各メールについては、そのような内容でのメールのやりとりが存在したことが要証事実であり、伝聞証拠には該当しないことが明白であるにもかかわらず、伝聞証拠であることを当然の前提として、Bのメールについては刑事訴訟法第321条第1項第3号により、甲のメールについては同法第322条第1項により証拠能力が付与されるとした答案や、検察官の立証趣旨の「メールの交信記録の存在と内容」の「存在」「内容」という言葉だけをとらえ、「交信記録の存在」である場合には非伝聞証拠であり、「メールの内容」である場合には伝聞証拠であるなどと、検察官の立証趣旨を勝手に断じて論ずる答案が、いまだに多数見受けられた。

また、法適用に関しては、事例に含まれている具体的事実を抽出・分析することが肝要であるところ、様々な具体的事実を考慮要素として挙げながら、どの事実をどのように評価したのか全く言及がないまま結論を導き出すなど、結論に至る思考過程が不明確な答案が目立っており、学習に際しては、具体的事実の抽出能力に加えて、その事実が持つ法的意味を意識して分析し、これを表現する能力の体得が望まれるとこ

ろである。

3 答案の評価

「優秀」の水準にあると認められる答案とは、設問1については、別件逮捕・勾留に関し各自の基本的な立場を刑事訴訟法の解釈として論じた上で、各逮捕及びこれらに引き続く身体拘束ごとに、各事例中に現れた具体的事実を的確に抽出、分析しながらその適法性を論じており、また、設問2については、各要証事実を的確に理解し、捜査報告書全体、資料1の捜査報告書添付のBからA女宛てのメール全体、同メール中のBに死体遺棄の手伝いを依頼する甲及び乙の発言内容、Bに対しV女を殺害した旨の甲及び乙の発言内容ごとに要件を分析し、さらに甲を被告人とする場合と乙を被告人とする場合に分けて詳細な論述をするなど、真に伝聞法則を理解していると思われる答案であるが、このように、出題の趣旨を踏まえた十分な論述がなされている答案は、本年は極めて僅かであった。

「良好」の水準に達していると認められる答案とは、設問1については、法解釈について一定の見解を示した上で、事例から必要かつ十分な具体的事実を抽出できてはいたが、更に踏み込んで個々の事実が持つ意味を深く考えることが望まれるような答案であり、設問2においては、伝聞法則について一応の論述はできているものの、「優秀」の水準にあると認められる答案のように本件での具体的な要証事実を的確に捉えることができているような答案である。

「一応の水準」に達していると認められる答案とは、設問1においては、法解釈について一定の見解は示されているものの、具体的事実の抽出、当てはめが不十分であるか、法解釈については十分に論じられていないものの、問題文から必要な具体的事実を抽出して一応の結論を導き出すことができている答案がこれに当たり、設問2においては、伝聞法則等の知識があり、一応これを踏まえた論述はできているものの、本件での具体的な事実関係を前提に、要証事実を的確に捉えることができているような答案である。

「不良」の水準にとどまるものと認められる答案とは、伝聞法則等の刑事訴訟法の基本的な原則の意味を真に理解することなく機械的に暗記し、これを断片的に記述しているような答案や、関係条文から解釈論を論述・展開することなく、問題文中の事実をただ書き写しているかのような答案等、基本的な理解・能力の欠如が現れているものであり、例えば、設問1では、各逮捕及びこれに引き続く身柄拘束について、個々の具体的な事実関係が事例中に現れているにもかかわらず、これを全く抽出、分析していない答案がこれに当たり、設問2では、前記のとおり、再伝聞供述の証拠能力を認めるに当たり供述者の署名又は押印があることを求めたり、資料2の捜査報告書添付の各メールについて、各メールごとに分断して伝聞例外規定を論ずるなど、およそ伝聞証拠を全く理解していないとしか評しようのない答案がこれに当たる。

4 法科大学院教育に求めるもの

このような結果を踏まえると、今後の法科大学院教育においては、刑事手続を構成する各制度の趣旨・目的を基本から正確に理解し、これを具体的事例について適用できる能力、筋道立った論理的文章を記載する能力、重要な判例法理を正確に理解し、具体的事実関係を前提としている判例の射程範囲を正確に捉える能力を身に付けるこ

とが強く要請される。特に、実務教育の更なる充実の観点から、基本に立ち返り、日常的に行われている刑事手続の進行過程や刑事訴訟法上の基本原則を正確に理解しておくことが、当然の前提として求められよう。

平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見（公法系科目第1問）（補足）

1 補足説明の趣旨

平成23年公法系科目第1問の採点実感等に関する意見は、受験者や法科大学院生に何が求められているのか、何は求められていないのかを、採点に当たった各委員の実感として率直に伝えることによって、憲法をよりきちんと勉強して欲しいという「願い」を込めて作成しているが、ある一部のみを読んだ場合に意図が誤解されるおそれがあるとすると、採点実感等に関する意見公表の目的にもとることにもなりかねない。そこで、先に公表済みの公法系科目第1問の意見に関して補足説明を行い、求めていることをより明確に伝えることにした。

2 事案の内容に即した個別的・具体的検討の必要性について（原告の主張における違憲審査基準への言及について）

「事案の内容に即した個別的・具体的検討の必要性」の項目中に違憲審査基準に関する記述（4頁）があるが、同記述は、「原告の主張」のところで審査基準に言及してはいけないという趣旨ではない。

「原告の主張」のところで審査基準に言及すること自体は、問題ない。望ましくないのは、表現の自由の制約—内容規制—「厳格審査の基準」を、事案に即して慎重に検討することなく、パターンとして記憶しているものを書く答案である。

表現の自由の保障は、そもそもどのような行為を保障しているのか、本問で問題となった行為も表現の自由で保障されると主張するためには、どのように表現の自由論を理論構成するのか、本問で問題となった行為は、原則として規制することができないものなのか等を踏まえた上で、審査基準を論じることが求められる。そうでなければ、審査基準の実際の機能を理解していないと評価されることになる。

司法試験の問題は、「考える」ことを求めて出題されている。求めているのは、上記のようなことをきちんと検討する答案である。

3 合憲性の検討について

(1) 立法目的の審査と政府利益について

「合憲性の検討」の項目中に立法目的の正当性の肯定に関する記述（5頁）があるが、同記述は、表現の自由などの憲法上の権利と対立する個人のプライバシーを国が保護することを「政府利益」あるいは「公益」とすることは誤りであるという趣旨ではない。

本問の争点は、「特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止及び回復に関する法律」に基づきA大臣が行う中止命令の合憲性である。このような場合には、「国がプライバシー等の個人的法益の保護を図ること」は、「政府利益」であり、「公益」といえる。

しかし、合憲性の検討に当たり、上記2の第3段落で述べているような検討に基づいて一定の審査基準を定立したとしても、それだけで結論が自動的に導かれるわけではない。きちんとした検討の上で審査基準を立てたとしても、結論を導き出すためには、事例に即した具体的な検討が必要である。求めているのは、「やむにや

まれぬ政府利益」,「必要不可欠な公益」等の言葉を観念的に覚え,その言葉だけを安易に用いて述べる答案ではない。

(2) 目的手段審査について

「合憲性の検討」の項目中に目的手段に関する記述(5頁)があるが,それは,きちんと審査基準論を定立した上で,目的をめぐる審査,目的と手段の関連性をめぐる審査(手段—手段の関係をめぐる審査も含めて。)を行うことを否定する趣旨ではない。

ここで伝えたいことも,仮に厳格度が高められた審査基準の下で目的手段審査を行う場合でも,事例に即した具体的な分析を欠いたまま,観念的・抽象的で,画一的な判断が行われることの問題性である。

毎年度の採点実感に通底していることであるが,求めているのは,パターン化した観念的・抽象的な記述ではない。「平成20年新司法試験の採点実感等に関する意見」(4頁)にも記載があるように,「必要不可欠の(重要な,あるいは正当な)目的といえるのか,厳密に定められた手段といえるか,目的と手段の実質的(あるいは合理的)関連性の有無,規制手段の相当性,規制手段の実効性等はどうかについて,事案の内容に即して個別的・具体的に検討すること」を求めている。

司法試験予備試験の仕組み

法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式（択一式を含む。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により、段階的に行われます。

受験資格

受験資格の制限はありません。

実施日程

短答式試験

試験日 毎年5月中旬ころまでに1日で実施する。

試験地 7試験地（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）

論文式試験

試験日 毎年7月ころまでに2日間で実施する。

試験地 4試験地（札幌、東京、大阪、福岡）

口述試験

試験日 毎年10月ころまでに実施する。

試験地 東京都又はその周辺

短答式試験

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び一般教養科目

合格者

論文式試験

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

及び

法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいいます。）

合格者

口述試験

法律実務基礎科目

合格者

司法試験予備試験の合格者
（司法試験の受験資格を得ることができます。）

予備試験の実施に当たって一般的に配慮すべき事項

- ・ 法科大学院修了者と同等の学識・能力及び法律実務の基礎的素養を有するかどうかの判定を適切に行うことにより，法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の理念を損ねることのないようにする必要がある。
- ・ 予備試験が，法科大学院を経由しない人にも法曹資格を取得する途を確保するために設けられた趣旨から，それらの人にも公平に新司法試験の受験資格を与えられるよう配慮する必要がある。
- ・ 予備試験が，新司法試験を受験する資格を与える試験であることから，新司法試験との関係にも留意して実施する必要がある。

短答式試験

	試験時間	問題数	配点
法律基本科目 (7科目)	憲法・行政法 : 1時間 民法・商法・民訴法: 1時間30分 刑法・刑訴法 : 1時間	各科目10～15問程度出題 全問解答	各科目いずれも30点満点
一般教養科目	1時間30分	人文，社会，自然，英語の分野から，43問を出題し，その中から，20問を選択して解答	60点満点

論文式試験

	試験時間	問題数	配点
法律基本科目 (7科目)	憲法・行政法 : 2時間20分 民法・商法・民訴法: 3時間30分 刑法・刑訴法 : 2時間20分	各科目 1 問	各科目いずれも50点満点
一般教養科目	1時間	1 問	
実務基礎科目	民事・刑事 : 3時間	各科目 1 問	民事・刑事につき，それぞれ50点，合計100点満点

口述試験

- ・ 民事と刑事の2分野で行う

第5条第1項

法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として，短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

短答式試験

第5条第2項

短答式による筆記試験は，次に掲げる科目について行う。

- 1 憲法
- 2 行政法
- 3 民法
- 4 商法
- 5 民訴法
- 6 刑法
- 7 刑訴法
- 8 一般教養

論文式試験

第5条第3項

論文式による筆記試験は，短答式試験による筆記試験に合格した者につき，次に掲げる科目について行う。

- 1 前項各号に掲げる科目
- 2 法律実務基礎科目

口述試験

第5条第4項

口述試験は，筆記試験に合格した者につき，法的な推論，分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い，法律実務基礎科目について行う。

予備試験の実施方針について

平成21年11月11日
司法試験委員会

第1 予備試験の実施に当たって一般的に配慮すべき事項

予備試験は、司法試験法第5条第1項において、法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行うものとされている。

予備試験においては、この判定を適切に行うことにより、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の理念を損ねることのないようにする必要がある。

また、予備試験が、法科大学院を経由しない人にも法曹資格を取得する途を確保するために設けられた趣旨から、それらの人にも公平に新司法試験の受験資格が与えられるよう配慮する必要がある。

そして、予備試験が、新司法試験を受験する資格を与える試験であることから、新司法試験との関係にも留意して実施する必要がある。

これらの配慮を試験の実施に反映させるため、予備試験考査委員を法科大学院教員からも選任するとともに、一部委員について新司法試験考査委員と併任する、新司法試験の実施日程を考慮しつつ、短答式試験問題の一部共通化を行うなど、適正な実施のための具体的方策についての検討をさらに行うものとする。

なお、予備試験の目的にかんがみ、その実施方針は、今後の法科大学院教育の状況に応じて、適宜、必要な見直しをすべきである。

第2 短答式試験について

1 短答式試験の試験科目

司法試験法第5条第2項において、短答式試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目について行うものとされている。

2 実施日程等

短答式試験は、毎年5月中旬ころまでに1日で実施し、6月ころまでに合格発表を行う。

3 出題方針等

(1) 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法をいう。以下同じ。）

- 幅広い分野から、基本的な事項に関する内容を多数出題するものとする。
- 新司法試験の短答式試験において、過度に複雑な形式による出題は行わないものとしていることにも留意する必要がある。

(2) 一般教養科目

- 出題範囲は、人文科学、社会科学、自然科学、英語とする。
- 学校教育法に定める大学卒業程度の一般教養を基本とし、法科大学院において得られる法曹として必要な教養を有するかどうかを試すものとし、その出題に当たっては、幅広い分野から出題し、知識の有無を問う出題に偏することなく、思考力、分析力、理解力等を適切に試すことができるよう工夫するものとする。また、法律科目の知識のみで容易に解答できるような出題とはならないよう工夫する必要がある。

4 試験時間，出題形式等

(1) 法律基本科目

- 試験時間については，憲法と行政法をあわせて1時間，民法，商法と民事訴訟法をあわせて1時間30分，刑法と刑事訴訟法をあわせて1時間とし，それぞれ一括した試験時間で実施する。
- 各科目10～15題程度を出題し，全問題を解答するものとする。
- 配点は，法律基本科目ごとに同一とする。
- マークシートによる解答が可能なものとする。

(2) 一般教養科目

- 試験時間については，1時間30分程度とする。
- 人文科学，社会科学，自然科学，英語の分野から，特定の分野に偏ることのないようバランスに配慮しつつ，多数の問題を出題し，その中から，受験者が一定数の問題を選択して解答するものとする。
- 配点については，出題内容，個々の問題の解答に要すべき時間，解答すべき問題数等をさらに検討しながら定めるものとする。
- マークシートによる解答が可能なものとする。

第3 論文式試験について

1 論文式試験の試験科目

司法試験法第5条第3項において，論文式試験は，憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法，一般教養科目，法律実務基礎科目について行うものとされている。

2 実施日程等

論文式試験は，毎年7月ころまでに2日間で実施し，10月ころまでに合格発表を行う。

3 出題方針等

(1) 法律基本科目及び法律実務基礎科目

- 法律基本科目については、各法分野における基本的な知識、理解及び基本的な法解釈・運用能力並びにそれらを適切に表現する能力を問うものとする。
- 法律基本科目のほかに法律実務基礎科目があること、新司法試験において、さらに同様の法分野に関する能力判定がなされることを前提に、予備試験の法律基本科目においては、基本的な知識、理解等を問うものとする。
- 法律実務基礎科目の出題範囲は、民事訴訟実務、刑事訴訟実務及び法曹倫理とする。
- 法律実務基礎科目については、法科大学院における法律実務基礎科目の教育目的や内容を踏まえつつ、民事訴訟実務、刑事訴訟実務及び法曹倫理に関する基礎的素養が身につけているかどうかを試す出題とする。
- 法律実務基礎科目の出題範囲と法律基本科目の出題範囲との間に重なりがあるが、法律実務基礎科目の出題に当たっては、試験科目となっている実定法の出題範囲と重複する知識や理解を問うことも十分考えられることから、相互の出題範囲を区別するものとはしない。
- 法律実務基礎科目においては、実定法の理解が前提となるが、法律基本科目とは別に法律実務基礎科目があることを踏まえて、それにふさわしい出題となるよう工夫するものとする。

(2) 一般教養科目

- 出題範囲は、人文科学、社会科学、自然科学とするが、思考力、分析力、表現力等を判定できる出題をすることとし、専ら知識の有無を問う出題はしないものとする。

4 試験時間，出題形式等

(1) 法律基本科目及び法律実務基礎科目

- 試験時間については，憲法と行政法をあわせて2時間20分程度，民法，商法と民事訴訟法をあわせて3時間30分程度，刑法と刑事訴訟法をあわせて2時間20分程度とし，それぞれ一括した試験時間で実施する。法律実務基礎科目については，民事，刑事それぞれ1時間30分程度，あるいは，あわせて3時間程度とする。
- 法律基本科目については，各科目1題程度を出題するものとする。法律実務基礎科目については，民事及び刑事に分けて出題することとし，それぞれ1題程度を出題する。
- 法律実務基礎科目において，法曹倫理は，民事及び刑事の各分野における出題に含まれるものとする。
- 配点は，法律基本科目ごとに同一とし，法律実務基礎科目の民事及び刑事のそれぞれの配点についても，同様とする。

(2) 一般教養科目

- 試験時間については，1時間程度とする。
- 素材やテーマを与えた上で，小論文の作成を求めるものとし，1題を出題する。
- 配点は，各法律基本科目と同様とする。

第4 口述試験について

1 口述試験の試験科目

司法試験法第5条第4項において，口述試験は，法的な推論，分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い，法律実務基礎科目について行うものとされている。

2 実施日程等

- 口述試験は、毎年10月ころまでに実施し、11月ころまでに合格発表を行う。
- 論文式試験の合格者数、口述試験に要する試験時間、1日で試験可能な受験者数等により実施期間に差が出るが、受験する日程としては、実施期間にかかわらず、1日あるいは2日間となるものと考えられる。
- 予備試験に合格した者は、翌年以降の新司法試験の受験資格を得ることから、口述試験の合格発表は、翌年の新司法試験の出願期間よりも前に行うものとする。

3 出題方針等

- 法律実務基礎科目の出題範囲は、論文式試験と同様とする。
- 民事及び刑事について実施し、法曹倫理は、民事及び刑事の各分野における出題に含まれるものとする。
- 配点は、民事及び刑事について同一とする。

第5 合否判定の在り方

- 短答式試験，論文式試験，口述試験のいずれの段階においても，合計得点で合否判定を行う。
- 法律基本科目，法律実務基礎科目，一般教養科目のそれぞれについて，最低ライン点を定めるかどうかは，予備試験の実施状況を踏まえつつ，検討することとする。

第6 そのほか

- 試験日程のイメージは、別添のとおりである。
- 法律基本科目については、法務省令をもって試験範囲を示すことはないが、明確に試験範囲から除かれる部分がある場合には、法務省令において明示する。
- 論文式試験及び口述試験において使用を認める試験用法文の登載法令については、あらかじめ公表するものとする。
- 試験の実施に当たり、特別な措置が必要な受験者に対し、適正な措置がとられるよう配慮する。

予備試験実施日程(イメージ)

短答式試験	論文式試験	
1日	1日目	2日目
<p>民法 商法 民事訴訟法</p>	<p>憲法 行政法</p>	<p>法律実務 基礎科目</p>
<p>一般教養</p>		
<p>憲法 行政法</p>	<p>刑法 刑事訴訟法</p>	<p>民法 商法 民事訴訟法</p>
<p>刑法 刑事訴訟法</p>	<p>一般教養</p>	

司法制度改革審議会意見書（抜粋）（平成13年6月12日）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

3. 司法試験

○ 経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。

(3) 受験資格

また、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。このため、後述の移行措置の終了後において、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる（この場合には、実社会での経験等により、法科大学院における教育に対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要がある。）。

第3 法曹養成制度の在り方
 3 司法試験について
 (4) 予備試験制度

【本論点の説明】

司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）については、予備試験を受験者の多様性を確保するための重要な制度であるとする立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘があり、制度の実施状況を踏まえつつ、この点を検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 予備試験は、経済的理由などにより法科大学院に行けない人や、法律関係業務に長年携わった経験から一定の法的素養が既に備わっていると認められる人などについて、例外的に、法科大学院を経由せず法曹資格を得る途を残そうという趣旨で設けられたものだが、法令上その受験資格が限定されていないため、法科大学院で教育を受けるべき者がそれをバイパスとして利用する傾向が著しくなれば、予備試験制度が本来想定していた上記の人たちがはじき出されてしまうおそれが強いため、その観点からの検証が必要である。
 - 法科大学院制度への批判がある中、法曹志願者の多様性を確保するため予備試験を拡大すべきであると指摘されることもあるが、適切ではない。新たな法曹養成制度においては、法科大学院の入学者選抜に当たり、非法学部出身者や社会人を広く受け入れることにより多様性を確保することとされたのであるから、そのような者が法科大学院を経由して法曹の道に進むことができるような措置を検討すべきであって、予備試験についても、受験資格要件を設けることが望ましいが、それが無理なのであれば、補完的な役割を果たすとの趣旨に沿った運用がされるべきものである。
 - 予備試験制度の目的に沿った受験資格要件を設けることが困難であるとすれば、司法試験の受験資格としては、法科大学院修了者以外に予備試験合格者にも認められていることを正面から認めた上で、法科大学院は、授業内容や成果により、法曹志願者に付加価値を提供し、法科大学院に進学して学修

した方がよいと思われるように、その魅力を高めていく必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新たな法曹養成制度は、司法試験という点のみでの選抜による従来の制度のもとでは、受験競争が過度に激化して受験生の中に受験技術優先の傾向が顕著になっており、司法制度改革が目指す質・量ともに豊かな法曹を養成するシステムとして問題があるとされたことから、法曹養成に特化した専門的教育機関としての法科大学院を新設し、これを中核として司法試験と司法修習とを有機的に連携させるシステムとして構想された。この趣旨から、新司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者のみに制限することとしたが、他方において、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するため、予備試験を設けて、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、その合格者にも新司法試験の受験資格を認めることとしている。そして、予備試験の運用については、法科大学院修了者と予備試験合格者との間の競争の公平性を確保するために、両者の司法試験合格率を均衡させるとともに、予備試験合格者が法科大学院修了者と比べて不利に扱われることのないようにする旨の閣議決定がなされている（「規制改革推進のための三か年計画（再改定）」（平成21年3月31日））。

これに対し、法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判するとともに、予備試験こそが受験者の多様性を確保するための重要な制度であるとする立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘や、上記のような新司法試験の受験資格制限を撤廃して、法科大学院を新司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきであるとの指摘もされている。

これに対しては、これらの指摘は新たな法曹養成制度の趣旨に反するもので、不適切であり、予備試験は、その導入の趣旨を踏まえて実施すべきであるとの意見があり、さらに、法科大学院を中核とするという新たな法曹養成制度の趣旨や、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するという予備試験の趣旨にかんがみれば、法科大学院の学生には受験を認めないなど予備試験をより限定的なものにしたり、実施延期や廃止を検討すべきであるとの指摘もある。また、経済的事情等がないのに、法科大学院での教育を受けることをスキップして、試験のみで法曹資格を得ようとする「超特急組」が予備試験受験者・合格者の多数を占めることにならないかとの意見があった。

このように、司法試験の受験資格を法科大学院修了者と予備試験合格者に認めている新たな法曹養成制度の枠組み自体についても種々の意見が存在する。

平成23年司法試験予備試験の結果

1 短答式試験

出願者	8, 971人
受験者	6, 477人
採点対象者	6, 410人
合格点	165点以上 (270点満点)
合格者	1, 339人

2 論文式試験

受験予定者	1, 339人
受験者	1, 301人
採点対象者	1, 293人
合格点	245点以上 (500点満点)
合格者	123人

3 口述試験

受験予定者	123人
受験者	122人
合格点	119点以上 (民事・刑事それぞれにつき基準点60点)
最終合格者	116人

(参考)

最終合格者の年齢 (平成23年12月末現在)

最低年齢	20歳
最高年齢	59歳
平均年齢	31.57歳

※ 受験願書に基づく情報

最終合格者の性別構成

男性	103人 (88.79%)
女性	13人 (11.21%)

※ 受験願書に基づく情報

平成23年司法試験予備試験

※ 本データは出願者の自己申告によるものである。

性別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	最終合格者合計 に対する割合
男	7449	5444	1202	109	103	1.89%	88.79%
女	1522	1033	137	14	13	1.26%	11.21%
合計	8971	6477	1339	123	116	1.79%	100.00%

年齢別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	最終合格者合計 に対する割合
19歳以下	17	16	1			0.00%	0.00%
20～24歳	1435	1159	172	42	40	3.45%	34.48%
25～29歳	911	621	95	8	8	1.29%	6.90%
30～34歳	1388	975	252	35	33	3.38%	28.45%
35～39歳	1403	981	238	17	16	1.63%	13.79%
40～44歳	1255	863	198	8	7	0.81%	6.03%
45～49歳	893	650	161	8	7	1.08%	6.03%
50～54歳	668	470	108	1	1	0.21%	0.86%
55～59歳	474	342	69	4	4	1.17%	3.45%
60～64歳	326	242	39			0.00%	0.00%
65～69歳	90	70	5			0.00%	0.00%
70～74歳	62	50	1			0.00%	0.00%
75～79歳	35	28				0.00%	0.00%
80歳以上	14	10				0.00%	0.00%
合計	8971	6477	1339	123	116	1.79%	100.00%

平成23年12月31日現在

職種別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	最終合格者合計 に対する割合
公務員	868	599	117	14	13	2.17%	11.21%
教職員	115	73	9	1	1	1.37%	0.86%
会社員	1896	1287	258	12	12	0.93%	10.34%
法律事務所事務員	249	179	58	4	4	2.23%	3.45%
塾教師	163	117	27	2	2	1.71%	1.72%
自営業	483	335	67	4	3	0.90%	2.59%
法科大学院生	272	192	32	8	8	4.17%	6.90%
法科大学院以外大学院生	43	24	2			0.00%	0.00%
大学生	1522	1218	170	42	40	3.28%	34.48%
無職	2912	2153	535	35	32	1.49%	27.59%
その他	448	300	64	1	1	0.33%	0.86%
合計	8971	6477	1339	123	116	1.79%	100.00%

出願時現在

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	最終合格者合計 に対する割合
大学卒業	5285	3805	853	49	46	1.21%	39.66%
大学在学中	1565	1236	169	41	39	3.16%	33.62%
大学中退	294	196	29			0.00%	0.00%
法科大学院修了	471	336	166	21	19	5.65%	16.38%
法科大学院在学中	282	198	31	6	6	3.03%	5.17%
法科大学院中退	86	49	4	1	1	2.04%	0.86%
法科大学院以外の大学院修了	574	396	69	4	4	1.01%	3.45%
法科大学院以外の大学院在学中	50	26	1			0.00%	0.00%
法科大学院以外の大学院中退	75	55	6	1	1	1.82%	0.86%
短期大学卒業	33	16	1			0.00%	0.00%
短期大学在学中	2					0.00%	0.00%
高校卒業	152	97	6			0.00%	0.00%
高校在学中	2	2	1			0.00%	0.00%
高校中退	22	13				0.00%	0.00%
その他	78	52	3			0.00%	0.00%
合計	8971	6477	1339	123	116	1.79%	100.00%

出願時現在

過去の司法試験の受験経験	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	最終合格者合計 に対する割合
受験したことがない	2394	1629	109	18	17	1.04%	14.66%
旧試験のみ受験したことがある	6108	4512	1064	84	80	1.77%	68.97%
新試験のみ受験したことがある	132	91	52	8	7	7.69%	6.03%
両方とも受験したことがある	337	245	114	13	12	4.90%	10.34%
合計	8971	6477	1339	123	116	1.79%	100.00%

出願時現在

平成24年司法試験予備試験の結果

1 短答式試験

出願者	9, 118人
受験者	7, 183人
採点対象者	7, 135人
合格点	165点以上 (270点満点)
合格者	1, 711人

2 論文式試験

受験予定者	1, 711人
受験者	1, 643人
採点対象者	1, 635人
合格点	230点以上 (500点満点)
合格者	233人

3 口述試験

受験予定者	233人
受験者	233人
合格点	119点以上 (民事・刑事それぞれにつき基準点60点)
最終合格者	219人

(参考)

合格者の年齢 (平成24年12月末現在)

最低年齢	19歳
最高年齢	66歳
平均年齢	30.31歳

※ 受験願書に基づく情報

合格者の性別構成

男性	197人 (89.95%)
女性	22人 (10.05%)

※ 受験願書に基づく情報

平成24年司法試験予備試験

※ 本データは出願者の自己申告によるものである。

性別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	全最終合格者 に対する割合
男	7585	5996	1537	207	197	3.29%	89.95%
女	1533	1187	174	26	22	1.85%	10.05%
合計	9118	7183	1711	233	219	3.05%	100.00%

年齢別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	全最終合格者 に対する割合
19歳以下	24	24	1	1	1	4.17%	0.46%
20～24歳	1995	1731	296	86	86	4.97%	39.27%
25～29歳	963	700	139	40	39	5.57%	17.81%
30～34歳	1236	940	254	33	30	3.19%	13.70%
35～39歳	1296	979	278	28	26	2.66%	11.87%
40～44歳	1089	829	246	19	15	1.81%	6.85%
45～49歳	869	678	195	14	12	1.77%	5.48%
50～54歳	666	508	138	7	6	1.18%	2.74%
55～59歳	423	327	92	2	1	0.31%	0.46%
60～64歳	318	271	52	2	2	0.74%	0.91%
65～69歳	132	108	14	1	1	0.93%	0.46%
70～74歳	58	53	6			0.00%	0.00%
75～79歳	33	25				0.00%	0.00%
80歳以上	16	10				0.00%	0.00%
合計	9118	7183	1711	233	219	3.05%	100.00%

平成24年12月31日現在

職種別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	全最終合格者 に対する割合
公務員	805	618	160	18	18	2.91%	8.22%
教職員	98	71	12	1	1	1.41%	0.46%
会社員	1665	1236	271	18	15	1.21%	6.85%
法律事務所事務員	218	174	57	4	4	2.30%	1.83%
塾教師	164	135	42	1		0.00%	0.00%
自営業	439	337	91	4	4	1.19%	1.83%
法科大学院生	667	526	168	61	61	11.60%	27.85%
法科大学院以外大学院生	38	24	3			0.00%	0.00%
大学生	1919	1636	245	70	69	4.22%	31.51%
無職	2692	2122	580	49	41	1.93%	18.72%
その他	413	304	82	7	6	1.97%	2.74%
合計	9118	7183	1711	233	219	3.05%	100.00%

出願時現在

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	全最終合格者 に対する割合
大学卒業	4547	3556	877	64	56	1.57%	25.57%
大学在学中	1959	1657	244	70	69	4.16%	31.51%
大学中退	264	177	40	1	1	0.56%	0.46%
法科大学院修了	626	492	253	30	26	5.28%	11.87%
法科大学院在学中	706	555	175	61	61	10.99%	27.85%
法科大学院中退	112	69	11	1	1	1.45%	0.46%
法科大学院以外の大学院修了	551	430	84	6	5	1.16%	2.28%
法科大学院以外の大学院在学中	46	31	5			0.00%	0.00%
法科大学院以外の大学院中退	67	43	11			0.00%	0.00%
短期大学卒業	24	18	1			0.00%	0.00%
短期大学在学中	2	2				0.00%	0.00%
短期大学中退	1	1				0.00%	0.00%
高校卒業	135	94	7			0.00%	0.00%
高校在学中	2	2				0.00%	0.00%
高校中退	17	13				0.00%	0.00%
その他	59	43	3			0.00%	0.00%
合計	9118	7183	1711	233	219	3.05%	100.00%

出願時現在

過去の司法試験の受験経験	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	全最終合格者 に対する割合
受験したことがない	3210	2517	318	74	74	2.94%	33.79%
旧試験のみ受験したことがある	5265	4159	1132	129	119	2.86%	54.34%
新試験のみ受験したことがある	200	152	69	7	5	3.29%	2.28%
両方とも受験したことがある	443	355	192	23	21	5.92%	9.59%
合計	9118	7183	1711	233	219	3.05%	100.00%

出願時現在

平成24年司法試験受験状況(予備試験合格者)

※ 司法試験予備試験合格の資格に基づく受験者の参考情報である。

性別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	最終合格者合計 に対する割合
男	84	76	75	52	68.42%	89.66%
女	11	9	9	6	66.67%	10.34%
合計	95	85	84	58	68.24%	100.00%

年齢別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	最終合格者合計 に対する割合
20～24歳	35	31	31	30	96.77%	51.72%
25～29歳	4	4	4	4	100.00%	6.90%
30～34歳	18	16	15	11	68.75%	18.97%
35～39歳	16	14	14	4	28.57%	6.90%
40～44歳	12	11	11	5	45.45%	8.62%
45～49歳	4	4	4	2	50.00%	3.45%
50～54歳	2	2	2	1	50.00%	1.72%
55～59歳	2	2	2	0	0.00%	0.00%
60～64歳	2	1	1	1	100.00%	1.72%
合計	95	85	84	58	68.24%	100.00%

平成24年12月31日現在

職種別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	最終合格者合計 に対する割合
公務員	11	10	10	4	40.00%	6.90%
教職員	1	1	1	0	0.00%	0.00%
会社員	11	8	8	5	62.50%	8.62%
法律事務所事務員	2	2	2	0	0.00%	0.00%
塾教師	2	2	2	1	50.00%	1.72%
自営業	2	2	2	0	0.00%	0.00%
法科大学院生	11	9	9	8	88.89%	13.79%
大学生	32	28	28	26	92.86%	44.83%
無職	22	22	22	14	63.64%	24.14%
その他	1	1	0	0	0.00%	0.00%
合計	95	85	84	58	68.24%	100.00%

※ 本データは出願者の自己申告によるもの
出願時現在

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者	合格率 (対受験者)	最終合格者合計 に対する割合
大学卒業	42	38	38	20	52.63%	34.48%
大学在学中	32	28	27	26	92.86%	44.83%
法科大学院修了	3	3	3	0	0.00%	0.00%
法科大学院在学中	11	9	9	8	88.89%	13.79%
法科大学院中退	1	1	1	0	0.00%	0.00%
法科大学院以外の大学院修了	4	4	4	2	50.00%	3.45%
法科大学院以外の大学院中退	2	2	2	2	100.00%	3.45%
合計	95	85	84	58	68.24%	100.00%

※ 本データは出願者の自己申告によるもの
出願時現在

	受験者数	短答式試験の合格に必要な 成績を得た者数	最終合格者数	合格率
中央大法科大学院	489	399	202	41.31%
東京大法科大学院	379	303	194	51.19%
慶應義塾大法科大学院	347	285	186	53.60%
早稲田大法科大学院	472	332	155	32.84%
京都大法科大学院	280	233	152	54.29%
明治大法科大学院	401	247	82	20.45%
一橋大法科大学院	135	114	77	57.04%
大阪大法科大学院	177	128	74	41.81%
神戸大法科大学院	131	105	60	45.80%
予備試験合格者	85	84	58	68.24%
北海道大法科大学院	159	123	54	33.96%
九州大法科大学院	202	122	53	26.24%
名古屋大法科大学院	135	86	44	32.59%
同志社大法科大学院	229	140	44	19.21%
立命館大法科大学院	236	147	43	18.22%
首都大東京法科大学院	101	84	40	39.60%
東北大法科大学院	173	120	38	21.97%
上智大法科大学院	183	123	38	20.77%
関西学院大法科大学院	186	113	27	14.52%
関西大法科大学院	184	105	22	11.96%
日本大法科大学院	185	80	22	11.89%
千葉大法科大学院	66	49	21	31.82%
広島大法科大学院	91	55	19	20.88%
立教大法科大学院	112	65	19	16.96%
大阪市立大法科大学院	102	72	18	17.65%
法政大法科大学院	162	96	17	10.49%
学習院大法科大学院	85	60	16	18.82%
成蹊大法科大学院	99	64	16	16.16%
愛知大法科大学院	37	33	14	37.84%
西南学院大法科大学院	62	33	12	19.35%
新潟大法科大学院	63	28	12	19.05%
南山大法科大学院	70	39	12	17.14%
岡山大法科大学院	78	46	12	15.38%
横浜国立大法科大学院	83	53	12	14.46%
甲南大法科大学院	89	52	12	13.48%
創価大法科大学院	92	51	12	13.04%
専修大法科大学院	105	60	12	11.43%
近畿大法科大学院	37	21	9	24.32%
筑波大法科大学院	63	42	9	14.29%
中京大法科大学院	41	20	8	19.51%
広島修道大法科大学院	44	23	8	18.18%
山梨学院大法科大学院	49	28	8	16.33%
青山学院大法科大学院	68	39	8	11.76%
名城大法科大学院	72	43	8	11.11%
駿河台大法科大学院	105	42	8	7.62%
白鷗大法科大学院	40	24	7	17.50%
琉球大法科大学院	42	27	7	16.67%
静岡大法科大学院	47	22	7	14.89%
金沢大法科大学院	48	29	7	14.58%
神奈川大法科大学院	63	38	7	11.11%
東洋大法科大学院	65	31	7	10.77%
関東学院大法科大学院	39	18	6	15.38%
熊本大法科大学院	49	27	6	12.24%
桐蔭横浜大法科大学院	99	45	6	6.06%
大宮法科大学院大学	124	47	6	4.84%
福岡大法科大学院	31	16	5	16.13%
駒澤大法科大学院	51	29	5	9.80%
東海大法科大学院	51	19	5	9.80%
大東文化大法科大学院	65	30	5	7.69%
獨協大法科大学院	89	26	5	5.62%
明治学院大法科大学院	106	51	5	4.72%
北海学園大法科大学院	33	18	4	12.12%
鹿児島大法科大学院	37	20	4	10.81%
東北学院大法科大学院	43	19	4	9.30%
信州大法科大学院	54	32	4	7.41%
龍谷大法科大学院	89	35	4	4.49%
久留米大法科大学院	35	13	3	8.57%
大阪学院大法科大学院	54	20	3	5.56%
國學院大法科大学院	59	25	3	5.08%
京都産業大法科大学院	63	24	3	4.76%
島根大法科大学院	34	17	2	5.88%
香川大法科大学院	39	19	2	5.13%
愛知学院大法科大学院	43	14	2	4.65%
神戸学院大法科大学院	32	16	1	3.13%
姫路獨協大法科大学院	19	1	0	0.00%
総計	8387	5339	2102	25.06%

(注) 受験者数には、途中欠席者を含む。

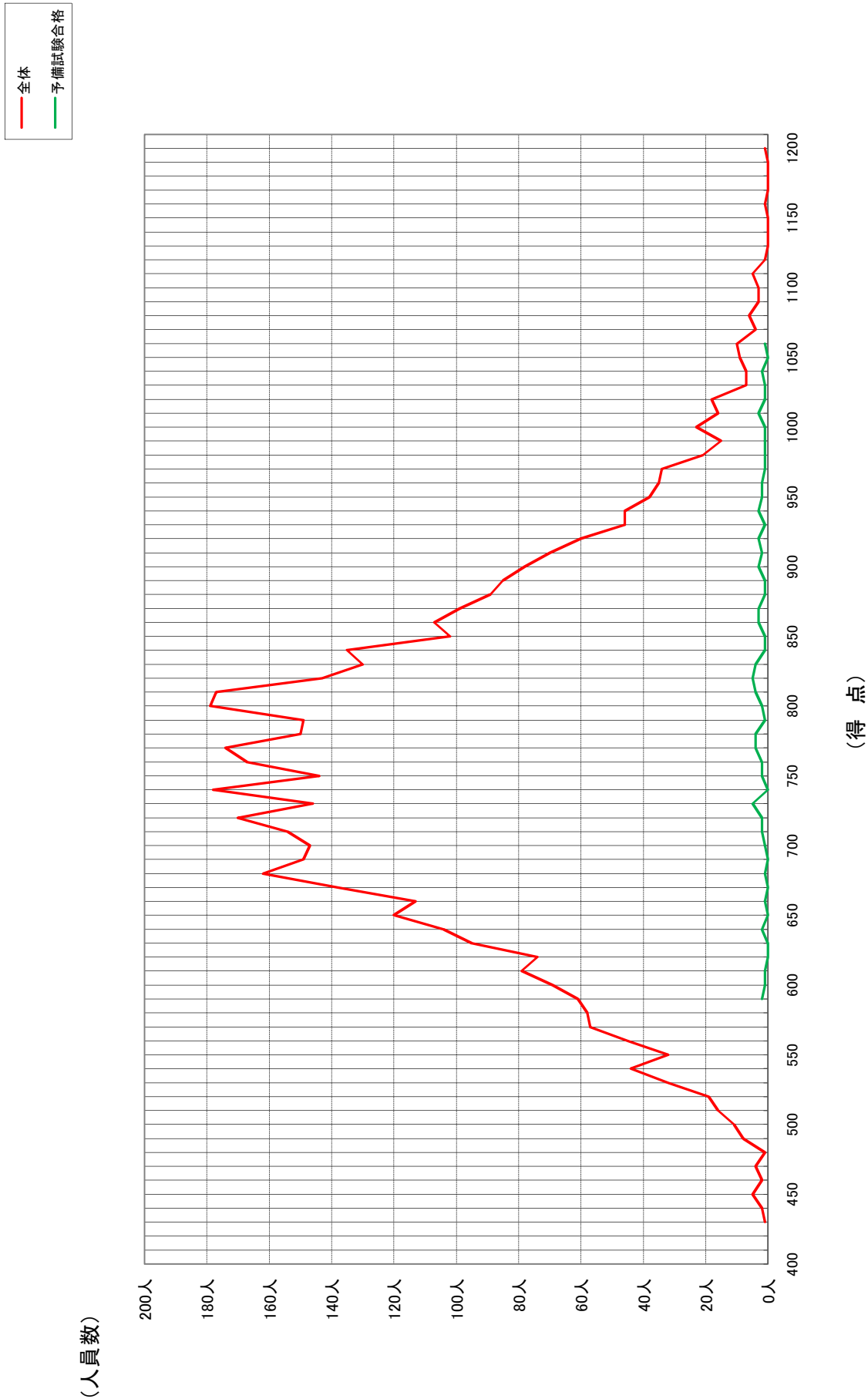
	受験者数	短答式試験の合格に必要な 成績を得た者数	最終合格者数	合格率
予備試験合格者	85	84	58	68.24%
一橋大法科大学院	135	114	77	57.04%
京大法科大学院	280	233	152	54.29%
慶應義塾大法科大学院	347	285	186	53.60%
東京大法科大学院	379	303	194	51.19%
神戸大法科大学院	131	105	60	45.80%
大阪大法科大学院	177	128	74	41.81%
中央大法科大学院	489	399	202	41.31%
首都大東京法科大学院	101	84	40	39.60%
愛知大法科大学院	37	33	14	37.84%
北海道大法科大学院	159	123	54	33.96%
早稲田大法科大学院	472	332	155	32.84%
名古屋大法科大学院	135	86	44	32.59%
千葉大法科大学院	66	49	21	31.82%
九州大法科大学院	202	122	53	26.24%
近畿大法科大学院	37	21	9	24.32%
東北大法科大学院	173	120	38	21.97%
広島大法科大学院	91	55	19	20.88%
上智大法科大学院	183	123	38	20.77%
明治大法科大学院	401	247	82	20.45%
中京大法科大学院	41	20	8	19.51%
西南学院大法科大学院	62	33	12	19.35%
同志社大法科大学院	229	140	44	19.21%
新潟大法科大学院	63	28	12	19.05%
学習院大法科大学院	85	60	16	18.82%
立命館大法科大学院	236	147	43	18.22%
広島修道大法科大学院	44	23	8	18.18%
大阪市立大法科大学院	102	72	18	17.65%
白鷗大法科大学院	40	24	7	17.50%
南山大法科大学院	70	39	12	17.14%
立教大法科大学院	112	65	19	16.96%
琉球大法科大学院	42	27	7	16.67%
山梨学院大法科大学院	49	28	8	16.33%
成蹊大法科大学院	99	64	16	16.16%
福岡大法科大学院	31	16	5	16.13%
岡山大法科大学院	78	46	12	15.38%
関東学院大法科大学院	39	18	6	15.38%
静岡大法科大学院	47	22	7	14.89%
金沢大法科大学院	48	29	7	14.58%
関西学院大法科大学院	186	113	27	14.52%
横浜国立大法科大学院	83	53	12	14.46%
筑波大法科大学院	63	42	9	14.29%
甲南大法科大学院	89	52	12	13.48%
創価大法科大学院	92	51	12	13.04%
熊本大法科大学院	49	27	6	12.24%
北海学園大法科大学院	33	18	4	12.12%
関西大法科大学院	184	105	22	11.96%
日本大法科大学院	185	80	22	11.89%
青山学院大法科大学院	68	39	8	11.76%
専修大法科大学院	105	60	12	11.43%
名城大法科大学院	72	43	8	11.11%
神奈川大法科大学院	63	38	7	11.11%
鹿児島大法科大学院	37	20	4	10.81%
東洋大法科大学院	65	31	7	10.77%
法政大法科大学院	162	96	17	10.49%
駒澤大法科大学院	51	29	5	9.80%
東海大法科大学院	51	19	5	9.80%
東北学院大法科大学院	43	19	4	9.30%
久留米大法科大学院	35	13	3	8.57%
大東文化大法科大学院	65	30	5	7.69%
駿河台大法科大学院	105	42	8	7.62%
信州大法科大学院	54	32	4	7.41%
桐蔭横浜大法科大学院	99	45	6	6.06%
島根大法科大学院	34	17	2	5.88%
獨協大法科大学院	89	26	5	5.62%
大阪学院大法科大学院	54	20	3	5.56%
香川大法科大学院	39	19	2	5.13%
國學院大法科大学院	59	25	3	5.08%
大宮法科大学院	124	47	6	4.84%
京都産業大法科大学院	63	24	3	4.76%
明治学院大法科大学院	106	51	5	4.72%
愛知学院大法科大学院	43	14	2	4.65%
龍谷大法科大学院	89	35	4	4.49%
神戸学院大法科大学院	32	16	1	3.13%
姫路獨協大法科大学院	19	1	0	0.00%
総計	8387	5339	2102	25.06%

(注) 受験者数には、途中欠席者を含む。

	受験者	合格者	合格率
予備試験合格者	85	58	68.24%
京大法科大学院	159	105	66.04%
一橋大法科大学院	85	54	63.53%
慶應義塾大法科大学院	204	121	59.31%
東京大法科大学院	222	131	59.01%
愛知大法科大学院	19	10	52.63%
大阪大法科大学院	85	43	50.59%
首都大東京法科大学院	51	24	47.06%
中央大法科大学院	267	123	46.07%
神戸大法科大学院	77	33	42.86%
名古屋大法科大学院	67	28	41.79%
早稲田大法科大学院	233	95	40.77%
西南学院大法科大学院	10	4	40.00%
南山大法科大学院	25	9	36.00%
北海道大法科大学院	67	23	34.33%
九州大法科大学院	84	26	30.95%
千葉大法科大学院	28	8	28.57%
創価大法科大学院	28	7	25.00%
熊本大法科大学院	12	3	25.00%
広島修道大法科大学院	4	1	25.00%
東北大法科大学院	72	17	23.61%
上智大法科大学院	76	17	22.37%
近畿大法科大学院	9	2	22.22%
東洋大法科大学院	9	2	22.22%
同志社大法科大学院	67	14	20.90%
筑波大法科大学院	15	3	20.00%
名城大法科大学院	15	3	20.00%
東北学院大法科大学院	10	2	20.00%
成蹊大法科大学院	26	5	19.23%
明治大法科大学院	171	31	18.13%
大阪市立大法科大学院	39	7	17.95%
広島大法科大学院	31	5	16.13%
関西学院大法科大学院	58	9	15.52%
岡山大法科大学院	39	6	15.38%
立命館大法科大学院	87	13	14.94%
青山学院大法科大学院	14	2	14.29%
中京大法科大学院	15	2	13.33%
駿河台大法科大学院	16	2	12.50%
山梨学院大法科大学院	16	2	12.50%
大阪学院大法科大学院	8	1	12.50%
専修大法科大学院	35	4	11.43%
白鷗大法科大学院	9	1	11.11%
北海学園大法科大学院	9	1	11.11%
日本大法科大学院	58	6	10.34%
鹿児島大法科大学院	10	1	10.00%
静岡大法科大学院	10	1	10.00%
立教大法科大学院	42	4	9.52%
関西大法科大学院	57	5	8.77%
横浜国立大法科大学院	24	2	8.33%
駒澤大法科大学院	13	1	7.69%
学習院大法科大学院	29	2	6.90%
桐蔭横浜大法科大学院	15	1	6.67%
甲南大法科大学院	17	1	5.88%
金沢大法科大学院	18	1	5.56%
新潟大法科大学院	18	1	5.56%
法政大法科大学院	48	2	4.17%
愛知学院大法科大学院	3	0	0.00%
大宮法科大学院大学	17	0	0.00%
香川大法科大学院	8	0	0.00%
神奈川大法科大学院	8	0	0.00%
関東学院大法科大学院	6	0	0.00%
京都産業大法科大学院	5	0	0.00%
久留米大法科大学院	2	0	0.00%
神戸学院大法科大学院	10	0	0.00%
國學院大法科大学院	9	0	0.00%
島根大法科大学院	8	0	0.00%
信州大法科大学院	14	0	0.00%
大東文化大法科大学院	10	0	0.00%
東海大法科大学院	11	0	0.00%
獨協大法科大学院	18	0	0.00%
姫路獨協大法科大学院	2	0	0.00%
福岡大法科大学院	9	0	0.00%
明治学院大法科大学院	30	0	0.00%
琉球大法科大学院	9	0	0.00%
龍谷大法科大学院	11	0	0.00%
総計	3207	1085	33.83%

(注) 受験者数には、途中欠席者を含む。

平成24年司法試験総合得点別人員数調(10点刻み)



規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月31日）（抜粋）

II 重点計画事項

18 法務・資格

(4) 法曹人口の拡大等

- ⑦ 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。

これは、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争となることが根源的に重要であることを示すものであり、法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である。両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目及び法律実務基礎科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する。

法務省はこれらを踏まえ、予備試験の制度設計を行う。

したがって、たとえば、予備試験の法律基本科目及び法律実務基礎科目に関する出題について、一般的に、法科大学院で指導・学習の対象となっていないものを出題範囲に含めたり、法律基本科目及び法律実務基礎科目並びに一般教養科目の出題内容の難易度を、法科大学院を修了できる水準に照らして高く設定したりすることによって、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法曹資格を得るにあたり、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにする。【平成20年度以降逐次検討・実施】(Ⅲ法務ア②c(ア))

また、法科大学院教育への協力の観点から法務省が作成し、法科大学院の希望により提供される刑事科目系の法科大学院向け教材は、実際の事案に即した内容とされており、題材とした個々の事件関係者のプライバシー保護等の観点から、法科大学院で使用される以外は非公開とされているが、これらの内容について必要な個人情報保護等の適切な措置を講じたうえで、可能な限り公表する方向で検討し、その結果を踏まえ措置すべきである。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。【平成22年11月末措置】(Ⅲ法務ア②c(イ))

